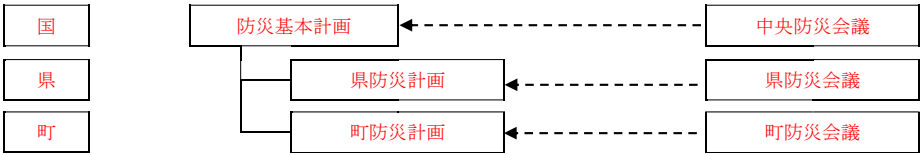


小鹿野町地域防災計画 新旧対照表

総論

頁	修正前	修正後
1	(新設)	<u>総則</u>
1	(新設)	<u>第1節 計画の目的</u>
1	(新設)	<u>第1 趣旨</u> <u>この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、小鹿野町の地域に係る災害について、町民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。</u>
		<u>1 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</u>
		<u>2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画</u>
		<u>3 災害応急対策に関する計画</u>
		<u>(1) 防災組織に関する計画</u>
		<u>(2) 情報の収集及び伝達に関する計画</u>
		<u>(3) 災害防除に関する計画</u>
		<u>(4) 被災者の救助保護に関する計画</u>
		<u>(5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画</u>
		<u>(6) その他の計画</u>
		<u>4 災害の復旧に関する計画</u>
		<u>5 その他必要と認める計画</u>
1	(新設)	<u>第2 計画の作成</u> <u>小鹿野町防災会議は、小鹿野町地域防災計画を作成し、及び当該計画に毎年検討を加</u>

頁	修正前	修正後
1	(新設)	<p><u>え、必要に応じて修正を行う。</u></p> <p><u>災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は、次のとおりである。</u></p>  <p><u>第3 計画の用語</u></p> <p><u>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>1 町</u> 小鹿野町</p> <p><u>2 町防災計画</u> 小鹿野町地域防災計画</p> <p><u>3 県</u> 埼玉県</p> <p><u>4 県防災計画</u> 埼玉県地域防災計画</p> <p><u>5 知事</u> 埼玉県知事</p> <p><u>6 町本部</u> 小鹿野町災害対策本部</p> <p><u>7 県本部</u> 埼玉県災害対策本部</p> <p><u>8 災対法</u> 災害対策基本法</p> <p><u>9 救助法</u> 災害救助法</p>
2	(新設)	<p><u>第2節 小鹿野町の概況</u></p>
2	(新設)	<p><u>第1 自然的条件</u></p> <p><u>1 位置</u></p> <p><u>本町は埼玉県の西北部、秩父山岳地帯のほぼ中央に位置し、東京都心部から 70km～80km の距離にある。東、南、西にかけて秩父市、北西は群馬県と接している。</u></p> <p><u>2 地形</u></p> <p><u>西部の山間地は急峻で、東部に平坦地が開けている。総面積は 171.26km²、全体の約</u></p>

頁	修正前	修正後
2	(新設)	<p><u>83%は山林・原野で占められている。河川は河岸段丘若しくはV字溪谷であり、地すべりやがけ崩れが起きやすい。地質は西部に中・古生層からなる秩父帯と山中地溝帯が分布し、東部は新生代新第三紀層で、大型は乳類「パレオパラドキシア」の化石が発見されるなど、地質学的に魅力のある地域である。</u></p> <p><u>3 気象</u></p> <p><u>内陸性の盆地気候で寒暖が激しい地域となっている。夏の気温は 30℃以上で蒸し暑く、雷雨が多い。冬は乾燥して冷え込みが強く、－8℃～－10℃まで下がる。</u></p> <p><u>第2 社会的条件</u></p> <p><u>1 人口</u></p> <p><u>令和2年国勢調査人口の総数は 10,928 人で、世帯数は 4,170 世帯となっている。人口は平成 12 年の 15,061 人に比べ、27.4%減少している。世帯数は平成 12 年の 4,541 世帯に比べ 8.2%減少し、1 世帯あたりの人員は 2.62 人と、年々核家族化が進行している。</u></p> <p><u>年少人口（0～14 歳）は 9.5%と年々減少傾向にあり、令和 2 年の県平均（11.7%）を下回る結果となっている。生産年齢人口（15～64 歳）は 51.5%となっており県平均（59.0%）より低く、減少傾向にある。反対に老年人口（65 歳以上）は 38.9%と県平均（26.3%）より高く、年々増加する傾向にある。</u></p>

人口と世帯の推移 単位：人、世帯

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	15,061	14,480	13,436	12,117	10,928
世 帯 数	4,541	4,583	4,503	4,363	4,170
1世帯あたりの人員	3.32	3.16	2.98	2.78	2.62
県 人 口	6,938,006	7,053,689	7,194,556	7,266,534	7,344,765
県 世 帯 数	2,482,374	2,647,746	2,841,595	2,971,659	3,162,743
1世帯あたりの人員(県)	2.79	2.58	2.53	2.45	2.32

資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移 単位：人、%

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年(県)
年 少 人 口 (0～14歳)	2,290	1,863	1,643	1,367	1,038	858,384
割 合	15.2%	12.9%	12.2%	11.3%	9.5%	11.7%
生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	9,177	8,744	7,849	6,712	5,624	4,335,188
割 合	60.9%	60.4%	58.4%	55.4%	51.5%	59.0%
老 年 人 口 (65歳以上)	3,594	3,872	3,944	4,037	4,248	1,934,994
割 合	23.9%	26.7%	29.4%	33.3%	38.9%	26.3%

資料：国勢調査

2 土地利用

本町は秩父多摩甲斐国立公園、県立西秩父自然公園、県立両神自然公園、県自然環境保全地域などに指定されており、豊かな自然に恵まれているため、今後、観光立地の面からも期待されている。このような環境の中に住宅地を中心に商業地、工業地を計画的に配置するとともに、それらを取り巻く農地と併せてバランスの良い都市の形成を図っていく。

3 交通

(1) 公共交通

本町の公共交通機関は、路線バスとデマンド型乗合タクシーにより構成されている。近年、自家用車への転換が進み、路線バスの利用者が減少傾向にあるが、自家用車等の交通手段を持たない人にとっては、買い物や通勤・通学、医療機関や福祉施設の利用など、生活圏内の移動に不可欠である。また、観光客等の移動手段としても重要である。

(2) 道路交通

本町の道路交通網は、国道299号、県道37号・43号・209号・279号・282号・283

頁	修正前	修正後												
3	(新設)	<p><u>号・367号及び主要な町道が幹線道路網を形成し、これらを補完するように町道が張り巡らされている。また、国道140号バイパスとなる西関東連絡道路の整備が進み、山梨方面や熊谷方面への交通の利便性が向上している。</u></p> <p><u>第3 災害履歴</u></p> <p><u>本町では、大雨、雷、降ひょうによる気象災害の被害が多いが、雷、降ひょうは災害としての規模が比較的小さい。</u></p> <p><u>また、台風や豪雨による災害の甚大化や熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがある。</u></p> <p><u>町の地域内で発生した災害は、次に示すとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1171 592 2085 1414"> <thead> <tr> <th>年 号</th> <th>西暦</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年 8月13日～15日</td> <td>1999</td> <td>大雨（熱帯低気圧の影響による集中豪雨） 13日から秩父地方で激しい雨が降り続き、13日15時から14日23時までの秩父での総降雨量は、448mmを記録した。 この記録的な大雨により、町内で河川の増水・氾濫、山崩れ・がけ崩れ等の土砂災害が発生したため、小鹿野町消防団に出場を要請し、警戒体制第2号配備によって警戒に当たった。 町内の被害：負傷者1名、自主避難26世帯、床上浸水3戸、床下浸水41戸、道路決壊40箇所、道路冠水26箇所、橋梁被害5箇所、河川被害9箇所、がけ崩れ77箇所、給水不能3000戸</td> </tr> <tr> <td>平成12年 2月17日</td> <td>2000</td> <td>山林火災 17日23時30分頃、日尾の父不見山付近で山林火災が発生し、翌18日14時に小鹿野町災害対策本部を設置、陸上自衛隊の災害派遣を要請、近県の防災航空隊・消防団の協力を得て消火活動にあたり、22日14時に鎮火した。 焼失面積：約35.9ha（埼玉県分約34.4ha、群馬県分約1.5ha） 人的被害：小鹿野町消防団員 1名（骨折）</td> </tr> <tr> <td>平成26年 2月14日</td> <td>2014</td> <td>大雪（急速に発達した低気圧の影響による大雪） 14日から15日にかけて、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、秩父では98cmと観測史上最大の積雪となった。 この大雪により、町では警戒体制第1号配備によって警戒に当たったが、災害応急対策を実施する必要があるため、16日正午から非常体制第1号配備に切り替え町本部を設置した。 町内の被害：負傷者3名、住家171件、カーポート等350件、農業用ハウス393棟、畜舎5棟、給水不能323世帯531人、孤立集落732世帯1,921人</td> </tr> </tbody> </table>	年 号	西暦	記 事	平成11年 8月13日～15日	1999	大雨（熱帯低気圧の影響による集中豪雨） 13日から秩父地方で激しい雨が降り続き、13日15時から14日23時までの秩父での総降雨量は、448mmを記録した。 この記録的な大雨により、町内で河川の増水・氾濫、山崩れ・がけ崩れ等の土砂災害が発生したため、小鹿野町消防団に出場を要請し、警戒体制第2号配備によって警戒に当たった。 町内の被害：負傷者1名、自主避難26世帯、床上浸水3戸、床下浸水41戸、道路決壊40箇所、道路冠水26箇所、橋梁被害5箇所、河川被害9箇所、がけ崩れ77箇所、給水不能3000戸	平成12年 2月17日	2000	山林火災 17日23時30分頃、日尾の父不見山付近で山林火災が発生し、翌18日14時に小鹿野町災害対策本部を設置、陸上自衛隊の災害派遣を要請、近県の防災航空隊・消防団の協力を得て消火活動にあたり、22日14時に鎮火した。 焼失面積：約35.9ha（埼玉県分約34.4ha、群馬県分約1.5ha） 人的被害：小鹿野町消防団員 1名（骨折）	平成26年 2月14日	2014	大雪（急速に発達した低気圧の影響による大雪） 14日から15日にかけて、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、秩父では98cmと観測史上最大の積雪となった。 この大雪により、町では警戒体制第1号配備によって警戒に当たったが、災害応急対策を実施する必要があるため、16日正午から非常体制第1号配備に切り替え町本部を設置した。 町内の被害：負傷者3名、住家171件、カーポート等350件、農業用ハウス393棟、畜舎5棟、給水不能323世帯531人、孤立集落732世帯1,921人
年 号	西暦	記 事												
平成11年 8月13日～15日	1999	大雨（熱帯低気圧の影響による集中豪雨） 13日から秩父地方で激しい雨が降り続き、13日15時から14日23時までの秩父での総降雨量は、448mmを記録した。 この記録的な大雨により、町内で河川の増水・氾濫、山崩れ・がけ崩れ等の土砂災害が発生したため、小鹿野町消防団に出場を要請し、警戒体制第2号配備によって警戒に当たった。 町内の被害：負傷者1名、自主避難26世帯、床上浸水3戸、床下浸水41戸、道路決壊40箇所、道路冠水26箇所、橋梁被害5箇所、河川被害9箇所、がけ崩れ77箇所、給水不能3000戸												
平成12年 2月17日	2000	山林火災 17日23時30分頃、日尾の父不見山付近で山林火災が発生し、翌18日14時に小鹿野町災害対策本部を設置、陸上自衛隊の災害派遣を要請、近県の防災航空隊・消防団の協力を得て消火活動にあたり、22日14時に鎮火した。 焼失面積：約35.9ha（埼玉県分約34.4ha、群馬県分約1.5ha） 人的被害：小鹿野町消防団員 1名（骨折）												
平成26年 2月14日	2014	大雪（急速に発達した低気圧の影響による大雪） 14日から15日にかけて、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、秩父では98cmと観測史上最大の積雪となった。 この大雪により、町では警戒体制第1号配備によって警戒に当たったが、災害応急対策を実施する必要があるため、16日正午から非常体制第1号配備に切り替え町本部を設置した。 町内の被害：負傷者3名、住家171件、カーポート等350件、農業用ハウス393棟、畜舎5棟、給水不能323世帯531人、孤立集落732世帯1,921人												

頁	修正前	修正後		
5	(新設)	<table border="1" data-bbox="1182 220 2092 574"> <tr> <td data-bbox="1182 220 1352 574">令和元年 10月12日</td> <td data-bbox="1352 220 2092 574"> 2019 大雨（令和元年東日本台風（台風第19号）の影響による記録的な大雨） 11日深夜から12日深夜にかけ、大型で非常に強い台風第19号により、広範囲で記録的な大雨となった。 累計雨量は小鹿野観測所で504mm、河原沢観測所で578mmとなり、町内では住家の一部破損、道路の陥没、孤立集落の発生などの被害が発生したため、小鹿野町消防団に出動を要請、陸上自衛隊に災害派遣を要請、非常体制2号配備（小鹿野町災害対策本部扱い）によって警戒にあたった。 町内の被害：避難者数504人、住家被害は全壊2棟、一部損壊5棟、床下浸水21棟、非住家被害は一部損壊4棟、床上浸水1棟、床下浸水6棟、道路損壊32箇所、道路冠水7箇所、橋りょう被害3箇所、河川被害10箇所、がけ崩れ84箇所、孤立世帯は27世帯52人 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1155 676 1447 703"><u>第3節 過去の地震の履歴</u></p> <p data-bbox="1178 719 2114 874"><u>町に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。この中から、過去に県内に被害を与えたと記録されている地震は、全部で17ある。</u></p> <p data-bbox="1178 890 2114 1002"><u>なかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震、及び1931年の西埼玉地震及び2011年の東日本大震災が上げられる。</u></p>	令和元年 10月12日	2019 大雨（令和元年東日本台風（台風第19号）の影響による記録的な大雨） 11日深夜から12日深夜にかけ、大型で非常に強い台風第19号により、広範囲で記録的な大雨となった。 累計雨量は小鹿野観測所で504mm、河原沢観測所で578mmとなり、町内では住家の一部破損、道路の陥没、孤立集落の発生などの被害が発生したため、小鹿野町消防団に出動を要請、陸上自衛隊に災害派遣を要請、非常体制2号配備（小鹿野町災害対策本部扱い）によって警戒にあたった。 町内の被害：避難者数504人、住家被害は全壊2棟、一部損壊5棟、床下浸水21棟、非住家被害は一部損壊4棟、床上浸水1棟、床下浸水6棟、道路損壊32箇所、道路冠水7箇所、橋りょう被害3箇所、河川被害10箇所、がけ崩れ84箇所、孤立世帯は27世帯52人
令和元年 10月12日	2019 大雨（令和元年東日本台風（台風第19号）の影響による記録的な大雨） 11日深夜から12日深夜にかけ、大型で非常に強い台風第19号により、広範囲で記録的な大雨となった。 累計雨量は小鹿野観測所で504mm、河原沢観測所で578mmとなり、町内では住家の一部破損、道路の陥没、孤立集落の発生などの被害が発生したため、小鹿野町消防団に出動を要請、陸上自衛隊に災害派遣を要請、非常体制2号配備（小鹿野町災害対策本部扱い）によって警戒にあたった。 町内の被害：避難者数504人、住家被害は全壊2棟、一部損壊5棟、床下浸水21棟、非住家被害は一部損壊4棟、床上浸水1棟、床下浸水6棟、道路損壊32箇所、道路冠水7箇所、橋りょう被害3箇所、河川被害10箇所、がけ崩れ84箇所、孤立世帯は27世帯52人			

頁	修正前	修正後																																																																																																																																					
6		<p style="text-align: center;"><u>県における被害地震</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 288 1317 416">発生年月日</th> <th data-bbox="1317 288 1451 416">マグニ チュード (M)</th> <th data-bbox="1451 288 1574 416">経度</th> <th data-bbox="1574 288 1704 416">緯度</th> <th data-bbox="1704 288 1832 416">深さ (km)</th> <th data-bbox="1832 288 1966 416">震源地域</th> <th data-bbox="1966 288 2101 416">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>818.</td> <td>7.5</td> <td>36.50</td> <td>139.50</td> <td>—</td> <td>関東諸国</td> <td></td> </tr> <tr> <td>878. 11. 1</td> <td>7.4</td> <td>35.50</td> <td>139.30</td> <td>—</td> <td>関東諸国</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1615. 6. 26</td> <td>6.5</td> <td>35.70</td> <td>139.70</td> <td>—</td> <td>江戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1630. 8. 2</td> <td>6.3</td> <td>35.75</td> <td>139.75</td> <td>—</td> <td>江戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1649. 7. 30</td> <td>7.0</td> <td>35.80</td> <td>139.50</td> <td>—</td> <td>武蔵・下野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1703. 12. 31</td> <td>8.2</td> <td>34.70</td> <td>139.80</td> <td>—</td> <td>関東南部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1791. 1. 1</td> <td>6.3</td> <td>35.80</td> <td>139.60</td> <td>—</td> <td>川越・蕨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1854. 12. 23</td> <td>8.4</td> <td>34.00</td> <td>137.80</td> <td>—</td> <td>東海</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1855. 11. 11</td> <td>6.9</td> <td>35.65</td> <td>139.80</td> <td>—</td> <td>江戸</td> <td>安政江戸地震</td> </tr> <tr> <td>1859. 1. 11</td> <td>6.0</td> <td>35.90</td> <td>139.70</td> <td>—</td> <td>岩槻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1894. 6. 20</td> <td>7.0</td> <td>35.70</td> <td>139.80</td> <td>—</td> <td>東京湾北部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1894. 10. 7</td> <td>6.7</td> <td>35.60</td> <td>139.80</td> <td>—</td> <td>東京湾北部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1923. 9. 1</td> <td>7.9</td> <td>35.20</td> <td>139.30</td> <td>—</td> <td>関東南部</td> <td>関東大地震</td> </tr> <tr> <td>1924. 1. 15</td> <td>7.3</td> <td>35.50</td> <td>139.20</td> <td>—</td> <td>丹沢山地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1931. 9. 21</td> <td>6.9</td> <td>36.15</td> <td>139.23</td> <td>0</td> <td>埼玉県北部</td> <td>西埼玉地震</td> </tr> <tr> <td>1968. 7. 1</td> <td>6.1</td> <td>35.59</td> <td>139.26</td> <td>50</td> <td>埼玉県中部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1989. 2. 19</td> <td>5.6</td> <td>36.01</td> <td>139.54</td> <td>54</td> <td>茨城県南西部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2011. 3. 11</td> <td>9.0</td> <td>38.10</td> <td>142.85</td> <td>24</td> <td>三陸沖</td> <td>東日本大震災</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	マグニ チュード (M)	経度	緯度	深さ (km)	震源地域	備考	818.	7.5	36.50	139.50	—	関東諸国		878. 11. 1	7.4	35.50	139.30	—	関東諸国		1615. 6. 26	6.5	35.70	139.70	—	江戸		1630. 8. 2	6.3	35.75	139.75	—	江戸		1649. 7. 30	7.0	35.80	139.50	—	武蔵・下野		1703. 12. 31	8.2	34.70	139.80	—	関東南部		1791. 1. 1	6.3	35.80	139.60	—	川越・蕨		1854. 12. 23	8.4	34.00	137.80	—	東海		1855. 11. 11	6.9	35.65	139.80	—	江戸	安政江戸地震	1859. 1. 11	6.0	35.90	139.70	—	岩槻		1894. 6. 20	7.0	35.70	139.80	—	東京湾北部		1894. 10. 7	6.7	35.60	139.80	—	東京湾北部		1923. 9. 1	7.9	35.20	139.30	—	関東南部	関東大地震	1924. 1. 15	7.3	35.50	139.20	—	丹沢山地		1931. 9. 21	6.9	36.15	139.23	0	埼玉県北部	西埼玉地震	1968. 7. 1	6.1	35.59	139.26	50	埼玉県中部		1989. 2. 19	5.6	36.01	139.54	54	茨城県南西部		2011. 3. 11	9.0	38.10	142.85	24	三陸沖	東日本大震災
発生年月日	マグニ チュード (M)	経度	緯度	深さ (km)	震源地域	備考																																																																																																																																	
818.	7.5	36.50	139.50	—	関東諸国																																																																																																																																		
878. 11. 1	7.4	35.50	139.30	—	関東諸国																																																																																																																																		
1615. 6. 26	6.5	35.70	139.70	—	江戸																																																																																																																																		
1630. 8. 2	6.3	35.75	139.75	—	江戸																																																																																																																																		
1649. 7. 30	7.0	35.80	139.50	—	武蔵・下野																																																																																																																																		
1703. 12. 31	8.2	34.70	139.80	—	関東南部																																																																																																																																		
1791. 1. 1	6.3	35.80	139.60	—	川越・蕨																																																																																																																																		
1854. 12. 23	8.4	34.00	137.80	—	東海																																																																																																																																		
1855. 11. 11	6.9	35.65	139.80	—	江戸	安政江戸地震																																																																																																																																	
1859. 1. 11	6.0	35.90	139.70	—	岩槻																																																																																																																																		
1894. 6. 20	7.0	35.70	139.80	—	東京湾北部																																																																																																																																		
1894. 10. 7	6.7	35.60	139.80	—	東京湾北部																																																																																																																																		
1923. 9. 1	7.9	35.20	139.30	—	関東南部	関東大地震																																																																																																																																	
1924. 1. 15	7.3	35.50	139.20	—	丹沢山地																																																																																																																																		
1931. 9. 21	6.9	36.15	139.23	0	埼玉県北部	西埼玉地震																																																																																																																																	
1968. 7. 1	6.1	35.59	139.26	50	埼玉県中部																																																																																																																																		
1989. 2. 19	5.6	36.01	139.54	54	茨城県南西部																																																																																																																																		
2011. 3. 11	9.0	38.10	142.85	24	三陸沖	東日本大震災																																																																																																																																	
6																																																																																																																																							

頁	修正前	修正後
6	(新設)	<u>第4節 地震被害想定</u>
6	(新設)	<u>第1 地震被害想定調査の概要</u> <p>県は、平成25年度に5回目となる「埼玉県地震被害想定調査」の報告書を作成した。 東日本大震災を踏まえ、首都直下地震に備えた新たな被害想定を実施した。また、平成28年度に地震被害量推計調査を実施している。</p> <p>調査における主な特徴は、①震源モデルについては、フィリピン海プレート上面の震源深さ等、新たな知見に基づくモデルとした。②想定地震については、想定外をなくす観点から科学的に考えうる最大級の想定地震を設定した。(深谷断層と綾瀬川断層を一体とした“関東平野北西縁断層帯地震”の設定) ③浅部地盤については、従来よりも地層を詳細に分析する“地質層序”をもとにして、より精緻化し、地盤モデルの精度をさらに向上させた。④検討対象については、これまで地震発生の確度が低いことから対象としなかった歴史地震も対象とした。⑤被害量の算出に当たっては、できる限り詳細な客観的データを収集・分析し、科学的根拠に基づき“現実的に考えうる最大の被害量”の把握に努めた。⑥火災延焼被害については、実際の市街地における密集状況や防火・耐火建物の状況を反映した火災延焼手法を採用した。⑦その他、最近の地震の被害状況を踏まえた新たな予測項目を設定したことである。</p>
6	(新設)	<u>第2 想定条件</u> <p>地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって、変わってくる。そこで、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して、予測を行った。</p> <p><u>1 季節・時刻3ケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏12時—大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース ・冬5時—大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース ・冬18時—火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース <p><u>2 風速2ケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3m/s—平均的な風速のケース ・8m/s—強風のケース
7		


想定地震の一覧

今回の調査の想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考に、以下の5つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源の深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一带の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の見地に基づく地震条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5～2%

想定地震の断層位置図



頁	修正前	修正後
		<p data-bbox="1205 209 1518 233"><u>活断層による地震動について</u></p> <p data-bbox="1182 248 2112 320"><u>活断層による地震動の推計に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。</u></p> <p data-bbox="1182 336 2112 408"><u>関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定した。</u></p> 

頁	修正前	修正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	(新設)	<p>第3 埼玉県地震被害想定調査における小鹿野町の被害想定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測内容</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">風速</th> <th rowspan="2">東京湾北部</th> <th rowspan="2">茨城南部</th> <th rowspan="2">元禄型関東</th> <th colspan="3">関東平野北西縁</th> <th colspan="2">立川断層帯</th> </tr> <tr> <th>(破壊開始点北)</th> <th>(破壊開始点中央)</th> <th>(破壊開始点南)</th> <th>(破壊開始点北)</th> <th>(破壊開始点南)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>半壊数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">火災</td> <td rowspan="6">焼失棟数</td> <td rowspan="2">冬5時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏12時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬18時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">人的被害</td> <td rowspan="6">死者数(人)</td> <td rowspan="2">冬5時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏12時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬18時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">負傷者数(人)</td> <td rowspan="2">冬5時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏12時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">生活支障</td> <td rowspan="4">避難所避難者数-1日後-(人)</td> <td rowspan="4">冬18時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所避難者数-1週間後-(人)</td> <td rowspan="2">冬18時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所避難者数-1月後-(人)</td> <td rowspan="2">冬18時</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数(人)</td> <td>夏12時</td> <td>-</td> <td>254</td> <td>225</td> <td>227</td> <td>875</td> <td>875</td> <td>875</td> <td>434</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン</td> <td rowspan="2">電力</td> <td rowspan="4">冬18時</td> <td>電柱被害数(本)</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停電世帯数-1日後-(世帯)</td> <td>3m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8m/s</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>上水道</td> <td>断水世帯数-1日後-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城南部	元禄型関東	関東平野北西縁			立川断層帯		(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)	建物	全壊数	-	-	0	0	0	1	1	1	0	0	半壊数	-	-	0	0	0	10	15	17	0	0	火災	焼失棟数	冬5時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	夏12時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	冬18時	3m/s	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8m/s	0	0	0	0	0	1	1	0	0	人的被害	死者数(人)	冬5時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	夏12時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	冬18時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0	負傷者数(人)	冬5時	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	夏12時	3m/s	0	0	0	1	2	3	0	0	8m/s	0	0	0	1	2	3	0	0	生活支障	避難所避難者数-1日後-(人)	冬18時	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0	避難所避難者数-1週間後-(人)	冬18時	3m/s	0	0	0	1	2	2	0	0	8m/s	0	0	0	1	2	2	0	0	避難所避難者数-1月後-(人)	冬18時	3m/s	0	0	0	1	2	2	0	0	8m/s	0	0	0	1	2	2	0	0	帰宅困難者数(人)	夏12時	-	254	225	227	875	875	875	434	389	ライフライン	電力	冬18時	電柱被害数(本)	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	8m/s	0	0	0	0	1	0	0	停電世帯数-1日後-(世帯)	3m/s	0	0	0	2	4	2	0	8m/s	0	0	0	2	4	2	0	上水道	断水世帯数-1日後-	-	-	0	0	0	3	1	1	0
項目	予測内容	ケース								風速	東京湾北部	茨城南部	元禄型関東	関東平野北西縁			立川断層帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建物	全壊数	-	-	0	0	0	1	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	半壊数	-	-	0	0	0	10	15	17	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
火災	焼失棟数	冬5時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		夏12時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		冬18時	3m/s	0	0	0	0	0	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			8m/s	0	0	0	0	0	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
人的被害	死者数(人)	冬5時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		夏12時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		冬18時	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	負傷者数(人)	冬5時	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
夏12時		3m/s	0	0	0	1	2	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		8m/s	0	0	0	1	2	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
生活支障	避難所避難者数-1日後-(人)	冬18時	3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			3m/s	0	0	0	2	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	2	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	避難所避難者数-1週間後-(人)	冬18時	3m/s	0	0	0	1	2	2	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	1	2	2	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	避難所避難者数-1月後-(人)	冬18時	3m/s	0	0	0	1	2	2	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	1	2	2	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
帰宅困難者数(人)	夏12時	-	254	225	227	875	875	875	434	389																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ライフライン	電力	冬18時	電柱被害数(本)	3m/s	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			8m/s	0	0	0	0	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	停電世帯数-1日後-(世帯)		3m/s	0	0	0	2	4	2	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			8m/s	0	0	0	2	4	2	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
上水道	断水世帯数-1日後-	-	-	0	0	0	3	1	1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

頁	修正前	修正後																																															
9	(新設)	<p><u>第4 平成28年度地震被害量推計調査</u></p> <p><u>国の地震調査研究推進本部は平成27年4月に「関東地域の活断層の地域評価」を公表し、綾瀬川断層（伊奈-川口区間）及び越生断層が活断層の可能性があると評価された。</u></p> <p><u>しかし、綾瀬川断層（伊奈-川口区間）については過去の活動、断層のずれの向き、活動性のいずれも評価できず、精度の良い資料を集積させ、活断層の存否を判断する必要があると国により評価された。この評価を受け、国による詳細な調査が進められている。また、越生断層も最新活動時期や平均活動間隔が不明とされている。</u></p> <p><u>綾瀬川断層（伊奈-川口区間）、越生断層については不明な事項もあるが、活断層であると仮定して、暫定的にこれらの断層による地震が発生した場合の被害量の調査を県は平成28年度に行った。</u></p> <table border="1" data-bbox="1178 692 2107 1168"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>深谷断層帯・綾瀬川断層</th> <th>越生断層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物被害</td> <td>全壊棟数</td> <td>(棟)</td> <td>約87,000</td> <td>約100</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数</td> <td>(棟)</td> <td>約173,000</td> <td>約1,200</td> </tr> <tr> <td>全半壊棟数</td> <td>(棟)</td> <td>約260,000</td> <td>約1,300</td> </tr> <tr> <td>火災（冬18時8m/s）</td> <td>焼失棟数</td> <td>(棟)</td> <td>約26,000</td> <td>約100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物被害（全半壊棟数）+火災焼失棟数合計（冬18時8m/s）</td> <td>(棟)</td> <td>約286,000</td> <td>約1,400</td> </tr> <tr> <td>火災（冬18時8m/s）</td> <td>出火件数</td> <td>(件)</td> <td>約500</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人的被害（冬5時8m/s）</td> <td>死者数</td> <td>(人)</td> <td>約5,800</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>(人)</td> <td>約40,000</td> <td>約200</td> </tr> <tr> <td>避難所避難者数（冬18時8m/s）</td> <td>1週間後</td> <td>(人)</td> <td>約300,000</td> <td>約400</td> </tr> </tbody> </table>				深谷断層帯・綾瀬川断層	越生断層	建物被害	全壊棟数	(棟)	約87,000	約100	半壊棟数	(棟)	約173,000	約1,200	全半壊棟数	(棟)	約260,000	約1,300	火災（冬18時8m/s）	焼失棟数	(棟)	約26,000	約100	建物被害（全半壊棟数）+火災焼失棟数合計（冬18時8m/s）		(棟)	約286,000	約1,400	火災（冬18時8m/s）	出火件数	(件)	約500	約10	人的被害（冬5時8m/s）	死者数	(人)	約5,800	約10	負傷者数	(人)	約40,000	約200	避難所避難者数（冬18時8m/s）	1週間後	(人)	約300,000	約400
			深谷断層帯・綾瀬川断層	越生断層																																													
建物被害	全壊棟数	(棟)	約87,000	約100																																													
	半壊棟数	(棟)	約173,000	約1,200																																													
	全半壊棟数	(棟)	約260,000	約1,300																																													
火災（冬18時8m/s）	焼失棟数	(棟)	約26,000	約100																																													
建物被害（全半壊棟数）+火災焼失棟数合計（冬18時8m/s）		(棟)	約286,000	約1,400																																													
火災（冬18時8m/s）	出火件数	(件)	約500	約10																																													
人的被害（冬5時8m/s）	死者数	(人)	約5,800	約10																																													
	負傷者数	(人)	約40,000	約200																																													
避難所避難者数（冬18時8m/s）	1週間後	(人)	約300,000	約400																																													
10	(新設)	<p><u>第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。</u></p>																																															

頁	修正前	修正後
10	(新設)	<p><u>第1 小鹿野町</u></p> <p><u>町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。</u></p> <p><u>町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町域内の公共団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 災害予防</u></p> <p><u>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。</u></p> <p><u>(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</u></p> <p><u>2 災害応急対策</u></p> <p><u>(1) 警報の及び避難情報の発令に関すること。</u></p> <p><u>(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。</u></p> <p><u>(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。</u></p> <p><u>(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。</u></p> <p><u>(5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。</u></p> <p><u>(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</u></p> <p><u>(7) 犯罪の予防、交通対策その他災害地における社会秩序の維持に関すること。</u></p> <p><u>(8) 緊急輸送の確保に関すること。</u></p> <p><u>(9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</u></p>
10	(新設)	<p><u>第2 埼玉県</u></p> <p><u>県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</u></p> <p><u>1 秩父地域振興センター</u></p> <p><u>(1) 県災害対策本部秩父支部の設置及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害情報の収集及び報告に関すること。</u></p> <p><u>(3) 秩父防災基地の開設及び運営に関すること。</u></p> <p><u>2 秩父福祉事務所</u></p> <p><u>(1) 福祉関係各法に基づく保護に関すること。</u></p> <p><u>(2) 日本赤十字社県支部との連絡に関すること</u></p> <p><u>3 秩父保健所</u></p> <p><u>(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。</u></p> <p><u>(2) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。</u></p> <p><u>(3) そ族、衛生害虫等の消毒方法の指示に関すること。</u></p> <p><u>(4) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。</u></p> <p><u>(5) 災害救助食品の衛生に関すること。</u></p> <p><u>(6) 病院、診療所及び助産所に関すること。</u></p> <p><u>(7) り災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。</u></p> <p><u>4 秩父農林振興センター</u></p> <p><u>(1) 農林畜水産被害状況の調査に関すること。</u></p> <p><u>(2) 農作物等農業共済に関すること。</u></p> <p><u>(3) 農業災害融資に関すること。</u></p> <p><u>(4) 主要農作物の種子及び苗の確保に関すること。</u></p> <p><u>(5) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(6) 防除機具及び農薬の調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) 治山、森林管理道施設の応急対策に関すること。</u></p> <p><u>5 秩父県土整備事務所</u></p> <p><u>(1) 降水量及び水位等の観測通報に関すること。</u></p> <p><u>(2) 洪水予報の受理及び通報に関すること。</u></p> <p><u>(3) 河川、道路及び橋梁等の被害状況の調査及び応急修繕に関すること。</u></p>

頁	修正前	修正後
11	(新設)	<p><u>6 小鹿野警察署</u></p> <p><u>(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。</u></p> <p><u>(2) 警告及び避難誘導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。</u></p> <p><u>(4) 交通対策に関すること。</u></p> <p><u>(5) 犯罪の予防検挙に関すること。</u></p> <p><u>(6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。</u></p> <p><u>(7) 漂流物の処理に関すること。</u></p> <p><u>(8) その他治安維持に必要な措置に関すること。</u></p> <p><u>第3 消防</u></p> <p><u>1 秩父消防本部</u></p> <p><u>(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 消防防災に関する広域的な施設及び設備の整備に関すること。</u></p> <p><u>(3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。</u></p> <p><u>(4) 消防知識の啓発、普及に関すること。</u></p> <p><u>(5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。</u></p> <p><u>(6) 火災発生時の消火活動に関すること。</u></p> <p><u>(7) 水防活動の協力に関すること。</u></p> <p><u>(8) 被災者の救助、救援に関すること。</u></p> <p><u>2 小鹿野町消防団</u></p> <p><u>(1) 消火活動に関すること。</u></p> <p><u>(2) 水防活動に関すること。</u></p> <p><u>(3) 救助、救援活動に関すること。</u></p> <p><u>(4) 消防知識の啓発、普及に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他災害活動に関すること。</u></p>
12	(新設)	<p><u>第4 指定地方行政機関</u></p> <p><u>国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（対法第3条第1項）</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>1 関東農政局</u></p> <p><u>(1) 災害予防対策</u></p> <p><u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 応急対策</u></p> <p><u>ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。</u></p> <p><u>イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。</u></p> <p><u>ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</u></p> <p><u>エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。</u></p> <p><u>オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。</u></p> <p><u>カ 応急用食料・物資の支援に関すること。</u></p> <p><u>キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。</u></p> <p><u>ク 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。</u></p> <p><u>ケ 関係職員の派遣に関すること。</u></p> <p><u>(3) 復旧対策</u></p> <p><u>ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。</u></p> <p><u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</u></p> <p><u>2 東京管区気象台（熊谷地方気象台）</u></p> <p><u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</u></p> <p><u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u></p> <p><u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u></p> <p><u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u></p> <p><u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u></p> <p><u>(6) 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説・防災対策への助言を行うこと。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</u></p> <p><u>3 秩父労働基準監督署</u></p> <p><u>(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職業の安定に関すること。</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>4 関東地方整備局</u></p> <p><u>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</u></p> <p><u>(1) 災害予防</u></p> <p><u>ア 災害対策の推進に関すること。</u></p> <p><u>イ 危機管理体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。</u></p> <p><u>エ 防災教育等の実施に関すること。</u></p> <p><u>オ 防災訓練に関すること。</u></p> <p><u>カ 再発防止対策の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策</u></p> <p><u>ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>イ 活動体制の確保に関すること。</u></p> <p><u>ウ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。</u></p> <p><u>エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。</u></p> <p><u>オ 災害時における応急工事等の実施に関すること。</u></p> <p><u>カ 災害発生時における交通等の確保に関すること。</u></p> <p><u>キ 緊急輸送に関すること。</u></p> <p><u>ク 二次災害の防止対策に関すること。</u></p> <p><u>ケ ライフライン施設の応急復旧に関すること。</u></p> <p><u>コ 地方公共団体等への支援に関すること。</u></p> <p><u>サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。</u></p> <p><u>シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。</u></p> <p><u>ス 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害復旧・復興</u></p> <p><u>ア 災害復旧の実施に関すること。</u></p> <p><u>イ 都市の復興に関すること。</u></p>

頁	修正前	修正後
13	(新設)	<p><u>ウ 被災事業者等への支援措置に関すること。</u></p> <p><u>第5 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）</u></p> <p><u>1 災害派遣の準備</u></p> <p><u>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。</u></p> <p><u>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>2 災害派遣の実施</u></p> <p><u>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救</u> <u>援又は応急復旧の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。</u></p>
14	(新設)	<p><u>第6 指定公共機関</u></p> <p><u>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）</u></p> <p><u>1 東日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ</u></p> <p><u>(1) 電気通信設備の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時における重要通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></p> <p><u>2 KDDI株式会社</u></p> <p><u>(1) 重要通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</u></p> <p><u>3 日本郵便株式会社</u></p> <p><u>(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>(2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。</u></p> <p><u>4 日本赤十字社</u></p> <p><u>(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。</u></p>

頁	修正前	修正後
14	(新設)	<p><u>(2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。</u></p> <p><u>5 日本放送協会（NHK）</u></p> <p><u>(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。</u></p> <p><u>6 日本通運株式会社</u></p> <p><u>災害応急活動のため、知事の車両借上要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。</u></p> <p><u>7 東京電力パワーグリッド株式会社</u></p> <p><u>(1) 災害時における電力供給に関すること。</u></p> <p><u>(2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></p> <p><u>※県防災計画に記載のある指定公共機関のうち、町に関係するもののみ記載</u></p> <p><u>第7 指定地方公共機関</u></p> <p><u>1 一般社団法人埼玉県トラック協会</u></p> <p><u>災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。</u></p> <p><u>2 株式会社テレビ埼玉</u></p> <p><u>(1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。</u></p> <p><u>3 株式会社エフエムナックファイブ</u></p> <p><u>(1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。</u></p> <p><u>(2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。</u></p> <p><u>4 一般社団法人埼玉県医師会、一般社団法人埼玉県歯科医師会、公益社団法人埼玉県看護協会</u></p> <p><u>(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。</u></p>

頁	修正前	修正後
15	(新設)	<p><u>(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>5 一般社団法人埼玉県バス協会</u></p> <p><u>災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。</u></p> <p><u>6 一般社団法人埼玉県LPガス協会</u></p> <p><u>(1) LPガス供給施設の安全保安に関すること。</u></p> <p><u>(2) LPガスの供給の確保に関すること。</u></p> <p><u>(3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。</u></p> <p><u>(4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。</u></p> <p><u>第8 一部事務組合</u></p> <p><u>1 秩父広域市町村圏組合（秩父消防本部を除く。）</u></p> <p><u>(1) 災害時におけるごみの処理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。</u></p> <p><u>(3) 飲料水の供給活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 施設の防衛及び復旧に関すること。</u></p>
15	(新設)	<p><u>第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</u></p> <p><u>地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)</u></p> <p><u>また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>【公共的団体等の協力業務の例】</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。</u> <u>・ 災害時における広報等に協力すること。</u> <u>・ 出火の防止及び初期消火に協力すること。</u> <u>・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。</u> <u>・ 被災者の救助業務に協力すること。</u> <u>・ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。</u> <u>・ 被害状況の調査に協力すること。</u> </div> <p><u>1 一般社団法人秩父郡市医師会（以下「秩父郡市医師会」という。）、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。</u> <u>(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。</u> <u>(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</u> <p><u>2 ちちぶ農業協同組合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</u> <u>(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。</u> <u>(3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。</u> <u>(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。</u> <u>(5) 農産物の需給調整に関すること。</u> <p><u>3 秩父広域森林組合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 県、町が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。</u> <u>(2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。</u> <p><u>4 西秩父商工会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。</u> <u>(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。</u> <u>(3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。</u>

頁	修正前	修正後
		<p><u>5 一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部</u></p> <p><u>(1) 町が実施する災害応急対策及び復旧対策等の協力に関すること。</u></p> <p><u>(2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時における応急仮設住宅建設についての協力に関すること。</u></p> <p><u>(4) 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること。</u></p> <p><u>6 社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会（以下「小鹿野町社会福祉協議会」という。）</u></p> <p><u>(1) 高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者（児）など災害対応能力の弱い者、また言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者などを含めた要配慮者の支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。</u></p> <p><u>7 病院等経営者</u></p> <p><u>(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 被災時の病人等の受入れ、保護に関すること。</u></p> <p><u>(3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。</u></p> <p><u>8 社会福祉施設経営者</u></p> <p><u>(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時における受入対象者の保護に関すること。</u></p> <p><u>9 金融機関</u></p> <p><u>被災事業者等に対する資金の融資に関すること。</u></p> <p><u>10 女性団体等社会教育団体</u></p> <p><u>町が実施する応急対策についての協力に関すること。</u></p> <p><u>11 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）</u></p> <p><u>災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること。</u></p> <p><u>12 町民</u></p> <p><u>食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。</u></p>

頁	修正前	修正後
21	<p>風水害・事故災害等対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災組織整備計画 (略)</p> <p>第1 小鹿野町防災会議 町に、小鹿野町防災会議を置く。(災対法第16条) 防災会議の組織及び運営については、<u>関係法令、小鹿野町防災会議条例の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <div data-bbox="208 1094 1117 1190" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 秩父郡小鹿野町防災会議委員名簿 (P2)</p> <p>○ 秩父郡小鹿野町防災会議条例 (P8)</p> </div>	<div data-bbox="1187 233 2096 300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 防災関係機関連絡先一覧 (P1)</p> </div> <p>風水害・事故災害等対策編</p> <p>(削除)</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災組織整備計画 (略)</p> <p>第1 小鹿野町防災会議 町に、小鹿野町防災会議を置く。(災対法第16条) 防災会議の組織及び運営については、<u>小鹿野町防災会議条例に定めるところによる。また、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。なお、その所掌事務については、次のとおりとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <div data-bbox="1187 1094 2096 1190" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 秩父郡小鹿野町防災会議委員名簿 (P3)</p> <p>○ 小鹿野町防災会議条例 (P126)</p> </div>
21	<p>第2 小鹿野町災害対策本部 町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、<u>町災害対策本部（以下本部という。）</u>を設置する。(災対法第23条の2)</p>	<p>第2 町本部 町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、町本部を設置する。(災対法第23条の2)</p>

頁	修正前	修正後
21	<p>第3 防災関係機関 (略)</p> <p>第4 応援協力体制</p> <p>第5 公共的団体等との協力体制の確立</p>	<p>第3 防災関係機関 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
21	<p>第6 自主防災組織の整備</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民による自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。</p> <p>このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。</p> <p>1 組織化の推進 (略)</p> <p>2 自主防災組織の活動内容</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</u> (新設)</p> <p>(2) 非常時 (略)</p> <p>3 活動の充実・強化 (略)</p> <p>また、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行う。</p>	<p>第4 自主防災組織の整備</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民による自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。</p> <p>このため、地域に密着した自主防災組織の結成及び組織率の向上を促進する。<u>併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</u></p> <p>1 組織化の推進 (略)</p> <p>2 自主防災組織の活動内容</p> <p>(1) 平時</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>初期消火資機材、救助用資機材及び救護用資機材等の整備・点検等</u> <u>カ 地域内の危険箇所や要配慮者等の把握</u></p> <p>(2) 発災時 (略)</p> <p>3 活動の充実・強化 (略)</p> <p>また、自主防災組織の活性化や<u>町民が自らまちづくりに関わり地域課題を解決する意識の醸成</u>を図るため、既存組織の活動の活性化や<u>1組織に複数のリーダーを置くこと、組織の中心的役割を担う者及び女性リーダー</u>の育成に関して指導・助言を行う。</p>

頁	修正前	修正後
23	<p>第7 民間防火組織の整備 (略)</p>	<p>第5 民間防火組織の整備 (略)</p>
23	<p>第8 事業所等の防災組織の整備 大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも多い。<u>このため、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。</u></p> <p>1 施設内の防災組織の育成 (略)</p> <p>2 事業所内の防災組織の育成 町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、<u>連携を図る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 関係機関への協力体制の確立 (略)</p>	<p>第6 事業所等の防災組織の整備 大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間町外へ通勤して不在のケースも多い。<u>町は、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。</u></p> <p>1 施設内の防災組織の育成 (略)</p> <p>2 事業所内の防災組織の育成 町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけ<u>連携を図り、被害の拡大を防止する。</u> <u>町は、中小企業等に災害時に重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促す。また、企業等の事業継続計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>3 危険物等関連施設の防災対策 <u>町は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。</u> <u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>4 関係機関への協力体制の確立 (略)</p>
24	<p>第9 ボランティア等の活動環境の整備 (略)</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p>	<p>第7 ボランティア等の活動環境の整備 (略)</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p>

頁	修正前	修正後
	<p>町は、<u>平常時から小鹿野町社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努めるとともに、発災後には、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを設置する。</u></p> <p>2 災害ボランティアセンター内の業務</p> <p>ボランティアセンターでは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入、<u>派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務</u>を行う。また、被災が甚大な場合、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。</p> <p>3 ボランティア活動の環境整備</p> <p>町は、<u>ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 県の災害ボランティア登録制度の周知等</p> <p><u>県は、災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人又はグループを対象として、災害ボランティアの登録制度を実施している。町は、町民、事業所に対し県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼び掛けを積極的に行う。</u></p> <p><u>なお、災害時における災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。</u></p> <p>(1) 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分等</p> <p>(2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等</p>	<p>町は、<u>平時</u>から小鹿野町社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努め<u>災害ボランティアセンターの設置、受付及び活動（炊き出し、清掃、救援物資の仕分等）の訓練を実施する。</u></p> <p>発災後には、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを設置する。</p> <p>2 災害ボランティアセンター内の業務</p> <p>ボランティアセンターでは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入<u>れ</u>、振り分けなどを行う。また、被災が甚大な場合、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の<u>支援</u>を要請する。</p> <p>3 ボランティア<u>支援及び活動環境の整備</u></p> <p>町は、<u>NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、小鹿野町社会福祉協議会等の関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。</u></p> <p><u>また、災害時に、町は、小鹿野町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。</u></p> <p>4 <u>ボランティア関係機関等との情報共有</u></p> <p><u>町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。</u></p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(3) ボランティアコーディネート業務</p> <p>5 災害救援専門ボランティアの派遣要請</p> <p>災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。</p> <p>そこで、町は、必要に応じて下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアの派遣を県に要請し、災害時の人員不足に備える。</p> <p><専門分野（例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアコーディネーター ・ 心のケア ・ 乳幼児保育 ・ 介護 ・ 手話通訳 ・ 外国語通訳 ・ 情報・通信 ・ 土木・建築 <p>6 応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣要請</p> <p>町は、必要に応じて、県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。</p>	<p>(削除)</p> <p>5 <u>被災建築物</u>応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣要請</p> <p>町は、必要に応じて、県に<u>被災建築物</u>応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。</p> <p><u>また、町は、平時から被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成し、判定体制を整備・維持に努める。</u></p>
24	<p>第10 地区防災計画の策定</p> <p>災害対策基本法による地区防災計画の策定を通じて、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、町民や自主防災組織に対して、地区防災計画の策定に係る情報提供等を行うとともに、地区防災計画の提案手続きを<u>検討する。</u></p>	<p>第8 地区防災計画の策定</p> <p>災害対策基本法による地区防災計画の策定を通じて、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、町民や自主防災組織に対して、地区防災計画の策定に係る情報提供等を行うとともに、地区防災計画の提案手続き<u>の検討及び策定を推進する。</u></p>
25	<p>第15節 防災まちづくり計画</p> <p>大規模災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える市街地における避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとす</p>	<p>第2節 防災まちづくり計画</p> <p>大規模災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える市街地における避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとす</p>

頁	修正前	修正後
25	<p>るまちの防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第1 防災まちづくりの基本</p> <p>町民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。</p> <p>また、防災まちづくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりなどのソフト施策が重要である。</p> <p>このため、町は、自治組織を単位とする自主防災組織の育成・強化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;">防災まちづくりの基本的な考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 高齢者・<u>障害者</u>等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。</p> <p>⑤ (略)</p> </div>	<p>るまちの防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりに努めるものとする。</p> <p><u>また、コンパクトシティの形成を見据え公共施設の統廃合を検討し、中長期的な視点による計画的な公共施設の維持管理や更新に取り組み、防災活動拠点となる公共施設の整備を図るものとする。</u></p> <p>第1 防災まちづくりの基本</p> <p>町民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。</p> <p>また、防災まちづくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりなどのソフト施策が重要である。</p> <p>このため、町は、自治組織を単位とする自主防災組織の育成・強化や、<u>子どもから高齢者までが参加できる防災・減災活動の取組</u>を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p><u>建設業による道路啓開等の復旧・復興を担う人材を含めた労働者の育成と確保のため、雇用促進普及啓発事業の推進を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">防災まちづくりの基本的な考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 高齢者・<u>障がい者</u>等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。</p> <p>⑤ (略)</p> </div>
25	<p>第2 防災まちづくりの基本的施策</p> <p>1 自然空間の計画的保全</p> <p>公園、<u>緑地</u>は、市街地における緑のオープンスペースとして、町民の憩いの場として、またレクリエーションやスポーツの場として重要な役割を果たしていると同時に、災害時には、延焼遮断空間、避難空間、救援活動の拠点として重要な役割を有している。</p> <p>このため、公園の樹林、<u>緑地の保全</u>や<u>公共用地・家庭の緑化</u>を推進するとともに、都市公園等については、<u>耐震性貯水槽</u>や<u>夜間照明</u>、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。</p>	<p>第2 防災まちづくりの基本的施策</p> <p>1 自然空間の計画的保全</p> <p>公園・<u>緑地</u>は、市街地における緑のオープンスペースとして、町民の憩いの場として、またレクリエーションやスポーツの場として重要な役割を果たしていると同時に、災害時には、延焼遮断空間、避難空間、救援活動の拠点として重要な役割を有している。</p> <p>このため、公園の樹林、<u>緑地の保全</u>を推進するとともに、都市公園等については、<u>耐震性貯水槽</u>、<u>防災井戸</u>、<u>夜間照明</u>、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>2 避難地、避難路の確保・整備の推進 (略)</p> <p>3 延焼遮断空間・地区骨格道路の整備 (略)</p> <p>4 地区防災拠点の整備 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。</u></p> <p>2 避難地、避難路の確保・整備の推進 (略)</p> <p>3 延焼遮断空間・地区骨格道路の整備 (略)</p> <p>4 地区防災拠点の整備 (略)</p> <p><u>5 エネルギーの確保</u></p> <p><u>町は、電力供給が途絶した場合を想定し、企業や家庭において代替電力として蓄電池等の普及促進を図る。また、木質バイオマス発電や太陽光発電、水力発電などの再生可能エネルギーの導入とその活用・転用を促進し、雨水の再利用、井戸水及び自家用発電機の普及に努める。</u></p>
27	<p>第2節 防災教育計画 (略)</p>	<p>第3節 防災教育計画 (略)</p>
27	<p>第1 町職員に対する防災教育 (略)</p> <p>1 <u>災害時職員対応マニュアル</u>の活用 発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した<u>危機管理・防災ハンドブック</u>を配布し、周知を図る。 <u>危機管理・防災ハンドブック</u>の作成に当たっては、以下の内容に留意する。 (1)～(9) (略)</p> <p>2 防災訓練の実施 災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。</p>	<p>第1 町職員に対する防災教育 (略)</p> <p>1 <u>職員初動マニュアル</u>の活用 発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した<u>職員初動マニュアル</u>を配布し、周知を図る。 <u>職員初動マニュアル</u>の作成に当たっては、以下の内容に留意する。 (1)～(9) (略)</p> <p>2 防災訓練の実施 災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。<u>また、図上訓練やシミュレーション訓練等を実施し、職員に災害時におけるとるべき行動、任務等の周知徹底を図る。</u></p>

頁	修正前	修正後
27	<p>3 研修会及び講演会等の実施 (略)</p> <p>4 防災機器操作の習熟 (略)</p> <p>第2 一般町民に対する防災教育 (略)</p> <p>1 普及・啓発の内容 (1)～(9) (略)</p> <p>2 普及・啓発の方法 (1) 防災関係資料の作成配布 災害発生時に町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、防災マップ等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発を図る。 「広報おがの」や町ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 研修会及び講演会等の実施 (略)</p> <p>4 防災機器操作の習熟 (略)</p> <p>第2 一般町民に対する防災教育 (略)</p> <p>1 普及啓発の内容 (1)～(9) (略)</p> <p>2 普及啓発の方法 (1) 防災関係資料の作成配布 <u>町は</u>、災害発生時に町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、<u>マイ・タイムライン作成に関するパンフレット</u>、防災マップ等を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。 <u>町民は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成に努める。</u> 「広報おがの」や町ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及啓発を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>マイ・タイムライン作成の留意点</u></p> <p style="text-align: center;">～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より～</p> <p><u>1. 事前の確認</u></p> <p><u>①住んでいる場所の特徴</u> <u>住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認</u></p> <p><u>②避難先の想定</u> <u>住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるように複数の避難場所を想定しておく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」</u> <u>・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」</u> </div>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 講演会・研修会の実施 災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。</p> <p>(3) 防災教育用教材の貸出し 防災教育に役立つ映画、ビデオ、スライド等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。</p> <p>(4) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」</u></p> <p><u>2. 情報の入手</u> <u>気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。</u></p> <p><u>3. 早めの避難</u></p> </div> <p>(2) 講演会・研修会の実施 <u>町は、</u>災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。<u>また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会を開催する。</u></p> <p>(3) 防災教育用教材の貸出し <u>町は、</u>防災教育に役立つ映画、ビデオ、スライド等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。</p> <p>(4) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実 (略) <u>(5) あらゆる組織を通じた普及啓発の実施</u> <u>町は、町内で活動する老人クラブ等、あらゆる組織を通じて普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 家庭での防災力の向上</u> <u>町は、家庭内での備蓄の普及啓発に努める。特に飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」の導入を促す。</u> <u>また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行うよう啓発する。</u></p> <p><u>4 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進</u> <u>町の防災主管課・福祉主管課等は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
29	<p>第3 学校教育における防災教育</p> <p>学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。学校防災マニュアルに基づき、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。</p> <p>1 学校行事としての防災教育 (略)</p> <p>2 教科目による防災教育</p> <p>社会科や理科、保健体育科等の一環として、<u>風水害や地震</u>災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材を活用した教育を行う。</p> <p>また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。</p> <p>3 教職員に対する防災研修</p> <p>災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。</p>	<p>第3 学校教育における防災教育</p> <p>学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。学校防災マニュアルに基づき、避難、発災時の危険及び安全な行動について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。</p> <p>1 学校行事としての防災教育 (略)</p> <p>2 教科目による防災教育</p> <p>社会科や理科、保健体育科等の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材を活用した教育を行う。</p> <p>また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。</p> <p><u>児童生徒が、自ら安全意識を持ち、危険を予測することや回避する能力を身に付け、主体的に行動できるような防災教育を行い、より実践に即した訓練の実施を図る。</u></p> <p>3 教職員に対する防災研修</p> <p>災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。</p> <p><u>また、学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。</u></p>
29	<p>第4 事業所等における防災教育</p> <p>事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。</p> <p>町は、秩父消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。</p>	<p>第4 事業所等における防災教育</p> <p>事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。</p> <p>町は、秩父消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。<u>また、社会福祉施設などの民間事業者と防災訓練を通じた連携体制の強化を図る。</u></p>
30	<p>(新設)</p>	<p>第5 適切な避難行動に関する普及啓発</p> <p><u>町は、町民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス(自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向)</u></p>

頁	修正前	修正後
31	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図り、災害応急対策の完全遂行を期するため、防災訓練を実施する。</p>	<p>等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。</p> <p>第4節 防災訓練計画</p> <p>防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力のかん養に努める。また、町、防災関係機関、町民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関連機関が連携し、防災訓練を実施する。</p>
31	<p>第1 町が実施する訓練</p>	<p>第1 町が実施する訓練</p> <p>町は、町民を対象とする訓練に災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施に努める。</p>
	<p>1 総合防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 消防訓練</p> <p>(略)</p> <p>3 水防訓練</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施の時期</p> <p>洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1 総合防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 消防訓練</p> <p>(略)</p> <p>3 水防訓練</p> <p>(略)</p> <p>(1) 実施の時期</p> <p>訓練は出水期前に実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
	<p>4 避難救助訓練</p> <p>災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。</p> <p>(1) 実施の時期</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施の場所</p> <p>学校、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。</p>	<p>4 避難救助訓練</p> <p>災害時における避難指示及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。</p> <p>(1) 実施の時期</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施の場所</p> <p>学校、病院、工場、会社、事業所等受入人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(3) 実施方法 消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練等とあわせ実施する。 なお、学校、病院、社会福祉施設等においては児童・生徒、<u>収容者等</u>の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くものとする。</p> <p>5 災害通信連絡訓練 (略)</p> <p>6 非常招集訓練 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 実施方法 消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練等とあわせ実施する。 なお、学校、病院、社会福祉施設等においては児童・生徒、<u>受入対象者等</u>の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くものとする。</p> <p>5 災害通信連絡訓練 (略)</p> <p>6 非常招集訓練 (略)</p> <p><u>7 発生が想定される危機や災害についての図上訓練</u> <u>町は、発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めた具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関同士の強固な連結の推進や人材育成を行い、町全体の危機・災害対応力の強化を図る。</u></p>
33	<p>第2 自主防災組織等が実施する訓練 (略)</p>	<p>第2 自主防災組織等が実施する訓練 (略)</p>
34	<p>第3 訓練の検証 (略)</p>	<p>第3 訓練の検証 (略)</p>
35	<p>第4節 防災活動拠点等整備計画 災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設置する小鹿野庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を<u>適切に整備する</u>。 また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。</p> <p>第1 防災活動拠点の整備 1 防災活動拠点の指定 (略)</p>	<p>第5節 防災活動拠点等整備計画 災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設置する小鹿野庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点の<u>防災機能の向上を図る</u>。 また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。</p> <p>第1 防災活動拠点の整備 1 防災活動拠点の指定 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p style="text-align: center;">町の防災活動拠点</p> <p>① 災害対策活動拠点⇒ 小鹿野町役場小鹿野庁舎</p> <p>② 避難拠点 ⇒ 指定避難所、指定緊急避難場所</p> <p>③ 物資集積拠点 ⇒ <u>小鹿野中学校体育館、両神小学校、日尾第一グラウンド</u></p> <p>④ 物資輸送拠点 ⇒ 飛行場外離着陸場（旧三田川中学校・秩父ミュージックパーク多目的広場・両神場外）</p> <p>⑤ 医療活動拠点 ⇒ 小鹿野中央病院</p> <hr/> <p>資料編 ○ <u>避難所等一覧</u> (P11)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>飛行場外離着陸場一覧</u> (P13)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">町の防災活動拠点</p> <p>① 災害対策活動拠点⇒ 小鹿野町役場</p> <p>② 避難拠点 ⇒ 指定避難所、指定緊急避難場所</p> <p>③ 物資集積拠点 ⇒ <u>小鹿野中学校第一体育館、両神振興会館</u></p> <p>④ 物資輸送拠点 ⇒ 飛行場外離着陸場（旧<u>小鹿野町立三田川中学校・秩父防災基地</u>・秩父ミュージックパーク・両神 <u>(両神防災ヘリポート)</u>）</p> <p>⑤ 医療活動拠点 ⇒ 小鹿野中央病院</p> <hr/> <p>資料編 (削除)</p> <p><u>○ 指定緊急避難場所一覧</u> (P11)</p> <p><u>○ 指定避難所一覧</u> (P12)</p> <p>○ <u>飛行場外離着陸場一覧</u> (P14)</p> <p><u>○ 救援物資集積所一覧</u> (P15)</p>
	<p>2 <u>耐震化の推進</u></p> <p>災害時に町本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎、また避難所が開設される学校等の公共施設については、<u>耐力度調査や耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。特に耐震性が不足している小鹿野庁舎は、災害対策の中核として機能する施設であるため、改築を含めた適切な整備を実施する。</u></p> <p>3 <u>防災活動拠点の整備</u></p> <p>(1) 設備等の整備推進</p> <p>災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。</p> <p>(2) 連絡手段の構築</p> <p>災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の<u>配備を推進する。なお、無線設備規則の改正により、現在の防災行政無線設備の使用期限が平成 34 年 11 月 30 日までであることから、その後の</u></p>	<p>2 <u>防災活動拠点の老朽化対策</u></p> <p>災害時に町本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎、また避難所が開設される学校等の公共施設については、耐力度調査を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、不燃化を図る。</p> <p>2 <u>防災活動拠点の整備</u></p> <p>(1) 設備等の整備推進</p> <p>災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機、<u>太陽光発電設備</u>等の整備を図る。</p> <p>(2) 連絡手段の構築</p> <p>災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の<u>整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的</u>に実施する。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等、<u>連絡手段の多重化・多様化</u></p>

頁	修正前	修正後
36	<p><u>情報伝達手段を検討し、整備を図る。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 県による緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路</p> <p>(2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の庁舎、事務所等</u></p> <p><u>オ 防災活動拠点 (秩父防災基地、県営公園、防災拠点校等)</u></p> <p><u>カ 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点</u></p> <p><u>キ 広域避難場所</u></p> <p><u>ク 臨時ヘリポート</u></p> <p><u>ケ 着岸施設 (河川)</u></p> <p>(3) 町の地域における県指定緊急輸送道路</p> <p>町の地域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。</p>	<p><u>を進める。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 防災活動拠点の強化</u></p> <p><u>町は、町本部となる小鹿野町役場、又は役場が被災した場合は町本部が設置される公共施設に、災害対策室を設置する。</u></p> <p><u>また、災害発生時、陸路による緊急輸送が困難な場合に備え、臨時ヘリポート等の整備を検討し、空中輸送体制の確保に努める。</u></p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 県による緊急輸送道路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路</p> <p>(2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 防災基地</u></p> <p><u>オ 県営公園</u></p> <p><u>カ 防災拠点校</u></p> <p><u>キ 災害拠点病院</u></p> <p><u>ク 着岸施設 (河川)</u></p> <p><u>ケ コンテナ取扱駅 等</u></p> <p>(3) 町の地域における県指定緊急輸送道路</p> <p>町の地域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。</p>

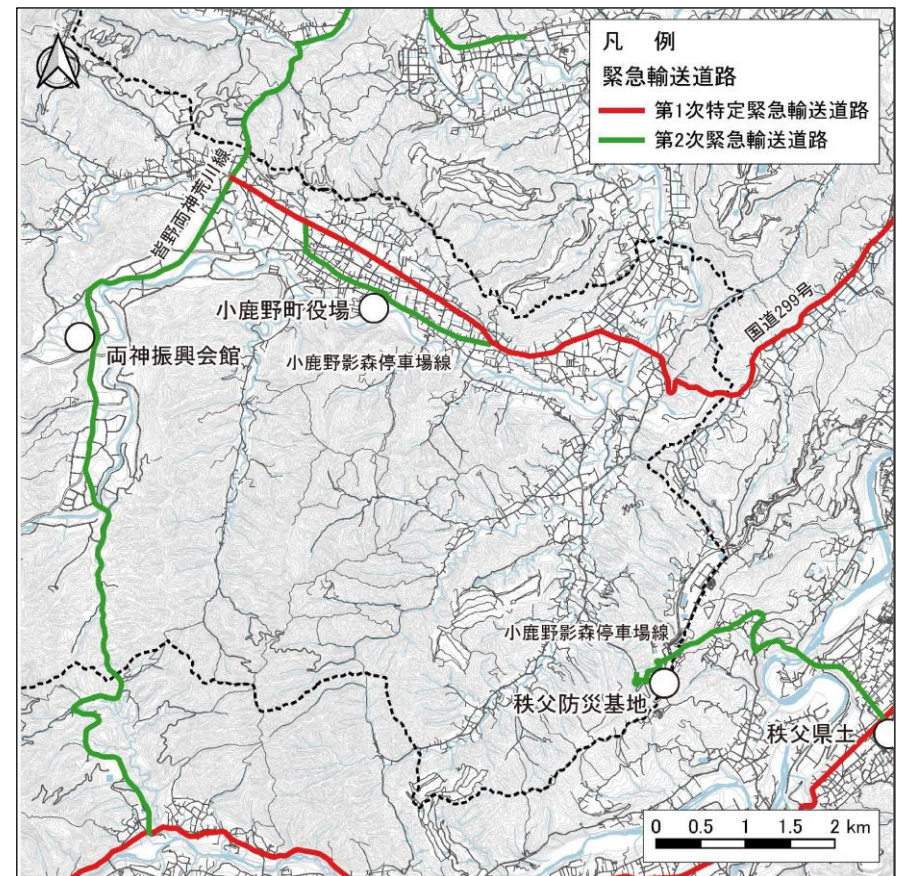
頁	修正前	修正後																																																				
	<p data-bbox="450 204 862 231" style="text-align: center;">町の地域における県指定緊急輸送道路</p> <table border="1" data-bbox="241 272 1106 702"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>道路種別</th> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次特定緊急輸送道路</td> <td>埼玉県管理国道</td> <td>国道299号</td> <td>飯能市中山交差点～小鹿野町飯田（黒海土バイパス交差点）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>主要地方道</td> <td>皆野両神荒川線</td> <td>秩父市下吉田（吉田総合支所入口交差点）～秩父市荒川贄川（140号との交差点）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>主要地方道</td> <td>皆野両神荒川線</td> <td>小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町小鹿野（小鹿野影森停車場線との交差点）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>一般県道</td> <td>小鹿野影森停車場線</td> <td>秩父市久那（ミュージックパーク入口交差点）～小鹿野町長留（秩父防災基地）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>一般県道</td> <td>小鹿野影森停車場線</td> <td>小鹿野町小鹿野（皆野両神荒川線との交差点）～小鹿野町役場</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="181 804 591 831">2 町による緊急輸送道路の指定検討</p> <p data-bbox="192 847 237 874">(略)</p> <p data-bbox="181 890 468 917">3 緊急輸送道路等の整備</p> <p data-bbox="203 933 374 960">(1) 道路の整備</p> <p data-bbox="199 976 1135 1046">町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。</p> <p data-bbox="199 1062 1135 1133">また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。</p> <p data-bbox="203 1233 470 1260">(2) 道路啓開体制の構築</p> <p data-bbox="199 1276 1135 1347">災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平素から道路啓開について各道路管理者や一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等と協力体制の構築に努める。</p>	種 別	道路種別	路 線 名	区 間	一次特定緊急輸送道路	埼玉県管理国道	国道299号	飯能市中山交差点～小鹿野町飯田（黒海土バイパス交差点）	二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所入口交差点）～秩父市荒川贄川（140号との交差点）	二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町小鹿野（小鹿野影森停車場線との交差点）	二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	秩父市久那（ミュージックパーク入口交差点）～小鹿野町長留（秩父防災基地）	二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野（皆野両神荒川線との交差点）～小鹿野町役場	<p data-bbox="1424 204 1836 231" style="text-align: center;">町の地域における県指定緊急輸送道路</p> <table border="1" data-bbox="1178 272 2107 791"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>道路種別</th> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次特定緊急輸送道路</td> <td>埼玉県管理国道</td> <td>国道299号</td> <td>小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（299号との交差点）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>主要地方道</td> <td>皆野両神荒川線</td> <td>秩父市下吉田（吉田総合支所）～秩父市荒川贄川（140号との交差点）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>一般県道</td> <td>小鹿野影森停車場線</td> <td>小鹿野町長留（秩父防災基地）～秩父市久那（秩父荒川線との交差点）</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>一般県道</td> <td>小鹿野影森停車場線</td> <td>小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町役場</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>一般県道</td> <td>小鹿野影森停車場線</td> <td>秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸2696-1～秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑原2114-1</td> </tr> <tr> <td>二次緊急輸送道路</td> <td>町道</td> <td>町道49号線</td> <td>小鹿野町下小鹿野字花園2009番2地先～小鹿野町下小鹿野字南扶桑ケ原2002番1地先</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1155 804 1565 831">2 町による緊急輸送道路の指定検討</p> <p data-bbox="1167 847 1211 874">(略)</p> <p data-bbox="1155 890 1442 917">3 緊急輸送道路等の整備</p> <p data-bbox="1178 933 1348 960">(1) 道路の整備</p> <p data-bbox="1173 976 2110 1046">町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化等、災害による障害物の発生を少なくするように努めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 1062 2110 1133">また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。</p> <p data-bbox="1173 1149 2110 1219">町は、緊急輸送道路の通行を確保するため、道路沿いの樹木伐採等の通行安全対策に努める。</p> <p data-bbox="1178 1233 1444 1260">(2) 道路啓開体制の構築</p> <p data-bbox="1173 1276 2110 1347">災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平時から道路啓開について各道路管理者や一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等と協力体制の構築に努める。</p>	種 別	道路種別	路 線 名	区 間	一次特定緊急輸送道路	埼玉県管理国道	国道299号	小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（299号との交差点）	二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所）～秩父市荒川贄川（140号との交差点）	二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町長留（秩父防災基地）～秩父市久那（秩父荒川線との交差点）	二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町役場	二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸2696-1～秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑原2114-1	二次緊急輸送道路	町道	町道49号線	小鹿野町下小鹿野字花園2009番2地先～小鹿野町下小鹿野字南扶桑ケ原2002番1地先
種 別	道路種別	路 線 名	区 間																																																			
一次特定緊急輸送道路	埼玉県管理国道	国道299号	飯能市中山交差点～小鹿野町飯田（黒海土バイパス交差点）																																																			
二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所入口交差点）～秩父市荒川贄川（140号との交差点）																																																			
二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町小鹿野（小鹿野影森停車場線との交差点）																																																			
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	秩父市久那（ミュージックパーク入口交差点）～小鹿野町長留（秩父防災基地）																																																			
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野（皆野両神荒川線との交差点）～小鹿野町役場																																																			
種 別	道路種別	路 線 名	区 間																																																			
一次特定緊急輸送道路	埼玉県管理国道	国道299号	小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）～飯能市中山（299号との交差点）																																																			
二次緊急輸送道路	主要地方道	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所）～秩父市荒川贄川（140号との交差点）																																																			
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町長留（秩父防災基地）～秩父市久那（秩父荒川線との交差点）																																																			
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町役場																																																			
二次緊急輸送道路	一般県道	小鹿野影森停車場線	秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸2696-1～秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑原2114-1																																																			
二次緊急輸送道路	町道	町道49号線	小鹿野町下小鹿野字花園2009番2地先～小鹿野町下小鹿野字南扶桑ケ原2002番1地先																																																			

別図



番号	種 別
①	一次特定緊急輸送道路
②	二次緊急輸送道路

別図



第6節 応急活動及び応援協力体制の整備計画

災害発生時に災害応急対策を速やかに実施するため、必要な体制を整備する。また、大規模災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うための応援協力を想定し、当該応援協力を円滑に行うため、平時から応援協力体制を整備する。

頁	修正前	修正後
39		<p><u>第1 応急活動体制の整備</u></p> <p><u>1 町本部等の体制整備</u></p> <p><u>町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する町本部の体制及びその前段階の配備体制を整備する。なお、これら町の活動体制については、本節第2章第1節「活動体制計画」のとおりとする。</u></p> <p><u>2 業務継続計画の策定</u></p> <p><u>町は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）を策定する。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。</u></p> <p><u>3 応急対応、復旧復興のための人材の確保</u></p> <p><u>町は、発災後の円滑な応急対応、復旧及び復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保策をあらかじめ整備するように努める。</u></p>
39		<p><u>第2 応援協力体制の整備</u></p> <p><u>1 他市町村との相互応援体制の整備</u></p> <p><u>町は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村と相互応援協定の締結を図るものとする。</u></p> <p><u>また、災害時の応援要請手続の円滑化のため、平時から他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</u></p> <p><u>2 専門的技術職員による相互応援体制の整備</u></p> <p><u>他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、町は、県と連携して体制を整備する。</u></p> <p><u>3 防災関係機関との応援協力体制の整備</u></p> <p><u>町は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、防災関係機関や幅広い業種の企業等と応援協定を締結しておく。</u></p> <p><u>また、災害時において防災関係機関等への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続等について事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。</u></p>

頁	修正前	修正後
40		<p><u>4 公共的団体との協力体制の整備</u></p> <p><u>町は、町内又は所掌事務に係る公共的団体と連絡を密にし、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制を整備するとともに、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておく。なお、これらの団体の協力業務については、総則第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」第9のとおりである。</u></p> <p><u>第3 受援体制の整備</u></p> <p><u>町は、外部からの応援職員等を迅速かつ円滑に受入れ、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、当該体制を確保するため、受援計画の策定に努めるものとする。</u></p>
41	<p><u>第5節 災害情報体制の整備計画</u></p> <p><u>災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するには、正確な情報をいかに素早く収集し、周知が図れるかにかかっているが、大規模災害発生時には電話が集中するなど、通信の確保に支障が生じるおそれがある。</u></p> <p><u>災害時に通信が確保できるよう、過去の災害時の教訓等を踏まえ、通信網の整備、施設の耐震性の確保、多ルート化等のハード面の整備を推進するとともに、災害情報の迅速な処理など通信業務の習熟等のソフト面の充実を図り、災害に強い防災情報システムの構築を図る。</u></p>	<p><u>第7節 災害情報体制の整備計画</u></p> <p><u>災害時に迅速かつ的確に災害対応を行うためには、正確な情報をいかに素早く収集・分析・加工・共有・伝達が図れるかにかかっているが、大規模災害発生時には電話が集中するなど、通信の確保に支障が生じるおそれがある。</u></p> <p><u>災害時に通信が確保できるよう、過去の災害時の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。</u></p> <p><u>また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術及びSNSの活用など、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。</u></p> <p><u>デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</u></p>
41	<p><u>第1 通信施設の現況</u></p> <p>町が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。</p> <p>1～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>5 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）</u></p>	<p><u>第1 通信施設の現況</u></p> <p>町が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。</p> <p>1～4（略）</p> <p><u>5 町公式SNS</u></p> <p><u>6 電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）</u></p>
41	<p><u>第2 情報通信設備の安全対策</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>第2 情報通信設備の安全対策</u></p> <p>（略）</p>

頁	修正前	修正後
	<p>1 非常用電源の確保 (略)</p> <p>2 地震動に対する備え 防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。 また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。</p> <p>3 保有データのバックアップ及びインターネット回線の冗長化 重要性の高い基幹系業務等は堅牢なデータセンター等を活用し、その他の必要なデータに関しては2拠点以上でバックアップを用意する等の対策を施し、データの損失を防ぐよう努める。 インターネット回線については、有線回線に加え、衛星回線を利用した無線 wi-fi 等を整備し、外部との通信経路を冗長化する。 (新設)</p>	<p>1 非常用電源の確保 (略)</p> <p>2 非常時の通信網の確保 町は、防災行政無線のデジタル化を行い、防災情報の確実な伝達に努めるとともに、通話品質の向上を図る。</p> <p>3 通信回線のバックアップ 重要性の高い基幹系業務等は堅牢なクラウドコンピューティング技術を活用する。 防災行政無線の通信回線については、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。</p> <p>4 行政情報基盤の機能強化 町は、災害時、データ保管及び業務中断を最小限とするため、住民基本台帳システムをはじめとする重要な基幹システムについてクラウドコンピューティング技術の活用を推進する。</p>
41	<p>第3 情報収集伝達体制の整備</p> <p>1 情報収集体制の整備 被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。</p> <p>(1) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム (2) 町防災行政無線システム (3) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム (4) 駆けつけ通報等 (新設)</p>	<p>第3 情報収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備</p> <p>1 情報収集体制の整備 町は、災害情報の収集を行うため、国や県及び関係機関等との連絡体制の強化を図る。 また、災害時における被害状況を調査するため、地域別に情報の収集及び報告に関する地区調査員を定めるとともに、被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。</p> <p>(1) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム (削除) (2) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム (3) 駆けつけ通報等</p> <p>2 情報の分析・加工体制の整備 町は、平時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。 (1) 災害情報シミュレーションシステムの整備</p>

頁	修正前	修正後
	<p>2 情報伝達体制の整備 (新設)</p> <p>(新設) 町は、避難所、町出先機関、町防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 災害通信施設の整備 災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、災害通信施設の整備等を図る。</p> <p>(1) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施 災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p>	<p><u>町は、上記のデータベースを活用し、被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。</u></p> <p><u>(2) 人材の育成</u> 町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。</p> <p>3 情報共有・伝達体制の整備</p> <p><u>(1) 情報共有体制の整備</u> 町は、災害や被害の情報等について、県や他市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備を図る。また、県や関係機関等との連絡体制を強化するとともに、情報通信網の確保に努める。</p> <p><u>(2) 情報伝達体制の整備</u> 町は、避難所、町出先機関、町防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。 <u>また、町民には、迅速かつ的確に情報提供できるシステムの整備を促進する。</u> <u>災害時に孤立の可能性がある集落には、通信手段の多重化など伝達体制の確保を図る。</u></p> <p><u>(3) 防災行政無線の整備推進</u> 町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進し、適正な運用と維持管理に努める。また、防災情報の伝達手段について、多重化・多様化を推進する。</p> <p><u>(4) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施</u> <u>災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>(2) 災害時優先電話の周知</u></p> <p>災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、あらかじめ町役場、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてN T Tに登録している。</p> <p>町は、<u>平素</u>から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">周 知 事 項</div> <p>①～②（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">資 料 編 ○ 災害時優先電話設置状況一覧 (P14)</div> <p><u>(3) 町ホームページの整備</u></p> <p><u>町は、インターネット回線等を通じた町ホームページで「災害時の避難所」、「防災無線及び災害情報のご案内」等の情報を町民に提供している。</u></p> <p><u>災害時に、災害情報の提供や町民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。</u></p> <p><u>4 インターネットメール等の活用</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 緊急速報メール・エリアメールの活用</u></p> <p>携帯電話会社は、<u>気象庁が配信する緊急地震速報</u>や地方公共団体が発信する災害・避</p>	<p><u>4 災害時優先電話の周知</u></p> <p>災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、あらかじめ町役場、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてN T Tに登録している。</p> <p>町は、<u>平時</u>から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">周 知 事 項</div> <p>①～②（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">資 料 編 ○ 災害時優先電話設置状況一覧 (P15)</div> <p>(削除)</p> <p><u>5 インターネットメール等の活用</u></p> <p><u>(1) 町ホームページの整備</u></p> <p><u>町は、インターネット回線等を通じた町ホームページで「災害時の避難所」、「防災無線及び災害情報のご案内」等の情報を町民に提供している。</u></p> <p><u>災害時に、災害情報の提供や町民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平時から活用方法等について検討する。</u></p> <p><u>(2) 町公式SNSの整備</u></p> <p><u>町は、町公式SNSを整備し緊急情報等の情報発信を行っている。災害時、町民に迅速かつ的確な情報を伝達できるよう、情報発信の促進と利用率の向上に努める。</u></p> <p><u>(3) 緊急速報メール・エリアメールの活用</u></p> <p>携帯電話会社は、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができ</p>

頁	修正前	修正後
	<p>難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者に限定して配信している。</p> <p><u>気象庁から配信された一般向け緊急地震速報を利用して最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域（全国を約200の地域に区分）の携帯電話に一斉配信している。2007年12月21日からサービスを拡充し、これまで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公共団体による災害情報や避難情報などの緊急情報を配信可能とした。</u></p> <p>本町では、緊急速報メール・エリアメールを使った災害・避難に関する情報のうち、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の情報配信について活用していく。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ちちぶ安心・安全メールの活用</p> <p>2013年8月から運用を開始した登録制メール「ちちぶ安心・安全メール」により、緊急情報、防災行政無線情報等情報配信をしている。</p> <p>ちちぶ安心・安全メールは、文字による情報配信であることから、聴力障がい等要配慮者に対する情報伝達手段としても有効であることから、多くの町民に登録・活用してもらえるよう広く周知啓発<u>をしていく。</u></p>	<p>る携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者に限定して配信している。</p> <p>本町では、緊急速報メール・エリアメールを使った災害・避難に関する情報のうち、<u>避難情報の発令に係る</u>情報配信について活用していく。</p> <p><u>(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）・公共情報コモンズ（Lアラート）の活用</u></p> <p><u>消防庁は、地方公共団体と連携して全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の整備を推進している。また県では、公共情報コモンズ（以下「Lアラート」という。）の運用を行っている。</u></p> <p><u>町は、防災行政無線、Jアラート及びLアラートを活用し、国等からの情報を迅速に町民に伝達するよう努める。</u></p> <p>(5) ちちぶ安心・安全メールの活用</p> <p>2013年8月から運用を開始した登録制メール「ちちぶ安心・安全メール」により、緊急情報、防災行政無線情報等情報配信をしている。</p> <p>ちちぶ安心・安全メールは、文字による情報配信であることから、聴力障がい等要配慮者に対する情報伝達手段としても有効であることから、多くの町民に登録・活用してもらえるよう広く周知啓発<u>を行い、利用率の向上に努める。</u></p>
43	<p>(新設)</p>	<p><u>第4 外国人に配慮した伝達体制の確立</u></p> <p><u>町は、外国人への災害情報の伝達を効果的に行うため、災害情報や避難所、避難道路の標識など、外国語や絵文字の併記表示の整備に努める。</u></p>
43	<p>第4 アマチュア無線局との協力体制の確立</p> <p>災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、町の災害情報体制を補完するため、<u>平素から町内のアマチュア無線クラブと協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、町の災害情報体制の強化を推進する。</u></p>	<p>第5 アマチュア無線局との協力体制の確立</p> <p>災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、町の災害情報体制を補完するため、<u>平時から町内のアマチュア無線クラブと協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、町の災害情報体制の強化を推進する。</u></p>

頁	修正前	修正後
44	(新設)	<p><u>第6 情報化の推進</u></p> <p><u>1 携帯電話の通話品質と通信速度向上の促進</u></p> <p><u>町は、平時から電気通信事業者と連携して、携帯電話やスマートフォンによる通話品質の悪い地域における通信環境の改善、通信速度の向上及び無線LAN（Wi-Fi）の環境整備の促進を図る。</u></p> <p><u>2 地上波デジタルテレビ視聴対策の推進</u></p> <p><u>町は、安定的なテレビ視聴ができるように努めるとともに、地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう県や関係機関等に受信対策の要望を図る。</u></p>
44	(新設)	<p><u>第7 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備</u></p> <p><u>町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p>
45	<p>第6節 避難予防対策計画</p> <p>災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大やがけ崩れ等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。</p> <p>なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を策定する。</p>	<p>第8節 避難予防対策計画</p> <p>災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大やがけ崩れ等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。</p> <p><u>また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を策定する。</p>
45	<p>第1 避難計画の策定</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を策定する。<u>なお、避難計画の策定に当たっては、町民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく。また、自治会等による避難組織の確立に努め、防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底を図る。</u></p>	<p>第1 避難計画の策定</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p><u>町は、避難指示、高齢者等避難等について、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にした避難計画を作成する。なお、避難計画の策定に当たっては、町民及び防災関係機関と事前に十分協議を行う。</u></p> <p><u>また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあら</u></p>

頁	修正前	修正後																				
	<p style="text-align: center;">避難計画作成上の留意事項</p> <p>1 <u>避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</u> 2～4 (略)</p> <p>5 避難所の管理・運営に関する事項</p> <p>(1) 管理・運営体制の確立 (4) 避難民に対する災害情報の伝達 (2) ボランティアの受入 (5) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (3) 避難収容中の秩序保持 (6) 避難民に対する各種相談業務</p> <p>6 広域避難地等の整備に関する事項</p> <p>(1) 収容施設 (2) 給水施設 (3) 情報伝達施設</p> <p>7 避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="241 1038 1032 1201"> <thead> <tr> <th>平時における広報</th> <th>災害時における広報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</td> <td>① 防災行政無線・広報車による周知</td> </tr> <tr> <td>② 町民に対する巡回指導</td> <td>② 避難誘導員による現地広報</td> </tr> <tr> <td>③ 防災訓練等</td> <td>③ 自治会を通じた広報</td> </tr> <tr> <td>④ 町ホームページ等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 避難行動要支援者の避難支援計画 (略) (新設)</p>	平時における広報	災害時における広報	① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知	② 町民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報	③ 防災訓練等	③ 自治会を通じた広報	④ 町ホームページ等		<p style="text-align: center;">避難計画作成上の留意事項</p> <p>1 高齢者等避難、避難の勧告又は指示を行う避難指示の判断基準及び伝達方法 2～4 (略)</p> <p>5 避難所の管理・運営に関する事項</p> <p>(1) 管理・運営体制の確立 (4) 避難民に対する災害情報の伝達 (2) ボランティアの受入れ (5) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (3) 避難受入中の秩序保持 (6) 避難民に対する各種相談業務</p> <p>6 広域避難地等の整備に関する事項</p> <p>(1) 受入施設 (2) 給水施設 (3) 情報伝達施設</p> <p>7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1234 1042 2067 1197"> <thead> <tr> <th>平時における広報</th> <th>災害時における広報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</td> <td>① 防災行政無線・広報車による周知</td> </tr> <tr> <td>② 町民に対する巡回指導</td> <td>② 避難誘導員による現地広報</td> </tr> <tr> <td>③ 防災訓練等</td> <td>③ 自治会を通じた広報</td> </tr> <tr> <td>④ 町ホームページ等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 避難行動要支援者の避難支援計画 (略)</p> <p>3 洪水等に対する町民の警戒避難体制 町は、河川等の氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと</p> <p><u>かじめ指定し、自治会等による避難組織の確立や、防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底を努める。必要に応じて避難場所の開設・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</u> 災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を策定する。</p>	平時における広報	災害時における広報	① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知	② 町民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報	③ 防災訓練等	③ 自治会を通じた広報	④ 町ホームページ等	
平時における広報	災害時における広報																					
① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知																					
② 町民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報																					
③ 防災訓練等	③ 自治会を通じた広報																					
④ 町ホームページ等																						
平時における広報	災害時における広報																					
① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知																					
② 町民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報																					
③ 防災訓練等	③ 自治会を通じた広報																					
④ 町ホームページ等																						

頁	修正前	修正後
46	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。</u></p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p><u>4 局地的短時間大雨</u></p> <p><u>町は、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。</u></p> <p><u>第2 発災前の避難決定及び町民への情報提供</u></p> <p><u>台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、町民避難に資する情報提供を実施するよう努める。</u></p> <p><u>町民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。</u></p>
46	<p>第2 <u>避難勧告等発令判断基準の明確化</u></p> <p>町は、災害時に適切な<u>避難勧告等</u>ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。</p> <p><u>また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</u></p> <p>1 <u>避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルの作成</u></p> <p>町は、マニュアルの作成にあたり、<u>地震災害の特性と町民に求められる避難行動（計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災・行政情報放送システムの屋外スピーカーや広報車が故障するという問題を考慮した伝達手段の確保）</u>に関して留意するとともに、<u>町民への十分な周知を行うものとする。</u></p>	<p>第3 <u>避難情報の発令判断基準の明確化</u></p> <p>町は、災害時に適切な<u>避難情報の発令</u>ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。</p> <p>1 <u>避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</u></p> <p>町は、<u>避難情報の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。なお、</u>マニュアルの作成にあたり、<u>災害の特性と町民に求められる避難行動（計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災・行政情報放送システムの屋外スピーカーや広報車が故障するという問題を考慮した伝達手段の確保）</u>に関して留意する。</p>

頁	修正前	修正後
46	<p>2 <u>避難勧告等</u>の発令・伝達体制の整備 (略)</p> <p>第3 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、町民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">指定緊急避難場所の指定基準</p> <p>地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の（1）、（2）の条件を満たすこと。 地震を対象とする避難場所については、次の（1）～（4）の全ての条件を満たすこと。</p> <p>（1）<u>切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。</u></p> <p>（2）他の法律等により<u>危険区域やさらなる災害発生のおそれがない区域に立地していること。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（3）耐震基準を満たしており、安全な構造であること。</u></p> <p><u>（4）地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。</u></p> </div>	<p>2 <u>避難情報</u>の発令・伝達体制の整備 (略)</p> <p>第4 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、町民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。<u>（災対法第49条の4）</u></p> <p><u>町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">指定緊急避難場所の指定基準</p> <p>地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の（1）～（3）の条件を満たすこと。 地震を対象とする避難場所については、次の（1）～（5）の全ての条件を満たすこと。</p> <p>（1）<u>災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。</u></p> <p>（2）他の法律等により<u>指定される危険区域外に立地していること。</u></p> <p><u>（3）周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。</u></p> <p><u>（4）耐震基準を満たしており、安全な構造であること。</u></p> <p><u>（5）地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。</u></p> </div>

頁	修正前	修正後
	<p>2 広域避難場所の確保 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">広域避難場所の確保基準</p> <p>○面積 10ha 以上とする。(面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空地在有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む)</p> <p>○避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。</p> <p>○要避難地区の全ての町民を収容できるよう配慮する。</p> <p>○木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。</p> <p>○大規模なげ崩れや浸水などの危険のないところとする。</p> <p>○純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。</p> <p>○次の事項を勘案して避難地を区分けし、町民一人一人の避難すべき場所を明確にしておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。 ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。 ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。 </div> <p>4 避難路の確保 (1) 避難路の指定 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難路の確保基準</p> <p>・(略)</p> </div>	<p>2 広域避難場所の確保 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">広域避難場所の確保基準</p> <p>○面積 10ha 以上とする。(面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空地在有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む)</p> <p>○避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。</p> <p>○要避難地区の全ての町民を<u>受け入れることができる</u>よう配慮する。</p> <p>○木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。</p> <p>○大規模なげ崩れや浸水などの危険のないところとする。</p> <p>○純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。</p> <p>○次の事項を勘案して避難地を区分けし、町民一人一人の避難すべき場所を明確にしておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。 ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。 ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地<u>受入力</u>に余裕をもたせる。 </div> <p><u>3</u> 避難路の<u>指定</u> (削除) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難路の確保基準</p> <p>・(略)</p> </div>

頁	修正前	修正後
	<p><u>(2) 避難路沿いの安全確保</u></p> <p><u>昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの人が死傷し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。</u></p> <p><u>このため、町は、既存木造住宅の耐震化を促進するほか、次の対策を実施し、避難路沿いの安全確保を推進するものとする。</u></p> <p><u>ア 広報紙等を通じて、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の重要性について町民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。</u></p> <p><u>イ 避難路沿いのブロック塀等の実態調査を実施し、調査結果に基づき、危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。</u></p> <p><u>3 福祉避難所の指定</u></p> <p><u>町長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」としてあらかじめ指定するように努める。</u></p> <p><u>なお、指定にあたっては、施設のバリアフリー化や主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている等、要配慮者の利用に適している施設を選定する。生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。</u></p> <p><u>また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般の避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。</u></p> <p><u>(1) 相談等に当たる介助員等の配置（おおむね 10 人の対象者に 1 人）</u></p> <p><u>(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備</u></p> <p><u>(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備</u></p> <p><u>5 指定避難所の指定</u></p> <p><u>町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な町民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定す</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4 指定避難所の指定</p> <p>町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な町民を<u>受け入れる</u>福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定</p>

頁	修正前	修正後
	<p>る。 指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">指定避難所の指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自治会又は学区を単位として指定する。 ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定する。 ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。 ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。 ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。 ・発災後、被災者の受入や物資等の配布が可能な施設であること。 ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。 ・環境衛生上、問題のないこと。 </div> <p>3 福祉避難所の指定</p> <p>町長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」としてあらかじめ指定するように努める。</p> <p>なお、指定にあたっては、施設のバリアフリー化や主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている等、要配慮者の利用に適している施設を選定する。生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわし</p>	<p>する。<u>（災対法第49条の7）</u> <u>指定管理施設が指定避難所となっている場合、町は、指定管理者と事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> <u>土砂災害の危険がある場所や水害時には浸水する可能性のある場所は避難所としないことを基本とし、町は、そのことを平時から町民に周知する。</u></p> <p>指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">指定避難所の指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自治会又は学区を単位として指定する。 ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定する。 ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。 ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。 ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。 ・発災後、被災者の受入<u>れ</u>や物資等の配布が可能な施設であること。 ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。 ・環境衛生上、問題のないこと。 </div> <p>5 福祉避難所の指定</p> <p>町長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」としてあらかじめ指定するように努める。</p> <p>なお、指定に<u>当たって</u>は、施設のバリアフリー化や主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている等、要配慮者の利用に適している施設を選定する。生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわし</p>

頁	修正前	修正後
	<p>い施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアに<u>あたる</u>人材の確保について配慮する。</p> <p>また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般の避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>(1) 現況</p> <p>町は、避難拠点として、<u>自主避難所、避難所及び避難場所</u>を指定している。</p> <p>また、高齢者や障がい者等、特別な介助が必要な要配慮者の避難所として、町内<u>1</u>箇所に福祉避難所を指定している。要配慮者は、必要に応じ、当該避難所を使用することができる。</p> <div data-bbox="203 730 1090 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ <u>避難所等一覧</u> (P11)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> </div> <p>(2) 生活環境の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所には、<u>食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ウ 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の<u>多重化</u>（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。</p>	<p>い施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアに<u>当たる</u>人材の確保について配慮する。</p> <p>また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般の避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>(1) 現況</p> <p>町は、避難拠点として、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>を指定している。</p> <p>また、高齢者や障がい者等、特別な介助が必要な要配慮者の避難所として、町内<u>3</u>箇所に福祉避難所を指定している。要配慮者は、必要に応じ、当該避難所を使用することができる。</p> <div data-bbox="1178 730 2065 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 (削除)</p> <p>○ <u>指定緊急避難場所一覧</u> (P11)</p> <p>○ <u>指定避難所一覧</u> (P12)</p> </div> <p>(2) 生活環境の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所には、食料、<u>飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</u>また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>ウ <u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>エ 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料<u>容量の拡大</u>や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(新設)</p> <div data-bbox="203 316 1104 432" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例</p> <p>・(略)</p> </div> <p>7 避難所運営計画の策定</p> <p>町は、<u>避難所運営マニュアル</u>を策定し、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。</p> <div data-bbox="192 695 1093 778" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>・(略)</p> </div> <p>8 町民への周知</p> <p>町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、<u>外来者等地理不案内な者に対しても場所が分かるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて町民に周知を図っておくものとする。</u></p> <div data-bbox="192 1214 1115 1436" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路 ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。 </div>	<p><u>オ 避難所等での感染症予防、食中毒の発生やまん延防止のため、予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制の整備を図る。</u></p> <div data-bbox="1173 316 2074 432" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例</p> <p>・(略)</p> </div> <p>7 避難所運営計画の策定</p> <p>町は、<u>避難所運営計画</u>を策定し、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。<u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <div data-bbox="1162 695 2063 778" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>・(略)</p> </div> <p>8 町民への周知</p> <p>町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、<u>外来者等地理不案内な者に対しても場所が分かるよう配慮する。</u></p> <p><u>なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>また、下記についても町民に周知を図っておくものとする。</u></p> <div data-bbox="1173 1214 2096 1436" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、<u>災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在</u> ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。 </div>

頁	修正前	修正後
50	<p>9 避難所管理・運営マニュアルの作成</p> <p>町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。</p> <p>10 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援</p> <p>町は、避難所の運営に<u>あたって</u>は、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>第4 防災上重要な施設の避難計画</p> <p>学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定、<u>収容施設</u>の確保並びに教育、給食の実施方法等</p> <p>3 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>収容施設</u>の確保、移送の実施方法等</p> <p>4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに<u>収容施設</u>の確保、給食等の実施方法等</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>9 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。<u>なお、マニュアルには、避難所における感染症等の予防対策として、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所運営に関する内容についても記載することとする。</u></p> <p>10 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援</p> <p>町は、避難所の運営に<u>当たって</u>は、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>第4 防災上重要な施設の避難計画</p> <p>学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定、<u>受入施設</u>の確保並びに教育、給食の実施方法等</p> <p>3 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>受入施設</u>の確保、移送の実施方法等</p> <p>4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに<u>受入施設</u>の確保、給食等の実施方法等</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
51	<p>第5 学校等の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>1 防災体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導の基本的な考え方</p>	<p>第5 学校等の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>1 防災体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導の基本的な考え方</p>

頁	修正前	修正後
	<p>ア～イ（略）</p> <p>ウ <u>平素</u>から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。</p> <p>(2) 避難場所の設定</p> <p>避難経路及び避難場所は、1箇所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。</p> <p>なお、避難場所は、町指定の避難所と次のことを検討の上、確保する。</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>(3) 避難要領</p> <p>災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。</p> <p>ア 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、<u>余震等に注意して状況により退避措置をとる。</u></p> <p>イ～エ（略）</p>	<p>ア～イ（略）</p> <p>ウ <u>平時</u>から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。</p> <p>(2) 避難場所の設定</p> <p>避難経路及び避難場所は、1箇所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。<u>また、町は、被災者の住まい確保に向け、民間賃貸住宅やホテル・旅館等の借上げに係る協定の締結を検討する。</u></p> <p>なお、避難場所は、町指定の避難所と次のことを検討の上、確保する。</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>(3) 避難要領</p> <p>災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。</p> <p>ア 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、<u>第一震が収まると同時に次の</u>退避措置をとる。</p> <p>イ～エ（略）</p>
53	<p>第<u>16</u>節 要配慮者安全確保計画</p> <p><u>近年の災害をみると、要配慮者が災害の発生時において、被害を受けることが多い。</u></p> <p><u>また、要配慮者の中にも災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要としない者も相当含まれるため、町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の安否の確認及び避難に係る支援実施等の基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。</u></p>	<p>第<u>9</u>節 要配慮者安全確保計画</p> <p><u>避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。</u></p>
53	<p>第1 要配慮者対策</p> <p>1 要配慮者に配慮したまちづくりの推進（略）</p> <p>2 緊急通報システム等の充実</p> <p>町は、要配慮者が緊急事態に対応できるよう、一人暮らし高齢者や障がい者の世帯に対しては緊急時通報システムの利用ができる緊急時通報装置貸与事業を行っている。</p> <p>災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、町民に対して当該システムの周知</p>	<p>第1 要配慮者対策</p> <p>1 要配慮者に配慮したまちづくりの推進（略）</p> <p>2 緊急通報システム等の充実</p> <p>町は、要配慮者が緊急事態に対応できるよう、一人暮らし高齢者や障がい者の世帯に対しては緊急時通報システムの利用ができる緊急時通報装置貸与事業を行っている。</p> <p>災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、町民に対して当該システムの周知</p>

頁	修正前	修正後
	<p>を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、<u>平素</u>から協議等をしておく。</p> <p>3 手話通訳者の養成 (略)</p> <p>4 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>5 防災教育及び訓練の実施 町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。 また、地域における防災訓練への参加を呼び掛け、実地訓練を体験させるとともに、町民に対して要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。</p> <p>6 地域との連携 (1) 役割分担の明確化 町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、<u>ホームヘルパー</u>等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、<u>日常</u>から連携体制を確立しておく。 (2) 社会福祉施設との連携 町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、<u>日常</u>から社会福祉施設等との連携を図っておく。 また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。 (3) 見守りネットワーク等の活用 (略) (新設)</p>	<p>を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、<u>平時</u>から協議等をしておく。</p> <p>3 手話通訳者の養成 (略)</p> <p>4 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>5 防災教育及び訓練の実施 町は、災害に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。 また、地域における防災訓練への参加を呼び掛け、実地訓練を体験させるとともに、町民に対して要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。</p> <p>6 地域との連携 (1) 役割分担の明確化 町は、町内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、<u>訪問介護・居宅介護</u>等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、<u>平時</u>から連携体制を確立しておく。 (2) 社会福祉施設との連携 町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、<u>平時</u>から社会福祉施設等との連携を図っておく。 また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。 (3) 見守りネットワーク等の活用 (略) (4) ボランティアの育成 <u>町は、小鹿野町社会福祉協議会と連携して、社会福祉サービスの充実を図るため、ボランティア講座や講習会、研修などを計画的かつ積極的に実施し、ボランティアの育成に努める。</u> <u>また、障がいをもつ人も健常者と同じように社会参加や活動ができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の周知に努め、障がいのある人のニーズに沿ったボ</u></p>

頁	修正前	修正後
54	<p>(新設)</p> <p>7 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備 (略)</p> <p>8 社会福祉施設との協力体制の確立 災害時に一般避難者との共同生活が困難な介護を要する要配慮者等に対して、必要とする支援が図れるよう、<u>平素</u>から介護設備が整った町内社会福祉施設管理者と災害時における受入等の協力について協議を行うなど、協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>9 相談体制の確立 町は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、<u>日常</u>から支援体制を整備しておく。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、<u>ソーシャルワーカー</u>等の専門職員を確保しておく。</p> <p>10 ヘルプカード（防災カード） (略)</p> <p>11 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2 在宅の避難行動要支援者対策</p> <p>1 避難支援等関係者 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)</p> <p>3 情報の収集等</p>	<p><u>ランティアの育成を図る。</u></p> <p><u>(5) 支援体制の充実</u> <u>町は、小鹿野中央病院と保健福祉センターを核として、地域の医療機関や福祉事業者、ボランティアなど関係機関と連携しながら地域包括ケアシステムの充実を図り、誰もが健康で安心して暮らすことのできる環境づくりを促進する。</u> <u>また、支援が必要な高齢者等の総合相談や権利擁護支援を行う地域包括ケアセンターの充実や、民生委員、児童委員の活動支援、生活支援コーディネーターなどの増員を図る。</u></p> <p>7 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備 (略)</p> <p>8 社会福祉施設との協力体制の確立 災害時に一般避難者との共同生活が困難な介護を要する要配慮者等に対して、必要とする支援が図れるよう、<u>平時</u>から介護設備が整った町内社会福祉施設管理者と災害時における受入<u>れ</u>等の協力について協議を行うなど、協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>9 相談体制の確立 町は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、<u>平時</u>から支援体制を整備しておく。 また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、<u>相談援助職</u>等の専門職員を確保しておく。</p> <p>10 ヘルプカード（防災カード） (略)</p> <p>11 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備 (略)</p> <p>第2 在宅の避難行動要支援者対策</p> <p>1 避難支援等関係者 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)</p> <p>3 情報の収集等</p>

頁	修正前	修正後
	<p>要配慮者の情報に<u>あたって</u>は、関係各課が把握している次の台帳等から情報を収集する。</p> <p>また、難病患者等町で把握していない情報等については、必要に応じ、都道府県等へ情報の提供を求め、収集するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 <u>名簿の記載事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 生年月日</p> <p>(3) 性別</p> <p>(4) 住所又は居所</p> <p>(5) 電話番号その他の連絡先</p> <p>(6) 避難支援等を必要とする事由</p> <p>(7) 身近な避難支援等関係者の有無及び情報</p> <p>(8) 親族等緊急連絡先</p> <p>(9) 心身の状態及び留意事項</p> <p>(10) その他避難支援等の実施に必要な事項</p> <p>(新設)</p> <p>5 名簿の更新</p> <p>(略)</p> <p>6 名簿情報の利用及び提供</p> <p>(略)</p>	<p>要配慮者の情報に<u>当たって</u>は、関係各課が把握している次の台帳等から情報を収集する。</p> <p>また、難病患者等町で把握していない情報等については、必要に応じ、都道府県等へ情報の提供を求め、収集するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 <u>避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p>(1) <u>名簿の記載事項</u></p> <p><u>ア</u> 氏名</p> <p><u>イ</u> 生年月日</p> <p><u>ウ</u> 性別</p> <p><u>エ</u> 住所又は居所</p> <p><u>オ</u> 電話番号その他の連絡先</p> <p><u>カ</u> 避難支援等を必要とする事由</p> <p><u>キ</u> 身近な避難支援等関係者の有無及び情報</p> <p><u>ク</u> 親族等緊急連絡先</p> <p><u>ケ</u> 心身の状態及び留意事項</p> <p><u>コ</u> その他避難支援等の実施に必要な事項</p> <p>(2) <u>名簿作成の留意事項</u></p> <p><u>ア</u> <u>避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、地域の自主防災組織、消防団分団長、小鹿野町社会福祉協議会、民生委員等との連携に努める。</u></p> <p><u>イ</u> <u>個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。</u></p> <p>5 名簿の更新</p> <p>(略)</p> <p>6 名簿情報の利用及び提供</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
57	<p>(1) 避難支援等の実施に必要な限度で、名簿に記載した情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。</p> <p>(2) 災害の発生に備え、本人の同意を得た者の名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し提供するものとする。</p> <p>(3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、提供することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>7 名簿情報を提供する場合の配慮等 (略)</p> <p>8 避難支援等関係者の安全確保の措置 (略)</p> <p>9 個別避難計画の策定 町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定する。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。</p> <p>10 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第3 社会福祉施設等入所者の対策</p> <p>1 災害対策を網羅した消防計画の策定 (略)</p> <p>2 緊急連絡体制の整備 (略)</p> <p>3 避難誘導體制の整備</p>	<p>(削除)</p> <p>(1) 災害の発生に備え、本人の同意を得た者の名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し提供するものとする。</p> <p>(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、提供することができる。</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者等から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。</u></p> <p>7 名簿情報を提供する場合の配慮等 (略)</p> <p>8 避難支援等関係者の安全確保の措置 (略)</p> <p>9 個別<u>避難</u>計画の策定 町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別<u>避難</u>計画を<u>作成</u>する。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。</p> <p>10 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第3 社会福祉施設等入所者の対策</p> <p>1 災害対策を網羅した消防計画の策定 (略)</p> <p>2 緊急連絡体制の整備 (略)</p> <p>3 避難誘導體制の整備</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>4 施設間の相互支援システムの確立</p> <p>町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。</p> <p>町は、施設管理者が行う災害時における他施設からの避難者の受入体制の整備について支援するものとする。</p> <p>5 被災した在宅避難行動要支援者の受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>6 食料、防災資機材等の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>7 防災教育及び訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>8 地域との連携</p> <p>(略)</p> <p>9 <u>社会福祉施設等の耐震性の確保</u></p> <p><u>施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 施設間の相互支援システムの確立</p> <p><u>町は</u>、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。</p> <p>町は、施設管理者が行う災害時における他施設からの避難者の受入体制の整備について支援するものとする。</p> <p>5 被災した在宅避難行動要支援者の受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>6 食料、防災資機材等の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>7 防災教育及び訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>8 地域との連携</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>
58	<p>第4 外国人への対策</p> <p>1 外国人の所在の把握</p> <p>町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、<u>平常時における外国人登録の推進を図り、</u>平時から外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>2 防災基盤の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 防災知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p>4 防災訓練の実施</p> <p>町は、<u>平常時</u>から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。</p>	<p>第4 外国人への対策</p> <p>1 外国人の所在の把握</p> <p>町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、<u>平時から</u>外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>2 防災基盤の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 防災知識の普・啓発</p> <p>(略)</p> <p>4 防災訓練の実施</p> <p>町は、<u>平時</u>から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。</p>

頁	修正前	修正後
	5 通訳・翻訳ボランティアの確保 (略)	5 通訳・翻訳ボランティアの確保 (略)
59	第7節 物資及び資機材等の備蓄計画 大規模な災害が発生した直後の <u>住民</u> 生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。	第10節 物資及び資機材等の備蓄計画 大規模な災害が発生した直後の <u>町民</u> 生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。
59	第1 備蓄の留意点 (略)	第1 備蓄の留意点 (略)
59	第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備 (新設) 1 食料の備蓄並びに調達体制の整備 (1) 食料の備蓄 ア 基本事項 (ア) 実施主体 町、 <u>県、町民</u> が行う。 (イ) 食料給与対象者 (略) (ウ) 備蓄目標数量 県の想定に準ずることを基本とし、 <u>県で目標とするピーク時避難人口の3日分に相当する量を備蓄するものとする。そのため町としては、町の人口のおよそ5%の1日分に相当する量を目標として、備蓄するものとする。</u> 備蓄数量は、町、 <u>県及び町民</u> による備蓄を踏まえて、次のとおりに設定する。 <u>(町民は、避難する際に食料を持ち出すものとする。)</u>	第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備 <u>1 物資調達・輸送に関する体制の整備</u> <u>町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> <u>2 食料の備蓄並びに調達体制の整備</u> (1) 食料の備蓄 ア 基本事項 (ア) 実施主体 町、 <u>県</u> が行う。 (イ) 食料給与対象者 (略) (ウ) 備蓄数量 <u>備蓄数量は、県の想定に準ずることを基本とし、避難者用を町と県でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上、町の災害救助従事者用(自治体ごとに各自の分を備える)を3日以上備蓄する。</u> <u>なお、町民備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標とする。</u> 備蓄数量は、町、 <u>県</u> による備蓄を踏まえて、次のとおりに設定する。

頁	修正前	修正後																											
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>町</th> <th>県</th> <th>町民</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>3日分</td> <td>(3日分)</td> <td>—</td> <td>3日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 備蓄品目</p> <p>食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし避難住民の多様なニーズに対応するものとする。</p> <p>例示すると、次のとおりである。</p> <p>○主食品……………アルファ米、乾パン、おかゆ、クラッカー等</p> <p>○乳児食……………粉ミルク、離乳食等</p> <p>○その他……………保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等</p> <p>イ 備蓄場所</p> <p>備蓄食料は、品目及び数量等を総務課が把握しておく。管理予定場所は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>応急用住宅災害時資材置場</u></p> <p>(イ) <u>小鹿野町役場小鹿野庁舎</u></p> <p>(ウ) <u>小鹿野文化センター倉庫</u></p> <p>(エ) <u>防災倉庫</u></p> <p>※秩父防災基地（県備蓄品の備蓄場所）</p> <p>ウ 食料の備蓄計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>エ 食料の備蓄</p> <p>町は、ウの食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、町民に対しても各々<u>1日分</u>の居宅での備蓄を行うよう、町ホームページ、広報紙等を通じて啓発する。</p> <p>(2) 食料の調達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 食料の輸送体制の整備</p> <p>大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、<u>平素</u>から生産者、</p>	供給対象者	町	県	町民	合計	避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分	災害救助従事者	3日分	(3日分)	—	3日分	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>町</th> <th>県</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難者</u></td> <td><u>1.5日分</u></td> <td><u>1.5日分</u></td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>3日分</td> <td>(3日分)</td> <td>3日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 備蓄品目</p> <p>食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、<u>要配慮者や食物アレルギーを持つ者等</u>、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。</p> <p>例示すると、次のとおりである。</p> <p>○主食品……………アルファ米、乾パン、おかゆ、クラッカー等</p> <p>○乳児食……………粉ミルク、離乳食等</p> <p>○その他……………保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等</p> <p>イ 備蓄場所</p> <p>備蓄食料は、品目及び数量等を総務課が把握しておく。管理予定場所は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>小鹿野町役場</u></p> <p>(イ) <u>文化センター倉庫</u></p> <p>(ウ) <u>武道場防災倉庫</u></p> <p>(エ) <u>その他空き公共施設の一部を借用した倉庫</u></p> <p>※秩父防災基地（県備蓄品の備蓄場所）</p> <p>ウ 食料の備蓄計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>エ 食料の備蓄</p> <p>町は、ウの食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、町民に対しても各々<u>最低3日間（推奨1週間）分</u>の居宅での備蓄を行うよう、町ホームページ、広報紙等を通じて啓発する。</p> <p>(2) 食料の調達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 食料の輸送体制の整備</p> <p>大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、<u>平時</u>から生産者、</p>	供給対象者	町	県	合計	<u>避難者</u>	<u>1.5日分</u>	<u>1.5日分</u>	3日分	災害救助従事者	3日分	(3日分)	3日分
供給対象者	町	県	町民	合計																									
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分																									
災害救助従事者	3日分	(3日分)	—	3日分																									
供給対象者	町	県	合計																										
<u>避難者</u>	<u>1.5日分</u>	<u>1.5日分</u>	3日分																										
災害救助従事者	3日分	(3日分)	3日分																										

頁	修正前	修正後
	<p>販売業者、輸送業者と十分に協議しておくとともに、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。</p> <p>(4) 食料集積地の指定</p> <p>町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、<u>次の施設</u>に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入、配分等が実施できるよう、<u>平素</u>から集積スペースの区分、物資の受入・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。</p> <p>なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。</p> <div data-bbox="203 560 1126 643" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P14)</p> </div> <p>2 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 生活必需品の備蓄</p> <p>ア 基本事項</p> <p>(ア) 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 生活必需品の給(貸)と対象者</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 備蓄目標数量</p> <p>町は、<u>県と合同で、</u>県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による、ピーク時避難人口のおおむね3日分に想定する量を備蓄することを目標とする。</p> <p>(エ) 備蓄品目</p> <p>町民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。</p> <p>a 寝具 b 外衣 c 肌着 d 身回り品 e 炊事用品 f 食器 g 日用品 h 光熱材料 i 簡易トイレ j 情報機器</p>	<p>販売業者、輸送業者と十分に協議しておくとともに、町内の物資生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。</p> <p>(4) 食料集積地の指定</p> <p>町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、<u>救助物資集積所</u>に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入<u>れ</u>、配分等が実施できるよう、<u>平時</u>から集積スペースの区分、物資の受入<u>れ</u>・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。</p> <p>なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。</p> <div data-bbox="1178 560 2101 643" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P15)</p> </div> <p>3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 生活必需品の備蓄</p> <p>ア 基本事項</p> <p>(ア) 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 生活必需品の給(貸)と対象者</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 備蓄目標数量</p> <p>町は、県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」<u>に基づき、町と県で避難者用をそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上備蓄する。</u></p> <p><u>なお、町民備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標とする。</u></p> <p>(エ) 備蓄品目</p> <p>町民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。<u>また、要配慮者や女性にも配慮したものとする。</u></p> <p>a 寝具 b 外衣 c 肌着 d 身回り品 e 炊事用品 f 食器 g 日用品 h 光熱材料 i 簡易トイレ j 情報機器</p>

頁	修正前	修正後
	<p>k 要配慮者向け用品</p> <p>イ 備蓄場所</p> <p>生活必需品は、品目及び数量等を総務課が把握しておく。管理予定場所は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>応急用住宅災害時資材置場</u></p> <p>(イ) <u>小鹿野町役場小鹿野庁舎</u></p> <p>(ウ) <u>小鹿野文化センター倉庫</u></p> <p>(エ) <u>防災倉庫</u></p> <p>※秩父防災基地（県備蓄品の備蓄場所）</p> <p>ウ 生活必需品の備蓄計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>エ 生活必需品の備蓄</p> <p>町は、ウの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 生活必需品集積所の指定</p> <p>町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、<u>資料編にある施設救</u>に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入、配分等が実施できるよう、<u>平素</u>から集積スペースの区分、物資の受入・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。</p> <p>なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。</p> <div data-bbox="188 1118 1111 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P14)</p> </div>	<p>k 要配慮者向け用品 <u>1 簡易ベッド m マスク、防塵マスク、消毒液</u></p> <p>イ 備蓄場所</p> <p>生活必需品は、品目及び数量等を総務課が把握しておく。管理予定場所は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>小鹿野町役場</u></p> <p>(イ) <u>文化センター倉庫</u></p> <p>(ウ) <u>武道場防災倉庫</u></p> <p>(エ) <u>その他空き公共施設の一部を借用した倉庫</u></p> <p>※秩父防災基地（県備蓄品の備蓄場所）</p> <p>ウ 生活必需品の備蓄計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>エ 生活必需品の備蓄</p> <p>町は、ウの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の<u>購入、備蓄、更新、処分等</u>を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 生活必需品集積所の指定</p> <p>町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、<u>救援物資集積所</u>に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、<u>平時</u>から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。</p> <p>なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。</p> <div data-bbox="1173 1118 2096 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P15)</p> </div>
	<p><u>3</u> 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ア 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>イ 応急給水の対象者</p>	<p><u>4</u> 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ア 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>イ 応急給水の対象者</p>

頁	修正前	修正後																														
63	<p>(略)</p> <p>ウ 1日当たり目標水量</p> <p>県が地震被害想定調査で想定した「関東北西縁断層帯地震」による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="250 408 1048 608"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から10日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から15日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から21日</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 品目 (略)</p> <p>オ 備蓄場所</p> <p>応急給水資機材は、給水タンク1t、ポリ容器20リットルを20個10リットルを100個保管しているが、今後とも必要な応急給水資機材を備蓄していく。</p> <div data-bbox="203 948 1126 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 応急給水用資機材一覧 (P13)</p> </div> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>耐震性貯水槽の整備</u></p> <p>町は、近くに浄水場等がない地域において、<u>耐震性貯水槽の整備を行う。</u></p> <p>(6) <u>検水体制の整備</u></p> <p>町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。</p> <p>第3 防災用資機材の備蓄 1 基本事項</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量	災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	災害発生から15日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	<p>(略)</p> <p>ウ 1日当たり目標水量</p> <p>県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1216 402 2060 614"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から10日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から21日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から28日</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 品目 (略)</p> <p>オ 備蓄場所</p> <p><u>応急給水資機材の備蓄場所は、秩父広域市町村圏組合水道局西秩父事務所とし、給水タンク1t、ポリ容器20リットルを20個、10リットルを100個保管しているが、今後とも必要な応急給水資機材の備蓄を図る。</u></p> <div data-bbox="1189 948 2112 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 応急給水用資機材一覧 (P14)</p> </div> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 検水体制の整備</p> <p>町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。</p> <p>第3 防災用資機材の備蓄 1 基本事項</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量	災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	災害発生から21日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	災害発生から28日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																														
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量																														
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量																														
災害発生から15日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																														
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																														
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																														
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小必要な水量																														
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量																														
災害発生から21日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																														
災害発生から28日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																														

頁	修正前	修正後
64	<p>(略)</p> <p>(1) 実施主体 (略)</p> <p>(2) 目標数量 各避難所の<u>収容</u>人員の計画値を目安とする。</p> <p>(3) 品目 ア～ク (略) ケ テント等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 備蓄場所 防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に迅速に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。町は、自主防災組織や自治会単位での備蓄場所の整備を検討していく。</p> <p>2 防災資機材等の備蓄計画の策定 町は、各避難所の<u>収容</u>人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておく。その際、自主防災組織あるいは自治会単位での備蓄体制を整備していく。</p> <p>3 防災資機材等の備蓄 (略)</p> <p>第4 <u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品の備蓄並びに調達体制の整備</u></p> <p>1 基本事項 (1) 実施主体 (略) (2) 利用対象者 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 実施主体 (略)</p> <p>(2) 目標数量 <u>目標数量は、「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定に基づき、各避難所の<u>受入</u>人員の計画値を目安とする。</u></p> <p>(3) 品目 ア～ク (略) ケ テント、<u>ブルーシート、土のう袋等</u> <u>コ 避難所用資機材(看板、表示版、レイアウト図)</u> <u>サ 携帯電話用充電器</u></p> <p>(4) 備蓄場所 防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に迅速に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。町は、<u>主要な公共施設での備蓄のほか</u>、自主防災組織や自治会単位での備蓄場所の整備を検討していく。</p> <p>2 防災資機材等の備蓄計画の策定 町は、各避難所の<u>受入</u>人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておく。その際、自主防災組織あるいは自治会単位での備蓄体制を整備していく。</p> <p>3 防災資機材等の備蓄 (略)</p> <p>第4 <u>医薬品等</u>の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>1 基本事項 (1) 実施主体 (略) (2) 利用対象者 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(3) 品目及び目標数量 品目は、大きくは<u>災害用医療資機材</u>セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県が実施した地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。</p> <p>(4) 備蓄場所 災害対策本部に救急箱を備蓄するなど、必要な医薬品等の備蓄を図る。なお、<u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>等の備蓄予定場所は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 小鹿野町役場小鹿野庁舎 (2) 国保町立小鹿野中央病院</p> <p>2 <u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>の備蓄並びに調達計画の策定 町は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための<u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>の備蓄並びに調達計画を策定しておく。</p> <p>3 <u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>等の備蓄 (1) 町は、2の<u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための<u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。 (2) (略)</p> <p>4 <u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>の調達体制の整備 町は、2の<u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産救護活動のための<u>医療救護資機材</u>、<u>医薬品</u>等の調達に関し、秩父郡市薬剤師会、町内医薬品等取扱い業者と協議しておくなど、災害時における調達体制の構築を図る。</p>	<p>(3) 品目及び目標数量 品目は、大きくは<u>緊急医薬品等医療</u>セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県が実施した地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。</p> <p>(4) 備蓄場所 災害対策本部に救急箱を備蓄するなど、必要な医薬品等の備蓄を図る。なお、<u>医薬品</u>等の備蓄場所は以下のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 小鹿野町役場小鹿野庁舎 <u>イ</u> 国保町立小鹿野中央病院</p> <p>2 <u>医薬品等</u>の備蓄並びに調達計画の策定 町は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療<u>救護</u>活動のための<u>医薬品等</u>の備蓄並びに調達計画を策定しておく。</p> <p>3 <u>医薬品等</u>の備蓄 (1) 町は、2の<u>医薬品等</u>の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療<u>救護</u>活動のための<u>医薬品等</u>の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。 (2) (略)</p> <p>4 <u>医薬品等</u>の調達体制の整備 町は、2の<u>医薬品等</u>の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療<u>救護</u>活動のための<u>医薬品等</u>の調達に関し、秩父郡市薬剤師会、町内医薬品等取扱い業者と協議しておくなど、災害時における調達体制の構築を図る。</p>
65	(新設)	<p><u>第5 民間事業者との連携体制</u> 町は、災害発生直後の被災町民等の生活を確保するため、<u>ちちぶ農業協同組合、ガソリン販売事業者及び食料品スーパー等の民間事業者と新たな協定の締結を促進するなど、事前から連携を強化しておくものとする。</u></p>
65	(新設)	<p><u>第6 輸送施設・拠点の確保等</u> 町は、平時から、<u>多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点について</u></p>

頁	修正前	修正後
65	(新設)	<p><u>把握・点検する。</u></p> <p><u>また、町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</u></p> <p><u>第7 輸送手段の確保</u></p> <p><u>町は、地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。陸路による緊急輸送が困難な場合に備え、救援物資の運搬手段としてドローンの活用を検討し、空中輸送体制の整備を図る。</u></p> <p><u>また、県からの助言及び指導に基づき、輸送体制の整備を促進する。</u></p>
66	<p>第8節 医療体制等の整備計画</p> <p>災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。</p> <p>災害時の医療体制を確保するため、<u>平常時から災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。</u></p> <p>また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。</p> <p>第1 初期医療体制の整備</p> <p>1 初期医療体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 救護所の整備</p> <p>避難所となっている公共施設に救護所を設置する体制を整備する。また、災害発生状況にあわせて救護所を増設できる体制を検討する。</p> <p>(2) <u>医療救護班の編成、出動</u></p> <p><u>本町を含む秩父郡市の区域では、災害発生時には医療救護班を7班編成し、応急医療活動に当たることとなっている。</u></p> <p>町は、災害発生時に<u>医療救護班</u>の迅速な応援が得られるよう、<u>平素から国保町立小鹿野中央病院、秩父郡市医師会等と協議を行っておく。</u></p> <p>(3) 医療品等の確保</p>	<p>第1.1節 医療体制等の整備計画</p> <p>災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。</p> <p>災害時の医療体制を確保するため、<u>平時</u>から災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。</p> <p>また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。</p> <p>第1 初期医療体制の整備</p> <p>1 初期医療体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 救護所の整備</p> <p>避難所となっている公共施設に救護所を設置する体制を整備する。また、災害発生状況に<u>合わせて</u>救護所を増設できる体制を検討する。</p> <p>(2) <u>災害医療支援隊の応援</u></p> <p>町は、災害発生時に<u>災害医療支援隊</u>の迅速な応援が得られるよう、<u>平時</u>から国保町立小鹿野中央病院、秩父郡市医師会等と協議を行っておく。</p> <p>(3) 医療品等の確保</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>医療救護班</u>が使用する医薬品及び医療資機材は、国保町立小鹿野中央病院をはじめとする医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、町内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。</p> <p>2 自主防災組織等による自主救護体制の整備</p> <p>町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、<u>医療救護班</u>の活動を支援できるよう、秩父消防本部が定期的実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。</p> <div data-bbox="197 520 1120 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 医療機関一覧 (P13)</p> </div>	<p><u>災害医療支援隊</u>が使用する医薬品及び医療資機材は、国保町立小鹿野中央病院をはじめとする医療機関、<u>秩父郡市</u>薬剤師会等の協力を得るとともに、町内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。</p> <p>2 自主防災組織等による自主救護体制の整備</p> <p>町は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護活動を支援できるよう、秩父消防本部が定期的実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する</p> <div data-bbox="1182 520 2105 603" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 医療機関一覧 (P14)</p> </div>
66	<p>第2 後方医療体制の整備</p> <p>1 現況</p> <p>県は、災害拠点病院として、県内に「<u>基幹災害医療センター</u>」を1箇所、「<u>地域災害医療センター</u>」を17箇所指定している。また、保健所管内別に救急医療病院を指定している。</p> <p>町内では「国保町立小鹿野中央病院」が救急医療機関として指定されている。</p> <p>2 後方医療体制の整備</p> <p>救護所や町内医療機関では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、<u>後方医療施設</u>に搬送して治療を実施する必要があることから、秩父消防本部と連携協力して重症者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を図る。</p> <p>(1) 後方医療支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(2) 搬送体制の整備</p> <p>(新設)</p> <p>救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、町有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、事前に関係機関と協議し、<u>搬送体制を整備を図る</u>。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2 後方医療体制の整備</p> <p>1 現況</p> <p>県は、災害拠点病院として、県内に「<u>基幹災害拠点病院</u>」を3箇所、「<u>地域災害拠点病院</u>」を19箇所指定している。また、保健所管内別に救急医療<u>機関</u>を指定している。</p> <p>町内では「国保町立小鹿野中央病院」が救急医療機関として指定されている。</p> <p>2 後方医療体制の整備</p> <p>救護所や町内医療機関では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、<u>後方医療機関</u>に搬送して治療を実施する必要があることから、秩父消防本部と連携協力して重症者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を図る。</p> <p>(1) 後方医療支援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(2) 搬送体制の整備</p> <p><u>ア 輸送体制の確立</u></p> <p>救護所から救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは町外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、町有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、事前に関係機関と協議し、<u>搬送体制を確立する</u>。</p> <p><u>イ 関係機関等との連携</u></p> <p><u>町は、県や秩父郡市医師会、消防署等の関係機関と連携し、トリアージの実施や後方</u></p>

頁	修正前	修正後
67	<p>第3 応援医療体制の整備</p> <p>1 広域的医療協力体制の確立</p> <p>災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、県内外の他市町村と災害時における医療協力体制の整備を図る。</p> <p>2 応援要請のための情報連絡体制の整備</p> <p>災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等全ての医療救護面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網の整備を図る。</p>	<p><u>医療機関への搬送体制の整備を図る。</u></p> <p>第3 応援医療体制の整備</p> <p>1 広域的医療協力体制の確立</p> <p>災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、県内外の他市町村と災害時における医療協力体制を確立する。</p> <p><u>町は、平時から、県の医療機関、大学医療機関等と業務提携を促進し、災害時に迅速かつ確かな対応ができるよう連携強化に努める。また、秩父地域の病院や診療所、秩父郡市医師会との連携推進により情報交換や技術交流を密接に行い、広域医療体制の充実を図る。</u></p> <p><u>町は、多量の医療救護需要を賄うため、「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定に基づく人的被害の量を目安とした、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。</u></p> <p><u>町は、大規模災害発生時に、迅速かつ円滑に医療救護活動の応援が受け入れられるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制を検討する。</u></p> <p>2 応援要請のための情報連絡体制の整備</p> <p>災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等全ての医療救護面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網を確立する。</p>
67	<p>(新設)</p>	<p><u>第4 平時からの医療環境の充実</u></p> <p><u>1 医療設備の整備</u></p> <p><u>町は、平時から地域の医療ニーズを把握し、状況に応じた設備の整備や更新を計画的に推進する。</u></p> <p><u>2 人材の確保と育成</u></p> <p><u>町は、医療の充実や地域医療を支えていくため、平時から優秀な人材の確保や配置に努める。また、町や関係医療機関等は、医療安全、感染症対策、接遇等様々な研修会に参加し、地域医療の資質向上や利用者から信頼される医療スタッフの育成を図る。</u></p> <p><u>3 医師の確保</u></p>

頁	修正前	修正後
68	(新設)	<p><u>町は、秩父地域をはじめとする関係医療機関や県の協力を得ながら、医師の安定的な確保に努める。また、就学資金貸付制度のほか、総合診療専門医養成プログラム「ちちぶ」等の制度を活用し、医師の確保を図る。</u></p> <p><u>第5 医療関係団体との連携・協力体制の構築</u></p> <p><u>町は、医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、救護所の運営などの連携や協力体制の構築を図る。また、平時から医療関係団体と通信訓練等を実施し、災害時の医療救護体制の整備に努める。</u></p>
69	第9節 水害予防計画	第12節 水害予防計画
69	第1 治山 (略) 1 現況 (略) 2 治山事業 (略) (新設)	第1 治山 (略) 1 現況 (略) 2 治山事業 (略) <u>3 森林管理</u> <u>森林が有する国土保全機能を保持し、倒木や土砂災害、洪水など山地災害の発生リスクを減らすため、森林環境譲与税を活用した森林管理や、森林管理道の整備を図る。</u>
69	第2 治水 (略) 1 現況 本町は山岳地帯にあり、県内の他の地域に比べ急傾斜なため、 <u>治水安全度</u> はかなり高い。 2 河川の改修 (略) (新設)	第2 治水 (略) 1 現況 本町は山岳地帯にあり、県内の他の地域に比べ急傾斜なため <u>危険度</u> はかなり高い。 2 河川の改修 (略) <u>3 水害リスクの周知</u> <u>町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。</u>

頁	修正前	修正後
70	<p>(新設)</p> <p>第10節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p>	<p><u>4 浸水対策</u></p> <p><u>町は、集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、浸水の原因究明に努め、関係機関と連携した排水施設等の整備を図る。また、用水の氾濫を防止するため、自動転倒堰や排水路等の整備を推進する。</u></p> <p><u>5 洪水ハザードマップの作成</u></p> <p><u>町は、水害リスク情報をもとに、洪水ハザードマップを作成・配布・公表し、町民等に対する浸水被害への危機管理意識の啓発に努める。ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u></p> <p>第13節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p>
70	<p>(新設)</p>	<p><u>第1 土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域とは、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域をいう。従来の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を中心とした再調査結果を踏まえ、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）ごとに、知事が指定した区域である。</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域におけるその発生原因となる土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊については、以下のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 土石流</u></p> <p><u>土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</u></p> <p><u>(2) 地すべり</u></p> <p><u>地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）及び地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</u></p> <p><u>(3) 急傾斜地の崩壊</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域及び急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍 (50mを超える場合は 50m) 以内の区域</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p><u>町内では、土砂災害警戒区域として 572 箇所が指定されている。そのうち、土石流は 132 箇所、地すべりは 9 箇所、急傾斜地の崩壊は 431 箇所が指定されている。</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域の指定状況は、資料編による。</u></p> <div data-bbox="1182 520 2107 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>資 料 編 ○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P 18)</u></p> </div> <p><u>3 土砂災害警戒区域の予防対策</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域の指定</u></p> <p><u>県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域を指定している。町は、県により土砂災害警戒区域が指定された場合には、警戒避難体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進</u></p> <p><u>県は、土砂災害防止法に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。町は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。</u></p> <p><u>(3) 基礎調査の実施</u></p> <p><u>県は、おおむね 5 年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。</u></p> <p><u>(4) 土砂災害警戒区域における対策</u></p> <p><u>知事は、町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。</u></p> <p><u>町は、以下の項目に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <p><u>ア 土砂災害警戒区域を含む自治組織や町民に対し、ハザードマップを配布・公表し、町民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。</u></p>

頁	修正前	修正後		
		<p><u>イ 土砂災害警戒区域内の町民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。</u></p> <p><u>ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 400 2085 655"> <tr> <td data-bbox="1182 400 1317 655">要配慮者施設の範囲</td> <td data-bbox="1317 400 2085 655">老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校</td> </tr> </table> <p><u>エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。</u></p> <p><u>オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、町民に周知するとともに、緊急時に町民の避難を促す伝達システムを整備していく。また、土砂災害に関する情報や避難情報は、防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、インターネットメールなどにより、警戒区域内の町民に対し確実に伝達する。</u></p> <p><u>町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</u></p> <p><u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発</u></p>	要配慮者施設の範囲	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校
要配慮者施設の範囲	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校			

頁	修正前	修正後
72	(新設)	<p><u>生ずるおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ 救助に関する事項</u></p> <p><u>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>上記エに該当する施設については、本計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>上記エに該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>資料編 ○ 要配慮者利用施設一覧 (P13)</u></p> </div> <p><u>4 土砂災害に対する町民の警戒避難体制</u></p> <p><u>町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。</u></p> <p><u>また、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p><u>第2 土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建</u></p>

頁	修正前	修正後
73	(新設)	<p><u>建築物に損壊が生じ町民に著しい危害が生じるおそれがあるため、土砂災害防止法第9条に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）ごとに知事が指定した区域である。また、要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域である。</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p><u>町内では、土砂災害特別警戒区域として 526 箇所が指定されている。そのうち、土石流は 111 箇所、急傾斜地の崩壊は 415 箇所が指定されており、地すべりである土砂災害特別警戒区域の指定はない。</u></p> <p><u>土砂災害特別警戒区域の指定状況は、資料編による。</u></p> <div data-bbox="1173 695 2096 775" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>資料編 ○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P18)</u></p> </div> <p><u>3 土砂災害特別警戒区域の予防対策</u></p> <p><u>知事は町長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建設のための開発行為に関する許可</u> <u>(2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</u> <u>(3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告</u> <u>(4) 勧告による移転者への融資、資金の確保</u> <p><u>第3 土砂災害危険箇所</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>土砂災害危険箇所とは、土砂災害が発生するおそれのある箇所のことを指し、国の調査要領・点検要領により県が調査、公表したもので、県内に 4,219 箇所が存在する。発生する自然現象により、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に分けられる。また、土砂災害危険箇所は、法に基づき指定される区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）とは異なり、調査結果を周知することにより、</u></p>

頁	修正前	修正後									
73	(新設)	<p><u>自主避難の判断や市町村が行う警戒避難体制の確立に資することを目的としている。</u></p> <p><u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所については、以下のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、谷地形をなし、溪床勾配3度以上で、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。</u></p> <p>(2) <u>地すべり危険箇所とは、地すべりによる被害の発生するおそれがあり、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は、活動が予測される区域である。</u></p> <p>(3) <u>急傾斜地崩壊危険箇所とは、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）により被害のおそれのあり、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p><u>町内では、土石流危険渓流が111箇所、地すべり危険箇所は9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は330箇所が存在する。</u></p> <p><u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所の一覧については、資料編による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 957 2101 1117"> <tr> <td><u>資料編</u></td> <td><u>○ 土石流危険渓流一覧</u></td> <td><u>(P30)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>○ 地すべり危険箇所一覧</u></td> <td><u>(P32)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u></td> <td><u>(P32)</u></td> </tr> </table> <p><u>3 土砂災害危険箇所の予防対策</u></p> <p><u>県は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。</u></p> <p><u>第4 砂防指定地</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>砂防指定地とは、砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、砂防</u></p>	<u>資料編</u>	<u>○ 土石流危険渓流一覧</u>	<u>(P30)</u>		<u>○ 地すべり危険箇所一覧</u>	<u>(P32)</u>		<u>○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u>	<u>(P32)</u>
<u>資料編</u>	<u>○ 土石流危険渓流一覧</u>	<u>(P30)</u>									
	<u>○ 地すべり危険箇所一覧</u>	<u>(P32)</u>									
	<u>○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u>	<u>(P32)</u>									

頁	修正前	修正後
74	(新設)	<p><u>設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域である。</u></p> <p><u>砂防指定地の指定を要する区域のうち、主なものは、以下のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域</u></p> <p>(2) <u>風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p><u>町内では、砂防指定地として 59 箇所が指定されている。</u></p> <p><u>砂防指定地の指定状況は、資料編による。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>資料編 ○ 砂防指定地一覧 (P40)</u></p> </div> <p><u>3 砂防指定地の予防対策</u></p> <p>(1) <u>砂防指定地の指定</u></p> <p><u>知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第 2 条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達できる。国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。</u></p> <p>(2) <u>砂防指定地内の行為の制限</u></p> <p><u>砂防指定地内においては、埼玉県砂防指定地管理条例第 3 条に基づき、土石流発生の要因となる行為を規制する。規制行為については以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア のり切り、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更</u></p> <p><u>イ 土石の類の採取又は鉱物の採掘</u></p> <p><u>ウ 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却</u></p> <p><u>エ 立木竹の伐採又は樹根の採掘</u></p> <p><u>オ 木竹の滑下又は地引による搬出</u></p> <p><u>第 5 地すべり防止区域</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>地すべり等防止法 (昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号) 第 3 条に基づき、知事の意見</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域である。</u></p> <p><u>地すべり防止区域の指定を要する区域は、以下の(1)及び(2)の区域を包括する地域</u> <u>(「地すべり地域」と総称。)であり、公共の利害に密接な関連を有する区域をいう。</u></p> <p><u>(1) 地すべり区域</u></p> <p><u>ア 地すべりしている区域</u></p> <p><u>イ 地すべりするおそれのきわめて大きい区域</u></p> <p><u>(2) 地すべり区域に隣接する区域</u></p> <p><u>ア 地すべりを助長・誘発している地域</u></p> <p><u>イ 地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p><u>本町は急峻な地形が多く、町内では地すべり防止区域として、国土交通省所管が2箇所、農林水産省所管が5箇所、指定されている。</u></p> <p><u>地すべり防止区域の指定状況は、資料編による。</u></p> <div data-bbox="1178 778 2101 858" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>資 料 編 ○ 地すべり防止区域一覧 (P41)</u></p> </div> <p><u>3 地すべり防止区域の予防対策</u></p> <p><u>(1) 地すべり防止区域の指定</u></p> <p><u>知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、地すべり等防止法第3条により、地すべり防止区域として、国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。それぞれの主務大臣は、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。</u></p> <p><u>(2) 地すべり防止区域内の行為の制限</u></p> <p><u>地すべり防止区域内においては、地すべり等防止法第18条に基づき、地すべりの要因となる行為を規制する。規制行為については以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為。</u></p> <p><u>イ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為。</u></p> <p><u>ウ のり切又は切土をする行為。</u></p>

頁	修正前	修正後
75	(新設)	<p><u>エ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良。</u></p> <p><u>オ 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為。等</u></p> <p><u>第6 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第3条に基づき、町長の意見をきいて、知事が指定した区域である。</u></p> <p><u>急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する区域は、以下の(1)及び(2)の区域を包括する区域である。</u></p> <p><u>(1) 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地をいう。以下同じ。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの</u></p> <p><u>(2) (1)に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p><u>本町は平坦地が少なく、急傾斜地に近接して住宅が建設されている地域が多い。町内では、急傾斜地崩壊危険区域として8箇所が指定されている。</u></p> <p><u>急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、資料編による。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>資 料 編 ○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧 (P42)</u></p> </div> <p><u>3 急傾斜地崩壊危険区域の予防対策</u></p> <p><u>(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定</u></p> <p><u>知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。</u></p> <p><u>(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限</u></p> <p><u>急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法第7条に基づき、急傾斜地崩壊の要</u></p>

頁	修正前	修正後
76	<p>(新設)</p> <p>1 現況</p> <p>山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を農林水産大臣又は<u>県知事は保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区においては、山地災害危険地区の調査・把握を行っている。</u></p>	<p><u>因となる行為を規制する。規制行為については以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為</u></p> <p><u>イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</u></p> <p><u>ウ のり切り、切土、掘さく又は盛土</u></p> <p><u>エ 立木竹の伐採</u></p> <p><u>オ 木竹の滑下又は地引による搬出</u></p> <p><u>カ 土石の採取又は集積 等</u></p> <p><u>第7 山地災害危険地区</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区をいう。山地災害危険地区は、災害の発生形態により、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の3種類に区分されている。</u></p> <p><u>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区については、以下のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 山腹崩壊危険地区とは、山腹崩壊又は落石による災害が発生するおそれがある地区をいう。</u></p> <p><u>(2) 崩壊土砂流出危険地区とは、山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区をいう。</u></p> <p><u>(3) 地すべり危険地区とは、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区をいう。</u></p> <p><u>2 現況</u></p> <p>山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を農林水産大臣又は知事は保安林に指定するとともに、機能低位等となった森林において、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区を調査、把握し、山地災害危険地区として、情報を町民に周知している。</p> <p><u>町内では、山腹崩壊危険地区は78地区、崩壊土砂流出危険地区は130地区、地すべり危険地区は21地区が指定されている。</u></p>

頁	修正前	修正後									
	<p>(新設)</p> <p>2 保安林</p> <p>農林水産大臣又は<u>県知事</u>は山地災害から町民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う。<u>平成 29 年 3 月末</u>現在、町の保安林面積は、4,569ha である。</p> <p>ア 水源かん養保安林</p> <p>森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水を<u>緩和</u>する。</p> <p>イ 土砂流出防備保安林</p> <p>表土の浸食、土砂の流出を<u>防止</u>する。</p> <p>ウ 土砂崩壊防備保安林</p> <p><u>林地の崩壊の発生</u>を防止する。</p> <p>(2) 指定の効果</p> <p>保安林の指定は、<u>保安</u>上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から町民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。</p> <p>ア 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受け、<u>あるいは届出を</u>しなければならない。</p> <p>イ 立木伐採後の植栽義務</p> <p>なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。</p> <p>(3) 治山事業の推進</p> <p>山地災害に対して町は、国の森林整備保全事業計画に基づき、<u>荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っている</u></p>	<p><u>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の指定状況は、資料編による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 319 2094 470"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 山腹崩壊危険地区一覧</td> <td>(P 42)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 崩壊土砂流出危険地区一覧</td> <td>(P 43)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 地すべり危険地区一覧</td> <td>(P 45)</td> </tr> </table> <p>3 <u>山地災害危険地区の予防対策</u></p> <p>(1) <u>保安林の指定等</u></p> <p>農林水産大臣又は知事は山地災害から町民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う。<u>令和 3 年 3 月 3 1 日</u>現在、町の保安林面積は、4,569ha である。<u>保安林のうち、主なものは、以下のとおりである。</u></p> <p>ア 水源かん養保安林</p> <p>森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水<u>等を防止</u>する。</p> <p>イ 土砂流出防備保安林</p> <p>表土の浸食、土砂の流出による<u>土石流等</u>を防止する。</p> <p>ウ 土砂崩壊防備保安林</p> <p><u>急峻な山地</u>の崩壊を防止する。</p> <p>(2) <u>保安林</u>の指定の効果</p> <p>保安林の指定は、<u>保全</u>上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から町民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。</p> <p>ア 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。</p> <p>イ 立木伐採後の植栽義務</p> <p>なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。</p> <p>(3) 治山事業の推進</p> <p>山地災害に対して町は、国の森林整備保全事業計画に基づき、<u>荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進する。</u></p>	資料編	○ 山腹崩壊危険地区一覧	(P 42)		○ 崩壊土砂流出危険地区一覧	(P 43)		○ 地すべり危険地区一覧	(P 45)
資料編	○ 山腹崩壊危険地区一覧	(P 42)									
	○ 崩壊土砂流出危険地区一覧	(P 43)									
	○ 地すべり危険地区一覧	(P 45)									

頁	修正前	修正後
	<p>す。</p> <p>(2) <u>山地災害危険地区の情報提供</u></p> <p>町は県に対し、山地災害危険地区に関する資料の提供を求め、地域に密着した情報を入手することができる。</p> <p><u>第1 地すべり危険区域</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p>知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、関係部局と協議の上「地すべり等防止法」第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。</p> <p>国土交通大臣は「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域として指定することができる。危険箇所とは、以下のような区域である。</p> <p>(1) <u>地すべり地域の面積が5ヘクタール以上で次の各号に該当するもの。</u></p> <p>ア <u>多量の崩土が溪流又は河川に流入し、一、二級河川及び準用河川に被害を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>イ <u>一般国道、県道等に被害を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>ウ <u>公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>エ <u>ため池（貯水量 30,000m³ 以上）、用排水施設（関係面積 100ha 以上）、林道（利用区域 500ha 以上）に被害を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>オ <u>人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>カ <u>農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p>(2) <u>前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため特に必要がある場合</u></p> <p><u>2 地すべり予防対策</u></p> <p>本町は急峻な地形で、地すべり危険箇所が9箇所、地すべり危険地区が 21 箇所、地すべり防止区域が7箇所あるため、危険箇所の周知に努めるとともに、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。</p> <div data-bbox="197 1347 1117 1418" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 地すべり危険箇所等一覧 (P31)</p> </div>	<p>(4) <u>山地災害危険地区の情報</u>収集</p> <p>町は県に対し、山地災害危険地区に関する資料の提供を求め、地域に密着した情報を入手する。</p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>第2 土石流危険渓流</p> <p>1 定義</p> <p><u>土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配3°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。町内の土石流危険渓流は132 渓流ある。</u></p> <p>2 土石流危険渓流の予防対策</p> <p>(1) 指定の基準</p> <p><u>知事は防水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、関係部局と協議の上「砂防法」第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。</u></p> <p><u>国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>砂防指定地指定基準</u></p> <p><u>ア 渓流の縦横浸蝕により土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は著しく顕著となるおそれのある区域</u></p> <p><u>イ 土砂等の生産、流送若しくは堆積により河川流域に及ぼす被害が著しく大であり、又はそのおそれのある区域</u></p> <p><u>ウ 地すべり防止区域で治水砂防のため、渓流に砂防設備を必要とする区域</u></p> <p><u>エ 山腹の急傾斜地等の崩壊により、直接河川等に土砂害を与えるおそれのある区域</u></p> <p><u>オ 風水害、震災等によって、河川及び河川流域に土砂が流出又は堆積し、緊急に対処しなければならない区域</u></p> <p><u>カ 土地の形質を変更した場合、河川及び河川流域への土砂流失等により、治水防止上著しい影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある開発予想区域</u></p> <p><u>キ 公共の開発事業との関連上、砂防設備の設置が必要と認められる区域</u></p> <p><u>ク その他、治水上砂防のため特別の理由があるとき</u></p> </div>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 指定の効果 <u>主なる指定の効果は、次のとおりである。</u> ア 砂防設備を設置できること。 イ 一定の行為の禁止、制限 <u>のり切り、切土、掘削、盛土等の土地の形状変更、土石の類の採取又は岩石の採掘、 工作物の新築等又は除却、立竹木の伐採若しくは抜根又は滑下若しくは地引きによる運 搬、当該砂防指定地を管轄する県土整備事務所長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(3) 土石流対策 ア 砂防事業の推進 <u>土石流の発生するおそれの高い溪流や、保全対象となる人家が多く、公共施設等存在 する溪流について、砂防ダム堰堤等の設置を進める。</u> イ 土石流危険溪流の周知 <u>町は土石流危険溪流に関する資料の提供を県に要請し、その周知に努める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料 編 ○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P16) </div> <p>第3 急傾斜地崩壊危険箇所 1 定義 <u>急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30 度以上の角度をなし、その 高さが 5m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家はないも のの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。</u></p> <p>2 現況 <u>本町は平坦地が少なく、急傾斜地に近接して住宅が建設されている地域が多い。当該 地域に急傾斜地崩壊危険箇所は 431 箇所ある。</u></p> <p>3 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策 (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定促進 ア 指定の基準 <u>知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地をいう。）で、 その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする場合は、町長の意見を聞いて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として、指定することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>急傾斜地崩壊危険区域指定基準</u></p> <p>① 急傾斜地の高さが5m以上</p> <p>② 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの</p> </div> <p>イ 指定の効果</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。</p> <p>(ア) 行為制限</p> <p>水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(イ) 土地所有者等の土地保全の努力義務</p> <p>(ウ) 改善措置の命令</p> <p>(エ) 急傾斜地崩壊防止工事の施工</p> <p>(オ) 災害危険区域の指定</p> <p>ウ 指定の促進</p> <p>町は、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所について、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧 (P30)</p> </div> <p>第4 山地災害防止対策</p> <p>1 現況</p> <p>山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を農林水産大臣又は県知事は保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区にお</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>いては、山地災害危険地区の調査・把握を行っている。</u></p> <p>2 保安林</p> <p><u>農林水産大臣又は県知事は山地災害から町民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う。平成 29 年 3 月末現在、町の保安林面積は、4,569ha である。</u></p> <p>(1) 保安林の指定</p> <p>ア 水源かん養保安林</p> <p><u>森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水を緩和する。</u></p> <p>イ 土砂流出防備保安林</p> <p><u>表土の浸食、土砂の流出を防止する。</u></p> <p>ウ 土砂崩壊防備保安林</p> <p><u>林地の崩壊の発生を防止する。</u></p> <p>(2) 指定の効果</p> <p><u>保安林の指定は、保安上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から町民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。</u></p> <p>ア 立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受ける、あるいは届出をしなければ<u>ならない。</u></p> <p>イ 立木伐採後の植栽義務</p> <p><u>なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。</u></p> <p>3 山地災害危険地区</p> <p>(1) 治山事業の推進</p> <p><u>山地災害に対して町は、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図っている。</u></p> <p>(2) 山地災害危険地区の情報提供</p> <p><u>町は県に対し、山地災害危険地区に関する資料の提供を求め、地域に密着した情報を入手することができる。</u></p>	

頁	修正前	修正後
	<div data-bbox="197 236 1115 387" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 山腹崩壊危険地区一覧 (P28)</p> <p>○ 崩壊土砂流出危険地区一覧 (P29)</p> <p>○ 地すべり危険箇所等一覧 (P31)</p> </div> <p><u>第5 警戒避難体制の確立</u></p> <p><u>1 警戒避難体制の整備</u></p> <p><u>町は、土砂災害危険箇所について、下記の警戒避難体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(1) 土砂災害危険箇所の周知、情報の提供</u></p> <p><u>(2) その他警戒避難体制のために必要な事項</u></p> <p><u>2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</u></p> <p><u>県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努めており、町は、県により土砂災害警戒区域等が指定された場合には、以下の警戒避難体制を整備する。</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域等の指定状況は、資料編による。</u></p> <div data-bbox="203 917 1122 989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (P16)</p> </div> <p><u>(1) 基礎調査の実施</u></p> <p><u>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。</u></p> <p><u>(2) 土砂災害警戒区域における対策</u></p> <p><u>知事は町長の意見を聞いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定、伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について町民に周知するよう努める。</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後		
	<p><u>土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、町は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <p><u>町は指定される土砂災害警戒区域等における町民の安全確保対策のため、埼玉県及び熊谷地方気象台から発表される土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の町民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示するとともに、以下の項目に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <p><u>ア 土砂災害警戒区域を含む自治組織や町民に対し、ハザードマップを配布・公表し、町民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。なお、ハザードマップには、土砂災害警戒区域図等をもとに、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先を記載する。</u></p> <p><u>イ 土砂災害警戒区域内の町民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。</u></p> <p><u>ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関係機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。また、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、FAX等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。なお、要配慮者施設の範囲は以下のとおりとする。また、要配慮者施設として位置付けされた施設は避難確保計画の作成や避難訓練の実施に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1114 1104 1353"> <tr> <td data-bbox="264 1114 389 1353">要配慮者施設の範囲</td> <td data-bbox="389 1114 1104 1353">老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校</td> </tr> </table>	要配慮者施設の範囲	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校	
要配慮者施設の範囲	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等過程を置く専修学校			

頁	修正前	修正後
78	<p>エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。</p> <p>オ 予報又は警報の発令基準、警戒避難基準雨量の設定を行い町民に周知するとともに、緊急時に町民の避難を促す伝達システムを整備していく。また、土砂災害に関する情報や避難情報は、防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、インターネットメールなどにより、警戒区域内の町民に対し確実に伝達する。</p> <p>(3) 土砂災害特別警戒区域における対策</p> <p>知事は町長の意見を聞いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>ア 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建設のための開発行為に関する許可</p> <p>イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>ウ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告</p> <p>3 土砂災害警戒情報伝達方法系統図</p>	<p>第8 土砂災害警戒情報の伝達方法系統図</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達方法は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。</p>
78	<p>第6 土砂災害ハザードマップの整備 (新設)</p>	<p>第9 土砂災害ハザードマップの作成等 1 土砂災害ハザードマップの作成</p>

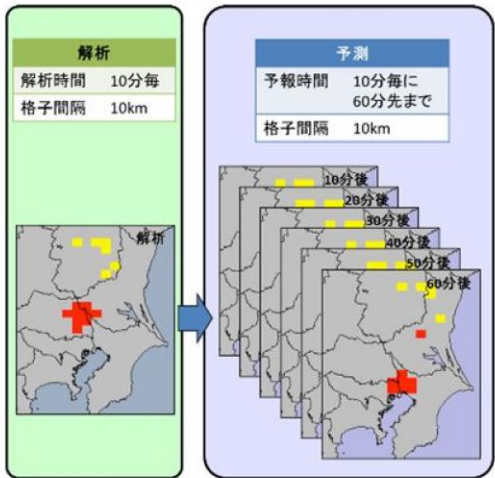
頁	修正前	修正後
	<p><u>土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区の分布</u>、県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに、<u>小鹿野町土砂災害ハザードマップを整備し</u>、土砂災害に対する危険性の周知と避難対策を推進していく。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>町は、県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに、土砂災害に対する円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する伝達方法、避難場所、その他必要な事項）を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、町民等に土砂災害に対する危険性の周知と避難対策を推進していく。ハザードマップには以下の項目を記載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項</u></p> <p>① <u>土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり <p>② <u>土砂災害に関する情報の伝達方法</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 <p>③ <u>その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値） ・避難情報（高齢者等避難、避難指示等） ・土砂災害の特徴・前兆現象 ・避難時の心得・携行物 ・主要な避難路 ・その他 </div> <p>2 <u>土砂災害に対する正しい知識の普及</u></p> <p><u>町は、町民が学校や職場、地域における防災訓練を通じて土砂災害発生時に自らとるべき行動について周知徹底を図るとともに、土砂災害に関する正しい知識の普及啓発に努める。</u></p> <p>第10 <u>大規模盛土造成地マップの作成・公表</u></p> <p><u>町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表すると</u></p>
78	(新設)	

頁	修正前	修正後
79	<p>第17節 竜巻・突風等予防対策</p> <p>町は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす<u>竜巻や突風等</u>について、町民への注意喚起を行うとともに<u>住民生活</u>に与える影響を最小限にするための対策を講じる。</p>	<p><u>ともに、宅地の安全性の把握を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>第14節 竜巻等突風予防対策</p> <p>町は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす<u>竜巻等突風</u>について、町民への注意喚起を行うとともに<u>町民生活</u>に与える影響を最小限にするための対策を講じる。</p>
79	<p>第1 現況</p> <p>1 竜巻の発生状況</p> <p>竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。</p> <p><u>国内では年間10～20個程度発生している。</u></p> <p><u>季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにともなって発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。</u></p> <p>2 特徴</p> <p><u>竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数キロメートルにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。</u></p> <p><u>台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位で見ると、竜巻に遭遇する頻度は低い。</u></p> <p>3 その他の突風 (略)</p> <p>4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト (略)</p> <p>5 課題</p>	<p>第1 現況</p> <p>1 竜巻の発生状況</p> <p>竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。</p> <p><u>日本では、年平均で23件(2007年～2017年、海上竜巻を除く)の発生が確認されている。</u></p> <p><u>平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。</u></p> <p><u>竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多く、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。また、地理的には関東平野や沿岸域が多い。</u></p> <p>2 特徴</p> <p><u>竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中し被害地域は帯状になる特徴がある。</u></p> <p>3 その他の突風 (略)</p> <p>4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト (略)</p> <p>5 課題</p>

頁	修正前	修正後
	<p>竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。</p> <p>【参考：竜巻注意情報の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、各気象台が担当地域を対象に発表される。 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時と比べ約 200 倍となっている。 情報の有効期間は 1 時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。 <p style="text-align: center;">竜巻注意情報の発表例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>埼玉県竜巻注意情報 第 1 号 平成××年 4 月 20 日 10 時 27 分 △△ 地方気象台発表</p> <p>埼玉県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、20 日 11 時 30 分まで有効です。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 適中率は 5～10% 程度、捕捉率は 20～30% 程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。 <p>【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】</p> <p>竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。</p>	<p>竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。</p> <p>【参考：竜巻注意情報の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約 1 時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。 <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">竜巻注意情報の発表例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>埼玉県竜巻注意情報 第 1 号 令和××年××月××日××時××分 気象庁発表</p> <p>埼玉県秩父地方は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっていません。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</p> <p>この情報は、××日××時××分まで有効です。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 適中率は 5% 程度、捕捉率は 30% 程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。 <p>【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】</p> <p>竜巻発生確度ナウキャストは、10km 四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の2つの発生確度で、10キロメートル格子単位で10分ごとに60分先までの予測を行う。</u></p> <p>1 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 (適中率1～7%、捕捉率80%)</p> <p>2 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 (適中率7～14%、捕捉率50～70%)</p> <p><u>10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。</u></p> <p><u>発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。</u></p>	<p><u>竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。</u></p> <p>1 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 (適中率1～7%、捕捉率80%)</p> <p>2 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 (適中率7～14%、捕捉率50～70%)</p> <p><u>発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。</u></p>

竜巻発生確度ナウキャストについて



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

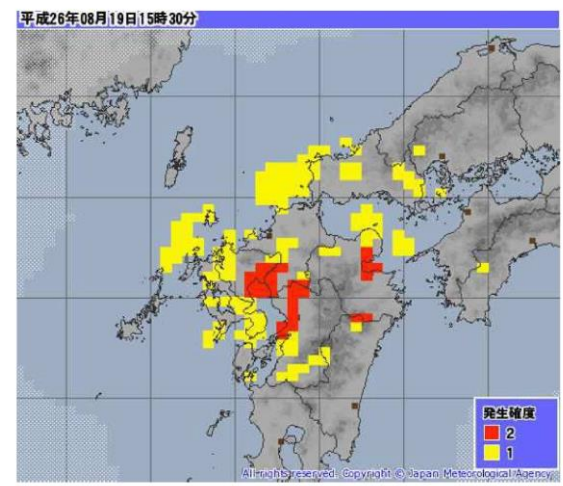
※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 (補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

※出典：気象庁 HP

【その他の気象情報】

また、気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。

竜巻発生確度ナウキャストの発表例



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 (補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

※出典：気象庁 HP

(削除)

頁	修正前	修正後
81	<p>第2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及</p> <p>1 竜巻等突風に関する普及・啓発の推進 (略)</p> <p>※(参考) 町民向け普及・啓発資料：気象庁作成リーフレット「<u>竜巻から身を守る!</u>」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等</p> <p>2 <u>竜巻対応マニュアルの作成</u></p> <p>(1) <u>学校は</u>、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。</p> <p>(2) <u>学校は</u>、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。</p> <p>(3) <u>学校は</u>、安全管理運対体制の充実を図る。</p>	<p>第2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及</p> <p>1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 (略)</p> <p>※(参考) 町民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「<u>竜巻から身を守る～竜巻注意情報～</u>」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等</p> <p>2 <u>小中学校における竜巻への理解の促進</u></p> <p>(1) 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。</p> <p>(2) 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。</p> <p>(3) 安全管理運対体制の充実を図る。</p>
81	<p>第3 竜巻関係の気象情報についての普及・啓発</p> <p>町は、県及び熊谷地方気象台と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、町民への普及・啓発を行う。</p>	<p>第3 竜巻関係の気象情報についての普及啓発</p> <p>町は、県及び熊谷地方気象台と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、町民への普及啓発を行う。</p>
81	<p>第4 物的被害を軽減させるための方策</p> <p>町及び公共施設の管理者等は、公共施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。</p> <p>また、<u>低コスト耐気候性ハウス</u>等の導入など、農業被害の軽減を検討する。</p>	<p>第4 物的被害を軽減させるための方策</p> <p>町及び公共施設の管理者等は、公共施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。</p> <p>また、<u>低コスト耐気候性ハウス</u>等の導入など、農業被害の軽減を検討する。</p>
82	<p>第5 竜巻等突風対処体制の確立 (略)</p>	<p>第5 竜巻等突風対処体制の確立 (略)</p>
82	<p>第6 情報収集・伝達体制の整備 (略)</p>	<p>第6 情報収集・伝達体制の整備 (略)</p>
82	<p>第7 具体的な対処方法の普及 (略)</p>	<p>第7 具体的な対処方法の普及 (略)</p>

頁	修正前	修正後																
	<p data-bbox="219 209 1084 233">具体的な対応例（埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））</p> <p data-bbox="190 264 1093 316">(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき、(C) 竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。</p> <p data-bbox="434 357 846 381" style="text-align: center;">竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例</p> <table border="1" data-bbox="190 389 1093 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 389 555 416">状況の時系列的变化</th> <th data-bbox="555 389 1093 416">対処行動例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 416 555 660">(A) 竜巻注意情報発表時</td> <td data-bbox="555 416 1093 660"> <ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 660 555 820">(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</td> <td data-bbox="555 660 1093 820"> <ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 820 555 1225"> <p data-bbox="190 820 555 871">(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p data-bbox="190 871 555 1066">①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき</p> <p data-bbox="190 1098 555 1171">なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p> </td> <td data-bbox="555 820 1093 1225"> <p data-bbox="555 820 1093 847">竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p data-bbox="555 879 1093 1038">(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p data-bbox="555 1070 1093 1225">(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="190 1233 607 1257">※出典：埼玉県地域防災計画（平成26年12月）</p>	状況の時系列的变化	対処行動例	(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 	(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 	<p data-bbox="190 820 555 871">(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p data-bbox="190 871 555 1066">①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき</p> <p data-bbox="190 1098 555 1171">なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<p data-bbox="555 820 1093 847">竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p data-bbox="555 879 1093 1038">(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p data-bbox="555 1070 1093 1225">(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。 	<p data-bbox="1193 209 2058 233">具体的な対応例（埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））</p> <p data-bbox="1178 264 2083 322">(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき、(C) 竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。</p> <p data-bbox="1415 363 1827 387" style="text-align: center;">竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例</p> <table border="1" data-bbox="1178 395 2083 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 395 1543 422">状況の時系列的变化</th> <th data-bbox="1543 395 2083 422">対処行動例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 422 1543 667">(A) 竜巻注意情報発表時</td> <td data-bbox="1543 422 2083 667"> <ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 667 1543 826">(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</td> <td data-bbox="1543 667 2083 826"> <ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 826 1543 1233"> <p data-bbox="1178 826 1543 877">(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p data-bbox="1178 877 1543 1072">①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音) ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき</p> <p data-bbox="1178 1104 1543 1177">なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p> </td> <td data-bbox="1543 826 2083 1233"> <p data-bbox="1543 826 2083 853">竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p data-bbox="1543 885 2083 1045">(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p data-bbox="1543 1077 2083 1233">(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1178 1241 1594 1265">※出典：埼玉県地域防災計画（令和4年3月）</p>	状況の時系列的变化	対処行動例	(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 	(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 	<p data-bbox="1178 826 1543 877">(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p data-bbox="1178 877 1543 1072">①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音) ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき</p> <p data-bbox="1178 1104 1543 1177">なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<p data-bbox="1543 826 2083 853">竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p data-bbox="1543 885 2083 1045">(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p data-bbox="1543 1077 2083 1233">(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。
状況の時系列的变化	対処行動例																	
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 																	
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 																	
<p data-bbox="190 820 555 871">(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p data-bbox="190 871 555 1066">①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき</p> <p data-bbox="190 1098 555 1171">なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<p data-bbox="555 820 1093 847">竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p data-bbox="555 879 1093 1038">(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p data-bbox="555 1070 1093 1225">(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。 																	
状況の時系列的变化	対処行動例																	
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 																	
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 																	
<p data-bbox="1178 826 1543 877">(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p data-bbox="1178 877 1543 1072">①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音) ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき</p> <p data-bbox="1178 1104 1543 1177">なお、夜間で雲の様子が分からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<p data-bbox="1543 826 2083 853">竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p data-bbox="1543 885 2083 1045">(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p data-bbox="1543 1077 2083 1233">(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。 																	

頁	修正前	修正後
84	<p>第1.1節 火災予防計画 (略)</p>	<p>第1.5節 火災予防計画 (略)</p>
84	<p>第1 消防力の整備強化</p> <p>1 消防組織の整備充実</p> <p>常備消防力は、1市4町による広域消防で、1本部、1消防署、4消防分署を有し、町には西分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務に当たっている。</p> <p>また、火災発生等の場合に地域の防火活動の中核として初期消火、避難誘導等のほか、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するなど、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている消防団は、団本部及び5支団、23分団620名で構成されている。</p> <p>消防団員の資質の向上を図るため、<u>平常時</u>から定期的に教育訓練を実施する。</p> <p>2 消防施設等の整備充実</p> <p>町は、消防力の現勢等を把握し、秩父消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について<u>年次計画を立て、その推進を図るものとする</u>。特に、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。また、消防団員減少に伴う分団再編も進んでいることから、消防力保持のため消防団員が活動しやすい詰所整備を行い適正な配置を図るとともに、車両や車庫、資機材などの増強を図る。</p> <div data-bbox="197 1086 1117 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 消防水利の現況 (P15)</p> </div> <p>3 点検整備計画</p> <p>町は、災害発生時に消防活動が迅速に実施できるよう、<u>平素</u>から消防機械器具等の点検整備、消防訓練等を実施する。</p> <p>4 応援協力体制の確立</p> <p>大規模災害の発生に際して、町のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。</p>	<p>第1 消防力の整備強化</p> <p>1 消防組織の整備充実</p> <p>常備消防力は、1市4町による広域消防で、1本部、1消防署、4消防分署を有し、町には西分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務に当たっている。</p> <p>また、火災発生等の場合に地域の防火活動の中核として初期消火、避難誘導等のほか、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するなど、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている消防団は、団本部及び5支団、23分団<u>定数545</u>名で構成されている。</p> <p>消防団員の資質の向上を図るため、<u>平時</u>から定期的に教育訓練を実施する。<u>また、消防団による消防機能の低下を防ぐため、必要に応じて消防団組織の再編成、体制の見直し及び設備強化に努める。</u></p> <p>2 消防施設等の整備充実</p> <p>町は、消防力の現勢等を把握し、秩父消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備<u>年次計画に沿って行い計画的な保全と更新</u>を図るものとする。特に、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。また、消防団員減少に伴う分団再編も進んでいることから、消防力保持のため消防団員が活動しやすい詰所整備を行い適正な配置を図るとともに、車両や車庫、資機材などの増強を図る。</p> <div data-bbox="1173 1086 2094 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 消防水利の現況 (P17)</p> </div> <p>3 点検整備計画</p> <p>町は、災害発生時に消防活動が迅速に実施できるよう、<u>平時</u>から消防機械器具等の点検整備、消防訓練等を実施する。</p> <p>4 応援協力体制の確立</p> <p>大規模災害の発生に際して、町のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。<u>主</u></p>

頁	修正前	修正後												
84	<p>第2 火災予防対策</p> <p>1 建築物の不燃化・耐震化</p> <p>(1) 老朽度の著しい、又は構造上危険と判定される公共建築物については、年次計画により鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物へ改築を図る。</p> <p>(2) 公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。</p> <p>2 火災発生原因の制御</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>た、協定に基づく消防団相互応援や緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用を図る。</u></p> <p>第2 火災予防対策</p> <p>(削除)</p> <p>1 火災発生原因の制御</p> <p>(1)～(4) (略)</p>												
85	<p>第3 防災環境の整備</p> <p>1 消防団員の確保対策</p> <p>近年の経済情勢、社会環境の変化により、消防団員の減少は全国的な傾向である。現在、町の消防団員数は<u>620</u>人と多いが、今後、町の地域外への通勤者が増えるなど、団員の確保に困難を来たす可能性も考えられる。</p> <p>このため、これらの打開策として、次の事項を検討するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <table border="1" data-bbox="197 1045 1120 1149"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 秩父郡小鹿野町消防団条例</td> <td>(P<u>84</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 秩父郡小鹿野町消防団規則</td> <td>(P<u>87</u>)</td> </tr> </table> <p>2 民間自衛防災組織等の育成強化</p> <p>火災の危険性に<u>かんがみ</u>、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により地域における自衛消防力の強化に努める。</p> <p>(1) 民間防災組織の確立</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の育成</p>	資料編	○ 秩父郡小鹿野町消防団条例	(P <u>84</u>)		○ 秩父郡小鹿野町消防団規則	(P <u>87</u>)	<p>第3 防災環境の整備</p> <p>1 消防団員の確保対策</p> <p>近年の経済情勢、社会環境の変化により、消防団員の減少は全国的な傾向である。現在、町の消防団員<u>の定数</u>は<u>545</u>人と多いが、今後、町の地域外への通勤者が増えるなど、団員の確保に困難を来たす可能性も考えられる。</p> <p>このため、これらの打開策として、次の事項を検討するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 機能別団員制度の導入</u></p> <p><u>(8) 町広報紙やホームページ等を活用した消防団に関するPR活動の実施</u></p> <p><u>(9) 町内の事業所への消防団応援事業所登録の推進</u></p> <table border="1" data-bbox="1171 1045 2094 1149"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 小鹿野町消防団条例</td> <td>(P<u>129</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 小鹿野町消防団規則</td> <td>(P<u>133</u>)</td> </tr> </table> <p>2 民間自衛防災組織等の育成強化</p> <p>火災の危険性に<u>鑑み</u>、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により地域における自衛消防力の強化に努める。</p> <p>(1) 民間防災組織の確立</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自主防災組織の育成</p>	資料編	○ 小鹿野町消防団条例	(P <u>129</u>)		○ 小鹿野町消防団規則	(P <u>133</u>)
資料編	○ 秩父郡小鹿野町消防団条例	(P <u>84</u>)												
	○ 秩父郡小鹿野町消防団規則	(P <u>87</u>)												
資料編	○ 小鹿野町消防団条例	(P <u>129</u>)												
	○ 小鹿野町消防団規則	(P <u>133</u>)												

頁	修正前	修正後
	<p>大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神にたつて、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、自治会等を単位とする自主防災組織を充実する必要がある。</p> <p>このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の向上を図り、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、秩父消防本部及び小鹿野町消防団と一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 一般家庭に対する啓発 (略)</p>	<p>大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民自治の精神にたつて、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、自治会等を単位とする自主防災組織を充実する必要がある。</p> <p>このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の向上を図り、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、秩父消防本部及び小鹿野町消防団と一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。</p> <p><u>また、研修の実施等による防災リーダーの育成、女性の責任者等の育成、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 一般家庭に対する啓発 (略)</p>
86	<p>第4 防災知識の普及</p> <p>町は、秩父消防本部等の協力を得て、年2回春季と秋季に実施する火災予防運動や防災訓練を通じて、町民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、防災マップ等を作成し、町民への配布や研修等を通じて、<u>防災知識の普及・啓発</u>に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p>	<p>第4 防災知識の普及</p> <p>町は、秩父消防本部等の協力を得て、年2回春季と秋季に実施する火災予防運動や防災訓練を通じて、町民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、防災マップ等を作成し、町民への配布や研修等を通じて、<u>防災知識の普及啓発</u>に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p>
87	<p>(新設)</p>	<p><u>第16節 林野火災予防計画</u></p> <p><u>本町は、町面積の約83%が山林や原野で占められている。また、林野火災の特徴として、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。</u></p> <p><u>火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災を予防し、被害の拡大防止又は軽減を図るための対策について定めるものとする。</u></p>
87	<p>(新設)</p>	<p><u>第1 現状</u></p> <p><u>林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいるが、一方で山間</u></p>

頁	修正前	修正後
87	(新設)	<p><u>地域の道路整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。</u></p> <p><u>その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。</u></p> <p><u>第2 林野火災の予防対策</u></p> <p><u>1 情報の収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>町は、県や林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</u></p> <p><u>また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保に努める。</u></p> <p><u>なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」に準ずるものとする。</u></p> <p><u>2 消火活動体制の整備</u></p> <p><u>町は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。また、平時から消防関係機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 避難受入活動への備え</u></p> <p><u>(1) 避難誘導</u></p> <p><u>町は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から避難誘導体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難所の指定</u></p> <p><u>町は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また避難所として指定された建物については、必要に応じて点検・整備を行い、応急復旧活動を行うための資機材も確保しておくものとする。</u></p> <p><u>町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>管理者に周知するものとする。</u></p> <p><u>(3) 防災訓練の実施</u></p> <p><u>町は、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。</u></p> <p><u>また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。</u></p> <p><u>4 防災体制の充実</u></p> <p><u>(1) 火災予防の啓発</u></p> <p><u>林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。</u></p> <p><u>町は、森林の保全巡視や、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意喚起を図る。</u></p> <p><u>また、火災の延焼により道路が遮断されることによる集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等にも注意を喚起するものとする。</u></p> <p><u>(2) 防火対策</u></p> <p><u>町は、消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施するものとする。また、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成するものとする。</u></p> <p><u>森林所有者は、維持管理にあつては、下刈、枝打、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止を図り、林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。</u></p> <p><u>5 災害応急体制の整備</u></p> <p><u>(1) 職員の体制</u></p> <p><u>町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関相互の連携体制</u></p> <p><u>町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。</u></p> <p><u>(3) 緊急輸送活動への備え</u></p> <p><u>町は、林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、風水害・事故災害等対策編第1章第5節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、町は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。</u></p>
89	第1.2節 危険物等災害予防計画 (略)	第1.7節 危険物等災害予防計画 (略)
89	第1 危険物施設 1 施設の現況 町内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。	第1 危険物施設 1 施設の現況 町内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。
	資料編 ○ 危険物施設数 (P15)	資料編 ○ 危険物施設数 (P17)
	2 災害予防対策 秩父消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者等に対し、必要な指導、助言等を行う。 (1)～(3) (略)	2 災害予防対策 秩父消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者等に対し、必要な指導、助言等を行う。 <u>町は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。</u> (1)～(3) (略)
89	第2 高圧ガス施設 1 施設の現況 町の地域には、第一種製造業者1箇所、第二種製造業者(兼第二種貯蔵所)1箇所を	第2 高圧ガス施設 1 施設の現況 町の地域には、第一種製造業者1箇所、第二種製造業者(兼第二種貯蔵所)1箇所を

頁	修正前	修正後
90	<p>含み、資料編のとおりLPガス販売所がある。</p> <div data-bbox="185 268 1108 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ ガス販売所数 (P15)</p> </div> <p>2 災害予防対策 (略)</p> <p>(1) 高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう<u>検査又は基準適合命令</u>を行い、災害の発生を防止し、<u>公共の安全を確保する。</u></p> <p>(2) 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の<u>もとに</u>、防災上の指導に当たる。</p> <p><u>(2) 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに</u>、防災上の指導に当たる。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導<u>を行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 火薬類施設</p> <p>1 施設の現況 (略)</p> <p>2 災害予防対策</p> <p>(1) 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう<u>指導又は措置命令</u>を行い災害を防止し、<u>公共の安全の確保を図る。</u></p> <p>(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導<u>にあたる。</u></p> <p>(3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、<u>社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例</u>の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導<u>にあたる。</u></p>	<p>含み、資料編のとおりLPガス販売所がある。</p> <div data-bbox="1162 268 2085 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ ガス販売所数 (P17)</p> </div> <p>2 災害予防対策 (略)</p> <p>(1) 高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう<u>検査及び指導</u>を行い、<u>法令基準の順守を徹底することで</u>、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。</p> <p>(2) 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の<u>下</u>に、防災上の指導に当たる。</p> <p><u>ア</u> 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の<u>下</u>に、防災上の指導に当たる。</p> <p><u>イ</u> <u>危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。</u></p> <p>(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導<u>と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 火薬類施設</p> <p>1 施設の現況 (略)</p> <p>2 災害予防対策</p> <p>(1) 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう<u>検査及び指導</u>を行い、<u>法令基準の順守を徹底することで</u>、災害を防止し公共の安全の確保を図る。</p> <p>(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導<u>を行う。</u></p> <p>(3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、<u>社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例</u>の配布を行い、火薬類の自</p>

頁	修正前	修正後
91	(新設)	<p>主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。</p> <p><u>第18節 原子力事故災害予防計画</u></p> <p><u>福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、生活にも大きな影響が及んだところである。</u></p> <p><u>核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、迅速かつ円滑な対応を図るための予防対策を定めるものとする。</u></p>
91	(新設)	<p><u>第1 現状</u></p> <p><u>本町には、原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本町は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設からおおむね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設からおおむね半径30キロメートル）に含まれていない。</u></p> <p><u>しかし、県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数立地している。</u></p>
91	(新設)	<p><u>第2 計画において尊重する指針</u></p> <p><u>本計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、町はその動向に注視していく。</u></p>
91	(新設)	<p><u>第3 原子力事故災害の予防対策</u></p> <p><u>1 放射性物質取扱施設の把握</u></p> <p><u>町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 情報の収集・連絡体制の整備</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>町は、県や放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</u></p> <p><u>また、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、風水害・事故災害等対策編第1章災害予防計画第7節「災害情報体制の整備計画」に準ずるものとする。</u></p> <p><u>3 災害応急体制の整備</u></p> <p><u>(1) 職員の体制</u></p> <p><u>町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災関係機関の連携体制</u></p> <p><u>町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。</u></p> <p><u>4 緊急被ばく医療体制の整備</u></p> <p><u>町は、あらかじめ県や消防関係機関、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。</u></p> <p><u>5 防護資機材の整備</u></p> <p><u>町は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>6 避難所の指定及び避難収容活動への備え</u></p> <p><u>(1) 大規模な避難住民の受入れ</u></p> <p><u>風水害・事故災害等対策編1章第8節「避難予防対策計画」を準用する。</u></p> <p><u>(2) 避難所の指定</u></p> <p><u>町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、町民への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難誘導</u></p> <p><u>町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>7 飲料水の供給体制の整備</u></p> <p><u>風水害・事故災害等対策編第2章第17節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。</u></p> <p><u>特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県や国等と協働して実施するものとする。</u></p> <p><u>8 広報体制の整備</u></p> <p><u>町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>9 住民相談窓口の整備</u></p> <p><u>町は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。</u></p> <p><u>10 防災教育・防災訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 防災教育と知識の普及</u></p> <p><u>町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、以下の事項について、防災関係職員には必要に応じて教育を実施し、町民には広報を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。</u></p> <p><u>イ 放射線防護に関すること。</u></p> <p><u>ウ 放射線による健康への影響に関すること。</u></p> <p><u>エ 放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること。</u></p> <p><u>オ 放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。</u></p> <p><u>カ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。</u></p> <p><u>キ その他必要と認める事項</u></p> <p><u>(2) 訓練の実施と事後評価</u></p> <p><u>町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
94	(新設)	<p><u>第19節 農業災害予防計画</u></p> <p><u>農業は、本町の重要な産業であるが、農地の大部分が山間部の傾斜地で狭小のため、機械化が進まず零細農家が多い。凍霜害による農作物の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定めるものとする。</u></p>
94	(新設)	<p><u>第1 農業災害の予防対策</u></p> <p><u>1 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制</u></p> <p><u>町は、ちちぶ農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知する。</u></p> <p><u>また、秩父農林振興センター等の関係機関が行う、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進に協力する。</u></p> <p><u>町は、ちちぶ農業協同組合等の関係団体と協力して以下の事項を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 注意報の把握体制の確立</u></p> <p><u>町及びちちぶ農業協同組合等の関係団体は、凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ町内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。</u></p> <p><u>凍霜害の常習地帯においては、町内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。</u></p> <p><u>(2) 周知と啓発</u></p> <p><u>町及びちちぶ農業協同組合等の関係団体は、気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するよう努めるとともに、町内農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。</u></p> <p><u>2 霜注意報等の伝達</u></p> <p><u>町は、県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちにちちぶ農業協同組合等関係団体に伝達する。</u></p> <p><u>ちちぶ農業協同組合等関係団体は、町から霜注意報の伝達があった場合、直ちに電話、無線等の方法により関係農家に伝達する。</u></p> <p><u>3 農業生産基盤の整備</u></p>

頁	修正前	修正後
95	<p>第14節 道路災害予防計画</p> <p>地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。</p>	<p><u>(1) 基幹農業水利施設</u></p> <p><u>町は、農地の多面的機能を維持するため、基幹農業水利施設の計画的な補修・更新の推進を図る。また、災害発生時、周辺道路の迂回路として利用が想定される農道を保全し整備を推進する。</u></p> <p><u>(2) 遊休農地</u></p> <p><u>町は、遊休化した農地の集積や流動化を促進し、新たな農業の担い手が利用しやすい農地の確保に努める。</u></p>
95	<p>第1 道路の安全確保</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>(1) 危険箇所の把握</p> <p>道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。</p> <p>なお、町内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「異常気象時通行規制区間」と「特殊通行規制区間」に設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者並びに地域住民や道路利用者に周知を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>	<p>第20節 道路災害予防計画</p> <p><u>水害や地震</u>その他の理由により道路の亀裂、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。</p> <p>第1 道路の安全確保</p> <p>1 道路交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>(1) 危険箇所の把握</p> <p><u>町は、過去に被災履歴がある箇所等を中心に防災・減災対策を実施する。</u></p> <p>道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。</p> <p>なお、町内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「異常気象時通行規制区間」と「特殊通行規制区間」に設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者並びに地域住民や道路利用者に周知を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">特殊通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 予防対策の実施 道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。 ア～エ（略）</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(3) 資機材の整備 (略)</p>	<p>(2) 予防対策の実施 道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。 ア～エ（略）</p> <p><u>オ 道路の老朽化対策として、長寿命化等の計画的な維持管理及び更新を推進する。</u> <u>カ 災害時、確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の無電柱化を促進し、安全性を高める。</u></p> <p>(3) 資機材の整備 (略)</p>
96	<p>第2 情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡体制の整備 道路管理者は、<u>平素</u>から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</p> <p>2 通信手段の確保 町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。 なお、町の整備する情報通信システムについては、<u>本章第5節</u>「災害情報体制の整備計画」に準ずる。</p>	<p>第2 情報の収集・連絡</p> <p>1 災害情報の収集・連絡体制の整備 <u>町及び</u>道路管理者は、<u>平時</u>から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</p> <p>2 通信手段の確保 町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。 なお、町の整備する情報通信システムについては、<u>風水害・事故災害等対策編第1章第7節</u>「災害情報体制の整備計画」に準ずる。</p>
97	<p>第3 災害応急体制の整備</p> <p>1 職員の体制の整備 町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。 なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に<u>かんがみ</u>、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。</p> <p>2 防災関係機関との連携体制 町は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機</p>	<p>第3 災害応急体制の整備</p> <p>1 職員の体制の整備 町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。 なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に<u>鑑み</u>、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。</p> <p>2 防災関係機関との連携体制 町は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、<u>建設業者との維持管</u></p>

頁	修正前	修正後
97	<p>関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、<u>平素</u>から関係機関との連携を強化しておく。</p> <p>第4 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、町は他の道路管理者と連携して、<u>本章第4節「防災活動拠点等整備計画」</u>に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。</p> <p>また、町は、災害発生時における道路管理体制の整備に努める。</p>	<p><u>理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備や</u>、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、<u>平時</u>から関係機関との連携を強化しておく。</p> <p>第4 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、町は他の道路管理者と連携して、<u>風水害・事故災害等対策編第1章第5節「防災活動拠点等整備計画」</u>に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。</p> <p>また、町は、災害発生時における道路管理体制の整備に努める。</p>
97	<p>第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p> <p>町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、<u>平常時</u>から広報体制を整備する。</p> <p>また、町は、町民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。</p>	<p>第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p> <p>町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、<u>平時</u>から広報体制を整備する。</p> <p>また、町は、町民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。</p>
98	<p>(新設)</p> <p>埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。<u>大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。</u>こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。</p>	<p><u>第2.1節 雪害予防計画</u></p> <p>埼玉県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。</p>
98	<p>第1 基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>(略)</p>
98	<p>第2 大雪災害の特徴（平成26年2月の大雪の状況）</p> <p>(略)</p>	<p>第2 大雪災害の特徴（平成26年2月の大雪の状況）</p> <p>(略)</p>
98	<p>第3 予防・事前対策</p> <p>1 町民が行う雪害対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。</p>	<p>第3 予防・事前対策</p> <p>1 町民が行う雪害対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。</p> <p>そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がける。</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 自助の取組</p> <p>自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。</p> <p>なお、除雪作業を行う際や児童の通学時、徒歩での通勤時には、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪や電線など頭上からの落雪にも十分注意するものとする。</p> <p>町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及・啓発を行う。</p> <p>イ 町民との協力体制の確立</p> <p>積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及・啓発及び広報に努めるものとする。</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第2章第1節「防災組織整備計画」を準用する。</p> <p>2 情報通信体制の充実強化</p> <p>(1) 取組方針</p>	<p>また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。</p> <p>そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、<u>平時</u>から災害に対する備えを心がける。</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 自助の取組</p> <p>自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。</p> <p>なお、除雪作業を行う際や児童の通学時、徒歩での通勤時には、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪や電線など頭上からの落雪にも十分注意するものとする。</p> <p><u>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</u></p> <p>町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。</p> <p>イ 町民との協力体制の確立</p> <p>積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第1章第1節「防災組織整備計画」を準用する。</p> <p>2 情報通信体制の充実強化</p> <p>(1) 取組方針</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 防災関係機関との情報共有</p> <p>大雪により被災した場合、町は、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県及び関係機関と共有する。その他、風水害・事故災害等対策編第2章第5節「災害情報体制の整備計画」を準用する。</p> <p>3 雪害における応急対応力の強化</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 大雪対応事前行動計画（タイムライン）の作成</p> <p>町は大雪災害に対応するため、事前行動計画（タイムライン）の作成を検討する。</p> <p>イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化（略）</p> <p style="text-align: center;">雪害に対応する防災用資機材（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>・(略)</p> </div> <p>4 避難所の確保</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。その他、風水害・事故災害等対策編第2章第6節「避難予防対策計画」を準用する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 防災関係機関との情報共有</p> <p>大雪により被災した場合、町は、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県及び関係機関と共有する。その他、風水害・事故災害等対策編第1章7節「災害情報体制の整備計画」を準用する。</p> <p>3 雪害における応急対応力の強化</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 大雪対応事前行動計画（タイムライン）の作成</p> <p>町は大雪災害に対応するため、事前行動計画（タイムライン）の作成を検討する。</p> <p><u>計画については、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。</u></p> <p>イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化（略）</p> <p style="text-align: center;">雪害に対応する防災用資機材（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>・(略)</p> </div> <p>4 避難所の確保</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。その他、風水害・事故災害等対策編第1章8節「避難予防対策計画」を準用する。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>5 孤立予防対策</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">孤立のおそれがある地区</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・(略)</p> </div> <p>ウ 救援実施に必要な体制整備</p> <p>町は、孤立のおそれのある地区に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整しておく。</p> <p>孤立するおそれのある地区においては、<u>一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。</u>また、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。さらには、気象警報等をもとに、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。</p> <p>エ 地域コミュニティによる支援機能の強化</p> <p>地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。<u>また、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。</u></p> <p>オ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励 (略)</p> <p>6 建築物の雪害予防 (略)</p> <p>7 道路交通対策 (1) 取組方針</p>	<p>5 孤立予防対策</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;">孤立のおそれがある地区</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・(略)</p> </div> <p>ウ 救援実施に必要な体制整備</p> <p>町は、孤立のおそれのある地区に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整しておく。</p> <p>孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。また、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。さらには、気象警報等をもとに、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。</p> <p>エ 地域コミュニティによる支援機能の強化</p> <p>地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。<u>そのため、</u>地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。</p> <p>オ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励 (略)</p> <p>6 建築物の雪害予防 (略)</p> <p>7 道路交通対策 (1) 取組方針</p>

頁	修正前	修正後												
	<p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="188 312 1108 571"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化 </td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・スノーポール等の設置 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 道路交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>スノーポール等の設置</u></p> <p>町及び道路管理者は、<u>除雪機械の運行目標及び危険防止のための標示として、除雪路線の適当な箇所にスノーポールを設けるとともに、なだれ防止柵の設置に努める。また、道路管理用カメラを用いた簡易的な積雪量把握方法を検討する。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第2章第5節「災害情報体制の整備計画」を準用する。</p> <p>8 交通対策</p> <p>(略)</p> <p>9 ライフライン施設雪害予防</p> <p>(略)</p>	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化 	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・スノーポール等の設置 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化 	<p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1200 312 2042 587"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化 </td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・積雪状況の把握及び情報発信 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 道路交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>積雪状況の把握及び情報発信</u></p> <p>町及び道路管理者は、<u>除雪作業着手の判断を確かかつ容易とするため、道路管理用カメラ及び雪尺(積雪標柱)の設置により、積雪状況を把握する。また、道路利用者へ、カメラ画像を公開し積雪状況の情報発信を行うことで、注意を促す。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ <u>適切な道路管理及び交通対策</u></p> <p><u>集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等において、車両の滞留が発生する前に、町は関係機関と調整の上、道路の通行止めも含めた計画的・予防的な通行規制を検討又は実施し、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第1章7節「災害情報体制の整備計画」を準用する。</p> <p>8 交通対策</p> <p>(略)</p> <p>9 ライフライン施設雪害予防</p> <p>(略)</p>	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化 	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・積雪状況の把握及び情報発信 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化
機関名等	役割													
町	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化 													
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・スノーポール等の設置 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化 													
機関名等	役割													
町	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化 													
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の確保 ・積雪状況の把握及び情報発信 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化 													

頁	修正前	修正後
	10 農林業に係る雪害予防 (略)	10 農林業に係る雪害予防 (略)
105	(新設) (略)	<u>第2.2節 火山噴火降灰予防計画</u> (略)
105	第1 基本方針 富士山及び浅間山の噴火が <u>住民</u> 生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。	第1 基本方針 富士山及び浅間山の噴火が <u>町民</u> 生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。
105	第2 被害想定 (略)	第2 被害想定 (略)
106	第3 予防・事前対策 1 火山噴火に関する知識の普及 (1) 取組方針 町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。	第3 予防・事前対策 1 火山噴火に関する知識の普及 (1) 取組方針 町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

頁	修正前	修正後																				
	<p style="text-align: center;">噴火警報・予報、降灰予報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）</p> <p>気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。</p> </div>	<p style="text-align: center;">噴火警報・予報、降灰予報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）</p> <p>気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p> <p>○ 噴火警戒レベル</p> <p>気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や町民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</p> <p>活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、町地域防災計画に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p> <p style="text-align: center;">埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>火山名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火レベルが運用されている火山</td> <td>富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）他</td> </tr> <tr> <td>噴火レベルが運用されていない火山</td> <td>赤城山、榛名山他</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 20%;">対象範囲</th> <th style="width: 45%;">発表基準</th> <th style="width: 20%;">噴火警戒レベル（キーワード）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>レベル5（避難）</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。</td> <td>レベル4（高齢者等避難）</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル3（入山規制）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	火山名	噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）他	噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（キーワード）	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4（高齢者等避難）	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3（入山規制）
区分	火山名																					
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）他																					
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他																					
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（キーワード）																			
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5（避難）																			
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4（高齢者等避難）																			
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3（入山規制）																			

○ 噴火警戒レベル
 火山活動の状況を噴火時の危険範囲や町民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。町民や登山者、入山者等に必要に分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼び掛ける。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

○ 噴火予報
 気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

○ 降灰予報
 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降水量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。

○ 火山ガス予報
 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高ま

噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山であることに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

○ 噴火速報
 気象庁が、登山者や周辺の町民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○ 火山の状況に関する解説情報
 気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移に

頁	修正前	修正後
		<p>よっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>○ 噴火予報 気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。</p> <p>○ 降灰予報 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>①降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>②降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</p> <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供 <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表</p> <p>○ 火山ガス予報 気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 役割 (略)</p> <p>2 事前対策の検討</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>3 食料、水、生活必需品の備蓄</p> <p>(1) 取組方針 富士山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。町は、発災時に冷静な対応を町民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。 その他、風水害・事故災害等対策編第2章第2節「防災教育計画」を準用する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p>	<div data-bbox="1279 229 2027 325" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ 火山現象に関する情報等 気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</p> </div> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>2 事前対策の検討</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>3 食料、水、生活必需品の備蓄</p> <p>(1) 取組方針 富士山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。町は、発災時に冷静な対応を町民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。 その他、風水害・事故災害等対策編第1章3節「防災教育計画」を準用する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p>
111	<p>第1.3節 文化財災害予防計画 (略)</p>	<p>第2.3節 文化財災害予防計画 (略)</p>
111	<p>第1 文化財の現況 町内において、防火防災を必要とする国、県及び町指定の文化財は、資料編に掲載のとおりである。</p> <div data-bbox="197 1257 1093 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 指定文化財一覧 (P131)</p> </div>	<p>第1 文化財の現況 町内において、防火防災を必要とする国、県及び町指定の文化財は、資料編に掲載のとおりである。</p> <div data-bbox="1173 1257 2069 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 指定文化財一覧 (P183)</p> </div>
111	<p>第2 文化財の災害予防対策 (略)</p>	<p>第2 文化財の災害予防対策 (略)</p>

頁	修正前	修正後
112 112	<p>(新設)</p> <p>第1 予防・事前対策</p> <p>1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備</p> <p>町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、避難所、公共施設等への非常用発電機の設置等を<u>検討する。</u></p> <p>なお、整備に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源の用途及び容量 ・非常用電源を供給する機器の選定 ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新 <p>(1) 避難所</p> <p>町は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。</p> <p>(2) 防災拠点</p> <p>町は、町災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。</p> <p>(3) 福祉・医療施設</p> <p>施設管理者は、非常用電源の整備に努める。</p> <p>2 非常用発電機の燃料確保</p> <p>(略)</p>	<p><u>第2.4節 大規模停電予防計画</u></p> <p>第1 予防・事前対策</p> <p>1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備</p> <p>町及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、避難所、公共施設等への非常用発電機の設置等を<u>推進し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制の整備を図る。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</u></p> <p>なお、整備に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源の用途及び容量 ・非常用電源を供給する機器の選定 ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新 <p>(1) 避難所</p> <p>町は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。</p> <p><u>また、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。</u></p> <p>(2) 防災拠点</p> <p>町は、町本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。</p> <p>(3) 福祉・医療施設</p> <p>施設管理者は、非常用電源の整備に努める。</p> <p><u>町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、県や電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u></p> <p>2 非常用発電機の燃料確保</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
113	3 大規模停電を想定した訓練の実施 (略)	3 大規模停電を想定した訓練の実施 (略)
(新設)		<u>第2.5節 ライフライン災害予防対策</u> <u>震災対策編第1章第19節「ライフライン災害予防計画」を準用し、ライフラインの確保については次のとおり対応する。</u>
113		<u>第1 ライフラインの確保</u> <u>電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</u>
114	第3章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画
114	第1節 活動体制計画 (略)	第1節 活動体制計画 (略)
114	第1 町の活動体制 1 町の活動体制 (1) 初動・待機体制 台風接近時における大雨強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合、平日の勤務時間内では総務課が、勤務時間外・休日等は気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班が庁内で待機する。 (2) 警戒体制 <u>町は、風水害の発生が予想される時、又は小規模な災害が発生したときなど、状況によっては町本部を設置せず、通常組織により災害対策活動を推進する。</u> (3) 非常体制 <u>災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、町長は災対法第23条の2第1項の規定に基づき、町本部を設置するして災害応急対策を実施する。</u>	第1 町の活動体制 1 町の活動体制 (1) 初動・待機体制 台風接近時における大雨強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合 <u>において、初期初動体制の迅速化を図るため、</u> 平日の勤務時間内では総務課が、勤務時間外・休日等は気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班が庁内で待機する <u>体制</u> (2) 警戒体制 <u>大雨又は大雪警報の発表や比較的軽微な災害が発生した場合において、</u> 町本部を設置せず、通常組織により災害対策活動を <u>実施する体制</u> (3) 非常体制 <u>大雨等特別警報の発表や甚大な被害が発生した場合において、</u> 災対法第23条の2第1項の規定に基づき、町本部を設置 <u>して災害応急対策を実施する体制</u>

頁	修正前	修正後
114	<p>(新設)</p> <p><u>2</u> 町本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 町本部設置及び閉鎖の通知</p> <p>町本部の設置及び配備体制の決定又は町本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。</p> <p>ア 埼玉県知事</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 町本部の設置場所</p> <p>町本部は、「<u>小鹿野庁舎</u>」とする。庁舎が被災した場合は、町長の指示に基づき、被災していない公共施設の中から選定し、町本部を設置する。</p> <p>(5) 本部室の開設</p> <p>町本部を設置したときは、本部室を開設し、その入口に「小鹿野町災害対策本部」の標識を掲げる。</p> <p>(6) 町本部の活動分担任務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 本部員</p> <p>災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>総務、総合政策、技監、税務、住民生活、福祉、保健、産業振興、建設、おもてなし、会計、病院（事務長含む）の各課長及び議会事務局長、教育委員会の各課長、消防団長</u>をもって充てる。</p>	<p><u>第2 町本部の設置及び運営</u></p> <p><u>1</u> 町本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 町本部設置等の手続</p> <p>ア <u>町本部の設置及び設置後の配備体制は、総務課長が本部員となる部長等の意見を聞いた上で町長へ具申し、町長がこれを決定する。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くことができないときは、これを省略することができる。</u></p> <p>イ <u>町本部の閉鎖及び配備体制の解除については、上記アの規定を準用する。</u></p> <p>(4) 町本部設置及び閉鎖の通知</p> <p>町本部の設置及び配備体制の決定又は町本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。</p> <p>ア 知事</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(5) 町本部の設置場所</p> <p>町本部は、「<u>小鹿野町役場</u>」とする。庁舎が被災した場合は、町長の指示に基づき、被災していない公共施設の中から選定し、町本部を設置する。</p> <p>(6) 本部室の開設</p> <p>町本部を設置したときは、本部室を開設し、その入口に「小鹿野町災害対策本部」の標識を掲げる。</p> <p>(7) 町本部の活動分担任務</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 本部員</p> <p>災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>全課長、技監、病院事務長</u>、消防団長をもって充てる。</p>

頁	修正前	修正後																																
	<p>災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="226 256 1088 746"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当者名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副本部長</td> <td>副町長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>病院長</td> <td>教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務課長・総合政策課長・技監・税務課長・住民生活課長・福祉課長・保健課長・産業振興課長・建設課長・おもてなし課長・会計課長・病院課長（事務長含む）・議会事務局長・教育委員会の各課長・消防団長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 部、班（略） （新設）</p> <p><u>(7) 町本部設置等の手続</u></p> <p>ア 町本部設置に至るまでの配備体制の決定は、総務課長が、本部員となる部長等の意見を聞いた上、副町長の承認を得て行う。</p> <p>イ 町本部設置及び設置後の配備体制は、総務課長が本部員となる部長等の意見を聞いた上、町長の承認を得て行う。ただし、緊急を要し当該部長等の意見を聞くことができないときは、これを省略することができる。</p> <p>ウ 町本部の閉鎖及び配備体制の解除手続については、上記ア、イの規定を準用する。</p> <p><u>3 本部会議</u> （略） （新設）</p>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	本部員	総務課長・総合政策課長・技監・税務課長・住民生活課長・福祉課長・保健課長・産業振興課長・建設課長・おもてなし課長・会計課長・病院課長（事務長含む）・議会事務局長・教育委員会の各課長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。	<p>災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員の構成及び事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1167 256 2074 499"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当者名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副本部長</td> <td>副町長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>病院長</td> <td>教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>全課長・技監・病院事務長・消防団長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 部、班（略）</p> <p><u>(8) 町本部の組織及び事務分掌</u> <u>町本部の組織及び事務分掌は、別表に定めるとおりである。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>2 本部会議</u> （略）</p> <p><u>3 現地対策本部</u> <u>町本部に、災害地において町本部の事務の一部を行う組織として、災対法第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、現地対策本部を設置することができる。</u></p>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	本部員	全課長・技監・病院事務長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
職名	担当者名	事務分掌																																
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																																
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																
	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
本部員	総務課長・総合政策課長・技監・税務課長・住民生活課長・福祉課長・保健課長・産業振興課長・建設課長・おもてなし課長・会計課長・病院課長（事務長含む）・議会事務局長・教育委員会の各課長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。																																
職名	担当者名	事務分掌																																
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																																
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																
	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
本部員	全課長・技監・病院事務長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。																																

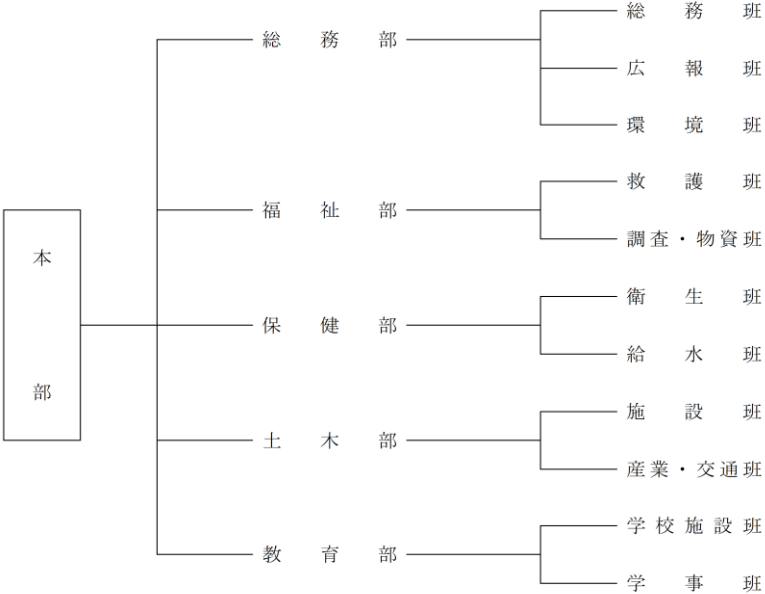
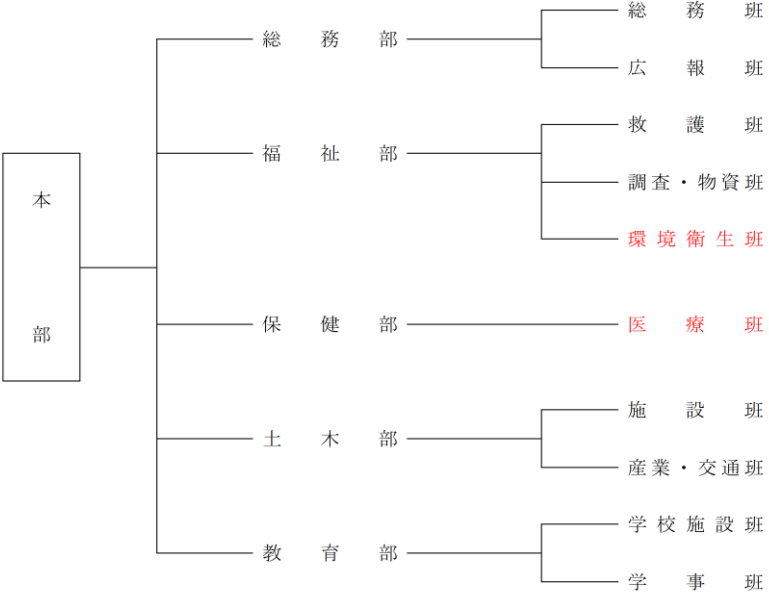
頁	修正前	修正後
116	<p><u>4 夜間・休日等における初動体制</u></p> <p><u>夜間・休日等に突発的な事故等の災害が発生した場合に、適切に対処できるよう、町職員は、次のような初期対応をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 参集対象職員</u></p> <p><u>休日の昼間については、日直者が総務課長、総合政策課長、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長に電話連絡し、町長の指示を受けた総務課長による動員伝達により、直ちに所定の場所に参集して初期応急活動を行う。</u></p> <p><u>夜間については、総務課長が町長の指示を受け、総合政策課長、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長に電話連絡、動員伝達し、直ちに所定の場所に参集して初期応急活動を行う。</u></p> <p><u>土砂くずれ等による道路の途絶や火災等により、所定の場所に参集できない場合は、直ちに両神庁舎又は最寄りの避難所に参集する。参集後、所定の配備につくことができない、又は配備につく必要がないとされた場合は、所属課長に今後の対応について確認を行い、指示に従う。</u></p> <p><u>(2) その他の職員</u></p> <p><u>その他の職員は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機し、緊急招集に備えるものとする。</u></p> <p><u>(3) 突発的災害発生時の対応</u></p> <p><u>町民から突発的な事故等が発生したという連絡を受けた場合、総務課長は、直ちに町長に報告し、町長の配備指示を各部長等に連絡する。</u></p> <p><u>5 町本部の組織及び事務分掌</u></p> <p><u>町本部の組織及び事務分掌は、別表に定めるとおりである。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4 災害対応業務を行う人員の確保</u></p> <p><u>町は、災害の規模が大きく、町職員等での災害対応の円滑な実施や総合的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）が困難である場合、受援計画に基づき、災害対応業務に必要な人員の確保を図る。</u></p> <p><u>第3 職員の配備体制</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じた配備体制をとり、災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図る。</u></p>

頁	修正前	修正後																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>活動内容</th> <th>動 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動・待機体制</td> <td>・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合</td> <td>初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する</td> <td>〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>1号配備 ・大雨・大雪いずれかの警報が発表、または災害の発生が予測される場合</td> <td>主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制</td> <td>町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長 その他指示を受けた職員</td> </tr> <tr> <td>2号配備 ・比較的軽微な災害が発生した場合</td> <td>被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制</td> <td>当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td>1号配備 ・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表、または相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</td> <td>応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制</td> <td>応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員</td> </tr> <tr> <td>2号配備 ・甚大な被害が発生した場合</td> <td>全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	活動開始基準	活動内容	動 員	初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班	警戒体制	1号配備 ・大雨・大雪いずれかの警報が発表、または災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長 その他指示を受けた職員	2号配備 ・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）	非常体制	1号配備 ・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表、または相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員	2号配備 ・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢	全職員	<p><u>1 職員の配備体制</u></p> <p><u>災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び区分は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>活動内容</th> <th>動 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動・待機体制</td> <td>・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合</td> <td>初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する</td> <td>〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>1号配備 ・大雨・大雪いずれかの警報が発表又は災害の発生が予測される場合</td> <td>主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制</td> <td>町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、まちづくり観光課、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>2号配備 ・比較的軽微な災害が発生した場合</td> <td>被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制</td> <td>当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>1号配備 ・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合</td> <td>応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制</td> <td>応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td>2号配備 ・甚大な被害が発生した場合</td> <td>全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	活動開始基準	活動内容	動 員	初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班	警戒体制	1号配備 ・大雨・大雪いずれかの警報が発表又は災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、まちづくり観光課、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員	警戒体制	2号配備 ・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）	非常体制	1号配備 ・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員	非常体制	2号配備 ・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢	全職員
配備区分	活動開始基準	活動内容	動 員																																													
初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班																																													
警戒体制	1号配備 ・大雨・大雪いずれかの警報が発表、または災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長 その他指示を受けた職員																																													
	2号配備 ・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）																																													
非常体制	1号配備 ・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表、または相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員																																													
	2号配備 ・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢	全職員																																													
配備区分	活動開始基準	活動内容	動 員																																													
初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班																																													
警戒体制	1号配備 ・大雨・大雪いずれかの警報が発表又は災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、まちづくり観光課、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員																																													
警戒体制	2号配備 ・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）																																													
非常体制	1号配備 ・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員																																													
非常体制	2号配備 ・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢	全職員																																													

頁	修正前	修正後
117	(新設)	<p><u>2 配備体制の決定</u></p> <p><u>(1) 初動・待機体制</u> <u>総務課長が決定する。</u></p> <p><u>(2) 警戒体制</u> <u>総務課長が副町長の承認を得て決定する。</u></p> <p><u>(3) 非常体制</u> <u>本節「第2 町本部の設置及び運営」で定める町本部設置等の手続を準用する。</u></p> <p><u>第4 職員の動員体制</u></p> <p><u>1 職員の招集</u></p> <p><u>(1) 初動・待機体制時の招集</u> <u>勤務時間内においては総務課職員、勤務時間外においては緊急連絡網等によって、気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班を招集する。</u></p> <p><u>(2) 警戒体制時の招集</u> <u>勤務時間内においては庁内放送や電話等、勤務時間外においては緊急連絡網や職員メール等によって、警戒体制で動員する職員を招集する。</u></p> <p><u>(3) 非常体制時の招集</u> <u>町長の指示を受けた総務課長が、勤務時間内においては庁内放送や電話等、勤務時間外においては緊急連絡網や職員メール等によって、直ちに非常体制で動員する職員を招集する。</u></p> <p><u>2 職員の参集</u></p> <p><u>(1) 勤務時間内の参集</u> <u>勤務時間内に配備命令を受けた場合は、職員は直ちに配備命令に従い所定の場所に急行する。出張等で通常の勤務場所から外出している場合は、至急参集する状況であれば、遂行中の職務を中断し、勤務場所に急行する。</u></p> <p><u>(2) 勤務時間外の参集</u></p> <p><u>ア 参集場所</u> <u>勤務時間外に配備命令を受けた場合は、職員は直ちに配備命令に従い所定の場所に急行する。連絡がない場合、又は連絡を受けることができない場合は、自発的に参集する。</u></p>

頁	修正前	修正後
118	(新設)	<p><u>イ 参集時の留意事項</u></p> <p><u>(ア) 参集する際には、災害応急活動が行える服装、手袋、懐中電灯、ラジオその他必要なものを携行する。</u></p> <p><u>(イ) 職員は、人命救助等以外はできる限り参集に努めるとともに、参集途上における被害状況等の情報をできる限りメモをとりながら参集する。</u></p> <p><u>(3) 参集対象外の職員の対応</u></p> <p><u>配備命令を受けていない職員は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機し、緊急招集に備える。</u></p> <p><u>(4) 自主参集</u></p> <p><u>ア 勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集するものとする。</u></p> <p><u>イ 職員は、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、動員命令がない場合であっても、自主的に所定の場所に参集する。</u></p> <p><u>(5) 非常参集</u></p> <p><u>職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、直ちに最寄りの公共施設又は避難所に参集する。参集後、所定の配備につくことができない、又は配備につく必要がないとされた場合は、所属課長に今後の対応について確認を行い、指示に従う。</u></p> <p><u>3 配備人数の報告</u></p> <p><u>各課所長は、配備命令等により職員を配備したときは、総務課長を通じて、配備人数を町長に報告する。</u></p> <p><u>4 突発的災害発生時の対応</u></p> <p><u>町民から突発的な事故等が発生したという連絡を受けた場合、総務課長は、直ちに町長へ報告し、町長の指示を各課所長等に伝達する。休日の日直者が町民から連絡を受けた場合は、直ちに総務課長へ報告する。</u></p> <p><u>第5 災害初動期における防災体制の確立と対応</u></p> <p><u>町職員は、災害が発生した場合、災害発生の初動期において実効性のある活動を実施できるよう、職員初動マニュアルに基づき初動活動を行うものとする。</u></p>
118	(新設)	<p><u>第6 災害時の行政サービス業務について</u></p>

頁	修正前	修正後
118	<p>第2 町民等の活動体制</p> <p>1 町民の行動 (略)</p> <p>2 自治組織の活動 (略)</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災行政無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 事業所の活動 (略)</p>	<p><u>町は、災害が発生した場合、災害応急対応の業務や行政サービス等の通常業務を中断しない、又は早急に復旧させるため、業務継続計画に基づき業務遂行を図る。</u></p> <p>第7 町民等の活動体制</p> <p>1 町民の行動 (略)</p> <p>2 自治組織の活動 (略)</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災行政無線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 自主防災組織の活動</u></p> <p><u>町は、自主防災組織の組織率の向上を推進する。</u></p> <p><u>また、自主防災組織は、町・警察等の関係機関と協力し地域の安全確保に努める。</u></p> <p>3 事業所の活動 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">町本部の組織及び事務分掌</p> <p>1 組織</p> <p>〔本部長〕 町長</p> <p>〔副本部長〕 副町長、教育長、病院長</p> <p>〔本部員〕 <u>総務、総合政策、技監、税務、住民生活、福祉、保健、産業振興、建設、おもてなし課長、会計、病院（事務長を含む）の各課長及び議会事務局長、教育委員会の各課長、消防団長</u></p> <p>〔構成員〕 全職員</p> <p>本部員及び構成員は、本部長の指揮のもとに各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。</p> 	<p>別表</p> <p style="text-align: center;">町本部の組織及び事務分掌</p> <p>1 組織</p> <p>〔本部長〕 町長</p> <p>〔副本部長〕 副町長、教育長、病院長</p> <p>〔本部員〕 <u>全課長、技監、病院事務長</u>、消防団長</p> <p>〔構成員〕 全職員</p> <p>本部員及び構成員は、本部長の指揮のもとに各々の分担業務に従事するほか、本部長の指示により他の部、班に応援するものとする。</p> 

頁	修正前				修正後																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 231 421 256">部</th> <th data-bbox="421 231 497 256">班</th> <th data-bbox="497 231 645 256">構 成 員</th> <th data-bbox="645 231 1050 256">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="259 256 645 432">各部・班共通事項</td> <td data-bbox="645 256 1050 432"> 1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 4 他部・班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 432 421 1394"> 総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 税務課長 おもてなし課長 会計課長 議会事務局局長 </td> <td data-bbox="421 432 497 1394">総務班</td> <td data-bbox="497 432 645 1394"> 総務課職員 税務課職員 おもてなし課職員 会計課職員 議会事務局職員 </td> <td data-bbox="645 432 1050 1394"> 1 本部の開設、閉鎖に関する事 2 部員の招集、編成派遣に関する事 3 各部との連絡調整に関する事 4 各部の出勤人数の調査に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する事 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する事 8 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発表に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する事 11 災害経費の出納に関する事 12 消防団に関する事 13 庁用自動車等輸送配車に関する事 14 本部長、副本部長の秘書に関する事 15 防災会議に関する事 16 災害時の職員の厚生に関する事 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する事 19 バス等公共機関の運行状況把握に関する事 20 町議員の対応に関する事 21 緊急時議会対策に関する事 22 公務災害補償に関する事 23 災害対策物資の調達確保に関する事 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 25 自主防災組織の対応に関する事 26 応急復旧計画調整に関する事 27 災害対策実施の総括に関する事 28 その他本部長の命じた事項に関する事 29 他の所管に属さないこと </td> </tr> </tbody> </table>				部	班	構 成 員	事 務 分 掌	各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 4 他部・班の応援に関する事	総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 税務課長 おもてなし課長 会計課長 議会事務局局長	総務班	総務課職員 税務課職員 おもてなし課職員 会計課職員 議会事務局職員	1 本部の開設、閉鎖に関する事 2 部員の招集、編成派遣に関する事 3 各部との連絡調整に関する事 4 各部の出勤人数の調査に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する事 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する事 8 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発表に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する事 11 災害経費の出納に関する事 12 消防団に関する事 13 庁用自動車等輸送配車に関する事 14 本部長、副本部長の秘書に関する事 15 防災会議に関する事 16 災害時の職員の厚生に関する事 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する事 19 バス等公共機関の運行状況把握に関する事 20 町議員の対応に関する事 21 緊急時議会対策に関する事 22 公務災害補償に関する事 23 災害対策物資の調達確保に関する事 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 25 自主防災組織の対応に関する事 26 応急復旧計画調整に関する事 27 災害対策実施の総括に関する事 28 その他本部長の命じた事項に関する事 29 他の所管に属さないこと	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1236 231 1397 256">部</th> <th data-bbox="1397 231 1473 256">班</th> <th data-bbox="1473 231 1621 256">構 成 員</th> <th data-bbox="1621 231 2027 256">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1236 256 1621 432">各部・班共通事項</td> <td data-bbox="1621 256 2027 432"> 1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 4 他部・班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 432 1397 1394"> 総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 まちづくり観光課長 会計課長 議会事務局局長 </td> <td data-bbox="1397 432 1473 1394">総務班</td> <td data-bbox="1473 432 1621 1394"> 総務課職員 総合政策課職員 まちづくり観光課職員 会計課職員 議会事務局職員 </td> <td data-bbox="1621 432 2027 1394"> 1 本部の開設、閉鎖に関する事 2 部員の招集、編成派遣に関する事 3 各部との連絡調整に関する事 4 各部の出勤人数の調査に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する事 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する事 8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する事 11 災害経費の出納に関する事 12 消防団に関する事 13 庁用自動車等輸送配車に関する事 14 本部長、副本部長の秘書に関する事 15 防災会議に関する事 16 災害時の職員の厚生に関する事 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する事 19 バス等公共機関の運行状況把握に関する事 20 町議員の対応に関する事 21 緊急時議会対策に関する事 22 公務災害補償に関する事 23 災害対策物資の調達確保に関する事 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 25 自主防災組織の対応に関する事 26 応急復旧計画調整に関する事 27 災害対策実施の総括に関する事 28 その他本部長の命じた事項に関する事 29 他の所管に属さないこと </td> </tr> </tbody> </table>				部	班	構 成 員	事 務 分 掌	各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 4 他部・班の応援に関する事	総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 まちづくり観光課長 会計課長 議会事務局局長	総務班	総務課職員 総合政策課職員 まちづくり観光課職員 会計課職員 議会事務局職員	1 本部の開設、閉鎖に関する事 2 部員の招集、編成派遣に関する事 3 各部との連絡調整に関する事 4 各部の出勤人数の調査に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する事 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する事 8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する事 11 災害経費の出納に関する事 12 消防団に関する事 13 庁用自動車等輸送配車に関する事 14 本部長、副本部長の秘書に関する事 15 防災会議に関する事 16 災害時の職員の厚生に関する事 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する事 19 バス等公共機関の運行状況把握に関する事 20 町議員の対応に関する事 21 緊急時議会対策に関する事 22 公務災害補償に関する事 23 災害対策物資の調達確保に関する事 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 25 自主防災組織の対応に関する事 26 応急復旧計画調整に関する事 27 災害対策実施の総括に関する事 28 その他本部長の命じた事項に関する事 29 他の所管に属さないこと
部	班	構 成 員	事 務 分 掌																													
各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 4 他部・班の応援に関する事																													
総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 税務課長 おもてなし課長 会計課長 議会事務局局長	総務班	総務課職員 税務課職員 おもてなし課職員 会計課職員 議会事務局職員	1 本部の開設、閉鎖に関する事 2 部員の招集、編成派遣に関する事 3 各部との連絡調整に関する事 4 各部の出勤人数の調査に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する事 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する事 8 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発表に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する事 11 災害経費の出納に関する事 12 消防団に関する事 13 庁用自動車等輸送配車に関する事 14 本部長、副本部長の秘書に関する事 15 防災会議に関する事 16 災害時の職員の厚生に関する事 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する事 19 バス等公共機関の運行状況把握に関する事 20 町議員の対応に関する事 21 緊急時議会対策に関する事 22 公務災害補償に関する事 23 災害対策物資の調達確保に関する事 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 25 自主防災組織の対応に関する事 26 応急復旧計画調整に関する事 27 災害対策実施の総括に関する事 28 その他本部長の命じた事項に関する事 29 他の所管に属さないこと																													
部	班	構 成 員	事 務 分 掌																													
各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。） 4 他部・班の応援に関する事																													
総 務 部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 技監 まちづくり観光課長 会計課長 議会事務局局長	総務班	総務課職員 総合政策課職員 まちづくり観光課職員 会計課職員 議会事務局職員	1 本部の開設、閉鎖に関する事 2 部員の招集、編成派遣に関する事 3 各部との連絡調整に関する事 4 各部の出勤人数の調査に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 防災関係機関への応援要請、受援体制の確保及び「応援・受援班」の設置に関する事 7 自衛隊派遣要請依頼、医療救護等地域外に対する派遣要請依頼に関する事 8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 諸災害予算の編成、執行及び帳簿の整理に関する事 11 災害経費の出納に関する事 12 消防団に関する事 13 庁用自動車等輸送配車に関する事 14 本部長、副本部長の秘書に関する事 15 防災会議に関する事 16 災害時の職員の厚生に関する事 17 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全に関する事 18 道路等の交通状況の把握及び交通規制に関する事 19 バス等公共機関の運行状況把握に関する事 20 町議員の対応に関する事 21 緊急時議会対策に関する事 22 公務災害補償に関する事 23 災害対策物資の調達確保に関する事 24 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 25 自主防災組織の対応に関する事 26 応急復旧計画調整に関する事 27 災害対策実施の総括に関する事 28 その他本部長の命じた事項に関する事 29 他の所管に属さないこと																													

頁	修正前	修正後																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 236 423 260">部</th> <th data-bbox="423 236 499 260">班</th> <th data-bbox="499 236 645 260">構 成 員</th> <th data-bbox="645 236 1032 260">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 260 423 735"></td> <td data-bbox="423 260 499 584">広報班</td> <td data-bbox="499 260 645 584">総務課職員 (広報・広聴・統計担当) 総合政策課職員</td> <td data-bbox="645 260 1032 584"> <ol style="list-style-type: none"> 予警報の受理及び通報に関すること。 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 災害状況の広報に関すること。 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 情報システムの管理に関すること。 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 災害状況の報告に関すること。 写真等による災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 陳情見舞者に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 584 423 735"></td> <td data-bbox="423 584 499 735">環境班</td> <td data-bbox="499 584 645 735">住民生活課職員 (環境衛生担当)</td> <td data-bbox="645 584 1032 735"> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の廃棄物処理に関すること。 災害時の公害監視及び処理に関すること。 有害物質等の安全確保体制に関すること。 災害時の環境保全に関すること。 災害時のペット対策に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 735 423 1134">福祉部 部長 保健課長 副部長 住民生活課長 福祉課長</td> <td data-bbox="423 735 499 1134">救護班</td> <td data-bbox="499 735 645 1134">保健課職員 住民生活課職員 (児童福祉担当) 保育所職員 福祉課職員</td> <td data-bbox="645 735 1032 1134"> <ol style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害調査に関すること。 救護班の編成活動に関すること。 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 園児の安全確認、避難に関すること。 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 応急保育に関すること。 り災者の避難誘導に関すること。 民間団体活用にに関すること。 ボランティアの受入に関すること。 日赤活動との連絡調整に関すること。 要配慮者に関すること。 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 福祉避難所に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1134 423 1410"></td> <td data-bbox="423 1134 499 1410">調査・物資班</td> <td data-bbox="499 1134 645 1410">保健課職員 住民生活課職員 (住民担当) 福祉課職員 税務課職員 (固定資産税担当)</td> <td data-bbox="645 1134 1032 1410"> <ol style="list-style-type: none"> 人的被害の調査に関すること。 り災者の調査に関すること。 り災証明等に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 安否情報に関すること。 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 町税の減免に関すること。 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 応急配給に関すること。 衣料・生活必需品供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	構 成 員	事 務 分 掌		広報班	総務課職員 (広報・広聴・統計担当) 総合政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 予警報の受理及び通報に関すること。 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 災害状況の広報に関すること。 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 情報システムの管理に関すること。 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 災害状況の報告に関すること。 写真等による災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 陳情見舞者に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 		環境班	住民生活課職員 (環境衛生担当)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の廃棄物処理に関すること。 災害時の公害監視及び処理に関すること。 有害物質等の安全確保体制に関すること。 災害時の環境保全に関すること。 災害時のペット対策に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 	福祉部 部長 保健課長 副部長 住民生活課長 福祉課長	救護班	保健課職員 住民生活課職員 (児童福祉担当) 保育所職員 福祉課職員	<ol style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害調査に関すること。 救護班の編成活動に関すること。 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 園児の安全確認、避難に関すること。 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 応急保育に関すること。 り災者の避難誘導に関すること。 民間団体活用にに関すること。 ボランティアの受入に関すること。 日赤活動との連絡調整に関すること。 要配慮者に関すること。 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 福祉避難所に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 		調査・物資班	保健課職員 住民生活課職員 (住民担当) 福祉課職員 税務課職員 (固定資産税担当)	<ol style="list-style-type: none"> 人的被害の調査に関すること。 り災者の調査に関すること。 り災証明等に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 安否情報に関すること。 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 町税の減免に関すること。 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 応急配給に関すること。 衣料・生活必需品供給に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 236 1417 260">部</th> <th data-bbox="1417 236 1494 260">班</th> <th data-bbox="1494 236 1639 260">構 成 員</th> <th data-bbox="1639 236 2033 260">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 260 1417 584"></td> <td data-bbox="1417 260 1494 584">広報班</td> <td data-bbox="1494 260 1639 584">総務課職員 (広聴広報統計担当) 総合政策課職員</td> <td data-bbox="1639 260 2033 584"> <ol style="list-style-type: none"> 予警報の受理及び通報に関すること。 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 災害状況の広報に関すること。 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 情報システムの管理に関すること。 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 災害状況の報告に関すること。 写真等による災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 陳情見舞者に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 584 1417 983">福祉部 部長 福祉課長 副部長 税務課長 住民生活課長 こども課長</td> <td data-bbox="1417 584 1494 983">救護班</td> <td data-bbox="1494 584 1639 983">福祉課職員 こども課職員 こども園職員 保育所職員 保健課職員</td> <td data-bbox="1639 584 2033 983"> <ol style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害調査に関すること。 救護班の編成活動に関すること。 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 園児の安全確認、避難に関すること。 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 応急保育に関すること。 り災者の避難誘導に関すること。 民間団体活用にに関すること。 ボランティアの受入れに関すること。 日赤活動との連絡調整に関すること。 要配慮者に関すること。 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 福祉避難所に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 983 1417 1410"></td> <td data-bbox="1417 983 1494 1410">調査・物資班</td> <td data-bbox="1494 983 1639 1410">福祉課職員 住民生活課職員 税務課職員</td> <td data-bbox="1639 983 2033 1410"> <ol style="list-style-type: none"> 人的被害の調査に関すること。 り災者の調査に関すること。 り災証明等に関すること。 被災証明に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 安否情報に関すること。 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 町税の減免に関すること。 行方不明者の捜索及び救出に関すること。 遺体の捜索、処理及び埋葬に関すること。 炊き出しその他による食品の供給に関すること。 被服、寝具その他生活必需品の供給に関すること。 見舞金及び救援物資の受入れ、整理、配給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	構 成 員	事 務 分 掌		広報班	総務課職員 (広聴広報統計担当) 総合政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 予警報の受理及び通報に関すること。 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 災害状況の広報に関すること。 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 情報システムの管理に関すること。 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 災害状況の報告に関すること。 写真等による災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 陳情見舞者に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 	福祉部 部長 福祉課長 副部長 税務課長 住民生活課長 こども課長	救護班	福祉課職員 こども課職員 こども園職員 保育所職員 保健課職員	<ol style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害調査に関すること。 救護班の編成活動に関すること。 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 園児の安全確認、避難に関すること。 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 応急保育に関すること。 り災者の避難誘導に関すること。 民間団体活用にに関すること。 ボランティアの受入れに関すること。 日赤活動との連絡調整に関すること。 要配慮者に関すること。 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 福祉避難所に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 		調査・物資班	福祉課職員 住民生活課職員 税務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 人的被害の調査に関すること。 り災者の調査に関すること。 り災証明等に関すること。 被災証明に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 安否情報に関すること。 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 町税の減免に関すること。 行方不明者の捜索及び救出に関すること。 遺体の捜索、処理及び埋葬に関すること。 炊き出しその他による食品の供給に関すること。 被服、寝具その他生活必需品の供給に関すること。 見舞金及び救援物資の受入れ、整理、配給に関すること。
部	班	構 成 員	事 務 分 掌																																			
	広報班	総務課職員 (広報・広聴・統計担当) 総合政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 予警報の受理及び通報に関すること。 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 災害状況の広報に関すること。 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 情報システムの管理に関すること。 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 災害状況の報告に関すること。 写真等による災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 陳情見舞者に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 																																			
	環境班	住民生活課職員 (環境衛生担当)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の廃棄物処理に関すること。 災害時の公害監視及び処理に関すること。 有害物質等の安全確保体制に関すること。 災害時の環境保全に関すること。 災害時のペット対策に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 																																			
福祉部 部長 保健課長 副部長 住民生活課長 福祉課長	救護班	保健課職員 住民生活課職員 (児童福祉担当) 保育所職員 福祉課職員	<ol style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害調査に関すること。 救護班の編成活動に関すること。 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 園児の安全確認、避難に関すること。 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 応急保育に関すること。 り災者の避難誘導に関すること。 民間団体活用にに関すること。 ボランティアの受入に関すること。 日赤活動との連絡調整に関すること。 要配慮者に関すること。 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 福祉避難所に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 																																			
	調査・物資班	保健課職員 住民生活課職員 (住民担当) 福祉課職員 税務課職員 (固定資産税担当)	<ol style="list-style-type: none"> 人的被害の調査に関すること。 り災者の調査に関すること。 り災証明等に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 安否情報に関すること。 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 町税の減免に関すること。 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 応急配給に関すること。 衣料・生活必需品供給に関すること。 																																			
部	班	構 成 員	事 務 分 掌																																			
	広報班	総務課職員 (広聴広報統計担当) 総合政策課職員	<ol style="list-style-type: none"> 予警報の受理及び通報に関すること。 各種被害状況の収集及び報告に関すること。 災害状況の広報に関すること。 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。 情報システムの管理に関すること。 視察、見舞いのための来庁者接遇に関すること。 災害状況の報告に関すること。 写真等による災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 陳情見舞者に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 																																			
福祉部 部長 福祉課長 副部長 税務課長 住民生活課長 こども課長	救護班	福祉課職員 こども課職員 こども園職員 保育所職員 保健課職員	<ol style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害調査に関すること。 救護班の編成活動に関すること。 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営に関すること。 園児の安全確認、避難に関すること。 保育所の被害確認、応急対策に関すること。 応急保育に関すること。 り災者の避難誘導に関すること。 民間団体活用にに関すること。 ボランティアの受入れに関すること。 日赤活動との連絡調整に関すること。 要配慮者に関すること。 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること。 福祉避難所に関すること。 その他本部長の命じた事項に関すること。 																																			
	調査・物資班	福祉課職員 住民生活課職員 税務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 人的被害の調査に関すること。 り災者の調査に関すること。 り災証明等に関すること。 被災証明に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 安否情報に関すること。 災害相談及び住民要請の窓口対応に関すること。 町税の減免に関すること。 行方不明者の捜索及び救出に関すること。 遺体の捜索、処理及び埋葬に関すること。 炊き出しその他による食品の供給に関すること。 被服、寝具その他生活必需品の供給に関すること。 見舞金及び救援物資の受入れ、整理、配給に関すること。 																																			

頁	修正前	修正後																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 236 421 260">部</th> <th data-bbox="421 236 495 260">班</th> <th data-bbox="495 236 633 260">構 成 員</th> <th data-bbox="633 236 1025 260">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 260 421 794">保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長</td> <td data-bbox="421 260 495 699">衛生班</td> <td data-bbox="495 260 633 699">町立病院医師・職員 住民生活課職員 (環境衛生担当) 保健課職員</td> <td data-bbox="633 260 1025 699">11 見舞金及び救援物資の受入、整理、配給に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事 1 被災者の医療、助産に関する事 2 保健医療施設の被害調査に関する事 3 医療班の編成及び活動に関する事 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関する事 6 死亡者の処置に関する事 7 病院、診療所、助産所に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 災害時の保健衛生に関する事 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関する事 11 災害時のし尿処理に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 699 421 794"></td> <td data-bbox="421 699 495 794">給水班</td> <td data-bbox="495 699 633 794">住民生活課職員 (環境衛生担当)</td> <td data-bbox="633 699 1025 794">1 被災者の飲料水の確保に関する事 2 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 794 421 1106">土木部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長</td> <td data-bbox="421 794 495 1106">施設班</td> <td data-bbox="495 794 633 1106">建設課職員</td> <td data-bbox="633 794 1025 1106">1 被災住宅の応急修理に関する事 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅建設に関する事 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事 8 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1106 421 1401"></td> <td data-bbox="421 1106 495 1401">産業・交通班</td> <td data-bbox="495 1106 633 1401">建設課職員 産業振興課職員</td> <td data-bbox="633 1106 1025 1401">1 道路、河川、橋梁等の応急補修に関する事 2 交通規制に関する事 3 国・県道の緊急連絡体制に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 6 障害物除去に関する事 7 農業関係の被害調査に関する事 8 農道の被害調査に関する事 9 商工業関係の被害調査に関する事 10 食品調達に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	構 成 員	事 務 分 掌	保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長	衛生班	町立病院医師・職員 住民生活課職員 (環境衛生担当) 保健課職員	11 見舞金及び救援物資の受入、整理、配給に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事 1 被災者の医療、助産に関する事 2 保健医療施設の被害調査に関する事 3 医療班の編成及び活動に関する事 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関する事 6 死亡者の処置に関する事 7 病院、診療所、助産所に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 災害時の保健衛生に関する事 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関する事 11 災害時のし尿処理に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事		給水班	住民生活課職員 (環境衛生担当)	1 被災者の飲料水の確保に関する事 2 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命じた事項に関する事	土木部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長	施設班	建設課職員	1 被災住宅の応急修理に関する事 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅建設に関する事 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事 8 その他本部長の命じた事項に関する事		産業・交通班	建設課職員 産業振興課職員	1 道路、河川、橋梁等の応急補修に関する事 2 交通規制に関する事 3 国・県道の緊急連絡体制に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 6 障害物除去に関する事 7 農業関係の被害調査に関する事 8 農道の被害調査に関する事 9 商工業関係の被害調査に関する事 10 食品調達に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 236 1406 260">部</th> <th data-bbox="1406 236 1480 260">班</th> <th data-bbox="1480 236 1619 260">構 成 員</th> <th data-bbox="1619 236 2011 260">事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 260 1406 352"></td> <td data-bbox="1406 260 1480 352"></td> <td data-bbox="1480 260 1619 352"></td> <td data-bbox="1619 260 2011 352">14 被災者の飲料水の確保に関する事 15 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事 16 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 352 1406 528"></td> <td data-bbox="1406 352 1480 528">環境衛生班</td> <td data-bbox="1480 352 1619 528">住民生活課職員 (環境衛生担当) 衛生センター職員</td> <td data-bbox="1619 352 2011 528">1 災害時の廃棄物処理に関する事 2 災害時の公害監視及び処理に関する事 3 有害物質等の安全確保体制に関する事 4 災害時の環境保全に関する事 5 災害時のペット対策に関する事 6 災害時のし尿処理に関する事 7 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 528 1406 871">保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長 保健課長</td> <td data-bbox="1406 528 1480 871">医療班</td> <td data-bbox="1480 528 1619 871">町立病院医師・職員 保健課職員</td> <td data-bbox="1619 528 2011 871">1 被災者の医療、助産に関する事 2 保健医療施設の被害調査に関する事 3 医療救護班の編成及び活動に関する事 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関する事 6 死亡者の処置に関する事 7 病院、診療所、助産所に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 災害時の保健衛生に関する事 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関する事 11 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 871 1406 1174">土木部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長</td> <td data-bbox="1406 871 1480 1174">施設班</td> <td data-bbox="1480 871 1619 1174">建設課職員</td> <td data-bbox="1619 871 2011 1174">1 被災住宅の応急修理に関する事 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅建設に関する事 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事 8 その他本部長の命じた事項に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1174 1406 1401"></td> <td data-bbox="1406 1174 1480 1401">産業・交通班</td> <td data-bbox="1480 1174 1619 1401">建設課職員 産業振興課職員</td> <td data-bbox="1619 1174 2011 1401">1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急補修に関する事 2 交通規制に関する事 3 国・県道の連絡に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 6 障害物除去に関する事 7 農業関係の被害調査に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	構 成 員	事 務 分 掌				14 被災者の飲料水の確保に関する事 15 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事 16 その他本部長の命じた事項に関する事		環境衛生班	住民生活課職員 (環境衛生担当) 衛生センター職員	1 災害時の廃棄物処理に関する事 2 災害時の公害監視及び処理に関する事 3 有害物質等の安全確保体制に関する事 4 災害時の環境保全に関する事 5 災害時のペット対策に関する事 6 災害時のし尿処理に関する事 7 その他本部長の命じた事項に関する事	保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長 保健課長	医療班	町立病院医師・職員 保健課職員	1 被災者の医療、助産に関する事 2 保健医療施設の被害調査に関する事 3 医療救護班の編成及び活動に関する事 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関する事 6 死亡者の処置に関する事 7 病院、診療所、助産所に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 災害時の保健衛生に関する事 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関する事 11 その他本部長の命じた事項に関する事	土木部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長	施設班	建設課職員	1 被災住宅の応急修理に関する事 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅建設に関する事 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事 8 その他本部長の命じた事項に関する事		産業・交通班	建設課職員 産業振興課職員	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急補修に関する事 2 交通規制に関する事 3 国・県道の連絡に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 6 障害物除去に関する事 7 農業関係の被害調査に関する事
部	班	構 成 員	事 務 分 掌																																											
保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長	衛生班	町立病院医師・職員 住民生活課職員 (環境衛生担当) 保健課職員	11 見舞金及び救援物資の受入、整理、配給に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事 1 被災者の医療、助産に関する事 2 保健医療施設の被害調査に関する事 3 医療班の編成及び活動に関する事 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関する事 6 死亡者の処置に関する事 7 病院、診療所、助産所に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 災害時の保健衛生に関する事 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関する事 11 災害時のし尿処理に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
	給水班	住民生活課職員 (環境衛生担当)	1 被災者の飲料水の確保に関する事 2 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
土木部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長	施設班	建設課職員	1 被災住宅の応急修理に関する事 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅建設に関する事 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事 8 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
	産業・交通班	建設課職員 産業振興課職員	1 道路、河川、橋梁等の応急補修に関する事 2 交通規制に関する事 3 国・県道の緊急連絡体制に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 6 障害物除去に関する事 7 農業関係の被害調査に関する事 8 農道の被害調査に関する事 9 商工業関係の被害調査に関する事 10 食品調達に関する事																																											
部	班	構 成 員	事 務 分 掌																																											
			14 被災者の飲料水の確保に関する事 15 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関する事 16 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
	環境衛生班	住民生活課職員 (環境衛生担当) 衛生センター職員	1 災害時の廃棄物処理に関する事 2 災害時の公害監視及び処理に関する事 3 有害物質等の安全確保体制に関する事 4 災害時の環境保全に関する事 5 災害時のペット対策に関する事 6 災害時のし尿処理に関する事 7 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
保健部 部長 病院事務長 副部長 病院医事課長 保健課長	医療班	町立病院医師・職員 保健課職員	1 被災者の医療、助産に関する事 2 保健医療施設の被害調査に関する事 3 医療救護班の編成及び活動に関する事 4 医師会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 医薬品、医療器材の確保及び輸送に関する事 6 死亡者の処置に関する事 7 病院、診療所、助産所に関する事 8 災害時の健康相談に関する事 9 災害時の保健衛生に関する事 10 災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関する事 11 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
土木部 部長 建設課長 副部長 産業振興課長	施設班	建設課職員	1 被災住宅の応急修理に関する事 2 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅建設に関する事 4 被災建築物の被害調査及び指導に関する事 5 被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 6 被災宅地の応急危険度判定活動に関する事 7 建設業者の連絡確保及び労務供給に関する事 8 その他本部長の命じた事項に関する事																																											
	産業・交通班	建設課職員 産業振興課職員	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急補修に関する事 2 交通規制に関する事 3 国・県道の連絡に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 6 障害物除去に関する事 7 農業関係の被害調査に関する事																																											

部	班	構 成 員	事 務 分 掌
			11 病害虫、家畜伝染病防除に関する事 12 商工会、農業協同組合等との連携体制に関する事 13 その他本部長の命じた事項に関する事
教 育 部 部長 学校教育課長 副部長 社会教育課長 公民館長 図書館長	学校施設班	学校教育課職員 社会教育課職員 公民館職員 図書館職員	1 文教施設の被害調査に関する事 2 学校及び各連携機関との連絡に関する事 3 学校の災害応急対策に関する事 4 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営の協力に関する事 5 避難所の炊出供給に関する事 6 その他本部長の命じた事項に関する事
	学事班	学校教育課職員 社会教育課職員 幼稚園職員	1 応急教育の方法及び指導立案に関する事 2 災害時における学校教育に関する事 3 教材、学用品の供与に関する事 4 園児、児童及び生徒の安全確認及び避難に関する事 5 文化財保護及び応急対策に関する事 6 その他本部長の命じた事項に関する事

部	班	構 成 員	事 務 分 掌
			8 商工業関係の被害調査に関する事 9 食品調達に関する事 10 病害虫、家畜伝染病防除に関する事 11 商工会、農業協同組合等との連携体制に関する事 12 その他本部長の命じた事項に関する事
教 育 部 部長 学校教育課長 副部長 社会教育課長	学校施設班	学校教育課職員 社会教育課職員 公民館職員 図書館職員	1 文教施設の被害調査に関する事 2 学校及び各連携機関との連絡に関する事 3 学校の災害応急対策に関する事 4 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び運営の協力に関する事 5 避難所の炊出供給に関する事 6 その他本部長の命じた事項に関する事
	学事班	学校教育課職員 社会教育課職員	1 応急教育の方法及び指導立案に関する事 2 災害時における学校教育に関する事 3 教材、学用品の供与に関する事 4 児童及び生徒の安全確認及び避難に関する事 5 文化財保護及び応急対策に関する事 6 その他本部長の命じた事項に関する事

第2節 動員配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じた配備体制をとり、災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図る。

(削除)

第1 職員の配備体制

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び区分は、次のとおりとする。

(削除)

台風接近時における大雨強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合、平日の勤務時間内では総務課が、勤務時間外・休日等は気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班が庁内で待機する。

配 備 区 分	活 動 開 始 基 準	活 動 内 容	動 員 員	
初動・待機体制	・台風接近時における大雨、強風注意報の発表など、各種警報の発表により災害の発生が予想される場合	初期初動体制の迅速化を図るため、庁内で待機する	〔勤務時間内〕 総務課 〔勤務時間外〕 気象警報・注意報発表時の職員参集基準に基づき、あらかじめ定められた防災担当班	
警戒体制	1号配備	・大雨・大雪いずれかの警報が発表、または災害の発生が予測される場合	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長 その他指示を受けた職員
	2号配備	・比較的軽微な災害が発生した場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（警戒体制1号配備で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）
非常体制	1号配備	・大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表、または相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員を配備して活動する体制	応急対策活動に即応できるように、本部構成員のうち本部長が必要と認める職員
	2号配備	・甚大な被害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する態勢	全職員

第2 職員の動員体制

1 職員の招集

(1) 警戒体制時の招集

風水害等により災害の発生が危惧される場合は、前もって総務課長が副町長の承認を得て組織体制を決定する。

県が警戒体制をとるという連絡が入った場合、休日については、日直者は総務課長、総合政策課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長に電話連絡する。夜間については、総務課長が、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長に電話連絡するとともに、総務課長は町長の指示に基づき災害状況の調査、応急復旧の実施に必要な人員を招集する。

(2) 非常体制時の招集

(削除)

頁	修正前	修正後
	<p>災害の状況に応じて、町長が決定し、勤務時間内においては庁内放送、電話等、勤務時間外においては緊急連絡網によって、速やかに職員に周知を図る。</p> <p>2 勤務時間外の参集</p> <p>(1) 参集場所</p> <p>休日、夜間に配備命令を受けた場合は、職員は直ちに配備命令に従い担当の場所に急行する。連絡がない場合、又は連絡を受けることができない場合は、自発的に参集する。</p> <p>(2) 参集時の留意事項</p> <p>ア 参集する際には、災害応急活動が行える服装、手袋、懐中電灯、ラジオその他必要なものを携行する。</p> <p>イ 職員は、人命救助等以外はできる限り参集に努めるとともに、参集途上における被害状況等の情報をできる限りメモをとりながら参集する。</p> <p>3 配備人数の報告</p> <p>各部長は、動員命令等により職員を配備したときは、総務課長を通じて、配備人数を本部長に報告する。</p> <p>4 自主参集</p> <p>(1) 勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集するものとする。</p> <p>(2) 職員は、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、動員命令がない場合であっても、自主的に所定の場所に参集する。</p> <p>5 非常参集</p> <p>町職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、直ちに両神庁舎又は最寄りの避難所に参集する。参集後、所定の配備につくことができない、又は配備につく必要がないとされた場合は、所属課長に今後の対応について確認を行い、指示に従う。</p>	
126	<p>第3節 事前措置及び応急措置等計画 (略)</p>	<p>第2節 事前措置及び応急措置等計画 (略)</p>
126	<p>第1 事前措置等 (略)</p>	<p>第1 事前措置等 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>1 出動命令等 町長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずるものとする。 また、必要により秩父消防本部に対して、<u>出動の準備を要請し、又は出動を求めるものとする。</u>（災対法第 58 条）</p> <p>2 事前措置 (略)</p> <p>3 避難の指示等 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。</u>（災対法第 60 条）</p>	<p>1 出動命令等 町長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずるものとする。 また、必要により秩父消防本部、<u>警察官に出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求めるものとする。</u>（災対法第 58 条）</p> <p>2 事前措置 (略)</p> <p>3 避難の指示等 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災対法第 60 条）</p>
126	<p>第 2 応急措置 町長は、町の地域に<u>かかる</u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災対法第 62 条） 応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 町の地域、<u>他人の土地、建物等の工作物の一時使用、又は土石等の物件の使用・収用</u>（災対法第 64 条第 1 項）</p> <p>3 工作物の除去、保管等（災対法第 64 条第 2 項、<u>同法施行令第 25 条～第 27 条</u>）</p> <p>4 知事の指示に基づく応急措置 (略)</p>	<p>第 2 応急措置 町長は、町の地域に<u>係る</u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災対法第 62 条） 応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 町の地域<u>内の</u>他人の土地、建物等の工作物の一時使用、又は土石等の物件の使用・収用（災対法第 64 条第 1 項）</p> <p>3 工作物の除去、保管等（災対法第 64 条第 2 項）</p> <p>4 知事の指示に基づく応急措置 (略)</p>
126	<p>第 3 従事命令 (略)</p> <p>1 町の地域の町民又は現場にある者に対する<u>災害応急対策作業</u>への従事（災対法第 65 条第 1 項）</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第 3 従事命令 (略)</p> <p>1 町の地域の町民又は<u>応急措置を実施すべき</u>現場にある者に対する<u>応急措置の業務</u>への従事（災対法第 65 条第 1 項）</p> <p>2～3 (略)</p>

頁	修正前	修正後
127	<p>第4 損害補償</p> <p>1 損失補償 (略)</p> <p>2 損害補償</p> <p>町の地域の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、町は、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。 (災対法第84条)</p>	<p>第4 損害補償</p> <p>1 損失補償 (略)</p> <p>2 損害補償</p> <p>町の地域の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、町は、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。 (災対法第84条第2項、救助法第12条)</p>
128	<p>第5節 応援協力要請計画</p> <p>災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に<u>応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施するものとする。</u></p> <p>第1 応援要請の判断基準</p> <p><u>町は、災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めるものとするが、その判断は、おおむね次のような事態に際して行うものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① <u>被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。</u></p> <p>② <u>町のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。</u></p> <p>③ <u>夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。</u></p> </div>	<p>第3節 応援協力要請計画</p> <p>災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に<u>応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、受援計画に基づき、大規模災害発生時等に外部からの人的支援を受けるに当たり、速やかに応援要請や受入れができるよう、情報収集、役割分担、情報提供方法及びOA機器等の準備に関して検討するものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後																																																																																																																		
128	<p>第2 応援協定等に基づく要請 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</td> <td>株式会社ゼンリン</td> <td>地図製品等の供給等</td> </tr> <tr> <td>秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書</td> <td>(一社)埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における被災者等相談の実施に関する協定書</td> <td>埼玉司法書士会</td> <td>相続・登記等被災者からの相談</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>(一社)秩父郡市医師会</td> <td>応急処置、死体検案</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>秩父郡市歯科医師会</td> <td>避難所で口腔ケア</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>秩父郡市薬剤師会</td> <td>調剤、服薬指導</td> </tr> <tr> <td>埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定</td> <td>埼玉県と埼玉県内の全市町村</td> <td>埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等</td> </tr> <tr> <td>大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書</td> <td>埼玉県小鹿野警察署</td> <td>小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資の輸送に関する協定書</td> <td>一般社団法人埼玉県トラック協会秩父支部</td> <td>町の要請に基づき物資等を緊急輸送する</td> </tr> <tr> <td>災害時における家屋被害認定調査に関する協定書</td> <td>埼玉土地家屋調査士会</td> <td>家屋被害認定調査及びびり災証明の相談</td> </tr> <tr> <td>災害時の情報交換に関する協定</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>災害時情報交換・情報連絡員設置</td> </tr> <tr> <td>災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書</td> <td>秩父県土整備事務所</td> <td>秩父公園を避難施設及び防災設備の使用</td> </tr> <tr> <td>災害時における電気設備等の復旧に関する協定書</td> <td>埼玉県電気工事工業組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における避難施設の使用に関する覚書</td> <td>小鹿野高等学校</td> <td>体育館を避難施設として使用</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定</td> <td>埼玉県清掃行政研究協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</td> <td>埼玉県</td> <td>県内全市町村の相互応援</td> </tr> <tr> <td>秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書</td> <td>秩父地域5市町</td> <td>普通応援、特別応援</td> </tr> <tr> <td>災害時における協力支援に関する協定</td> <td>ちちぶ農業協同組合</td> <td>施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定先	概要	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等	秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	日本郵便株式会社	地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力	災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	(一社)埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック		災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	相続・登記等被災者からの相談	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)秩父郡市医師会	応急処置、死体検案	災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市歯科医師会	避難所で口腔ケア	災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市薬剤師会	調剤、服薬指導	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県と埼玉県内の全市町村	埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等	大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書	埼玉県小鹿野警察署	小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する	災害時における物資の輸送に関する協定書	一般社団法人埼玉県トラック協会秩父支部	町の要請に基づき物資等を緊急輸送する	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査及びびり災証明の相談	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時情報交換・情報連絡員設置	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書	秩父県土整備事務所	秩父公園を避難施設及び防災設備の使用	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合		災害時における避難施設の使用に関する覚書	小鹿野高等学校	体育館を避難施設として使用	協定名	協定先	概要	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会		災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県	県内全市町村の相互応援	秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父地域5市町	普通応援、特別応援	災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供	<p>第1 応援協定等に基づく要請 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における協力支援に関する協定</td> <td>ちちぶ農業協同組合</td> <td>施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供</td> </tr> <tr> <td>秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書</td> <td>秩父地域5市町</td> <td>普通応援、特別応援</td> </tr> <tr> <td>災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</td> <td>埼玉県</td> <td>県内全市町村の相互応援</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定</td> <td>埼玉県清掃行政研究協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における避難施設の使用に関する覚書</td> <td>小鹿野高等学校</td> <td>体育館を避難施設として使用</td> </tr> <tr> <td>災害時の情報交換に関する協定</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>災害時情報交換・情報連絡員設置</td> </tr> <tr> <td>災害時における家屋被害認定調査に関する協定書</td> <td>埼玉土地家屋調査士会</td> <td>家屋被害認定調査及びびり災証明の相談</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資の輸送に関する協定書</td> <td>社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部</td> <td>町の要請に基づき物資等を緊急輸送する</td> </tr> <tr> <td>大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書</td> <td>埼玉県小鹿野警察署</td> <td>小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する</td> </tr> <tr> <td>埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定</td> <td>埼玉県と埼玉県内の全市町村</td> <td>埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>秩父郡市薬剤師会</td> <td>調剤、服薬指導</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>秩父郡市歯科医師会</td> <td>避難所で口腔ケア</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>(一社)秩父郡市医師会</td> <td>応急処置、死体検案</td> </tr> <tr> <td>災害時における被災者等相談の実施に関する協定書</td> <td>埼玉司法書士会</td> <td>相続・登記等被災者からの相談</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書</td> <td>(一社)埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定先	概要	災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供	秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父地域5市町	普通応援、特別応援	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県	県内全市町村の相互応援	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会		災害時における避難施設の使用に関する覚書	小鹿野高等学校	体育館を避難施設として使用	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時情報交換・情報連絡員設置	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査及びびり災証明の相談	災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部	町の要請に基づき物資等を緊急輸送する	大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書	埼玉県小鹿野警察署	小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県と埼玉県内の全市町村	埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等	災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市薬剤師会	調剤、服薬指導	災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市歯科医師会	避難所で口腔ケア	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)秩父郡市医師会	応急処置、死体検案	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	相続・登記等被災者からの相談	災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	(一社)埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック		秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	日本郵便株式会社	地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力
協定名	協定先	概要																																																																																																																		
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等																																																																																																																		
秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	日本郵便株式会社	地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力																																																																																																																		
災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	(一社)埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック																																																																																																																			
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	相続・登記等被災者からの相談																																																																																																																		
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)秩父郡市医師会	応急処置、死体検案																																																																																																																		
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市歯科医師会	避難所で口腔ケア																																																																																																																		
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市薬剤師会	調剤、服薬指導																																																																																																																		
埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県と埼玉県内の全市町村	埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等																																																																																																																		
大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書	埼玉県小鹿野警察署	小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する																																																																																																																		
災害時における物資の輸送に関する協定書	一般社団法人埼玉県トラック協会秩父支部	町の要請に基づき物資等を緊急輸送する																																																																																																																		
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査及びびり災証明の相談																																																																																																																		
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時情報交換・情報連絡員設置																																																																																																																		
災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書	秩父県土整備事務所	秩父公園を避難施設及び防災設備の使用																																																																																																																		
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合																																																																																																																			
災害時における避難施設の使用に関する覚書	小鹿野高等学校	体育館を避難施設として使用																																																																																																																		
協定名	協定先	概要																																																																																																																		
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会																																																																																																																			
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県	県内全市町村の相互応援																																																																																																																		
秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父地域5市町	普通応援、特別応援																																																																																																																		
災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供																																																																																																																		
協定名	協定先	概要																																																																																																																		
災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	施設・車両・機械の使用及び農作物・食料の提供																																																																																																																		
秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父地域5市町	普通応援、特別応援																																																																																																																		
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県	県内全市町村の相互応援																																																																																																																		
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会																																																																																																																			
災害時における避難施設の使用に関する覚書	小鹿野高等学校	体育館を避難施設として使用																																																																																																																		
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時情報交換・情報連絡員設置																																																																																																																		
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査及びびり災証明の相談																																																																																																																		
災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部	町の要請に基づき物資等を緊急輸送する																																																																																																																		
大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書	埼玉県小鹿野警察署	小鹿野警察署が倒壊した時、「バイクの森おがの」を一時使用する																																																																																																																		
埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県と埼玉県内の全市町村	埼玉県・市町村生活再建支援金の支給等																																																																																																																		
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市薬剤師会	調剤、服薬指導																																																																																																																		
災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父郡市歯科医師会	避難所で口腔ケア																																																																																																																		
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)秩父郡市医師会	応急処置、死体検案																																																																																																																		
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	相続・登記等被災者からの相談																																																																																																																		
災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書	(一社)埼玉県LPガス協会 秩父支部小鹿野ブロック																																																																																																																			
秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書	日本郵便株式会社	地域見守り・道路損傷・廃棄物不法投棄・災害発生時の相互協力																																																																																																																		

頁	修正前	修正後																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 240 1469 264">協定名</th> <th data-bbox="1469 240 1733 264">協定先</th> <th data-bbox="1733 240 2085 264">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 264 1469 316">災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 264 1733 316">株式会社ゼンリン</td> <td data-bbox="1733 264 2085 316">地図製品等の供給等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 316 1469 367">災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 316 1733 367">埼玉県営繕・公園事務所長</td> <td data-bbox="1733 316 2085 367">秩父公園の避難地及び防災施設の利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 367 1469 418">災害における物資供給に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 367 1733 418">NPO法人 コメリ災害対策センター</td> <td data-bbox="1733 367 2085 418">被災地への物資の供給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 418 1469 469">災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td data-bbox="1469 418 1733 469">ヤフー株式会社</td> <td data-bbox="1733 418 2085 469">町民への迅速な災害情報の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 469 1469 520">災害時の施設利用等に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 469 1733 520">有限会社戸田乳業</td> <td data-bbox="1733 469 2085 520">飲料を避難施設へ支給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 520 1469 571">災害時における被災者支援に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 520 1733 571">埼玉県行政書士会</td> <td data-bbox="1733 520 2085 571">被災者支援のための行政書士業務相談</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 571 1469 622">災害時における福祉避難所施設に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 571 1733 622">社会福祉法人 小鹿野福祉会</td> <td data-bbox="1733 571 2085 622">福祉避難所としての施設利用と要配慮者支援の協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 622 1469 673">災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定</td> <td data-bbox="1469 622 1733 673">東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td data-bbox="1733 622 2085 673">電力の早期復旧に関する相互協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 673 1469 724">災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 673 1733 724">株式会社千島測量設計</td> <td data-bbox="1733 673 2085 724">災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 724 1469 826">災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書 (3者連名)</td> <td data-bbox="1469 724 1733 826">桂測量設計株式会社 正伝測量有限会社 株式会社ヤマホン 小鹿野営業所</td> <td data-bbox="1733 724 2085 826">災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 826 1469 877">災害時における葬祭協力等に関する協定書</td> <td data-bbox="1469 826 1733 877">埼玉県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会</td> <td data-bbox="1733 826 2085 877">棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定先	概要	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書	埼玉県営繕・公園事務所長	秩父公園の避難地及び防災施設の利用	災害における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	被災地への物資の供給	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町民への迅速な災害情報の提供	災害時の施設利用等に関する協定書	有限会社戸田乳業	飲料を避難施設へ支給	災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	被災者支援のための行政書士業務相談	災害時における福祉避難所施設に関する協定書	社会福祉法人 小鹿野福祉会	福祉避難所としての施設利用と要配慮者支援の協力	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	電力の早期復旧に関する相互協力	災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書	株式会社千島測量設計	災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援	災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書 (3者連名)	桂測量設計株式会社 正伝測量有限会社 株式会社ヤマホン 小鹿野営業所	災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援	災害時における葬祭協力等に関する協定書	埼玉県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力
協定名	協定先	概要																																				
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等																																				
災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書	埼玉県営繕・公園事務所長	秩父公園の避難地及び防災施設の利用																																				
災害における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	被災地への物資の供給																																				
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町民への迅速な災害情報の提供																																				
災害時の施設利用等に関する協定書	有限会社戸田乳業	飲料を避難施設へ支給																																				
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	被災者支援のための行政書士業務相談																																				
災害時における福祉避難所施設に関する協定書	社会福祉法人 小鹿野福祉会	福祉避難所としての施設利用と要配慮者支援の協力																																				
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	電力の早期復旧に関する相互協力																																				
災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書	株式会社千島測量設計	災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援																																				
災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書 (3者連名)	桂測量設計株式会社 正伝測量有限会社 株式会社ヤマホン 小鹿野営業所	災害時における被害状況調査及び応急復旧に対する技術的支援																																				
災害時における葬祭協力等に関する協定書	埼玉県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力																																				

頁	修正前	修正後
	<p>資料編 ○災害時における協力支援に関する協定 (P80)</p> <p>○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書 (P78)</p> <p>○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(P76)</p> <p>○ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定 (P74)</p> <p>○ 災害時における避難施設の使用に関する覚書 (P72)</p> <p>○ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 (P68)</p> <p><u>○ 災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書 (P59)</u></p> <p>○ 災害時の情報交換に関する協定 (P64)</p> <p>○ 災害時における家屋調査認定調査に関する協定書 (P60)</p> <p>○ 災害時における物資の輸送に関する協定書 (P56)</p> <p>資料編 ○ 大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書 (P54)</p> <p>○ 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定 (P53)</p> <p>○ 災害時の医療救護活動に関する協定書(秩父郡市薬剤師会) (P51)</p> <p>○ 災害時の医療救護活動に関する協定書(秩父郡市歯科医師会) (P49)</p> <p>○ 災害時の医療救護活動に関する協定書((一社)秩父郡市医師会) (P47)</p> <p>○ 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 (P45)</p> <p>○ 災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書 (P43)</p> <p>○ 秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書 (P36)</p> <p>○ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (P34)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>資料編 ○災害時における協力支援に関する協定 (P46)</p> <p>○秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書 (P47)</p> <p>○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(P49)</p> <p>○ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定 (P51)</p> <p>○ 災害時における避難施設の使用に関する覚書 (P53)</p> <p>○ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 (P55)</p> <p>(削除)</p> <p>○ 災害時の情報交換に関する協定 (P61)</p> <p>○ 災害時における家屋調査認定調査に関する協定書 (P63)</p> <p>○ 災害時における物資の輸送に関する協定書 (P67)</p> <p>資料編 ○ 大規模災害発生時における秩父郡小鹿野町公共施設の一時使用に関する協定書 (P71)</p> <p>○ 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定 (P73)</p> <p>○ 災害時の医療救護活動に関する協定書(秩父郡市薬剤師会) (P74)</p> <p>○ 災害時の医療救護活動に関する協定書(秩父郡市歯科医師会) (P76)</p> <p>○ 災害時の医療救護活動に関する協定書((一社)秩父郡市医師会) (P78)</p> <p>○ 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 (P80)</p> <p>○ 災害時におけるLPガス応急対応に関する協定書 (P82)</p> <p>○ 秩父郡小鹿野町と郵便局との地域における協力に関する協定書 (P84)</p> <p>○ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (P91)</p> <p><u>○ 災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書 (P93)</u></p> <p><u>○ 災害における物資供給に関する協定書 (P95)</u></p> <p><u>○ 災害に係る情報発信等に関する協定 (P98)</u></p> <p><u>○ 災害時の施設利用等に関する協定書 (P100)</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>○ 災害時における被災者支援に関する協定書 (P102)</u></p> <p><u>○ 災害時における福祉避難所施設に関する協定書 (P107)</u></p> <p><u>○ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (P113)</u></p> <p><u>○ 災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書 (P115)</u></p> <p><u>○ 災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定書(3者連名) (P117)</u></p> <p><u>○ 災害時における葬祭協力等に関する協定書 (P119)</u></p>
130	<p><u>第3</u> 他市町村長への応援要求 (略)</p>	<p><u>第2</u> 他市町村長への応援要求 (略)</p>
130	<p><u>第4</u> 知事等への応援要請等</p> <p>町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、<u>県(消防防災課)</u>に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p>	<p><u>第3</u> 知事等への応援要請等</p> <p>町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、<u>県統括部</u>に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p>

頁	修正前	修正後																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事 項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県への応援要請又は応急措置の実施の要請</td> <td>① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項</td> <td>災対法第68条</td> </tr> <tr> <td>自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合</td> <td>本章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」参照</td> <td>自衛隊法第83条 災対法第68条の2</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合</td> <td>① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項</td> <td>災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合</td> <td>① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項</td> <td>災対法第57条</td> </tr> </tbody> </table>	要請の内容	事 項	備 考	県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条	自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	本章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2	指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17	日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事 項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県への応援要請又は応急措置の実施の要請</td> <td>① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項</td> <td>災対法第68条</td> </tr> <tr> <td>自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合</td> <td>風水害・事故災害等対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」参照</td> <td>自衛隊法第83条 災対法第68条の2</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合</td> <td>① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項</td> <td>災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事 項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合</td> <td>① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項</td> <td>災対法第57条</td> </tr> </tbody> </table>	要請の内容	事 項	備 考	県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条	自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	風水害・事故災害等対策編第2章第4節 「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2	指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17	要請の内容	事 項	備 考	NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条
要請の内容	事 項	備 考																																	
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条																																	
自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	本章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2																																	
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17																																	
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条																																	
要請の内容	事 項	備 考																																	
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条																																	
自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合	風水害・事故災害等対策編第2章第4節 「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2																																	
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17																																	
要請の内容	事 項	備 考																																	
NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条																																	
131	(新設)	<p>第4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請</p> <p><u>町は、町職員等だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。</u></p> <p><u>なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>要請対象業務は下記のとおり。</u></p>																																	

頁	修正前	修正後														
131	<p>(新設)</p> <p>第5 県防災ヘリコプターの出場要請</p> <p><u>災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第 23 節「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1189 220 2085 421"> <thead> <tr> <th></th> <th>機 関</th> <th>業務・職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象</td> <td>短 期</td> <td>町本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対 象 外</td> <td>短 期</td> <td>国や関係団体による ルールのある職種</td> </tr> <tr> <td>中長期</td> <td>DMAT、DPAT、給水車・水道、保健師、管理栄養士、被災建築物 応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請</p> <p><u>県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>支援については、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」が原則となっている。</u></p> <p><u>町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要であると判断した場合、対口支援団体の決定前においては県に派遣を要請する。対口支援団体の決定後においては、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。</u></p> <p>(削除)</p>		機 関	業務・職種	対 象	短 期	町本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	対 象 外	短 期	国や関係団体による ルールのある職種	中長期	DMAT、DPAT、給水車・水道、保健師、管理栄養士、被災建築物 応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等			－
	機 関	業務・職種														
対 象	短 期	町本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等														
対 象 外	短 期	国や関係団体による ルールのある職種														
	中長期	DMAT、DPAT、給水車・水道、保健師、管理栄養士、被災建築物 応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等														
		－														
131	<p>第6 応援受入体制の確保</p> <p>1 連絡窓口の明確化</p> <p>(略)</p> <p>3 受入体制の確立</p> <p><u>動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。</u></p>	<p>第6 応援の受入れ</p> <p>1 連絡窓口の明確化</p> <p>(略)</p> <p>2 受入体制の確立</p> <p><u>町は、応援職員等が効率的に業務を行えるよう、業務内容、執務スペース又は作業場所、休憩又は宿泊場所その他業務に必要な受入体制を確立しておく。この際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p>														

頁	修正前	修正後
	<div data-bbox="208 309 1115 387" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 飛行場外離着陸場一覧 (P13) </div>	<p data-bbox="1182 204 2112 276"><u>また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。</u></p> <div data-bbox="1160 309 2067 387" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (削除) </div>
132	<p data-bbox="181 422 472 448">第7 相互応援協力の確立</p> <p data-bbox="203 464 1133 536">町長は、災対法第67条の規定により、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援する。</p>	<p data-bbox="1155 422 1447 448">第7 相互応援協力の確立</p> <p data-bbox="1178 464 2107 576">町長は、災対法第67条の規定により、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援する。<u>また、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>
132	<p data-bbox="181 593 472 619">第6 応援受入体制の確保</p> <p data-bbox="203 635 1133 786">県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れられるよう、直ちに職員を派遣して飛行場外離着陸場の整備を図るほか、救援物資集積場所として指定されている資料編中の施設において速やかに集積、仕分、搬送等ができるよう、集積スペースの区分け、受付・仕分・配分要員等の配備など、必要な準備を行う。</p>	<p data-bbox="1155 593 1518 619">第8 救援物資の受入体制の確立</p> <p data-bbox="1178 635 2107 786"><u>町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、救援物資集積所等を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p data-bbox="1178 802 2107 962"><u>また、</u>県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れられるよう、直ちに職員を派遣して飛行場外離着陸場の整備を図るほか、救援物資集積場所として指定されている資料編中の施設において速やかに集積、仕分、搬送等ができるよう、集積スペースの区分け、受付・仕分・配分要員等の配備など、必要な準備を行う。</p>
	<div data-bbox="181 991 1088 1069" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (新設) </div>	<div data-bbox="1167 991 2074 1069" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 飛行場外離着陸場一覧 (P14) </div>
132	<p data-bbox="181 1109 613 1134">第5.9 県防災ヘリコプターの出場要請</p> <p data-bbox="203 1150 1133 1262">災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。</p>	<p data-bbox="1155 1109 1565 1134">第9 県防災ヘリコプターの出場要請</p> <p data-bbox="1178 1150 2107 1262">災害発生時に際し、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、<u>風水害・事故災害等対策編第2章第5節</u>「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。</p>
133	<p data-bbox="181 1316 566 1342">第2.1節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p data-bbox="181 1358 241 1383">(略)</p>	<p data-bbox="1155 1316 1518 1342">第4節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p data-bbox="1167 1358 1216 1383">(略)</p>
133	<p data-bbox="181 1404 472 1430">第1 災害派遣要請の範囲</p>	<p data-bbox="1155 1404 1447 1430">第1 災害派遣活動の範囲</p>

頁	修正前	修正後
	<p>自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、<u>その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつその実体がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(略)</div>	<p>自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、<u>次の3つの要件を勘案して行う。</u></p> <p><u>1 緊急性の原則</u> <u>差し迫った必要性があること。</u></p> <p><u>2 公共性の原則</u> <u>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。</u></p> <p><u>3 非代替性の原則</u> <u>自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。</u> <u>要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(略)</div>
133	<p>第2 災害派遣要請の要求</p> <p>(略)</p> <p>1 要請依頼方法</p> <p>町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により<u>県危機管理防災部危機管理課</u>に依頼し、事後速やかに文書を送達する。</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。</p> <p>(1) 提出（連絡）先 県危機管理防災部危機管理課</p> <p>(2) 記載事項 (略)</p> <p>2 連絡（通知）先</p> <p>(1) 県</p>	<p>第2 災害派遣要請の要求</p> <p>(略)</p> <p>1 要請依頼方法</p> <p>町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により<u>県（統括部）</u>に依頼し、事後速やかに文書を送達する。</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。</p> <p>(1) 提出（連絡）先 県<u>（統括部）</u></p> <p>(2) 記載事項 (略)</p> <p>2 連絡（通知）先</p> <p>(1) 県</p>

頁	修正前	修正後																					
134	<table border="1" data-bbox="241 213 1099 459"> <tr> <td></td> <td>県災害対策本部設置前 (県現地对策本部又は支部設置前)</td> <td>県災害対策本部設置後 (現地对策本部又は支部設置後)</td> </tr> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>消防防災課 電 話048-830-8181 F A X 048-830-8159</td> <td>秋父地域振興センター</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>危機管理防災部当直 電 話048-830-8111 F A X 048-822-8119</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 自衛隊 (略)</p> <p>第3 派遣部隊の受入体制の確保</p> <p>災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 派遣部隊の受入</p> <p>自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿舎 <u>小鹿野町民体育館</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="192 1034 1099 1114"> <tr> <td>資 料 編</td> <td>○ 飛行場外離着陸場一覧</td> <td>(P13)</td> </tr> </table>		県災害対策本部設置前 (県現地对策本部又は支部設置前)	県災害対策本部設置後 (現地对策本部又は支部設置後)	勤務時間内	消防防災課 電 話048-830-8181 F A X 048-830-8159	秋父地域振興センター	勤務時間外	危機管理防災部当直 電 話048-830-8111 F A X 048-822-8119		資 料 編	○ 飛行場外離着陸場一覧	(P13)	<table border="1" data-bbox="1200 229 2056 303"> <tr> <td>連 絡 先</td> <td>電 話 番 号</td> <td>F A X 番 号</td> </tr> <tr> <td>統括部</td> <td>048-830-8131</td> <td>048-830-8129</td> </tr> </table> <p>(2) 自衛隊 (略)</p> <p>第3 派遣部隊の受入体制の確保</p> <p>災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入<u>れ</u>に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 派遣部隊の受入れ</p> <p>自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿舎 <u>小鹿野中学校第一体育館</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1034 2083 1114"> <tr> <td>資 料 編</td> <td>○ 飛行場外離着陸場一覧</td> <td>(P14)</td> </tr> </table>	連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号	統括部	048-830-8131	048-830-8129	資 料 編	○ 飛行場外離着陸場一覧	(P14)
	県災害対策本部設置前 (県現地对策本部又は支部設置前)	県災害対策本部設置後 (現地对策本部又は支部設置後)																					
勤務時間内	消防防災課 電 話048-830-8181 F A X 048-830-8159	秋父地域振興センター																					
勤務時間外	危機管理防災部当直 電 話048-830-8111 F A X 048-822-8119																						
資 料 編	○ 飛行場外離着陸場一覧	(P13)																					
連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号																					
統括部	048-830-8131	048-830-8129																					
資 料 編	○ 飛行場外離着陸場一覧	(P14)																					
135	<p>第4 派遣部隊の撤収要請 (略)</p>	<p>第4 派遣部隊の撤収要請 (略)</p>																					
135	<p>第5 経費の負担区分 (略)</p>	<p>第5 経費の負担区分 (略)</p>																					
136	<p>第23節 県防災ヘリコプター出場要請計画 (略)</p>	<p>第5節 県防災ヘリコプター出場要請計画 (略)</p>																					

頁	修正前	修正後																						
136	<p>第1 応援要請の範囲等</p> <p>1 応援要請の範囲</p> <p>小鹿野町内で、次のいずれかの事項に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>① 災害が隣接する市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</p> <p>② 町の消防力によっては防御が著しく困難な場合</p> <p>③ その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合</p> </div> <p>2 防災ヘリコプター緊急運航基準の種類</p> <p>防災ヘリコプターの緊急運航の種類は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="232 730 1093 1353"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>出 場 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災出場基準</td> <td>① 中高層建物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要がある場合 ③ 住宅密集地における一般住宅炎上火災で、おおむね300平方メートル以上の延焼拡大が見込まれる場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>救助出場基準</td> <td>① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合</td> </tr> <tr> <td>救急出場基準</td> <td>① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ※ 転院搬送を行う場合は、原則として医師が搭乗するものとする。</td> </tr> <tr> <td>調査出場基準</td> <td>① 広域的な情報収集を必要とする場合 ② 避難誘導又は広報を必要とする場合</td> </tr> <tr> <td>救援出場基準</td> <td>被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	出 場 基 準	火災出場基準	① 中高層建物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要がある場合 ③ 住宅密集地における一般住宅炎上火災で、おおむね300平方メートル以上の延焼拡大が見込まれる場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合	救助出場基準	① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合	救急出場基準	① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ※ 転院搬送を行う場合は、原則として医師が搭乗するものとする。	調査出場基準	① 広域的な情報収集を必要とする場合 ② 避難誘導又は広報を必要とする場合	救援出場基準	被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合	<p>第1 応援要請の範囲等</p> <p>1 応援要請の範囲</p> <p>小鹿野町内で、次のいずれかの事項に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>① 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</p> <p>② 町の消防力によっては防御が著しく困難な場合</p> <p>③ その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合</p> </div> <p>2 防災ヘリコプター緊急運航基準の種類</p> <p>防災ヘリコプターの緊急運航の種類は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1196 740 2056 1356"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>出 場 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急 対策活動</td> <td>① 情報収集を必要とする場合 ② 警戒又は指揮支援を必要とする場合 ③ 避難誘導又は広報を必要とする場合 ④ 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合</td> </tr> <tr> <td>火災防御活動</td> <td>① 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 ③ 密集地における建築火災で、3棟以上又は延べ面積300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合</td> </tr> <tr> <td>救助活動</td> <td>① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合</td> </tr> <tr> <td>救急活動</td> <td>① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ③ 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	出 場 基 準	災害応急 対策活動	① 情報収集を必要とする場合 ② 警戒又は指揮支援を必要とする場合 ③ 避難誘導又は広報を必要とする場合 ④ 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合	火災防御活動	① 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 ③ 密集地における建築火災で、3棟以上又は延べ面積300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合	救助活動	① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合	救急活動	① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ③ 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合
区 分	出 場 基 準																							
火災出場基準	① 中高層建物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要がある場合 ③ 住宅密集地における一般住宅炎上火災で、おおむね300平方メートル以上の延焼拡大が見込まれる場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合																							
救助出場基準	① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合																							
救急出場基準	① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ※ 転院搬送を行う場合は、原則として医師が搭乗するものとする。																							
調査出場基準	① 広域的な情報収集を必要とする場合 ② 避難誘導又は広報を必要とする場合																							
救援出場基準	被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合																							
区 分	出 場 基 準																							
災害応急 対策活動	① 情報収集を必要とする場合 ② 警戒又は指揮支援を必要とする場合 ③ 避難誘導又は広報を必要とする場合 ④ 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合																							
火災防御活動	① 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 ② 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 ③ 密集地における建築火災で、3棟以上又は延べ面積300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 ④ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 ⑤ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 ⑥ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合																							
救助活動	① 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 ② ①のほか、航空機による人命救助の必要がある場合																							
救急活動	① 救急車による搬送が不可能な場合 ② 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 ③ 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合																							

頁	修正前	修正後
136	<p>第2 応援出場要請方法 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 防災航空隊出場要請（受信）書 (P100)</p> </div>	<p>第2 応援出場要請方法 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 防災航空隊出場要請（受信）書 (P149)</p> </div>
137	<p>第3 経費の負担 (略)</p>	<p>第3 経費の負担 (略)</p>
138	<p>第6節 注意報及び警報伝達計画 (略)</p>	<p>第6節 注意報及び警報伝達計画 (略)</p>
138	<p>第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等</p> <p>熊谷地方気象台が発表する<u>注意報・警報等</u>の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。</p> <p>1 対象地域</p> <p>熊谷地方気象台は、<u>気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。</u></p> <p><u>指定する地域は、一次区分として県内を3つの地域に、二次区分として各市町村に細分して行う。</u></p> <p>本町は、秩父地方（一次細分区域）に該当する。</p> <p><u>また、大雨及び洪水に関する注意報及び警報については、市町村を単位として発表する。</u></p> <p><u>なお、テレビやラジオなどでは、市町村をまとめた地域で報道される場合がある。</u></p> <p>(図略)</p> <p>2 種類及び発表基準</p> <p>熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。</p>	<p>第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等</p> <p>熊谷地方気象台が発表する<u>気象特別警報・警報・注意報</u>の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。</p> <p>1 対象地域</p> <p>熊谷地方気象台は、<u>市町村単位（二次細分区域）に区分して気象特別警報・警報・注意報を発表する。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。なお、天気予報は一次細分区域として県内を3つの地域に区分して発表する。</u></p> <p>本町は、秩父地方（一次細分区域）に該当する。</p> <p>(図略)</p> <p>2 種類及び発表基準</p> <p><u>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。</u></p> <p><u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>3 気象情報</p> <p><u>気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u></p> <p>熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。</p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報</u></p> <p><u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u></p> <p>4 <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u></p> <p><u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類については、次のとおりである。</u></p>

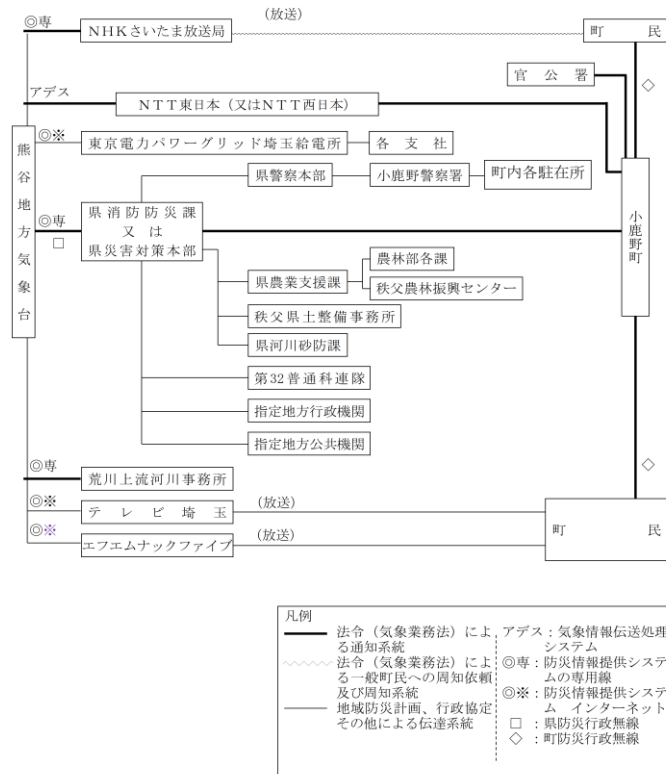
頁	修正前	修正後								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1261 233 1393 260">種類</th> <th data-bbox="1393 233 1991 260">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 260 1393 619">土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td data-bbox="1393 260 1991 619"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」(無色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 619 1393 1066">浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td data-bbox="1393 619 1991 1066"> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：重大な浸水害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状態で、命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況で、周囲の状況を確認し、各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動することが必要 ・「警戒」(赤)：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとることが必要 ・「注意」(黄)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないように注意 ・「今後の情報等に留意」(無色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 1066 1393 1412">洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td> <td data-bbox="1393 1066 1991 1412"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」(水色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」(無色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：重大な浸水害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状態で、命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況で、周囲の状況を確認し、各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動することが必要 ・「警戒」(赤)：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとることが必要 ・「注意」(黄)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないように注意 ・「今後の情報等に留意」(無色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」(水色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
種類	概要									
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」(無色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 									
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：重大な浸水害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状態で、命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況で、周囲の状況を確認し、各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動することが必要 ・「警戒」(赤)：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとることが必要 ・「注意」(黄)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないように注意 ・「今後の情報等に留意」(無色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 									
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」(水色)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意 									

頁	修正前	修正後		
	<p>(新設)</p> <p>4 記録的短時間大雨情報 <u>記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。</u></p> <p>5 土砂災害警戒情報 <u>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、町が防災活動や町民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、町民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。</u></p> <p>6 水防法及び気象業務法に基づく水防警報並びに洪水予報 <u>町長は、気象庁予報部と関東地方整備局が共同して行う洪水予報、また国土交通大臣</u></p>	<div data-bbox="1279 236 1991 344" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </table> </div> <p>5 <u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>6 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> <u>県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。</u></p> <p>7 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表される。</u> <u>町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(削除)</p>	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。			

頁	修正前	修正後
	<p><u>が行う水防警報を受けたときは、直ちに関係機関及び町民に対し、電話、防災行政無線、広報車等により周知の徹底を図る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>7 消防法に基づく火災気象通報</u> <u>当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が知事に通報する。</u></p> <p>(1) <u>最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合</u></p> <p>(2) <u>平均風速が 10m/s 以上。ただし、降雨・降雪中は除く。</u></p> <p>(3) <u>最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合</u></p> <p><u>8 消防法に基づく火災警報</u> (略)</p>	<p><u>8 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知及び水防警報</u> <u>気象庁大気海洋部及び関東地方整備局が共同して行う洪水予報並びに国土交通大臣又は知事が行う水位周知及び水防警報については、当町ではいずれも該当する河川はない。</u></p> <p><u>9 竜巻注意情報</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県秩父地方など）で発表される。</u> <u>この情報の有効期間は、発表からおおむね 1 時間である。</u></p> <p><u>10 消防法に基づく火災気象通報</u> <u>消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が知事に対して通報し、町及び秩父消防本部は県を通じて伝達される。通報実施基準は以下のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>11 消防法に基づく火災警報</u> (略)</p>

141 第2 気象注意報・警報等の伝達
(新設)

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



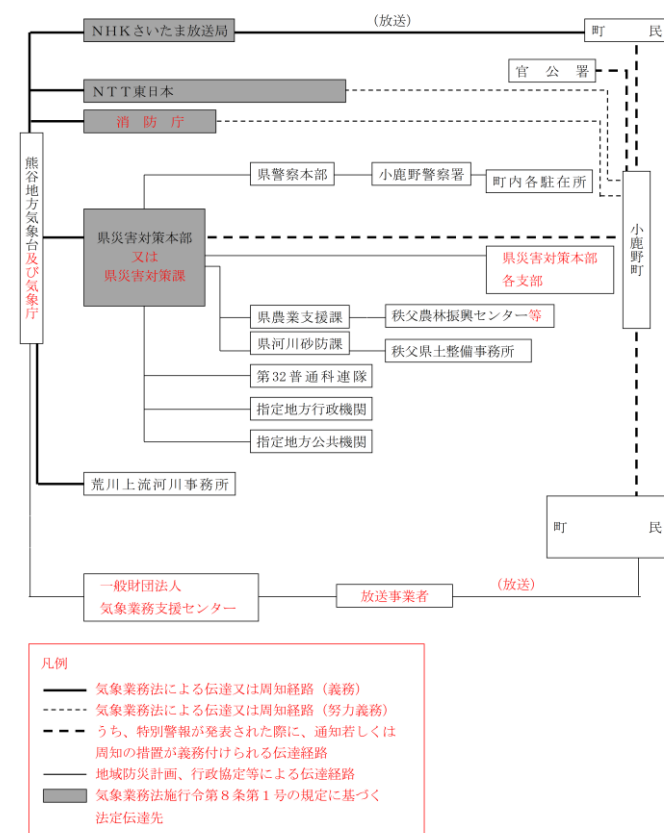
第2 気象注意報・警報等の伝達

1 気象警報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けた場合、関係機関及び町民その他の関係のある公私の団体に伝達を行う。（災対法第56条）特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により町民へ周知するなどの対応をとるものとする。

町は、気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておく。

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



頁	修正前	修正後
143	<p>第3 異常現象発見時の通報</p> <p>1 発見者の通報</p> <p>災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。</p> <p>通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。</p> <p>2 町長の通報及びその方法</p> <p>前項の通報を受けた場合、町長は、次の伝達系統図により熊谷地方気象台その他の関係機関に通報する。</p> <div data-bbox="224 654 1075 1085" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">異常現象の通報、伝達経路</p> </div>	<p>第3 異常現象発見時の通報</p> <p>1 発見者の通報</p> <p>災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。</p> <p><u>何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。</u></p> <p>通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。</p> <p>2 町長の通報及びその方法</p> <p>前項の通報を受けた場合、町長は、次の伝達系統図により熊谷地方気象台その他の関係機関に通報する。</p> <div data-bbox="1187 654 2038 1085" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">異常現象の通報、伝達経路</p> </div>

別表

(平成29年7月7日現在)
発表官署 熊谷地方気象台

小鹿野町	府県予報区		埼玉県
	一次細分区域		秩父地方
	市町村等をまとめた地域		
警報	大雨	(浸水害) (土砂災害)	
		表面雨量 指数基準	18
		土壌雨量 指数基準	152
	洪水	流域雨量指数基準	赤平川流域=25.3
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風	平均風速	15m/s
暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	106
	洪水	流域雨量指数基準	赤平川流域=20.2
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 ^{*2}	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1～2 (略)

【警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の解説】

(1) (略)

(2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。
また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。

別表

(令和4年5月26日現在)
発表官署 熊谷地方気象台

小鹿野町	府県予報区		埼玉県
	一次細分区域		秩父地方
	市町村等をまとめた地域		
警報	大雨	(浸水害) (土砂災害)	
		表面雨量 指数基準	18
		土壌雨量 指数基準	124
	洪水	流域雨量指数基準	赤平川流域=27.5
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風	平均風速	15m/s
暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	88
	洪水	流域雨量指数基準	赤平川流域=22
		複合基準 ^{*1}	—
		指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	なだれ		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 ^{*2}	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1～2 (略)

【警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の解説】

(1) (略)

(削除)

頁	修正前	修正後
	<p>(3) <u>大雨、洪水、大雪、高潮、波浪</u>の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めてまれであり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。</p> <p>(6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 <u>(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_h.html)を参照。</u></p> <p>(7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(4) 表中において、対象の市町村等で現象による災害が極めてまれであり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（<u>洪水を除く。</u>）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の<u>土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準</u>、複合基準のうち基準を定めていないもの、<u>または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合</u>についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 大雨警報については、<u>表面雨量指数基準</u>に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</p> <p>(6) <u>地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u></p> <p>(7) <u>大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>(8) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。</p> <p>1km 四方ごとの基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。<u>解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。)</u></p> <p>(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。<u>解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降</u></p>	<p><u>で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</u></p> <p>(8) <u>大雨警報・注意報</u>の土壌雨量指数基準値は 1km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。</p> <p>1km 四方ごとの基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料</u> (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) <u>を参照のこと。</u></p> <p>(11) <u>地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。</u>このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害<u>リスクの高まり</u>を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量<u>水</u>の量を示す指数。<u>詳細は土壌雨量指数の説明</u> (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html) <u>を参照。</u></p> <p>(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、<u>河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まり</u>を示す指標で、<u>降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は</u></p>

頁	修正前	修正後																																								
	<p>た雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>流域雨量指数の説明</u> (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html) を参照。</p> <p>(参考) <u>表面雨量指数</u>: 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は<u>表面雨量指数の説明</u> (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html) を参照。</p>																																								
146	第7節 災害情報通信計画	第7節 災害情報通信計画																																								
146	第1 災害情報計画	第1 災害情報計画																																								
	(略)	(略)																																								
	1 風水害時に収集すべき情報	1 風水害時に収集すべき情報																																								
	(1) 警戒体制時の活動	(1) 警戒体制時の活動																																								
	(略)	(略)																																								
	警戒段階で収集すべき情報の例示	警戒段階で収集すべき情報の例示																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 警報・注意報気象情報</td> <td>○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項</td> <td>発表後、即時</td> <td>・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・テレビ、ラジオ</td> </tr> <tr> <td>② 雨量等の気象情報の収集</td> <td>○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況</td> <td>随時</td> <td>・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織</td> </tr> <tr> <td>③ 危険箇所等の情報収集</td> <td>○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象</td> <td>随時</td> <td>・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織</td> </tr> <tr> <td>④ 町民の動向</td> <td>○警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等) ○自主避難の状況</td> <td>避難所収容の後</td> <td>・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	① 警報・注意報気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・テレビ、ラジオ	② 雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織	③ 危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織	④ 町民の動向	○警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等) ○自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 警報・注意報気象情報</td> <td>○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項</td> <td>発表後、即時</td> <td>・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・テレビ、ラジオ</td> </tr> <tr> <td>② 雨量等の気象情報の収集</td> <td>○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況</td> <td>随時</td> <td>・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織</td> </tr> <tr> <td>③ 危険箇所等の情報収集</td> <td>○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象</td> <td>随時</td> <td>・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織</td> </tr> <tr> <td>④ 町民の動向</td> <td>○警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等) ○自主避難の状況</td> <td>避難所受入れの後</td> <td>・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	① 警報・注意報気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・テレビ、ラジオ	② 雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織	③ 危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織	④ 町民の動向	○警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等) ○自主避難の状況	避難所受入れの後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源																																							
① 警報・注意報気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・テレビ、ラジオ																																							
② 雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織																																							
③ 危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織																																							
④ 町民の動向	○警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等) ○自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織																																							
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源																																							
① 警報・注意報気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・テレビ、ラジオ																																							
② 雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織																																							
③ 危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織																																							
④ 町民の動向	○警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等) ○自主避難の状況	避難所受入れの後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織																																							

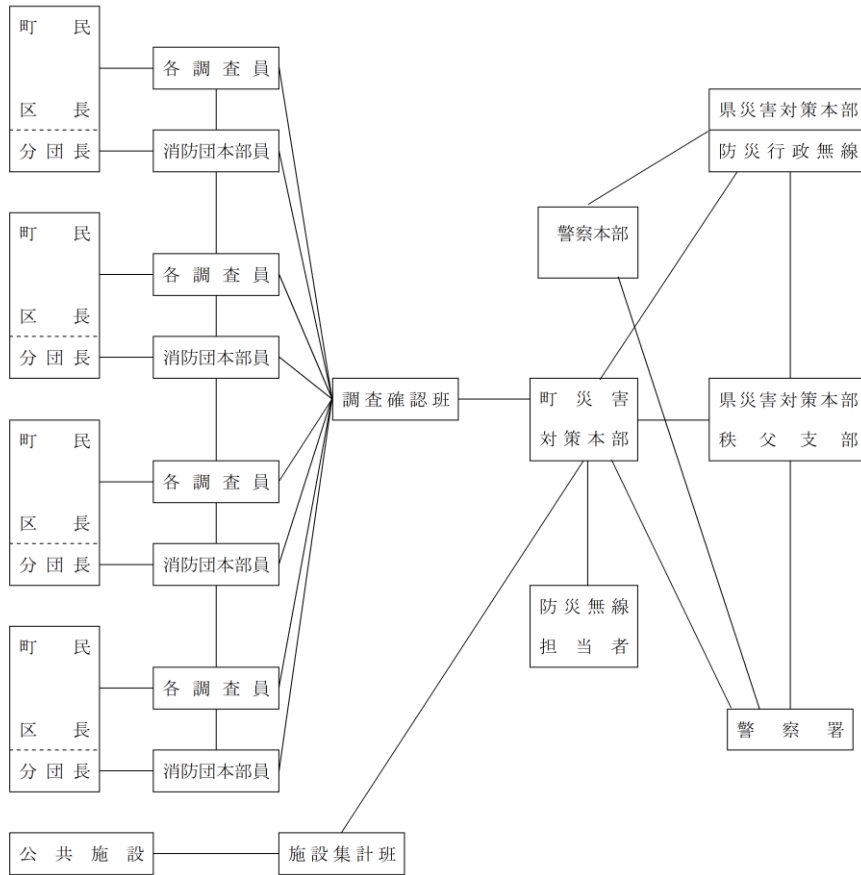
頁	修正前	修正後																																								
	<p>(2) 町本部体制時の調査活動</p> <p><u>災害対策本部</u>が設置された後の災害情報については総務部が総括して行う。収集すべき情報は、次のとおりである。</p> <p>発災段階で収集すべき情報の例示</p> <table border="1" data-bbox="219 403 1075 695"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 発災情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） </td> <td>発災状況の覚知後、即時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 消防署 警察署 自治組織 公共施設の管理者等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）</td> <td>被災後、被害状況が確認された後</td> <td>各ライフライン関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="219 743 1084 896"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 町民の動向</td> <td>・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）</td> <td>避難所収容の後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防署 警察署 自治組織 </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="197 991 1102 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 雨量観測所 (P15)</p> </div> <p>2 情報収集体制の整備等 (略)</p> <p>3 情報の収集 (略)</p> <p>(1) 情報の収集 (略)</p> <p>(2) パトロールの実施</p> <p><u>交通班</u>は、指示に基づき、道路をパトロールし、状況の早期把握に努める。</p>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	① 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） 	発災状況の覚知後、即時	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員 消防署 警察署 自治組織 公共施設の管理者等 		・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	各ライフライン関係機関	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	② 町民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防署 警察署 自治組織 	<p>(2) 町本部体制時の調査活動</p> <p><u>町本部</u>が設置された後の災害情報については総務部が総括して行う。収集すべき情報は、次のとおりである。</p> <p>発災段階で収集すべき情報の例示</p> <table border="1" data-bbox="1196 399 2051 691"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 発災情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） </td> <td>発災状況の覚知後、即時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 消防署 警察署 自治組織 公共施設の管理者等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）</td> <td>被災後、被害状況が確認された後</td> <td>各ライフライン関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1196 743 2056 896"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 町民の動向</td> <td>・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）</td> <td>避難所<u>受入れ</u>の後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防署 警察署 自治組織 </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1167 991 2076 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 雨量観測所 (P17)</p> </div> <p>2 情報収集体制の整備等 (略)</p> <p>3 情報の収集 (略)</p> <p>(1) 情報の収集 (略)</p> <p>(2) パトロールの実施</p> <p><u>総務部総務班</u>は、指示に基づき、道路をパトロールし、状況の早期把握に努める。</p>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	① 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） 	発災状況の覚知後、即時	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員 消防署 警察署 自治組織 公共施設の管理者等 		・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	各ライフライン関係機関	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	② 町民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所 <u>受入れ</u> の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防署 警察署 自治組織
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源																																							
① 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） 	発災状況の覚知後、即時	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員 消防署 警察署 自治組織 公共施設の管理者等 																																							
	・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	各ライフライン関係機関																																							
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源																																							
② 町民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防署 警察署 自治組織 																																							
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源																																							
① 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） 	発災状況の覚知後、即時	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員 消防署 警察署 自治組織 公共施設の管理者等 																																							
	・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	各ライフライン関係機関																																							
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源																																							
② 町民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所 <u>受入れ</u> の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防署 警察署 自治組織 																																							

頁	修正前	修正後
	<p>(3) 消防団による情報収集 消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、<u>調査班を編成して</u>災害情報活動を実施する。</p> <div data-bbox="197 352 1106 767" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">調査上の留意事項</p> <p>①～④（略） (新設)</p> </div> <p>(4)～(6)（略） (新設)</p> <p>4 情報の整理・分析 総務部広報班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、<u>総務課長</u>を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。</p> <p>5 情報の<u>報告</u> 町の地域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p>	<p>(3) 消防団による情報収集 消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、<u>消防団本部長</u>が災害情報の<u>収集</u>活動を実施する。</p> <div data-bbox="1171 352 2085 767" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">調査上の留意事項</p> <p>①～④（略） <u>⑤ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町区域内で行方不明となった者については、小鹿野警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</u></p> </div> <p>(4)～(6)（略） <u>(7) 新技術の検討</u> <u>町は、災害発生時、迅速かつ的確な情報を収集・伝達するため、立入が困難な被災箇所</u>の調査や広範囲にわたる被害状況調査を、安全な場所から操作が可能なドローンを用いて実施することを検討する。</p> <p>4 情報の整理・分析 総務部広報班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、<u>総務部長</u>を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。</p> <p>5 情報の<u>共有・伝達</u> 町の地域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。<u>(災対法第 53 条第 1 項)</u></p>

頁	修正前	修正後								
	<p>(1) 報告すべき災害 ア～カ (略) <u>キ</u> 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの <u>ク</u> その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの</p> <p>(2) 報告すべき事項 (略)</p> <p>(3) 報告の種別 ア 被害速報 (略) イ 確定報告 様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。</p> <div data-bbox="190 778 1099 858" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 県報告関係様式 (P<u>92</u>)</p> </div> <p>(4) 報告先 ア 被害速報及び確定報告</p> <table border="1" data-bbox="215 992 1079 1238"> <thead> <tr> <th></th> <th>県災害対策本部設置前 (県現地対策本部又は支部設置前)</th> <th>県災害対策本部設置後 (現地対策本部又は支部設置後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>消防防災課 電話048-830-8181 FAX048-830-8159</td> <td rowspan="2">秩父地域振興センター</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>危機管理防災部当直 電話048-830-8111 FAX048-822-8119</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 確定報告</u> <u>県消防防災課に報告する。</u></p>		県災害対策本部設置前 (県現地対策本部又は支部設置前)	県災害対策本部設置後 (現地対策本部又は支部設置後)	勤務時間内	消防防災課 電話048-830-8181 FAX048-830-8159	秩父地域振興センター	勤務時間外	危機管理防災部当直 電話048-830-8111 FAX048-822-8119	<p>(1) 報告すべき災害 ア～カ (略) (削除) キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの</p> <p>(2) 報告すべき事項 (略)</p> <p>(3) 報告の種別 ア 被害速報 (略) イ 確定報告 様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。</p> <div data-bbox="1167 778 2076 858" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 県報告関係様式 (P<u>139</u>)</p> </div> <p>(4) 報告先 ア 被害速報及び確定報告 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。</u> <u>なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。</u></p>
	県災害対策本部設置前 (県現地対策本部又は支部設置前)	県災害対策本部設置後 (現地対策本部又は支部設置後)								
勤務時間内	消防防災課 電話048-830-8181 FAX048-830-8159	秩父地域振興センター								
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話048-830-8111 FAX048-822-8119									

ウ 消防庁への報告先
(略)

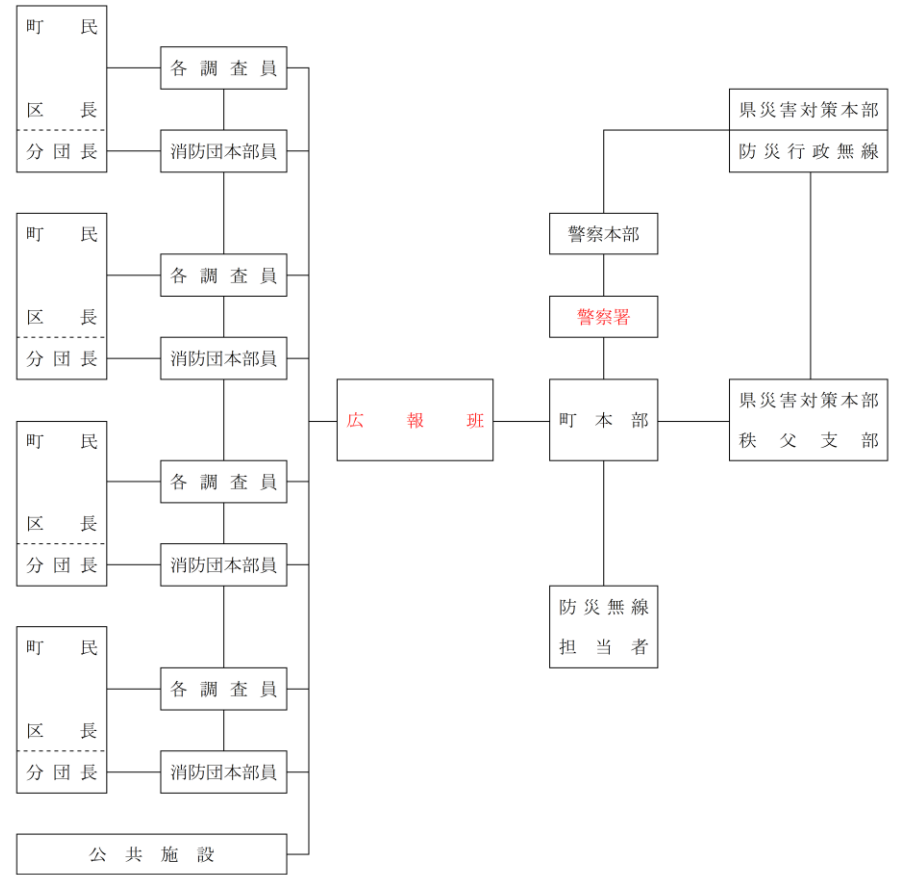
災害情報の連絡系統図



(ア) [電話 048-830-8111 \(直通\)](tel:048-830-8111)
 (イ) [防災行政無線 \(発信特番\)-200-6-8111](tel:048-6-8111)

イ 消防庁への報告先
(略)

災害情報の連絡系統図



頁	修正前	修正後																				
別表	<p style="text-align: center;">被害報告判定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人的被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのもの </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住家被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流失とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 5 半壊又は半焼とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非住家被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">田畑被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等の堆積のため、耕作が不能となったもの 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのもの 	住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流失とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 5 半壊又は半焼とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの 	非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの 	田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等の堆積のため、耕作が不能となったもの 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの 	道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの 	<p style="text-align: center;">被害報告判定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人的被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのもの 4 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのもの </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住家被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 一部破損とは、全壊及び半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非住家被害</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのもの 4 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのもの 	住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 一部破損とは、全壊及び半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの 	非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの
区分	基準																					
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのもの 																					
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流失とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 5 半壊又は半焼とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの 																					
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの 																					
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等の堆積のため、耕作が不能となったもの 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの 																					
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの 																					
区分	基準																					
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの 3 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのもの 4 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのもの 																					
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 半壊とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 一部破損とは、全壊及び半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの 																					
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの 																					

頁	修正前	修正後																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 233 421 256">区 分</th> <th data-bbox="421 233 1021 256">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 256 421 1038">その他の被害</td> <td data-bbox="421 256 1021 1038"> <ol style="list-style-type: none"> 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1038 421 1230">り 災 者</td> <td data-bbox="421 1038 1021 1230"> <ol style="list-style-type: none"> り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊する全ての者の集まりを1世帯として取り扱う。 また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 り災者とは、り災世帯の構成員とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1230 421 1337">被 害 金 額</td> <td data-bbox="421 1230 1021 1337"> <ol style="list-style-type: none"> 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 	り 災 者	<ol style="list-style-type: none"> り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊する全ての者の集まりを1世帯として取り扱う。 また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 り災者とは、り災世帯の構成員とする。 	被 害 金 額	<ol style="list-style-type: none"> 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1301 233 1417 256">区 分</th> <th data-bbox="1417 233 2018 256">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1301 256 1417 368">田 畑 被 害</td> <td data-bbox="1417 256 2018 368"> <ol style="list-style-type: none"> 田の流失、埋没とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの 「田の流失、埋没」及び「田の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 368 1417 504">道 路 被 害</td> <td data-bbox="1417 368 2018 504"> <ol style="list-style-type: none"> 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 504 1417 1390">その他の被害</td> <td data-bbox="1417 504 2018 1390"> <ol style="list-style-type: none"> 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては1世帯として取り扱う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 田の流失、埋没とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの 「田の流失、埋没」及び「田の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。 	道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの 	その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては1世帯として取り扱う。
区 分	基 準																	
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 																	
り 災 者	<ol style="list-style-type: none"> り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊する全ての者の集まりを1世帯として取り扱う。 また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 り災者とは、り災世帯の構成員とする。 																	
被 害 金 額	<ol style="list-style-type: none"> 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 																	
区 分	基 準																	
田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 田の流失、埋没とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの 「田の流失、埋没」及び「田の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。 																	
道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの 																	
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流出等し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 清掃施設被害とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 被害船舶とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては1世帯として取り扱う。 																	

頁	修正前	修正後																						
	<table border="1" data-bbox="291 231 1019 997"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 231 414 263">区 分</th> <th data-bbox="414 231 1019 263">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 263 414 694">被害金額</td> <td data-bbox="414 263 1019 694"> 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 694 414 774">災害対策本部等</td> <td data-bbox="414 694 1019 774"> 1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 774 414 997">備 考</td> <td data-bbox="414 774 1019 997"> 1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類、概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合には、その概況とする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="201 1276 1120 1348">(注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。 2 県要領第13条の規定に基づく報告は、累計とすること。</p>	区 分	基 準	被害金額	3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	災害対策本部等	1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。	備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類、概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合には、その概況とする。	<table border="1" data-bbox="1276 231 2004 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="1276 231 1400 263">区 分</th> <th data-bbox="1400 231 2004 263">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1276 263 1400 343">その他の被害</td> <td data-bbox="1400 263 2004 343"> また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 15 り災者とは、り災世帯の構成員とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 343 1400 375">火 災 発 生</td> <td data-bbox="1400 343 2004 375"> 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 375 1400 805">被害金額</td> <td data-bbox="1400 375 2004 805"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 805 1400 917">被害金額</td> <td data-bbox="1400 805 2004 917"> 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 917 1400 997">災害対策本部等</td> <td data-bbox="1400 917 2004 997"> 1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 997 1400 1220">備 考</td> <td data-bbox="1400 997 2004 1220"> 1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類及び概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、町長が避難指示を行った場合には、その概況とする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1187 1276 2105 1348">(注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。 2 県要領第13条の規定に基づく報告は、累計とすること。</p>	区 分	基 準	その他の被害	また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 15 り災者とは、り災世帯の構成員とする。	火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	被害金額	8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	災害対策本部等	1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。	備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類及び概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、町長が避難指示を行った場合には、その概況とする。
区 分	基 準																							
被害金額	3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。																							
災害対策本部等	1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。																							
備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類、概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合には、その概況とする。																							
区 分	基 準																							
その他の被害	また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 15 り災者とは、り災世帯の構成員とする。																							
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。																							
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。																							
被害金額	8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。																							
災害対策本部等	1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。																							
備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類及び概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、町長が避難指示を行った場合には、その概況とする。																							

頁	修正前	修正後
153	(新設)	<p><u>第2 孤立集落に関する状況把握</u></p> <p><u>町は、道路等の途絶による孤立集落の早期解消のため、所管する道路のほか、ライフライン等の途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、町は、孤立集落における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p>
154	<p>第2 災害通信計画 (略)</p> <p>1 災害情報のための電話の指定</p> <p>町は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その錯綜を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。</p> <div data-bbox="197 738 1104 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 災害時優先電話設置状況一覧 (P14)</p> </div> <p>2 災害情報通信に使用する通信施設 (略)</p> <p>(1) 報告又は通報先 (略)</p> <p>(2) 災害通信の種類</p> <p>ア 県防災行政無線</p> <p>イ 町防災行政無線 (固定系)</p> <p>ウ 災害オペレーション支援システム</p> <p>エ 一般加入電話 (災害時優先電話、携帯電話を含む)</p> <p>オ FAX</p> <p>3 非常通話及び緊急通話等の利用</p> <p>防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。</p>	<p>第3 災害通信計画 (略)</p> <p>1 災害情報のための電話の指定</p> <p>町は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。</p> <div data-bbox="1167 738 2074 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 災害時優先電話設置状況一覧 (P15)</p> </div> <p>2 災害情報通信に使用する通信施設 (略)</p> <p>(1) 報告又は通報先 (略)</p> <p>(2) 災害通信の種類</p> <p>ア 県防災行政無線</p> <p>イ 町防災行政無線 (同報系)</p> <p>ウ 災害オペレーション支援システム</p> <p>エ 電話 (災害時優先電話、携帯電話を含む)</p> <p>オ FAX</p> <p>3 非常通話及び緊急電報の利用</p> <p>防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。</p>

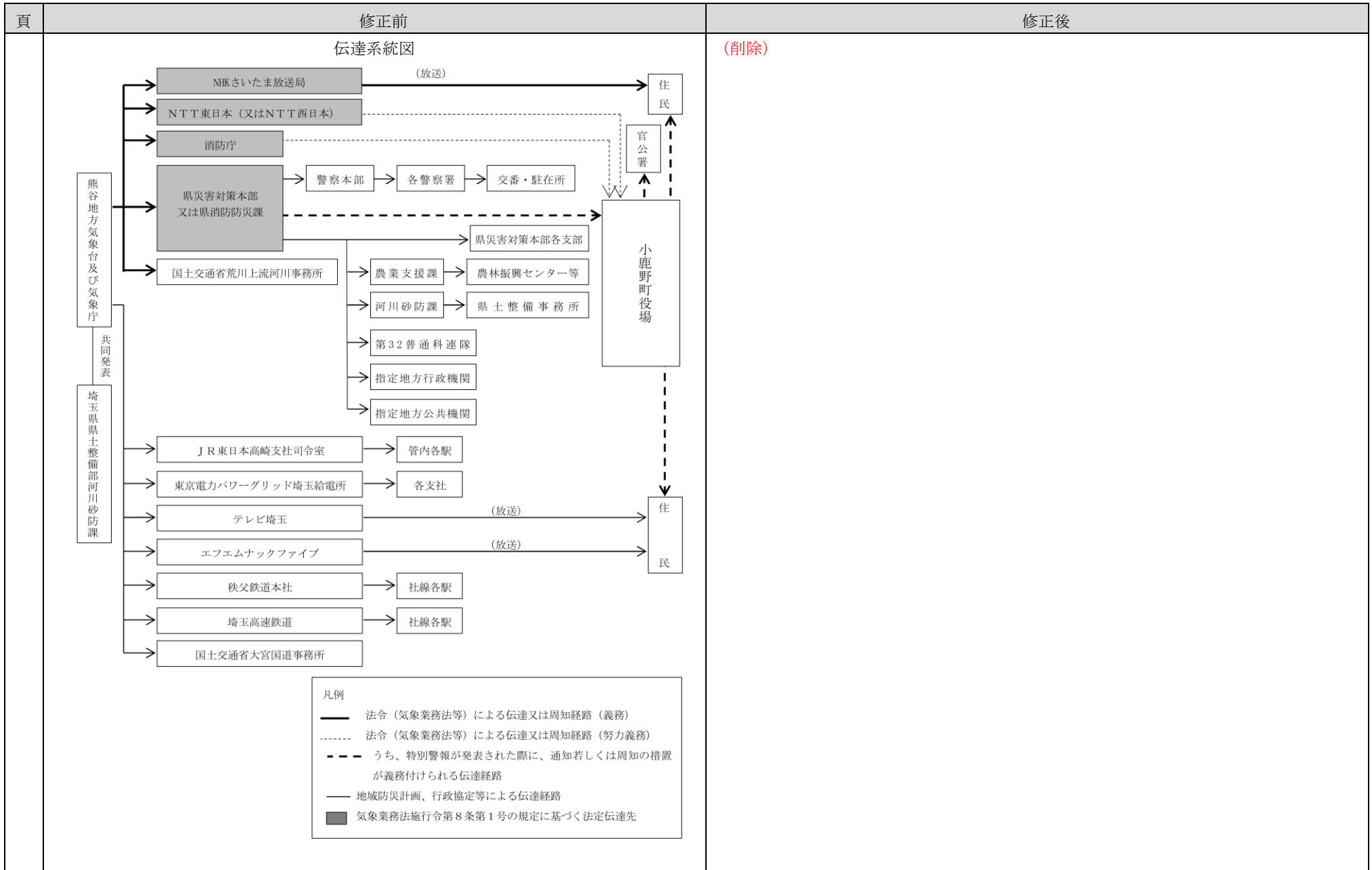
頁	修正前	修正後												
	<p>4 災害情報通信のための通信施設の優先使用 (略)</p> <p>(1) 有線電話通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲 ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 非常通信の利用 (略)</p> <p>(1) 非常通信の運用方法 ア 非常通信文の内容 非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。 (エ)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。 (ス) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 非常通信に関する照会等 非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 埼玉地区非常通信協議会事務局</td> <td>03-6238-1771 (直通)</td> <td>03-6238-1769</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 埼玉地区非常通信協議会事務局	03-6238-1771 (直通)	03-6238-1769	<p>4 災害情報通信のための通信施設の優先使用 (略)</p> <p>(1) 有線電話通信設備及び無線設備を<u>優先</u>使用する機関等の範囲 ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 非常通信の利用 (略)</p> <p>(1) 非常通信の運用方法 ア 非常通信文の内容 非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 緊急を要する気象、地震、<u>火山</u>等の観測資料に関すること。 (エ)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 災害救助法第 <u>7</u> 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。 (ス) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 非常通信に関する照会等 非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東総合通信局無線通信部陸上第二課</td> <td>03-6238-1771 <u>1776</u> (直通)</td> <td>03-6238-1769</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238- 1771 <u>1776</u> (直通)	03-6238-1769
名 称	電 話 番 号	F A X 番 号												
関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 埼玉地区非常通信協議会事務局	03-6238-1771 (直通)	03-6238-1769												
名 称	電 話 番 号	F A X 番 号												
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238- 1771 <u>1776</u> (直通)	03-6238-1769												
	6 全ての通信が途絶した場合の災害通信 (略)	6 全ての通信が途絶した場合の災害通信 (略)												
157	第 8 節 災害広報計画 (略)	第 8 節 災害広報計画 (略)												
157	第 1 災害広報資料の収集等	第 1 災害広報資料の収集等												

頁	修正前	修正後
157	<p>1 災害広報資料の収集</p> <p>町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、また関係機関等の協力を得て収集する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 災害資料の取りまとめ</p> <p>(略)</p> <p>第2 町民への広報活動</p> <p>町は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。</p> <p>1 広報内容</p> <p><u>町民等への広報内容の主なものは、次のとおりである。</u></p> <p><u>なお、広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、町民の安全確保や精神的安定が図れる事項、町民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難に関する情報</p> <p>ア <u>避難の勧告等</u>に関すること。</p> <p>イ <u>避難所開設</u>に関すること。</p>	<p>1 災害広報資料の収集</p> <p>町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、また関係機関等の協力を得て収集する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 市町村長等が実施した避難に関する情報</u></p> <p><u>(7) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報</u></p> <p><u>(8) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）</u></p> <p><u>(9) 被災者生活再建支援に関する情報</u></p> <p><u>(10) 犯罪、流言飛語の防止に関する情報</u></p> <p>2 災害資料の取りまとめ</p> <p>(略)</p> <p>第2 町民への広報活動</p> <p>町は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。</p> <p><u>広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。</u></p> <p><u>被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う。</u></p> <p>1 広報内容</p> <p><u>町民等への広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、町民の安全確保や精神的安定が図れる事項、町民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。</u></p> <p><u>広報内容の主なものは、次のとおりである。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難に関する情報</p> <p>ア <u>避難指示等</u>に関すること。</p> <p>イ <u>避難施設</u>に関すること。</p>

頁	修正前	修正後
158	<p>(4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> 町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） ア 給水及び給食に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 <u>ウ</u> 防疫に関すること。 <u>エ</u> 臨時災害相談所の開設に関すること等</p> <p><u>(6)</u> その他必要と認められる情報</p> <p>2 広報手段 次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。 (1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 要配慮者への広報 在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや自治会等の協力を得て、手話通訳者等の派遣依頼など適切に行うものとする。</p> <p>4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知 (略)</p> <p>第3 報道機関への放送要請 本部長は、人命の安全確保、精神の安定を図るためなど、及び災害対策活動において緊急に町民、関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、<u>県消防防災課</u>を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。 なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。</p>	<p>(4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報 (略)</p> <p>(5) 被災者生活再建支援に関する情報</p> <p><u>(6)</u> 町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） ア 給水及び給食に関すること。 <u>イ</u> <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。</u> <u>ウ</u> 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 <u>エ</u> 防疫に関すること。 <u>オ</u> 臨時災害相談所の開設に関すること等</p> <p><u>(7)</u> その他必要と認められる情報</p> <p>2 広報手段 次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 町公式SNS</p> <p>3 要配慮者への広報 在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや自治会等の協力を得て、手話通訳者等の派遣依頼、<u>多言語による広報、紙媒体や文字放送による広報など</u>、適切に行うものとする。</p> <p>4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知 (略)</p> <p>第3 報道機関への放送要請 本部長は、人命の安全確保、精神の安定を図るためなど、及び災害対策活動において緊急に町民、関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、<u>知事</u>を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。 なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。</p>
159	<p>第4 報道機関への発表 (略)</p>	<p>第4 報道機関への発表 (略)</p>

頁	修正前	修正後
159	<p>第5 広聴活動 (略)</p> <p>1 臨時相談窓口の設置</p> <p>町は、状況に応じて町役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応するものとする。</p> <p>また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。</p> <p>2 広報の実施 (略)</p>	<p>第5 広聴活動 (略)</p> <p>1 臨時相談窓口の設置</p> <p>町は、状況に応じて町役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応するものとする。<u>被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。</u></p> <p><u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。</p> <p>2 広報の実施 (略)</p>
160	<p>第9節 土砂災害防止計画</p>	<p>第9節 土砂災害防止計画</p>
160	<p>第1 土砂災害防止計画</p> <p>1 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、<u>大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、町が防災活動や町民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、町民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。</u></p> <p><u>埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。</p> <p><u>平成29年4月7日現在</u>、本町の土砂災害警戒区域は572箇所、土砂災害特別警戒区域は<u>501</u>箇所を県が指定している。</p>	<p>第1 土砂災害防止計画</p> <p>1 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、<u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長が避難指示の発令や町民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。</u></p> <p><u>町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされるのは、警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。</p> <p><u>平成30年4月13日現在</u>、本町の土砂災害警戒区域は572箇所、土砂災害特別警戒区域は<u>526</u>箇所を県が指定している。</p>

頁	修正前	修正後
160	<p>(1) 特徴及び利用に<u>あ</u>たつての留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に判定するものではない。</p> <p>また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。</p> <p>(2) 発表対象地域 <u>土砂災害の危険が認められない市町を除いた市町村</u>で、本町も対象となっている。</p> <p>(3) 発表及び解除 (略)</p> <p>ア 発表基準 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合 <u>より厳重な警戒を呼び掛ける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼び掛ける必要がある場合</u></p> <p>イ 解除基準 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 <u>無降雨状態が長時間続いている場合</u></p> <p>(4) 伝達体制 気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、熊谷地方気象台は土砂災害警戒情報を次の機関へ伝達するものとする。 <u>NHKさいたま放送局、県、テレビ埼玉、荒川上流河川事務所、東京電力パワーグリッド埼玉給電所、エフエムナックファイブ、大宮国道事務所、東日本旅客鉄道（株）高崎支社、秩父鉄道、埼玉高速鉄道</u></p>	<p>(1) 特徴及び利用に<u>当</u>たつての留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に判定するものではない。</p> <p>また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。</p> <p>(2) 発表対象地域 <u>土砂災害警戒情報の発表対象地域は、土砂災害警戒区域のある市町村等としており、</u>本町も対象となっている。</p> <p>(3) 発表及び解除 (略)</p> <p>ア 発表基準 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合</p> <p>イ 解除基準 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合</p> <p>(4) 伝達体制 気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、熊谷地方気象台は土砂災害警戒情報を次の機関へ伝達するものとする。 NHKさいたま放送局、県、荒川上流河川事務所、</p>



頁	修正前	修正後																																																												
	<p>(5) 町の対応</p> <p>土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合、町長は、<u>土砂災害警戒情報を参考にしつつ、</u>周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、<u>避難勧告</u>等を発令する。</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導</p> <p>町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の町民等に対しては、人命の安全を第一に考えて迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。</p> <p>また、乳幼児、老人、障がい者等の自力避難が困難な<u>要配慮者</u>については、関係施設の管理者のほか、自治組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。</p> <p>4 二次災害の防止</p> <p>町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の<u>避難指示(緊急)</u>を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <table border="1" data-bbox="197 1010 1088 1436"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</td> <td>(P<u>16</u>)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 地すべり危険箇所一覧</td> <td>(P<u>28</u>)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 砂防指定地一覧</td> <td>(P<u>28</u>)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧</td> <td>(P<u>30</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 山腹崩壊危険地区一覧</td> <td>(P<u>28</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 崩壊土砂流出危険地区一覧</td> <td>(P<u>29</u>)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資料編	○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	(P <u>16</u>)	(新設)				○ 地すべり危険箇所一覧	(P <u>28</u>)	(新設)				○ 砂防指定地一覧	(P <u>28</u>)	(新設)				○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	(P <u>30</u>)		○ 山腹崩壊危険地区一覧	(P <u>28</u>)		○ 崩壊土砂流出危険地区一覧	(P <u>29</u>)	(新設)			<p>(5) 町の対応</p> <p>土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合、町長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、<u>避難指示</u>等を発令する。</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導</p> <p>町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の町民等に対しては、人命の安全を第一に考えて迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。</p> <p>また、乳幼児、老人、障がい者等の自力避難が困難な<u>避難行動要支援者</u>については、関係施設の管理者のほか、自治組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。</p> <p>4 二次災害の防止</p> <p>町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1171 1010 2063 1436"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</td> <td>(P<u>18</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>○ 土石流危険溪流一覧</u></td> <td><u>(P<u>30</u>)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 地すべり危険箇所一覧</td> <td>(P<u>32</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u></td> <td><u>(P<u>32</u>)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 砂防指定地一覧</td> <td>(P<u>40</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>○ 地すべり防止区域一覧</u></td> <td><u>(P<u>41</u>)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧</td> <td>(P<u>41</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 山腹崩壊危険地区一覧</td> <td>(P<u>42</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 崩壊土砂流出危険地区一覧</td> <td>(P<u>43</u>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>○ 地すべり危険地区一覧</u></td> <td><u>(P<u>45</u>)</u></td> </tr> </table>	資料編	○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	(P <u>18</u>)		<u>○ 土石流危険溪流一覧</u>	<u>(P<u>30</u>)</u>		○ 地すべり危険箇所一覧	(P <u>32</u>)		<u>○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u>	<u>(P<u>32</u>)</u>		○ 砂防指定地一覧	(P <u>40</u>)		<u>○ 地すべり防止区域一覧</u>	<u>(P<u>41</u>)</u>		○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	(P <u>41</u>)		○ 山腹崩壊危険地区一覧	(P <u>42</u>)		○ 崩壊土砂流出危険地区一覧	(P <u>43</u>)		<u>○ 地すべり危険地区一覧</u>	<u>(P<u>45</u>)</u>
資料編	○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	(P <u>16</u>)																																																												
(新設)																																																														
	○ 地すべり危険箇所一覧	(P <u>28</u>)																																																												
(新設)																																																														
	○ 砂防指定地一覧	(P <u>28</u>)																																																												
(新設)																																																														
	○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	(P <u>30</u>)																																																												
	○ 山腹崩壊危険地区一覧	(P <u>28</u>)																																																												
	○ 崩壊土砂流出危険地区一覧	(P <u>29</u>)																																																												
(新設)																																																														
資料編	○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	(P <u>18</u>)																																																												
	<u>○ 土石流危険溪流一覧</u>	<u>(P<u>30</u>)</u>																																																												
	○ 地すべり危険箇所一覧	(P <u>32</u>)																																																												
	<u>○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u>	<u>(P<u>32</u>)</u>																																																												
	○ 砂防指定地一覧	(P <u>40</u>)																																																												
	<u>○ 地すべり防止区域一覧</u>	<u>(P<u>41</u>)</u>																																																												
	○ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	(P <u>41</u>)																																																												
	○ 山腹崩壊危険地区一覧	(P <u>42</u>)																																																												
	○ 崩壊土砂流出危険地区一覧	(P <u>43</u>)																																																												
	<u>○ 地すべり危険地区一覧</u>	<u>(P<u>45</u>)</u>																																																												

頁	修正前	修正後
163	第2.4節 竜巻・突風等応急対策	第1.0節 竜巻・突風等竜巻等突風等応急対策
163	<p>第1 竜巻等突風に関する普及・啓発の推進 (略)</p> <p>市町村単位での情報の付加に係る参考 (埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))</p> <p>(A)～(C) (略)</p> <p>(D) 小鹿野町において竜巻が発生したときにおける対応 (情報伝達) (略)</p> <p>(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、小鹿野町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。(例文) 先ほど、町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。)</p>	<p>第1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 (略)</p> <p>市町村単位での情報の付加に係る参考 (埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))</p> <p>(A)～(C) (略)</p> <p>(D) 小鹿野町において竜巻が発生したときにおける対応 (情報伝達) (略)</p> <p>(例文) 先ほど、町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。)</p>
164	第2 救助の適切な実施 (略)	第2 救助の適切な実施 (略)
164	第3 がれき処理 竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。	第3 がれき処理 竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。
164	第4 避難所の開設・運営 竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。	第4 避難所の開設・運営 竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に受け入れる。
164	第5 応急住宅対策 竜巻・突風等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。	第5 応急住宅対策 竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。
164	第6 道路の応急復旧	第6 道路の応急復旧

頁	修正前	修正後
	<p>竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。</p>	<p><u>竜巻等突風</u>により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。</p>
165	<p>第10節 交通対策計画 (略)</p>	<p>第11節 交通対策計画 (略)</p>
165	<p>第1 交通応急対策</p>	<p>第1 交通応急対策</p>
	<p>1 交通支障箇所の調査及び通報</p>	<p>1 交通支障箇所の調査及び通報</p>
	<p>(1) 町は、町の管理する道路（以下「町道」という。）について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、<u>交通班</u>が地区調査員の協力を得て道路の被害状況を速やかに調査する。</p>	<p>(1) 町は、町の管理する道路（以下「町道」という。）について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、<u>土木部産業・交通班</u>が地区調査員の協力を得て道路の被害状況を速やかに調査する。</p>
	<p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p>
	<p>2 応急対策方法</p>	<p>2 応急対策方法</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
	<p>(4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、<u>本章第21節</u>「自衛隊災害派遣要請計画」及び<u>第18節</u>「障害物除去計画」等に掲げる必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。</p>	<p>(4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、<u>風水害・事故災害等対策編第2章第4節</u>「自衛隊災害派遣要請計画」及び<u>第20節</u>「障害物除去計画」等に掲げる必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。</p>
	<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
165	<p>第2 道路確保対策 (略)</p>	<p>第2 道路確保対策 (略)</p>
166	<p>第3 緊急通行車両の確認 (略)</p>	<p>第3 緊急通行車両の確認 (略)</p>
	<p>1 緊急通行車両の要件 (略)</p>	<p>1 緊急通行車両の要件 (略)</p>
	<p>2 緊急通行車両の確認手続</p>	<p>2 緊急通行車両の確認手続</p>
	<p>公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車</p>	<p>公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車</p>

頁	修正前	修正後																																				
165	<p>両等以外の一般車両の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第 33 条の規定に基づく緊急通行車両の確認手続は、小鹿野警察署において実施する。</p> <p>町は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。</p> <p>3 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付 (略)</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出 (略)</p> <p>5 標章等の取扱い (略)</p> <p>6 標章等の返還 (略)</p> <table border="1" data-bbox="208 778 1117 1082"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 緊急通行車両等確認申請書</td> <td>(P 97)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 標章</td> <td>(P 97)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 緊急通行車両等確認証明書</td> <td>(P 98)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 緊急通行車両等事前届出書</td> <td>(P 98)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 緊急通行車両等事前届出済証</td> <td>(P 99)</td> </tr> </table>	資料編	○ 緊急通行車両等確認申請書	(P 97)		○ 標章	(P 97)		○ 緊急通行車両等確認証明書	(P 98)	(新設)				○ 緊急通行車両等事前届出書	(P 98)		○ 緊急通行車両等事前届出済証	(P 99)	<p>両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第 33 条及び大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号)第 12 条の規定に基づく緊急通行車両の確認手続は、小鹿野警察署において実施する。</p> <p>町は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。</p> <p>3 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付 (略)</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出 (略)</p> <p>5 標章等の取扱い (略)</p> <p>6 標章等の返還 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1178 778 2087 1082"> <tr> <td>資料編</td> <td>○ 緊急通行車両等確認申請書</td> <td>(P 144)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 標章</td> <td>(P 145)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 緊急通行車両等確認申請受理簿(届出済証・標章等)</td> <td>(P 146)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 緊急通行車両等事前届出書</td> <td>(P 147)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 緊急通行車両等事前届出済証</td> <td>(P 148)</td> </tr> </table>	資料編	○ 緊急通行車両等確認申請書	(P 144)		○ 標章	(P 145)	(削除)				○ 緊急通行車両等確認申請受理簿(届出済証・標章等)	(P 146)		○ 緊急通行車両等事前届出書	(P 147)		○ 緊急通行車両等事前届出済証	(P 148)
資料編	○ 緊急通行車両等確認申請書	(P 97)																																				
	○ 標章	(P 97)																																				
	○ 緊急通行車両等確認証明書	(P 98)																																				
(新設)																																						
	○ 緊急通行車両等事前届出書	(P 98)																																				
	○ 緊急通行車両等事前届出済証	(P 99)																																				
資料編	○ 緊急通行車両等確認申請書	(P 144)																																				
	○ 標章	(P 145)																																				
(削除)																																						
	○ 緊急通行車両等確認申請受理簿(届出済証・標章等)	(P 146)																																				
	○ 緊急通行車両等事前届出書	(P 147)																																				
	○ 緊急通行車両等事前届出済証	(P 148)																																				
168	<p>第 4 節 災害救助法適用計画 (略)</p>	<p>第 1.2 節 災害救助法適用計画 (略)</p>																																				
168	<p>第 1 実施機関 (略)</p>	<p>第 1 実施機関 (略)</p>																																				
168	<p>第 2 救助法の適用基準 1 救助法の適用基準 (略)</p>	<p>第 2 救助法の適用基準 1 救助法の適用基準 (略)</p>																																				

頁	修正前	修正後																				
169	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に該当するとき。</p> <p>2 住家滅失世帯数の算定方法 (略)</p> <p>3 住家の滅失等の認定基準</p> <table border="1" data-bbox="212 470 1086 678"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住家が滅失したもの</td> <td>① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</td> </tr> <tr> <td>(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの</td> <td>① 損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="212 694 1086 829"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</td> <td>① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 住家及び世帯の単位 (略)</p> <p>第3 救助法の適用要請等 (略)</p> <p>第4 救助法による救助の種類と実施者 救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次のとおりである。</p>	項 目	基 準	(1) 住家が滅失したもの	① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの	(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	① 損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの	項 目	基 準	(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、<u>内閣府令</u>で定める基準に該当するとき。</p> <p>2 住家滅失世帯数の算定方法 (略)</p> <p>3 住家の滅失等の認定基準</p> <table border="1" data-bbox="1198 470 2072 694"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住家が滅失したもの</td> <td>① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</td> </tr> <tr> <td>(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの</td> <td>① 損壊部分の<u>床面積</u>が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1198 710 2072 837"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</td> <td>① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 住家及び世帯の単位 (略)</p> <p>第3 救助法の適用要請等 (略)</p> <p>第4 救助法による救助の種類と実施者 救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次のとおりである。</p>	項 目	基 準	(1) 住家が滅失したもの	① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの	(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	① 損壊部分の <u>床面積</u> が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの	項 目	基 準	(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
項 目	基 準																					
(1) 住家が滅失したもの	① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの																					
(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	① 損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの																					
項 目	基 準																					
(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの																					
項 目	基 準																					
(1) 住家が滅失したもの	① 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの																					
(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	① 損壊部分の <u>床面積</u> が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの																					
項 目	基 準																					
(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	① (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの																					

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	秩父広城市町村圏組合水道局及び町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1か月以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	秩父広城市町村圏組合水道局及び町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与	-	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
被災した住宅の応急修理	3か月以内 （災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

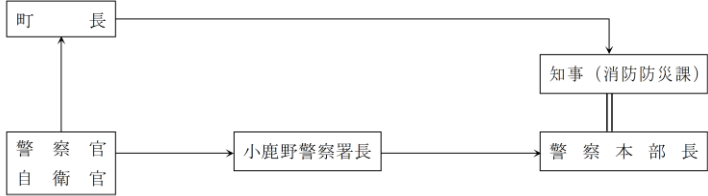
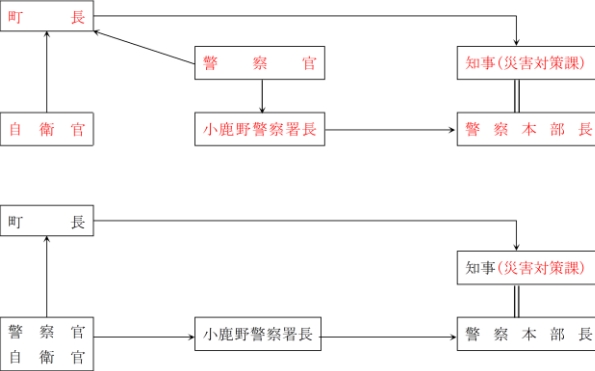
期間については、全ての災害発生の日から起算する。
ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

（新設）

注1 期間については、全ての災害発生の日から起算する。
ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

注2 実施者について、町は、県からの委任による。

頁	修正前	修正後																																																	
	資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(P126)	資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(P175)																																																	
171	第1.1節 避難計画 (略)	第1.3節 避難計画 (略)																																																	
171	第1 避難の勧告及び 1 実施責任者 避難のための立退きの <u>勧告、指示及び立退き先の指示</u> は、次の者が行う。	第1 避難指示 1 実施責任者 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立退きの指示、立退き先の指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示</u> は、次の者が行う。																																																	
	<table border="1" data-bbox="230 576 1068 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施責任者</th> <th>根拠法令</th> <th>適用災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勧告</td> <td>町長</td> <td>災対法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指示</td> <td>町長</td> <td>災対法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災対法第61条及び警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。)</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>災害全般</td> </tr> </tbody> </table>		実施責任者	根拠法令	適用災害	勧告	町長	災対法第60条	災害全般	指示	町長	災対法第60条	災害全般	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条	洪水	水防管理者	水防法第29条	洪水	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般		災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般	<table border="1" data-bbox="1176 608 2072 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施責任者</th> <th>根拠法令</th> <th>適用災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>町長</td> <td>災対法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事、その命を受けた県職員</td> <td><u>災対法第60条</u>、水防法第29条</td> <td>洪水、<u>雨水出水</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水、<u>雨水出水</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官</td> <td>災対法第61条及び警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。)</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>災害全般</td> </tr> </tbody> </table>		実施責任者	根拠法令	適用災害		町長	災対法第60条	災害全般		知事、その命を受けた県職員	<u>災対法第60条</u> 、水防法第29条	洪水、 <u>雨水出水</u>		水防管理者	水防法第29条	洪水、 <u>雨水出水</u>		警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般		災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般
	実施責任者	根拠法令	適用災害																																																
勧告	町長	災対法第60条	災害全般																																																
指示	町長	災対法第60条	災害全般																																																
	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条	洪水																																																
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般																																																
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般																																																
	実施責任者	根拠法令	適用災害																																																
	町長	災対法第60条	災害全般																																																
	知事、その命を受けた県職員	<u>災対法第60条</u> 、水防法第29条	洪水、 <u>雨水出水</u>																																																
	水防管理者	水防法第29条	洪水、 <u>雨水出水</u>																																																
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般																																																
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般																																																
	注1 「勧告」とは、その地域の居住者等の避難を拘束するものではないが、居住者、滞在者等に立退きを勧め、又は促す行為をいう。	(削除)																																																	
	注2 「指示」とは、被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものをいう。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。	(削除)																																																	
	2 避難の勧告又は指示の実施	2 避難指示																																																	
	(1) 勧告又は指示	(削除)																																																	
	ア 町長	(1) 町長																																																	
	町長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又は土砂災害警戒情報が発表されたとき、及び大雨により土砂災害の危険性が高まり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの <u>勧告又は指示に加え、必要に応じて屋内安全確保の指示を行うとともに、関係機関に通知又は連絡する。</u>	町長は、火災、がけ崩れ、 <u>洪水</u> 等の事態が発生し、 <u>又は発生するおそれがあり</u> 、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの <u>指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うとともに、知事に必要な事項を伝達するものとする。</u>																																																	
		<u>なお、洪水又は雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められ、</u>																																																	

頁	修正前	修正後
	<p>(図略)</p> <p>イ 知事又はその命を受けた県職員</p> <p>(ア)知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの<u>勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>(図略)</p> <p>(2) 指示</p> <p>ア 警察官</p> <p>警察官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立退きを指示する。</u></p> <p>イ(4) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をする。</p> 	<p><u>必要と認める区域の町民等へ立退きの指示をする場合、水防管理者である町長は、小鹿野警察署長に通知するものとする。</u></p> <p>(図略)</p> <p>(2) 知事又はその命を受けた県職員</p> <p>知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立退きの指示を行う。</p> <p><u>知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりによる著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の町民に対して立退きを指示するものとする。</u></p> <p>(図略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 警察官</p> <p>警察官は、災害の発生により、<u>町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合には、危険地域の町民等に対して、避難のための立退きを指示する。</u></p> <p>(4) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をする。</p> <p><u>町長は、自衛官から通知を受け、必要な事項について知事に伝達する。</u></p> 

頁	修正前	修正後										
	<p>3 避難の勧告又は指示の内容 避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">避難勧告時等の明示内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 要避難対象地域</td> <td style="width: 50%;">④③ 避難理由</td> </tr> <tr> <td>② 立退き先</td> <td>⑤ 避難のための集合場所</td> </tr> <tr> <td>③② 避難先及び避難経路</td> <td>⑥④ 避難時の留意事項</td> </tr> </table> </div> <p>4 発令基準及び伝達方法 <u>町長は、おおむね次の基準により避難の勧告又は指示等を行い、避難対象地域住民に周知する。その際、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、ボランティア団体、自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。</u> (新設)</p>	① 要避難対象地域	④③ 避難理由	② 立退き先	⑤ 避難のための集合場所	③② 避難先及び避難経路	⑥④ 避難時の留意事項	<p>3 避難指示の内容 避難指示は、次の内容を明示して行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">避難指示の明示内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 要避難対象地域 (削除)</td> <td style="width: 50%;">③ 避難理由 (削除)</td> </tr> <tr> <td>② 避難先及び避難経路</td> <td>④ 避難時の留意事項</td> </tr> </table> </div> <p style="color: red;"><u>なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。</u> (削除)</p> <p>4 町長による避難情報の発令 <u>町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず適切なタイミングで行うものとする。</u></p>	① 要避難対象地域 (削除)	③ 避難理由 (削除)	② 避難先及び避難経路	④ 避難時の留意事項
① 要避難対象地域	④③ 避難理由											
② 立退き先	⑤ 避難のための集合場所											
③② 避難先及び避難経路	⑥④ 避難時の留意事項											
① 要避難対象地域 (削除)	③ 避難理由 (削除)											
② 避難先及び避難経路	④ 避難時の留意事項											

頁	修正前	修正後																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 248 394 272">区分</th> <th data-bbox="394 248 584 272">発令時の状況</th> <th data-bbox="584 248 770 272">町民に求める行動</th> <th data-bbox="770 248 1055 272">発令判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 272 394 616"></td> <td data-bbox="394 272 584 616">可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="584 272 770 616"></td> <td data-bbox="770 272 1055 616"> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、水量の変化等）が見えられたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ○火災が拡大するおそれがあるとき。 <div data-bbox="779 475 1037 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 616 394 978">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="394 616 584 978"> <ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現有の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況 </td> <td data-bbox="584 616 770 978"> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動 </td> <td data-bbox="770 616 1055 978"> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂移動現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ○火災が拡大するおそれがあるとき。 <div data-bbox="779 839 1037 948" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 978 394 1181">自主避難</td> <td data-bbox="394 978 584 1181">○避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、町民自らの不安を解消するために必要と判断する場合</td> <td data-bbox="584 978 770 1181">○町民は、必要に応じて、自主的に最寄りの避難所等へ避難。その際、必要な食料、飲物、日用品等を持参。また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難</td> <td data-bbox="770 978 1055 1181"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1181 394 1366">屋内での待機等の指示</td> <td data-bbox="394 1181 584 1366">○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとるために発令する避難情報である。</td> <td data-bbox="584 1181 770 1366">○立退き避難をしそびれた町民が屋内での垂直避難や水平避難等の安全確保をする。</td> <td data-bbox="770 1181 1055 1366"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準		可能性が明らかに高まった状況		<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、水量の変化等）が見えられたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ○火災が拡大するおそれがあるとき。 <div data-bbox="779 475 1037 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 </div>	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現有の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂移動現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ○火災が拡大するおそれがあるとき。 <div data-bbox="779 839 1037 948" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 </div>	自主避難	○避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、町民自らの不安を解消するために必要と判断する場合	○町民は、必要に応じて、自主的に最寄りの避難所等へ避難。その際、必要な食料、飲物、日用品等を持参。また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難		屋内での待機等の指示	○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとるために発令する避難情報である。	○立退き避難をしそびれた町民が屋内での垂直避難や水平避難等の安全確保をする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 233 1413 256">種別</th> <th data-bbox="1413 233 1559 256">発令時の状況</th> <th data-bbox="1559 233 1805 256">町民に求める行動</th> <th data-bbox="1805 233 2029 256">発令判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 256 1413 791">【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td data-bbox="1413 256 1559 791">・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td data-bbox="1559 256 1805 791"> 【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。 </td> <td data-bbox="1805 256 2029 791"> <ul style="list-style-type: none"> ・町に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨注意報において、夜間から翌朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準「警戒（赤）」以上となる場合 <div data-bbox="1816 544 2018 659" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・大雨注意報 ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 791 1413 1174">【警戒レベル4】 避難指示</td> <td data-bbox="1413 791 1559 1174">・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="1559 791 1805 1174"> 【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。 </td> <td data-bbox="1805 791 2029 1174"> <ul style="list-style-type: none"> ・町に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準「危険（紫）」以上となる場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <div data-bbox="1816 1054 2018 1153" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1174 1413 1406">【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td data-bbox="1413 1174 1559 1406"> ・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 災害発生堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等 </td> <td data-bbox="1559 1174 1805 1406"> 【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」 </td> <td data-bbox="1805 1174 2029 1406"> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が確認された場合 ・町に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準「災害切迫（黒）」以上となった場合 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・町に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨注意報において、夜間から翌朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準「警戒（赤）」以上となる場合 <div data-bbox="1816 544 2018 659" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・大雨注意報 ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 </div>	【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・町に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準「危険（紫）」以上となる場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <div data-bbox="1816 1054 2018 1153" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 </div>	【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 災害発生堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が確認された場合 ・町に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準「災害切迫（黒）」以上となった場合
区分	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準																																			
	可能性が明らかに高まった状況		<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、水量の変化等）が見えられたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ○火災が拡大するおそれがあるとき。 <div data-bbox="779 475 1037 584" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 </div>																																			
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現有の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○土砂移動現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ○火災が拡大するおそれがあるとき。 <div data-bbox="779 839 1037 948" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 </div>																																			
自主避難	○避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、町民自らの不安を解消するために必要と判断する場合	○町民は、必要に応じて、自主的に最寄りの避難所等へ避難。その際、必要な食料、飲物、日用品等を持参。また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難																																				
屋内での待機等の指示	○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとるために発令する避難情報である。	○立退き避難をしそびれた町民が屋内での垂直避難や水平避難等の安全確保をする。																																				
種別	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準																																			
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・町に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨注意報において、夜間から翌朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の基準「警戒（赤）」以上となる場合 <div data-bbox="1816 544 2018 659" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・大雨注意報 ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 </div>																																			
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・町に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準「危険（紫）」以上となる場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <div data-bbox="1816 1054 2018 1153" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 判断材料 ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 </div>																																			
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 災害発生堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が確認された場合 ・町に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準「災害切迫（黒）」以上となった場合 																																			

頁	修正前	修正後								
174	<p>(新設)</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</p> <p>警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った場合は、その旨を関係機関及び町民に周知する。</p>	<table border="1" data-bbox="1249 233 2020 507"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令時の状況</th> <th>町民に求める行動</th> <th>発令判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</td> <td>保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。</td> <td>判断材料 ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布</td> </tr> </tbody> </table> <p>(用語の説明)</p> <p>■避難 : 災害から命を守るための行動</p> <p>■立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動</p> <p>■近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより、安全な浸水しない場所・建物等</p> <p>■屋内安全確保 : その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと ・自宅等に浸水しない居室があること ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。<u>(対法第 63 条)</u></p> <p>警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示</p>	種別	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準		から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。	判断材料 ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布
種別	発令時の状況	町民に求める行動	発令判断基準							
	から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。	判断材料 ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布							

頁	修正前	修正後																																								
175	<table border="1" data-bbox="203 272 1104 743"> <thead> <tr> <th>状 況</th> <th>措 置</th> <th>指 示 者</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）</td> <td>(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令</td> <td>① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）</td> <td>災害応急対策に従事する者以外の者</td> </tr> <tr> <td>2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）</td> <td>(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令</td> <td>① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）</td> <td>水防関係者以外の者</td> </tr> <tr> <td>3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）</td> <td>(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限</td> <td>① 消防職員又は消防団員 ② 警察官（注2）</td> <td>命令で定める以外の者</td> </tr> <tr> <td>4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）</td> <td>(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令</td> <td>① 警察官</td> <td>その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="215 804 1135 919">（注1） 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の<u>吏員</u>が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。</p> <p data-bbox="215 933 465 962">（注2）～（注4）（略）</p> <p data-bbox="174 975 349 1003">第3 避難誘導</p> <p data-bbox="174 1019 349 1046">1 情報の提供</p> <p data-bbox="197 1061 1135 1133">町は、町民が安全に避難できるよう、消防団、自治組織等に対して災害の概要、災害の今後の進展状況、その他避難に資する情報を提供する。</p> <p data-bbox="188 1318 262 1347">（新設）</p>	状 況	措 置	指 示 者	対 象 者	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者	2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者	3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防職員又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者	4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者	<p data-bbox="1169 204 1789 233">を行った場合は、その旨を関係機関及び町民に周知する。</p> <table border="1" data-bbox="1180 277 2083 748"> <thead> <tr> <th>状 況</th> <th>措 置</th> <th>指 示 者</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）</td> <td>(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令</td> <td>① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）</td> <td>災害応急対策に従事する者以外の者</td> </tr> <tr> <td>2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）</td> <td>(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令</td> <td>① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）</td> <td>水防関係者以外の者</td> </tr> <tr> <td>3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）</td> <td>(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限</td> <td>① 消防<u>吏員</u>又は消防団員 ② 警察官（注2）</td> <td>命令で定める以外の者</td> </tr> <tr> <td>4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）</td> <td>(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令</td> <td>① 警察官</td> <td>その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1184 804 2114 919">（注1） 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の<u>職員</u>が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。</p> <p data-bbox="1184 933 1440 962">（注2）～（注4）（略）</p> <p data-bbox="1149 975 1323 1003">第3 避難誘導</p> <p data-bbox="1149 1019 1323 1046">1 情報の提供</p> <p data-bbox="1171 1061 2114 1133">町は、町民が安全に避難できるよう、消防団、自治組織等に対して災害の概要、災害の今後の進展状況、その他避難に資する情報を提供する。</p> <p data-bbox="1171 1149 2114 1305"><u>また、町は、避難指示又は高齢者等避難を町民に伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1171 1319 1541 1348"><u>(1) 災害の発生状況に関する状況</u></p> <p data-bbox="1193 1361 1686 1390"><u>ア 河川が氾濫する等の災害が発生したこと</u></p> <p data-bbox="1193 1402 2114 1431"><u>（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示す</u></p>	状 況	措 置	指 示 者	対 象 者	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者	2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者	3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防 <u>吏員</u> 又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者	4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
	状 況	措 置	指 示 者	対 象 者																																						
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者																																							
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者																																							
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防職員又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者																																							
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者																																							
状 況	措 置	指 示 者	対 象 者																																							
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 町長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者																																							
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者																																							
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防 <u>吏員</u> 又は消防団員 ② 警察官（注2）	命令で定める以外の者																																							
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者																																							

頁	修正前	修正後
	<p>(新設)</p> <p>2 避難誘導方法</p> <p>町は、避難住民を迅速かつ安全に避難できるよう、次の事項に留意して避難誘導を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難誘導時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路は、できる限り、危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ○ 消防団、自治会と連携し、避難者の誘導措置を講ずる。 ○ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により要所に誘導員を配置し、安全を期する。 ○ 避難誘導は、<u>収容先</u>での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で集団を形成して行う。 ○ 高齢者、<u>障害者</u>、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の<u>要配慮者</u>、又は歩行困難者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。避難の際には、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。 ○ 安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。 ○ 山間集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。 </div>	<p>る。)</p> <p><u>イ 災害の拡大についての今後の見通し</u></p> <p>(2) <u>災害への対応を指示する情報</u></p> <p><u>ア 危険地区町民への避難指示</u></p> <p><u>イ 避難誘導や救助・救援への町民の協力要請</u></p> <p><u>ウ 周辺河川や斜面状況への注意・監視</u></p> <p><u>エ 誤った情報に惑わされないこと</u></p> <p><u>オ 冷静に行動すること</u></p> <p>2 避難誘導方法</p> <p>町は、避難町民を迅速かつ安全に避難できるよう、次の事項に留意して避難誘導を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難誘導時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路は、できる限り、危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ○ 消防団、自治会と連携し、避難者の誘導措置を講ずる。 ○ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により要所に誘導員を配置し、安全を期する。 ○ 避難誘導は、<u>受入</u>先での救助物資の配給等を考慮し、自治会等の単位で集団を形成して行う。 ○ 高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の<u>避難行動要支援者</u>、又は歩行困難者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。避難の際には、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。 ○ 安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。 ○ 山間集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。 </div>

頁	修正前	修正後
	<p>3 携帯品の制限 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品など、<u>立退き</u>に支障を来たさない必要最小限のものとするよう、指導する。</p> <p>4 避難行動要支援者等への支援</p> <p>(1) 避難行動に時間を要する避難行動要支援者等については、あらかじめ<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令し、避難行動要支援者等の安全な避難行動を支援する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 避難終了後の確認措置</p> <p>(1) <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発した地域に対しては、消防職員及び消防団員の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとる。</p> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。</p>	<p>3 携帯品の制限 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品など、<u>避難</u>に支障を来たさない必要最小限のものとするよう、指導する。</p> <p>4 避難行動要支援者等への支援</p> <p><u>風水害・事故災害等対策編第2章第14節「要配慮者の安全確保対策計画」を準用する。</u></p> <p>(1) 避難行動に時間を要する避難行動要支援者等については、あらかじめ高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者等の安全な避難行動を支援する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 避難終了後の確認措置</p> <p>(1) <u>避難指示</u>を発した地域に対しては、消防<u>吏員</u>及び消防団員の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとる。</p> <p>(2) <u>避難指示</u>に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。</p>
176	<p>第4 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供 (略)</p>	<p>第4 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供 (略)</p>
177	<p>第5 避難所の開設</p> <p>1 避難所開設担当 避難所の開設は、原則として本部長の指示により、救護班が担当する。 ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある場合は、各施設の責任者又は最初に到着した職員が主体的に実施する。</p> <p>2 避難所運営計画の策定 (略)</p> <p>3 避難所開設の基準 次の基準により開設するものとする。</p> <p>(1) 開設の目的 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に<u>収容</u>し保護するため避難所を開設する。</p>	<p>第5 避難所の開設</p> <p>1 避難所開設担当 避難所の開設は、原則として本部長の指示により、<u>福祉部</u>救護班が担当する。 ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある場合は、各施設の責任者又は最初に到着した職員が主体的に実施する。</p> <p>2 避難所運営計画の策定 (略)</p> <p>3 避難所開設の基準 次の基準により開設するものとする。</p> <p>(1) 開設の目的 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならないものを一時的に<u>受け入れ</u>保護するため避難所を開設する。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>また、災害発生の不安により、当該地域の町民からの要請があった場合、避難所を開設する。</p> <p>(2) 開設の方法</p> <p>(新設)</p> <p>ア 避難所は、町内で指定されている避難所に開設するが、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に<u>収容すべき者</u>を誘導し保護しなければならない。</p> <p>ウ 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>(ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所</p> <p>(イ) 箇所数及び<u>収容</u>人員</p> <p>(ウ) 開設期間の見込み</p> <div data-bbox="192 1123 1099 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ <u>避難所等一覧</u> (P11)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> </div>	<p>また、災害発生の不安により、当該地域の町民からの要請があった場合、避難所を開設する。</p> <p><u>ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(2) 開設の方法</p> <p><u>ア 町は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設する。</u></p> <p><u>イ 避難所は、町内で指定されている避難所に開設するが、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。</u></p> <p><u>ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。</u></p> <p><u>エ 避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に<u>受け入れるべき者</u>を誘導し保護しなければならない。</u></p> <p><u>オ 町長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(ア) 避難所の開設の目的、日時及び場所</p> <p>(イ) 箇所数及び<u>受入</u>人員</p> <p>(ウ) 開設期間の見込み</p> <div data-bbox="1169 1123 2076 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 (削除)</p> <p><u>○ 指定緊急避難場所一覧 (P11)</u></p> <p><u>○ 指定避難所一覧 (P12)</u></p> </div>
178	<p>第6 避難所の管理運営</p> <p>町は避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、<u>あらかじめ策定したマニュアルに基づいて</u>避難所の運営を行う。</p>	<p>第6 避難所の管理運営</p> <p>町は避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、<u>避難所運営マニュアルに基づき</u>避難所の運営を行う。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。</p> <p>1 避難者名簿等の整備 (略)</p> <p>2 通信連絡手段の確保 避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。</p> <p>3 避難所の運営 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。<u>女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 要配慮者や女性への配慮 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。 <u>女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。</u> また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。</p>	<p>運営に<u>当たって</u>は、以下の点に留意して適切な管理を行う。</p> <p>1 避難者名簿等の整備 (略)</p> <p>2 通信連絡手段の確保 避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。<u>また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p> <p>3 避難所の運営 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。<u>男女双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。</u> <u>避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p>4 避難者の受入れ <u>住民票の有無等に関わらず、避難所に避難した者に対し適切に受け入れることとする。</u></p> <p>5 要配慮者や女性、<u>性的少数者</u>への配慮 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。 <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u> また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 <u>また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保すると</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>(新設)</p> <p>5 要配慮者等に必要な物資等の整備</p> <p>要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示</p> <p>(1) 高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、</p> <p>(2) 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(11) 女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品</p> <p>(12) 妊産婦…マット、組立式ベッド</p> <p>(13) 外国人…外国語辞書、対訳カード</p> <p>6 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</p> <p>避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</p>	<p><u>ともに、アウティング（性的指向等を本人の同意を得ずに他者へ暴露すること。）をしないよう注意を要する。</u></p> <p><u>6 トイレ施設の整備</u></p> <p><u>町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に斡旋を要請する。</u></p> <p><u>なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>7 要配慮者等に必要な物資等の整備</u></p> <p>要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示</p> <p>(1) 高齢者…紙おむつ、<u>尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき</u>、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、<u>防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤</u></p> <p>(2) 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、<u>人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、</u>沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(11) 女性…女性用下着、生理用品、<u>おりものシート・サニタリーショーツ</u>などの衛生用品、<u>中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル</u></p> <p>(12) 妊産婦…マット、組立式ベッド</p> <p>(13) 外国人…外国語辞書、対訳カード、<u>部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール</u></p> <p><u>8 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</u></p> <p>避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。<u>そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>7 避難者の健康管理</p> <p>避難生活では、心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、秩父郡市医師会との協定に基づく<u>医療救護班</u>の派遣等の必要な措置をとる。</p> <p>また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、<u>ホームヘルパー</u>の派遣等の必要な措置をとる。</p> <p>(新設)</p> <p>8 避難者とともに避難した動物の取扱い</p> <p>避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど<u>収容能力</u>に余裕がある場合には、当該避難</p>	<p><u>の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>9 避難者の健康管理</p> <p>避難生活では、心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、秩父郡市医師会との協定に基づく<u>災害医療支援隊</u>の派遣等の必要な措置をとる。</p> <p>また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、<u>訪問介護・居宅介護</u>の派遣等の必要な措置をとる。</p> <p>10 避難所における新型コロナウイルス感染症対策</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき町民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）及び避難所運営マニュアルに沿った対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>特に、自宅療養者、感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）及びそれら以外の者について、それぞれの健康状態に合わせた避難場所又は避難スペースを確保すること、十分な避難スペースを確保するために指定避難所以外の臨時的な避難所を確保・開設すること、並びに避難者の健康管理や避難所において発生した発熱者への対応などの避難所における感染症対策を行うこと等に留意する。</u></p> <p>11 避難者とともに避難した動物の取扱い</p> <p>避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに<u>鑑み</u>、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど<u>受入能力</u>に余裕がある場合には、当該避難所に</p>

頁	修正前	修正後
180	<p>所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。</p> <p><u>9 避難所運営に対する協力要請</u> (略)</p> <p><u>10 町民の心得</u> (略)</p> <p>(1) <u>運営管理チーム</u>を中心とした組織の結成と<u>リーダー</u>への協力</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。</p> <p><u>12 避難所運営に対する協力要請</u> (略)</p> <p>1013 町民の心得 (略)</p> <p>(1) <u>避難所運営委員会</u>を中心とした組織の結成と<u>活動班の班長及び居住組の組長</u>への協力</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>第7 避難所の再配置</u> <u>町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。</u></p>
181	(新設)	<p><u>第8 避難所の集約及び閉鎖</u> <u>町は、避難所の集約及び閉鎖について、避難所運営マニュアルに基づき、避難者の退所を促す時期を検討し、避難所の集約及び閉鎖を行う。</u></p>
181	(新設)	<p><u>第9 避難所運営に係る人員の確保</u> <u>町は、災害の規模が大きく、町職員等での避難者受入れや健康状態のトリアージ及び避難所の運営が困難である場合、受援計画に基づき、避難所運営に必要な人員の確保を図る。</u></p>
181	<p><u>第7 避難所管理・運営マニュアルの作成</u> (略)</p>	<p><u>第10 避難所運営マニュアルの作成</u> (略)</p>
181	<p><u>第8 救助法適用時の費用等</u> (略)</p>	<p><u>第11 救助法適用時の費用等</u> (略)</p>

頁	修正前	修正後
	(新設)	資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(P175)
181	(新設)	<p><u>第 12 避難所外避難者対策</u></p> <p><u>町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。</u></p> <p><u>特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストックの配布等を実施する。</u></p>
181	(新設)	<p><u>第 13 広域避難</u></p> <p><u>町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議を行う。また、他の都道府県の市町村への受入要請については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u></p> <p><u>町は、他の市町村から広域避難のための協力を求められた場合、町の被災状況を勘案し、避難所提供に向け協議を行う。</u></p> <p><u>なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>
181	<p><u>第 9 広域一時滞在</u></p> <p><u>町は、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえて、町内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等の状況により町内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、他の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣自治体に設ける。</u></p> <p><u>また、他市町村からの広域一時滞在の協力を求められた場合、町は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。</u></p>	<p><u>第 14 広域一時滞在</u></p> <p><u>町は、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえて、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入要請については当該市町村に直接協議する。また、他の都道府県の市町村への受入要請については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</u></p> <p><u>また、町は、他市町村からの広域一時滞在の協力を求められた場合、町の被災状況を勘案し、広域一時滞在のための避難所提供に向け協議を行う。</u></p> <p><u>なお、町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公</u></p>

頁	修正前	修正後
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」(P126)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(削除)</div>
183	第14節 要配慮者の安全確保対策計画 (略)	第14節 要配慮者の安全確保対策計画 (略)
183	<p>第1 在宅の避難行動要支援者の安全確保</p> <p>1 安否の確認の実施</p> <p>町は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者の協力を得ながら行う。</p> <p>調査班は、安否確認の調査結果を直ちに町本部に報告する。町本部は、速やかに必要な援護対策を実施するとともに、安否確認結果を県に報告する。</p> <p>2 在宅医療機器利用者の安全確保</p> <p>人工呼吸器療法、在宅酸素療法等の利用者については、停電時には生命の危険に直面することから、町は、停電が発生した場合は、あらかじめ作成した在宅医療機器利用者名簿をもとに速やかに安否確認を行うとともに、電気事業者に当該名簿を提供し、優先して当該者の居住地域の電気を復旧するよう依頼する。</p> <p>3 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>4 避難支援の実施 (略)</p> <p>5 避難所における支援対策 (略)</p> <p>6 避難行動要支援者用避難所の開設</p> <p>避難生活では、高齢者、障がい者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供</p>	<p>第1 在宅の避難行動要支援者の安全確保</p> <p>1 安否の確認の実施</p> <p>福祉部救護班は、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者の協力を得ながら行う。</p> <p>福祉部救護班は、安否確認の調査結果を直ちに町本部に報告する。町本部は、速やかに必要な援護対策を実施するとともに、安否確認結果を県に報告する。</p> <p>2 在宅医療機器利用者の安全確保</p> <p>人工呼吸器療法、在宅酸素療法等の利用者については、停電時には生命の危険に直面することから、町は、停電が発生した場合は、避難行動要支援者名簿の情報をもとに速やかに安否確認を行うとともに、電気事業者に当該名簿を提供し、優先して当該者の居住地域の電気を復旧するよう依頼する。</p> <p>3 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>4 避難支援の実施 (略)</p> <p>5 避難所における支援対策 (略)</p> <p>6 福祉避難所の開設</p> <p>町は、必要に応じて指定福祉避難所を開設し、障がい者、寝たきりの高齢者など一般</p>

頁	修正前	修正後
	<p>等には十分配慮するものとするが、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により設備や介護体制が整っている社会福祉施設、医療施設に対して一時入所を依頼する。</p> <p>(新設)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(新設)</div> <p>7 生活救援物資の供給 (略)</p> <p>8 情報提供 (略)</p> <p>9 相談窓口の開設 町は、避難所等に臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。</p> <p>10 巡回サービスの実施 町は、職員、民生委員、<u>ホームヘルパー</u>、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する避難行動要支援者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p>	<p><u>の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等を受け入れる。</u> <u>併せて、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>7 <u>救助法適用時の費用等</u> <u>福祉避難所の設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><u>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（P175）</u></div> <p>8 生活救援物資の供給 (略)</p> <p>9 情報提供 (略)</p> <p>10 相談窓口の開設 町は、避難所等に臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、<u>相談援助職</u>等を配置し、総合的な相談に応じる。</p> <p>11 巡回サービスの実施 町は、職員、民生委員、<u>介護職員</u>、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する避難行動要支援者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p>
184	<p>第2 社会福祉施設等入所者の安全確保 (略)</p>	<p>第2 社会福祉施設等入所者の安全確保 (略)</p>
184	<p>第3 外国人の安全確保</p> <p>1 安否確認の実施 町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、住民基本台帳等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。</p> <p>2 避難誘導の実施 (略)</p> <p>3 情報提供</p>	<p>第3 外国人の安全確保</p> <p>1 安否確認の実施 <u>福祉部救護班は、語学ボランティア等の協力を得ながら、</u>住民基本台帳等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。</p> <p>2 避難誘導の実施 (略)</p> <p>3 情報提供</p>

頁	修正前	修正後
186	<p>(略)</p> <p>4 相談窓口の開設</p> <p>(略)</p> <p>第1.2節 救急救助・医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 救急・救助</p> <p>1 救急・救助体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 救急・救助活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。</u></p> <p>(3) <u>延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。</u></p> <p>3 資機材の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>5 救助法適用時の費用等</p> <p>災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="210 1289 1117 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P126) </div>	<p>(略)</p> <p>4 相談窓口の開設</p> <p>(略)</p> <p>第1.5節 救急救助・医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 救急・救助</p> <p>1 救急・救助体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 救急・救助活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。</u></p> <p>(3) <u>同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。</u></p> <p>3 資機材の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>5 救助法適用時の費用等</p> <p>災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="1173 1289 2083 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P175) </div>
186	第2 医療・助産	第2 医療・助産

頁	修正前	修正後
	<p>1 医療体制の確保</p> <p>(1) 関係機関への協力要請</p> <p>本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、医療班を編成し、医療救護を行うほか、秩父郡市医師会に<u>医療救護班</u>の派遣を要請する。</p> <p>(2) 医薬品の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護の実施</p> <p>(1) 救護所の設置</p> <p>本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、避難所又は本部長の指示する場所に救護所を設置するとともに、保健部衛生班により医療班を編成する。災害による要救護者が町の医療班の処理能力を超えられる場合、秩父郡市医師会に対し救護所への<u>医療救護班</u>の派遣を要請する。</p> <p>(2) 医療班の業務内容</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 医薬品等の補給、<u>医療救護班</u>等の派遣要請</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>3 県への応援要請</p> <p><u>災害の程度により町的能力をもってしては十分でない</u>と認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）に災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣、埼玉県看護協会に看護師の派遣、またその他関係機関に協力を要請する。</p> <p>4 救助法適用時の費用等</p> <p>救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="203 1337 1113 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P126)</p> </div>	<p>1 医療体制の確保</p> <p>(1) 関係機関への協力要請</p> <p>本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、医療<u>救護</u>班を編成し、医療救護を行うほか、秩父郡市医師会に<u>災害医療支援隊</u>の派遣を要請する。</p> <p>(2) 医薬品の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護の実施</p> <p>(1) 救護所の設置</p> <p>本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、避難所又は本部長の指示する場所に救護所を設置するとともに、保健部<u>医療班</u>により医療<u>救護</u>班を編成する。災害による要救護者が町の医療<u>救護</u>班の処理能力を超えられる場合、秩父郡市医師会に対し救護所への<u>災害医療支援隊</u>の派遣を要請する。</p> <p>(2) 医療<u>救護</u>班の業務内容</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 医薬品等の補給、<u>災害医療支援隊</u>等の派遣要請</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>3 県への応援要請</p> <p><u>町は、医療救護に関する協力が必要なとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。</u></p> <p>4 救助法適用時の費用等</p> <p>救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="1180 1337 2089 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P175)</p> </div>

頁	修正前	修正後
187	<p>第3 傷病者の搬送 (略)</p> <p>1 傷病者搬送の判定 医療救護班の<u>班長</u>は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。</p> <p>2 搬送先の決定 (略)</p> <p>3 搬送手段の確保</p> <p>(1) 医療救護班の<u>班長</u>から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送する。</p> <p><u>(2) 医療救護班が保有している自動車を使用可能な場合は、当該自動車により搬送する。</u></p> <p><u>(3) 多数の傷病者が発生し、搬送車両が不足する場合は、町有車両を活用するほか、輸送業者に応援を要請する。</u></p> <p><u>(4) 傷病者の状況により、ヘリコプターによる搬送が最も有効と判断した場合には、知事に県防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。</u></p> <div data-bbox="208 951 1115 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 医療機関一覧 (P13)</p> </div>	<p>第3 傷病者の搬送 (略)</p> <p>1 傷病者搬送の判定 医療救護班 <u>又は災害医療支援隊</u>の長は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。</p> <p>2 搬送先の決定 (略)</p> <p>3 搬送手段の確保</p> <p>(1) 医療救護班 <u>又は災害医療支援隊</u>の長から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 多数の傷病者が発生し、搬送車両が不足する場合は、町有車両を活用するほか、輸送業者に応援を要請する。</u></p> <p><u>(3) 傷病者の状況により、ヘリコプターによる搬送が最も有効と判断した場合には、知事に県防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。</u></p> <div data-bbox="1167 951 2074 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 医療機関一覧 (P14)</p> </div>
188	<p>第4 保健衛生</p> <p>1 <u>精神保健活動</u></p> <p>(1) <u>精神保健相談の実施</u> <u>被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者が精神的不調を来す場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、精神保健相談を実施する。</u></p>	<p>第4 保健衛生</p> <p>1 <u>精神科救急医療の確保</u> <u>町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。</u></p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) <u>精神保健活動班の派遣要請</u> <u>町は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の活動の実施について支援を求めるものとする。</u></p> <p>ア <u>発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の診療</u> イ <u>精神科医療機関の斡旋</u> ウ <u>精神科医療機関への搬送手段の確保</u> エ <u>町、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整</u> オ <u>被災者の精神保健福祉相談</u></p> <p>2 栄養指導 (1) 栄養調査、栄養相談 (略) (2) 栄養指導班の派遣要請 (略) ア～イ (略) ウ その他栄養<u>補給</u>に関すること。</p>	<p>(削除)</p> <p>2 栄養指導 (1) 栄養調査、栄養相談 (略) (2) 栄養指導班の派遣要請 (略) ア～イ (略) ウ その他栄養<u>管理</u>に関すること。</p>
189	<p>第<u>1.3</u>節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画 (略)</p>	<p>第<u>1.6</u>節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画 (略)</p>
189	<p>第1 行方不明者・遺体の搜索 (略)</p>	<p>第1 行方不明者・遺体の搜索 (略)</p>
189	<p>第2 遺体の処理 1 遺体の検視（見分） (略) 2 遺体の検案 遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療救護班（<u>医師</u>）が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。 3 遺体の輸送 警察官による検視（見分）及び医療救護班（<u>医師</u>）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺族等に引き渡し、身元不明の遺体は遺体収容所へ輸送し収容する。た</p>	<p>第2 遺体の処理 1 遺体の検視（見分） (略) 2 遺体の検案 遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療救護班 <u>又は災害医療支援隊の医師</u>が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。 3 遺体の輸送 警察官による検視（見分）及び医療救護班 <u>又は災害医療支援隊の医師</u>による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺族等に引き渡し、身元不明の遺体は遺体収容所へ輸</p>

頁	修正前	修正後						
189	<p>だし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察機関、消防機関等の協力を依頼する。</p> <p>4 遺体収容所の開設</p> <p>町は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、必要に応じて遺体収容所に、警察官による検視（見分）及び医療救護班（<u>医師</u>）による検案を行うための検視所を併設する。</p> <p>遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。</p> <p>5 遺体の収容 （略）</p> <p>6 遺体の一時保管 （略）</p> <p>第3 遺体の埋・火葬</p> <p>1 埋・火葬の実施基準</p> <p>身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により実施する。</p> <p>(1) 火葬の実施場所</p> <p>火葬は、原則として<u>秩父斎場</u>で実施するものとするが、被災により火葬が行えない場合は、県に協力を要請する。</p> <p>（新設）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 葬祭関係資材の支給 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>送り収容する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察機関、消防機関等の協力を依頼する。</p> <p>4 遺体収容所の開設</p> <p>町は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、必要に応じて遺体収容所に、警察官による検視（見分）及び医療救護班 <u>又は災害医療支援隊の医師</u>による検案を行うための検視所を併設する。</p> <p>遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。</p> <p>5 遺体の収容 （略）</p> <p>6 遺体の一時保管 （略）</p> <p>第3 遺体の埋・火葬</p> <p>1 埋・火葬の実施基準</p> <p>身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により <u>町が</u>実施する。</p> <p>(1) 火葬の実施場所</p> <p>火葬は、原則として <u>次の施設において</u>実施するものとするが、被災により火葬が行えない場合、<u>又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合</u>は、県に協力を要請する。</p> <p style="text-align: center;"><u>火 葬 場</u></p> <table border="1" data-bbox="1223 1134 2058 1203"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父斎場</td> <td>秩父市大宮5361番地の2</td> <td>0494-23-1678</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 葬祭関係資材の支給 （略）</p> <p><u>(5) 遺体の埋・火葬の実施</u></p> <p><u>遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。また、焼骨は、遺留品</u></p>	施設名	所在地	電話番号	秩父斎場	秩父市大宮5361番地の2	0494-23-1678
施設名	所在地	電話番号						
秩父斎場	秩父市大宮5361番地の2	0494-23-1678						

頁	修正前	修正後						
90	<p>2 遺体の埋・火葬の実施</p> <p>(1) 火葬は、次の施設において実施する。</p> <p>なお、当該施設が災害により火葬できない場合、又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合は、県からの情報提供等に基づき調整及び斡旋を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>火 葬 場</u></p> <table border="1" data-bbox="221 517 1079 585"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父斎場</td> <td>秩父市大宮5361番地の2</td> <td>0494-23-1678</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。</p> <p>3 埋・火葬の調整及び斡旋 (略)</p> <p>第4 救助法適用時の費用等</p> <p>遺体の捜索等に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="201 951 1111 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P126)</p> </div>	施設名	所在地	電話番号	秩父斎場	秩父市大宮5361番地の2	0494-23-1678	<p><u>とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 埋・火葬の調整及び斡旋 (略)</p> <p>第4 救助法適用時の費用等</p> <p>遺体の捜索等に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="1182 951 2092 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P175)</p> </div>
施設名	所在地	電話番号						
秩父斎場	秩父市大宮5361番地の2	0494-23-1678						
191	<p>第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画 (略)</p>	<p>第17節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画 (略)</p>						
191	<p>第1 飲料水の供給 (略)</p> <p>1 給水の方針</p> <p>秩父広域市町村圏組合水道局及び町は、給水計画を樹立し、被災住民に対して飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。</p>	<p>第1 飲料水の供給 (略)</p> <p>1 給水の方針</p> <p>秩父広域市町村圏組合水道局及び町は、給水計画を樹立し、被災町民に対して飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。</p>						

頁	修正前	修正後
192	<p>2 飲料水の供給基準 (略)</p> <p>3 応急給水 (1) 需要範囲の把握 (略) (2) 応急給水方法 ア 水源 (略) イ 給水方法 (ア)～(イ) (略) (ウ) 給水タンク等資機材は、給水タンク 1 トン、ポリ容器 20 リットルを <u>20</u> 個、10 リットルを 100 個保管しているが、不足する分は必要に応じ関係機関から調達する。 (3) 広報の実施 (略)</p> <p>4 応援協定に基づく緊急調達 (略)</p> <p>第2 食料の供給 (略)</p> <p>1 供給の基準 (1)～(2) (略) (3) 供給基準量 1人当たりの配給量は、次表のとおりである。</p>	<p>2 飲料水の供給基準 (略)</p> <p>3 応急給水 (1) 需要範囲の把握 (略) (2) 応急給水方法 ア 水源 (略) イ 給水方法 (ア)～(イ) (略) (ウ) 給水タンク等資機材は、給水タンク 1 トン、ポリ容器 20 リットルを <u>10</u> 個、10 リットルを 100 個保管しているが、不足する分は必要に応じ関係機関から調達する。 (3) 広報の実施 (略)</p> <p>4 応援協定に基づく緊急調達 (略)</p> <p>第2 食料の供給 (略)</p> <p>1 供給の基準 (1)～(2) (略) (3) 供給基準量 1人当たりの配給量は、次表のとおりである。</p>

頁	修正前	修正後																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米 穀</td> <td>被災者 1食当たり 精米200グラム以内</td> </tr> <tr> <td>応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内</td> </tr> <tr> <td>乾 パ ン</td> <td>1食当たり 1包(115グラム入り)以内</td> </tr> <tr> <td>食 パ ン</td> <td>1食当たり 185グラム以内</td> </tr> <tr> <td>調 製 粉 乳</td> <td>乳児1日当たり 200グラム以内</td> </tr> <tr> <td>ア ル フ ァ 米</td> <td>1食当たり 100グラム以内</td> </tr> <tr> <td>乾 燥 が ゆ</td> <td>1食当たり 20グラム以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 必要数量の把握 福祉部調査・物資班は、避難者へ供給する食料の必要数量を把握する。<u>その際には、高齢者、乳幼児等の要配慮者の現状についても把握する。</u></p> <p>3 食品の調達 食品が必要な場合には、次により調達するものとする。 (1)～(2) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害時における協力支援に関する協定 (P80) </div> <p>4 県への調達要請 (1) 米穀の調達 ア (略) イ 町長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力のもと、<u>農林水産省生産局農産部貿易業務課</u>又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付 総合食料局長通知)に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請し、供給する。</p>	品 目	基 準	米 穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内	応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内	災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内	乾 パ ン	1食当たり 1包(115グラム入り)以内	食 パ ン	1食当たり 185グラム以内	調 製 粉 乳	乳児1日当たり 200グラム以内	ア ル フ ァ 米	1食当たり 100グラム以内	乾 燥 が ゆ	1食当たり 20グラム以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米 穀</td> <td>被災者 1食当たり 精米200グラム以内</td> </tr> <tr> <td>応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内</td> </tr> <tr> <td>乾 パ ン</td> <td>1食当たり 1包(92グラム入り)以内</td> </tr> <tr> <td>缶 入 り パ ン</td> <td>1食当たり 1缶(100グラム入り)以内</td> </tr> <tr> <td>食 パ ン</td> <td>1食当たり 185グラム以内</td> </tr> <tr> <td>調 製 粉 乳</td> <td>乳児1日当たり 200グラム以内</td> </tr> <tr> <td>ア ル フ ァ 米</td> <td>1食当たり 100グラム以内</td> </tr> <tr> <td>乾 燥 が ゆ</td> <td>1食当たり 20グラム以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 必要数量の把握 福祉部調査・物資班は、避難者へ供給する食料の必要数量を把握する。</p> <p>3 食品の調達 食品が必要な場合には、次により調達するものとする。 (1)～(2) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害時における協力支援に関する協定 (P46) </div> <p>4 県への調達要請 (1) 米穀の調達 ア (略) イ 町長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、関東農政局企画調整室及び生産部業務管理課の協力のもと、<u>農林水産省農産局</u>又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付 総合食料局長通知)に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請し、供給する。</p>	品 目	基 準	米 穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内	応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内	災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内	乾 パ ン	1食当たり 1包(92グラム入り)以内	缶 入 り パ ン	1食当たり 1缶(100グラム入り)以内	食 パ ン	1食当たり 185グラム以内	調 製 粉 乳	乳児1日当たり 200グラム以内	ア ル フ ァ 米	1食当たり 100グラム以内	乾 燥 が ゆ	1食当たり 20グラム以内
品 目	基 準																																			
米 穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内																																			
	応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内																																			
	災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内																																			
乾 パ ン	1食当たり 1包(115グラム入り)以内																																			
食 パ ン	1食当たり 185グラム以内																																			
調 製 粉 乳	乳児1日当たり 200グラム以内																																			
ア ル フ ァ 米	1食当たり 100グラム以内																																			
乾 燥 が ゆ	1食当たり 20グラム以内																																			
品 目	基 準																																			
米 穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内																																			
	応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内																																			
	災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内																																			
乾 パ ン	1食当たり 1包(92グラム入り)以内																																			
缶 入 り パ ン	1食当たり 1缶(100グラム入り)以内																																			
食 パ ン	1食当たり 185グラム以内																																			
調 製 粉 乳	乳児1日当たり 200グラム以内																																			
ア ル フ ァ 米	1食当たり 100グラム以内																																			
乾 燥 が ゆ	1食当たり 20グラム以内																																			

頁	修正前	修正後
194	<p>(2) その他の食品の調達 (略)</p> <p>5 緊急食料の集積所 町内販売業者から調達した食品や、県から搬送された食料は、資料編に記載の施設に集積する。 なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。</p> <div data-bbox="190 523 1097 598" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P14)</p> </div> <p>6 炊き出しの実施 (略)</p> <p>7 実施状況報告 (略)</p> <p>第3 生活必需品等の供給 (略)</p> <p>1 供給の基準 (略)</p> <p>2 必要品目の把握 福祉部調査・物資班は、避難者が必要とする生活必需品を把握する。</p> <p>3 生活必需品の調達 (1) (略) (2) 応援協定に基づく緊急調達 町が締結している「災害時における協力支援に関する協定」に基づき、ちちぶ農業協同組合から生活必需品の調達をする。また、大規模な災害により、町内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、近隣市町・業者から必要とする生活必需品を緊急調達する。</p>	<p>(2) その他の食品の調達 (略)</p> <p>5 緊急食料の集積所 町内販売業者から調達した食品や、県から搬送された食料は、資料編に記載の施設に集積する。 なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。</p> <div data-bbox="1167 523 2074 598" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P15)</p> </div> <p>6 炊き出しの実施 (略)</p> <p>7 実施状況報告 (略)</p> <p>第3 生活必需品等の供給 (略)</p> <p>1 供給の基準 (略)</p> <p>2 必要品目の把握 福祉部調査・物資班は、避難者が必要とする <u>被服、寝具その他</u>生活必需品を把握する。</p> <p>3 生活必需品の調達 (1) (略) (2) 応援協定に基づく緊急調達 町が締結している「災害時における協力支援に関する協定」に基づき、ちちぶ農業協同組合から生活必需品の調達をする。また、大規模な災害により、町内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、近隣市町・業者から必要とする生活必需品を緊急調達する。</p>

頁	修正前	修正後
	<p style="text-align: center;">調達時の留意点</p> <p>① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。</p> <p>② 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。</p> <p>③ 仕分、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>資料編 ○ 災害時における協力支援に関する協定 (P80)</p>	<p style="text-align: center;">調達時の留意点</p> <p>① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。</p> <p>② 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。</p> <p>③ 仕分、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。</p> <p><u>④ 夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</u></p> <p><u>⑤ 避難所における感染症拡大防止に必要な物資を調達する。</u></p> <p>資料編 ○ 災害時における協力支援に関する協定 (P46)</p>
195	<p>5 県への応援要請 (略)</p> <p>6 緊急物資の集積所 町内販売業者から調達した生活必需品や、県から搬送された生活必需品は、資料編に記載の施設に集積する。 なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。</p> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P14)</p> <p>(新規)</p>	<p>5 県への応援要請 (略)</p> <p>6 緊急物資の集積所 町内販売業者から調達した生活必需品や、県から搬送された生活必需品は、資料編に記載の施設に集積する。 なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。</p> <p>資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P15)</p> <p><u>第4 支援物資に係る業務を対応する人員の確保</u> 町は、災害の規模が大きく、町職員等での支援物資の受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給することが困難である場合、<u>受援計画に基づき、支援物資に係る業務対応に必要な人員の確保を図る。</u></p>
195	<p>第4 救助法適用時の費用等 飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実</p>	<p>第5 救助法適用時の費用等 飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実</p>

頁	修正前	修正後																		
	<p>費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（P126） </div>	<p>費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」（P175） </div>																		
196	<p>第16節 応急住宅対策計画</p> <p>災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。</p> <p>また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため、応急修理を実施する。</p>	<p>第18節 応急住宅対策計画</p> <p>災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。</p> <p>また、災害により大規模半壊、半焼又は半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため、応急修理を実施する。</p>																		
196	<p>第1 応急仮設住宅の供給</p> <p>1 用地の確保</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="224 869 1079 970"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>面 積</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下小鹿野運動場</td> <td>12,587㎡</td> <td>小鹿野町長</td> </tr> <tr> <td>旧長若中学校校庭</td> <td>9,876㎡</td> <td>小鹿野町長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応急仮設住宅全体計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅の建設</p> <p>(略)</p> <p>4 入居者の選定</p> <p>町は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	場 所	面 積	管 理 者	下小鹿野運動場	12,587㎡	小鹿野町長	旧長若中学校校庭	9,876㎡	小鹿野町長	<p>第1 応急仮設住宅の供給</p> <p>1 用地の確保</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1176 869 2031 970"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>面 積</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下小鹿野運動場</td> <td>12,468㎡</td> <td>小鹿野町長</td> </tr> <tr> <td>長若運動場</td> <td>9,876㎡</td> <td>小鹿野町長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応急仮設住宅全体計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>3 応急仮設住宅の建設</p> <p>(略)</p> <p>4 入居者の選定</p> <p>町は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。</p> <p><u>選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。また、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することは可能とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	場 所	面 積	管 理 者	下小鹿野運動場	12,468㎡	小鹿野町長	長若運動場	9,876㎡	小鹿野町長
場 所	面 積	管 理 者																		
下小鹿野運動場	12,587㎡	小鹿野町長																		
旧長若中学校校庭	9,876㎡	小鹿野町長																		
場 所	面 積	管 理 者																		
下小鹿野運動場	12,468㎡	小鹿野町長																		
長若運動場	9,876㎡	小鹿野町長																		

頁	修正前	修正後
197	<p>5 入居時の留意事項 (1)～(2) (略) (新設)</p> <p>6 既存住宅の利用 (略) (新設)</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 修理戸数の決定 町は、被害状況、<u>被災度区分判定結果等</u>により修理戸数を決定する。</p> <p>2 応急修理の実施基準 (略) (1) 修理対象者 災害により住宅が半壊又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者</p> <p>(2) 修理の範囲 (略)</p> <p>3 応急修理の実施 (略)</p> <p>4 県への報告 (略)</p>	<p>5 入居時の留意事項 (1)～(2) (略) (3) 入居者の把握 <u>町は、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。</u></p> <p>6 既存住宅の利用 (略)</p> <p>7 入居期間 <u>応急仮設住宅の入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する。</u></p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 修理戸数の決定 町は、被害状況、<u>住家の被害認定(り災証明発行のため実施するもの)</u>等により修理戸数を決定する。</p> <p>2 応急修理の実施基準 (略) (1) 修理対象者 災害により住宅が半壊又は半壊<u>若しくは準半壊の被害を受け</u>、自己の資力では応急修理できない者、<u>又は大規模半壊の被害を受けた者</u></p> <p>(2) 修理の範囲 (略)</p> <p>3 応急修理の実施 (略)</p> <p>4 県への報告 (略)</p>
198	<p>第3 救助法適用時の費用等 知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また町が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」</p>	<p>第3 救助法適用時の費用等 知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また町が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」</p>

頁	修正前	修正後
	<p>の範囲内において県に請求する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P <u>126</u>) </div>	<p>の範囲内において県に請求する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P <u>175</u>) </div>
199	第17節 文教対策計画 (略)	第19節 文教対策計画 (略)
199	第1 事前準備 1 応急教育計画の樹立	第1 事前準備 1 応急教育計画の樹立
	<p>校長（「園長」を含む。以下同じ。）は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておくものとする。</p>	<p>校長（「園長」を含む。以下同じ。）は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておくものとする。<u>また、学校の危機管理体制を整備し充実させるとともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。</u></p>
	2 災害発生への備え (略)	2 災害発生への備え (略)
199	第2 応急教育 (略)	第2 応急教育 (略)
200	第3 教材・学用品等の調達及び配給の方法 被災児童・生徒等に対する学用品の給与は、 <u>救助法の基準</u> に準じて行うものとする。 1 給与の対象者 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により <u>就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</u> に対して行う。 2 給与の範囲 (略) 3 給付の時期	第3 教材・学用品等の調達及び配給の方法 被災児童・生徒等に対する学用品の給与は、 <u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」</u> に準じて行うものとする。 1 給与の対象者 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水 <u>による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒</u> に対して行う。 2 給与の範囲 (略) 3 給付の時期

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>4 救助法適用時の費用等 学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="203 395 1115 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P <u>126</u>)</p> </div> <p>5 授業料の減免、奨学金貸与の措置 (略)</p> <p>6 その他の事項 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 救助法適用時の費用等 学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="1180 395 2092 472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P <u>175</u>)</p> </div> <p>5 授業料の減免、奨学金貸与の措置 (略)</p> <p>6 その他の事項 (略)</p>
201	<p>第<u>18</u>節 障害物除去計画 (略)</p>	<p>第<u>20</u>節 障害物除去計画 (略)</p>
201	<p>第1 住宅関係障害物の除去</p> <p><u>1 除去の対象</u> 自然災害等により住家に運び込まれた土砂、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。</p> <p><u>(1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの</u> <u>(2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの</u> <u>(3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの</u> <u>(4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。</u> <u>(5) 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの</u></p> <p><u>2 対象の選定</u> 障害物除去対象の選定は、町で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で選定する。</p> <p><u>3 除去の期間</u> 災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、その結果を県（都市整備</p>	<p>第1 住宅関係障害物の除去</p> <p><u>1 除去作業の実施</u> <u>被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。</u></p> <p><u>2 対象者</u> <u>対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。</u></p> <p><u>3 除去の期間</u> <u>被災住宅の障害物除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>部）へ報告する。</u></p> <p>4 除去の方法</p> <p><u>町は、一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部に協力を依頼し実施するほか、必要により賃金職員等を雇上げ、障害物の除去を行う。</u></p> <p><u>労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、近隣市町からの派遣を求めるものとする。</u></p> <p>5 救助法適用時の費用等</p> <p>住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="203 651 1113 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P126) </div>	<p>4 除去の支援</p> <p><u>町は、災害の規模が大きく対応が困難な場合、県に隣接市町村からの派遣を要請する。</u></p> <p>5 救助法適用時の費用等</p> <p>住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="1171 651 2080 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P175) </div>
201	第2 道路等の障害物の除去 (略)	第2 道路等の障害物の除去 (略)
201	第3 障害物の集積場所 (略)	第3 障害物の集積場所 (略)
202	第19節 緊急輸送計画 (略)	第21節 緊急輸送計画 (略)
202	第1 輸送の基本方針 <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 輸送の対象</p> <p><u>各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 第1段階（被災直後）</u></p> <p><u>ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資</u></p> <p><u>イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</u></p> <p><u>ウ 医療機関へ搬送する負傷者等</u></p>	第1 輸送の基本方針 <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 輸送の対象</p> <p><u>輸送の対象は、おおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 被災者の避難のための輸送（災害発生のおそれがある場合の要配慮者の避難支援含む。）</u></p>

頁	修正前	修正後
202	<p>エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等</p> <p>オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p> <p>(2) 第2段階（おおむね被災から1週間後まで）</p> <p>ア 第1段階の続行</p> <p>イ 食料、水等生命の維持に必要な物資</p> <p>ウ 疾病者及び被災地外へ退去する被災者</p> <p>エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p> <p>(3) 第3段階（おおむね被災から1週間後以降）</p> <p>ア 第2段階の続行</p> <p>イ 災害復旧に必要な人員及び物資</p> <p>ウ 生活必需品</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2 陸上輸送</p> <p>1 輸送路の確保 (略)</p> <p>2 輸送手段の確保 (略)</p> <p>3 緊急通行車両の確認 (略)</p>	<p>(2) <u>医療及び助産のための輸送</u></p> <p>(3) <u>被災者の救出のための輸送</u></p> <p>(4) <u>飲料水の供給のための輸送</u></p> <p>(5) <u>遺体の搜索のための輸送</u></p> <p>(6) <u>遺体の処理のための輸送</u></p> <p>(7) <u>救済用物資の輸送</u></p> <p>第2 陸上輸送</p> <p>1 輸送路の確保 (略)</p> <p>2 輸送手段の確保 (略)</p> <p>3 緊急通行車両の確認 (略)</p>

頁	修正前	修正後
203	<div data-bbox="197 220 1106 509" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 緊急通行車両等確認申請書 (P97) ○ 標章 (P97) ○ 緊急通行車両等確認証明書 (P98) (新設) ○ 緊急通行車両等事前届出書 (P98) ○ 緊急通行車両等事前届出済証 (P99) </div>	<div data-bbox="1171 220 2083 509" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 緊急通行車両等確認申請書 (P144) ○ 標章 (P145) (削除) ○ 緊急通行車両等確認申請受理簿(届出済証・標章等) (P146) ○ 緊急通行車両等事前届出書 (P147) ○ 緊急通行車両等事前届出済証 (P148) </div>
	<p>緊急通行車両の確認手続等については、<u>本章第 10 節「交通対策計画」</u>に定めるところによる。</p> <p>第3 航空輸送</p> <p>1 航空輸送の実施 (略)</p> <p>2 交通の確保 直ちに臨時ヘリポートの緊急点検を行い、使用可能状況を県へ報告する。</p> <div data-bbox="197 868 1106 991" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 飛行場外離着陸場一覧 (P13) ○ 防災航空隊出場要請(受信)書 (P100) </div>	<p>緊急通行車両の確認手続等については、<u>風水害・事故災害等対策編第2章第11節「交通対策計画」</u>に定めるところによる。</p> <p>第3 航空輸送</p> <p>1 航空輸送の実施 (略)</p> <p>2 交通の確保 直ちに臨時ヘリポートの緊急点検を行い、使用可能状況を県へ報告する。</p> <div data-bbox="1171 868 2083 991" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 飛行場外離着陸場一覧 (P14) ○ 防災航空隊出場要請(受信)書 (P149) </div>
	<p>第4 集積場所及び要員の確保</p> <p>救援物資の集積、配分業務を円滑に行うため、資料編に記載の施設を救援物資の集積場所として設定し要員を派遣する。</p> <div data-bbox="197 1163 1106 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P14) </div>	<p>第4 集積場所及び要員の確保</p> <p>救援物資の集積、配分業務を円滑に行うため、資料編に記載の施設を救援物資の集積場所として設定し要員を派遣する。</p> <div data-bbox="1171 1163 2083 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 救援物資集積所一覧 (P15) </div>
<p>第5 救助法適用時の費用等</p> <p>応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において県に請求する。</p>	<p>第5 救助法適用時の費用等</p> <p>応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において県に請求する。</p>	

頁	修正前	修正後
	資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P126)	資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P175)
204	第20節 要員確保計画	第22節 要員確保計画
204	第1 労務供給計画	第1 労務供給計画
	災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、民間団体への協力依頼、公共職業安定所への求人依頼等により労働者を確保し、労務供給の万全を図る。	<p><u>町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> 災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、民間団体への協力依頼、公共職業安定所への求人依頼等により労働者を確保し、労務供給の万全を図る。
	1 実施責任者	1 実施責任者
	(略)	(略)
	2 雇用方法	2 雇用方法
	(略)	(略)
	3 労務内容	3 労務内容
	応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。	応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。
	(1) 被災者の避難	(1) 被災者の避難に係る支援 <u>(災害発生のおそれがある場合の要配慮者の避難支援含む。)</u>
	(2) 医療及び助産における移送	(2) 医療及び助産
	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
	<u>(5) 救助用物資の整理分配及び輸送</u>	<u>(5) 遺体の捜索</u>
	<u>(6) 遺体の捜索</u>	<u>(6) 遺体の処理</u>
	<u>(7) 遺体の処理</u>	<u>(7) 救済用物資の整理配分及び輸送</u>
	<u>(8) 緊急輸送路の確保</u>	(削除)
	4 救助法適用時の費用等	4 救助法適用時の費用等
	応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)	応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)

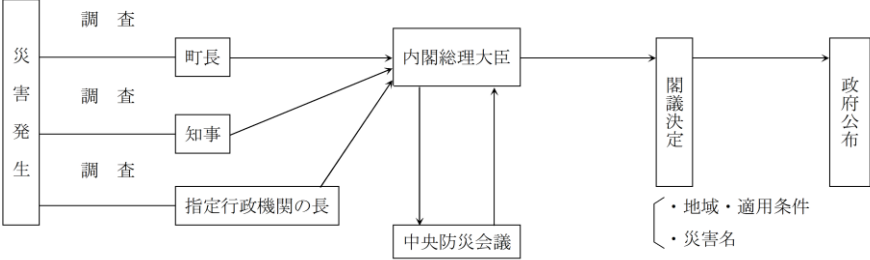
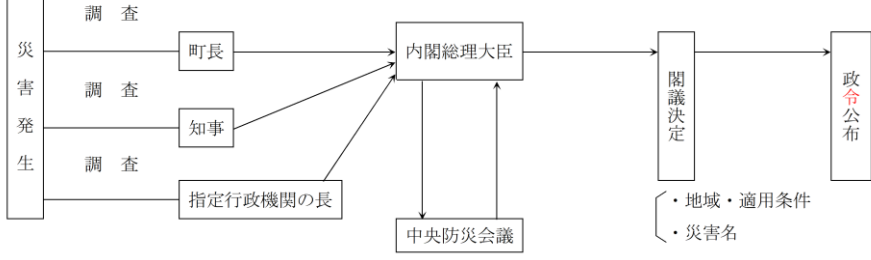
頁	修正前	修正後
204	<p>の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="210 264 1120 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P <u>126</u>) </div> <p>第2 ボランティア受入対策</p> <p>大規模な災害が発生した場合、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、小鹿野町社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入及び調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。</p> <p>1 ボランティアの受入</p> <p>(1) 受入窓口の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町災害ボランティアセンターの運営</p> <p>町災害ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体、<u>ボランティアコーディネーター</u>等が主体となって、ボランティアの受入、<u>派遣ボランティアの種別、人員の振り分け</u>など被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。</p> <div data-bbox="192 887 1102 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">ボランティア活動の例示</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>ボランティアコーディネート業務</u></p> <p>④ <u>被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> </div> <p>2 町の支援活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県等への派遣要請</p> <p>町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>の範囲内において県に請求する。</p> <div data-bbox="1184 264 2094 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」 (P <u>175</u>) </div> <p>第2 ボランティア受入対策</p> <p>大規模な災害が発生した場合、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、小鹿野町社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ及び調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 受入窓口の設置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町災害ボランティアセンターの運営</p> <p>町災害ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体が主体となって、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。</p> <div data-bbox="1167 887 2076 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">ボランティア活動の例示</p> <p>①～② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>③ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士</p> <p>④ <u>土砂災害に係る砂防ボランティア</u></p> <p>⑤ <u>災害時動物救護活動</u> 等</p> </div> <p>2 町の支援活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県等への派遣要請</p> <p>町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。</p> <p>(4) (略)</p>

頁	修正前	修正後
206	<p>第2.2節 環境衛生計画 (略)</p>	<p>第2.3節 環境衛生計画 (略)</p>
206	<p>第1 廃棄物処理計画</p> <p>被災地におけるし尿、生活ごみ及びびがれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>災害により生じた廃棄物の処理は、町が適正に行うものとする。町のみでは適正な処理が困難な場合は、県に広域的な支援を要請する。</p> <p>2 し尿処理</p> <p>大規模災害発生に伴い電気・上下水道などのライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが想定される。</p> <p>このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。</p> <p>(1) 処理施設の被害状況の把握 (略)</p> <p>(2) 応急し尿処理計画</p> <p>被災状況によるし尿の排出量、「衛生センター」の処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、<u>災害時の応急処理計画</u>を作成する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 ごみ処理</p> <p>災害時に発生するごみは、家具等の粗大ごみが加わり、膨大な量になることが予想される。</p> <p>このため、町は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制</p>	<p>第1 廃棄物処理計画</p> <p>被災地におけるし尿、生活ごみ及びびがれき、<u>解体ごみ</u>の収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>災害により生じた廃棄物の処理は、町が適正に行うものとする。町のみでは適正な処理が困難な場合は、県に広域的な支援を要請する。</p> <p><u>町は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備するため、事業者等との災害廃棄物処理に係る協定の締結を図るものとする。</u></p> <p><u>また、「小鹿野町災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づき、発災後直ちに災害廃棄物の仮置き場の選定、分別等ができるよう、災害廃棄物処理に必要な体制整備の強化を図る。</u></p> <p>2 し尿処理</p> <p>大規模災害発生に伴い電気・上下水道などのライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが想定される。</p> <p>このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。</p> <p>(1) 処理施設の被害状況の把握 (略)</p> <p>(2) 応急し尿処理計画</p> <p>被災状況によるし尿の排出量、「衛生センター」の処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、<u>災害廃棄物処理計画</u>を作成する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 ごみ処理</p> <p>災害時に発生するごみは、<u>避難所ごみを含む生活ごみや</u>家具等の粗大ごみが加わり、膨大な量になることが予想される。</p> <p>このため、町は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制</p>

頁	修正前	修正後
	<p>を早期に確立することにより、災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。</p> <p>(1) 処理施設の被害状況の把握 (略)</p> <p>(2) 応急ごみ処理計画 被災状況によるごみの排出量、「秩父クリーンセンター」「秩父環境衛生センター」の処理能力、収集ルート¹の道路事情を踏まえ、<u>災害時の応急処理計画</u>を作成する。 ア～イ (略)</p> <p>(3) ごみ収集活動 ア 地域での一時仮置き 大規模災害時には、大量のごみが発生し、また道路交通の支障等により、迅速な収集・処理が困難なことが予想されるため、状況によって被災地域に一時的な仮置き場を設置する。 (ア)～(ウ) (略) イ ごみの収集 (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 <u>がれき処理</u> 大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等が大量に発生することが予想される。 そのため、仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。</p> <p>(1) 仮置場の確保 除去した災害廃棄物の仮置場は、原則として交通に支障のない次の公有地とする。 当該公有地だけでは不足する場合等には、賃貸借契約を締結し私有地を使用する。ただし、緊急の場合は口頭をもって了解を求め、事後速やかに契約を締結するものとする。</p>	<p>を早期に確立することにより、災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。</p> <p>(1) 処理施設の被害状況の把握 (略)</p> <p>(2) 応急ごみ処理計画 被災状況によるごみの排出量、「秩父クリーンセンター」「秩父環境衛生センター」の処理能力、収集ルート¹の道路事情を踏まえ、<u>災害廃棄物処理計画</u>を作成する。 ア～イ (略)</p> <p>(3) ごみ収集活動 ア 地域での一時仮置き 大規模災害時には、大量のごみが発生し、また道路交通の支障等により、迅速な収集・処理が困難なことが予想されるため、状況によって被災地域に一時的な仮置場を設置する。 (ア)～(ウ) (略) イ ごみの収集 (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 <u>がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理</u> 大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等が大量に発生することが予想される。 そのため、<u>選別・保管のできる仮置場と大量のがれき等の最終処分までの処理ルート</u>を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。</p> <p>(1) 仮置場の確保 除去した災害廃棄物の仮置場は、原則として交通に支障のない次の公有地とする。<u>ただし、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や、発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握にも努める。</u> 当該公有地だけでは不足する場合等には、賃貸借契約を締結し私有地を使用する。ただし、緊急の場合は口頭をもって了解を求め、事後速やかに契約を締結するものとする。</p>

頁	修正前	修正後
	<div data-bbox="210 240 1128 347" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 災害廃棄物仮置場 (略) </div> <p data-bbox="210 376 1128 491">(2) 応急がれき処理計画 被災状況によるがれきの発生量、最終処分までの処理ルート of 道路事情を踏まえ、<u>災害時の応急処理計画</u>を作成する。</p> <p data-bbox="210 504 1128 533">(新設)</p> <p data-bbox="210 762 1128 874">(3) がれき処理活動 民間処理業者に協力を要請し、また、県等に対して応援要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。</p> <p data-bbox="210 1021 1128 1050">(新設)</p> <p data-bbox="210 1193 1128 1222">(新設)</p>	<div data-bbox="1189 240 2107 347" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 災害廃棄物仮置場 (略) </div> <p data-bbox="1189 376 2107 491">(2) 応急がれき処理計画 被災状況によるがれきの発生量、最終処分までの処理ルート of 道路事情を踏まえ、<u>災害廃棄物処理計画</u>を作成する。</p> <p data-bbox="1189 504 2107 533"><u>(3) がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理活動</u></p> <p data-bbox="1189 549 2107 660"><u>町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。</u></p> <p data-bbox="1189 676 2107 746"><u>町は、町民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。</u></p> <p data-bbox="1189 762 2107 791"><u>(4) 応援要請</u></p> <p data-bbox="1189 807 2107 874">民間処理業者に協力を要請し、また、県等に対して応援要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。</p> <p data-bbox="1189 890 2107 1002"><u>また、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1189 1018 2107 1046"><u>5 損壊家屋の解体</u></p> <p data-bbox="1189 1062 2107 1174"><u>町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1189 1190 2107 1219"><u>6 災害廃棄物の処理に係る業務対応の人員の確保</u></p> <p data-bbox="1189 1235 2107 1347"><u>町は、災害の規模が大きく、町職員等での災害廃棄物等の処理対応が困難である場合、受援計画に基づき、生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物に係る対応に必要な人員の確保を図る。</u></p>
209	第2 防疫活動 (略)	第2 防疫活動 (略)

頁	修正前	修正後
	<p>1 町の防疫組織 保健部<u>衛生班</u>は、秩父保健所の指示のもとに秩父郡市医師会等の協力を得て<u>防疫班</u>を編成し、防疫活動を迅速に実施する。</p> <p>2 感染症予防業務の実施方法 (略)</p> <p>3 臨時予防接種の実施 (略)</p> <p>4 避難所の防疫指導等 避難所は、多数の避難者を<u>収容</u>するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。</p> <p>5 <u>防疫資材の調達</u> <u>防疫及び保健衛生用機材等が不足する場合には、町内関係業者から調達するものとするが、調達不可能な場合は、県又は近隣市町から応援を要請するものとする。</u></p>	<p>1 町の防疫組織 保健部<u>医療班</u>は、秩父保健所の指示のもとに秩父郡市医師会等の協力を得て、防疫活動を迅速に実施する。</p> <p>2 感染症予防業務の実施方法 (略)</p> <p>3 臨時予防接種の実施 (略)</p> <p>4 避難所の防疫指導等 避難所は、多数の避難者を<u>受け入れ</u>、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。</p> <p>(削除)</p>
210	第3 食品衛生監視 (略)	第3 食品衛生監視 (略)
210	第4 被災動物の救援 (略)	第4 被災動物の救援 (略)
211	第4章 災害復旧復興対策計画	第3章 災害復旧復興対策計画
211	第1節 迅速な災害復旧計画 (略)	第1節 迅速な災害復旧計画 (略)
211	第1 災害復旧事業計画の作成 (略)	第1 災害復旧事業計画の作成 (略)
211	第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>1 法律に基づく財政援助措置</p> <p>(略)</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。</p> <p>激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。</p>  <p>(1) 財政援助措置の対象</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業</p> <p>(ケ) <u>知的障害者援護施設</u>災害復旧事業</p> <p>(コ) <u>女性保護施設</u>災害復旧事業</p> <p>(サ)～(セ) (略)</p> <p>イ 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>(略)</p> <p>1 法律に基づく財政援助措置</p> <p>(略)</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。</p> <p>激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。</p>  <p>(1) 財政援助措置の対象</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 身体障害者 <u>社会参加支援施設</u>災害復旧事業</p> <p>(ケ) <u>障害者支援施設等</u>災害復旧事業</p> <p>(コ) <u>婦人</u>保護施設災害復旧事業</p> <p>(サ)～(セ) (略)</p> <p>イ 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(ア) 農地等の災害復旧事業 <u>等</u>に係る補助の特別措置</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(イ) <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例</u></p> <p>(ウ) <u>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p>エ その他の財政援助及び助成</p> <p>(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(ウ) <u>日本私学振興財団の業務の特例</u></p> <p>(エ) <u>町が施行する感染症予防事業に関する特例</u></p> <p>(オ) <u>母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例</u></p> <p>(カ) <u>水防資材費の補助の特例</u></p> <p>(キ) <u>り災公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u></p> <p>(ク) <u>産業労働者住宅建設資金融通の特例</u></p> <p>(ケ) <u>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p>(コ) <u>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>(サ) <u>上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p>(2) 激甚災害に関する調査</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>エ その他の<u>特別の</u>財政援助及び助成</p> <p>(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>(削除)</p> <p>(ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する<u>負担の</u>特例</p> <p>(エ) 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法による国の貸付<u>け</u>の特例</p> <p>(オ) 水防資材費の補助の特例</p> <p>(カ) <u>り災者</u>公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>(削除)</p> <p>(キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>(ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 激甚災害に関する調査</p> <p>(略)</p>
213	<p>第3 災害復旧事業の実施</p> <p>災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。</p> <p>復旧事業の事業費が決定されしだい速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。</p> <p>また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係<u>住民</u>に対して理解を得よう努める。</p> <p>なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。</p>	<p>第3 災害復旧事業の実施</p> <p>災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。</p> <p>復旧事業の事業費が決定されしだい速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。</p> <p>また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係<u>町民</u>に対して理解を得よう努める。</p> <p>なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。</p>
214	<p>第2節 計画的な災害復興計画</p> <p>被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちや地域産業の構造等をより良</p>	<p>第2節 計画的な災害復興計画</p> <p>被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちや地域産業の構造等をより良</p>

頁	修正前	修正後
	<p>いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。</p>	<p>いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。<u>また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。</u></p>
214	<p>第1 災害復興対策本部の設置 (略)</p>	<p>第1 災害復興対策本部の設置 (略)</p>
214	<p>第2 災害復興計画の策定</p> <p>1 災害復興方針の策定 (略)</p> <p>2 災害復興計画の策定</p> <p>町は、大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の町民が避難等を余儀なくされた地域など、<u>復興法</u>に定める要件に該当する地域が発生した場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。</p>	<p>第2 災害復興計画の策定</p> <p>1 災害復興方針の策定 (略)</p> <p>2 災害復興計画の策定</p> <p>町は、大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の町民が避難等を余儀なくされた地域など、<u>大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）</u>に定める要件に該当する地域が発生した場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。</p>
214	<p>第3 災害復興事業の実施 (略)</p>	<p>第3 災害復興事業の実施 (略)</p>
214	<p>第4 職員の派遣要請</p> <p>1 <u>被災市街地復興特別措置法上の手続</u></p> <p><u>町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p>2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）</p> <p>町は、事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を<u>要請</u>することができる。</p> <p>3 <u>職員派遣の斡旋要求（復興法第54条）</u></p>	<p>第4 職員の派遣要請</p> <p><u>1 地方行政機関の職員の派遣要請及び斡旋要求</u></p> <p><u>町は、復興計画の作成等のため必要があるときは、関係地方行政機関の長に対し復興法第53条の規定により、職員の派遣を要請することができる。また、知事に対し復興法第54条の規定による関係地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。</u></p> <p>2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）</p> <p>町は、事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を<u>求める</u>ことができる。</p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
215	<p><u>町は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。また、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、斡旋を求めることができる。</u></p>	
215	<p>第 3 節 生活再建等の支援計画</p> <p>大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、<u>民生安定</u>を講ずる。</p> <p>なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。</p>	<p>第 3 節 生活再建等の支援計画</p> <p>大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、<u>町民生活の安定</u>を講ずる。</p> <p>なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。</p>
215	<p>(新設)</p>	<p><u>第 1 被災者支援・相談業務に対応する人員の確保</u></p> <p><u>町は、災害の規模が大きく、町職員等での被災者支援・相談業務が困難な場合、受援計画に基づき被災者支援・相談業務に必要な人員の確保を図る。</u></p> <p><u>被災者支援・相談業務は下記のとおりとする。</u></p> <p><u>1 被災者の生活再建の支援</u></p> <p><u>2 被災者の不安軽減を目的とした電話による問合わせ対応</u></p> <p><u>3 生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口の設置 等</u></p>
215	<p>第 1 被災者の生活確保 (略)</p>	<p>第 2 被災者の生活確保 (略)</p>
215	<p>第 2 被災者への融資等</p> <p>1 被災者個人への融資</p> <p>(1) 生活福祉資金 (略)</p> <p>(2) 災害復興融資 (略)</p>	<p>第 3 被災者への融資等</p> <p>1 被災者個人への融資</p> <p>(1) 生活福祉資金 (略)</p> <p>(2) 災害復興融資 (略)</p>

頁	修正前	修正後																																				
	<p style="text-align: center;">【建設資金融資】</p> <table border="1" data-bbox="224 255 1086 683"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度</td> <td>①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額）390万円以下</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【補修資金融資】</p> <table border="1" data-bbox="235 774 1086 1098"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度</td> <td>①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>基本融資年額1.20%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）</td> </tr> </table> <p>(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 (略)</p> <p style="text-align: center;">【災害弔慰金の支給】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;">(略)</div>	貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。	貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額）390万円以下	利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%	償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）	その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。	貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。	貸付限度	①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下	利率	基本融資年額1.20%	償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）	<p style="text-align: center;">【建設資金融資】</p> <table border="1" data-bbox="1198 255 2060 683"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と併せて融資する。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度</td> <td>①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額）390万円以下</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【補修資金融資】</p> <table border="1" data-bbox="1198 766 2060 1093"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金と併せて融資する。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度</td> <td>①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>基本融資年額1.20%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）</td> </tr> </table> <p>(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 (略)</p> <p style="text-align: center;">【災害弔慰金の支給】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;">(略)</div>	貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と併せて融資する。	貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額）390万円以下	利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%	償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）	その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。	貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金と併せて融資する。	貸付限度	①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下	利率	基本融資年額1.20%	償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。																																					
貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額）390万円以下																																					
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%																																					
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）																																					
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。																																					
貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。																																					
貸付限度	①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下																																					
利率	基本融資年額1.20%																																					
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）																																					
貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と併せて融資する。																																					
貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額）390万円以下																																					
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%																																					
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）																																					
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。																																					
貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ「り災証明書」（り災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金と併せて融資する。																																					
貸付限度	①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下																																					
利率	基本融資年額1.20%																																					
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（措置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）																																					

頁	修正前	修正後																																																																												
	【災害障害見舞金の支給】	【災害障害見舞金の支給】																																																																												
	(略)	(略)																																																																												
	【災害援護資金の貸付】	【災害援護資金の貸付】																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円</td> </tr> <tr> <td>貸付対象となる被害</td> <td>① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額 </td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年間とし、据置期間は、そのうち3年間</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年3% ただし、据置期間中は無利子</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。</td> </tr> </table>	対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。	貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害	貸付金額	<table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥ ①と②が重複	"	250万円	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	"	350万円	償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間	利率	年3% ただし、据置期間中は無利子	費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。	<table border="1"> <tr> <td>対象災害</td> <td>県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円</td> </tr> <tr> <td>貸付対象となる被害</td> <td>① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額 </td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年間とし、据置期間は、そのうち3年間</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1% ただし、据置期間中は無利子 (保証人がいる場合は無利子)</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。</td> </tr> </table>	対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。	貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害	貸付金額	<table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥ ①と②が重複	"	250万円	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	"	350万円	償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間	利率	年1% ただし、据置期間中は無利子 (保証人がいる場合は無利子)	費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。
対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。																																																																													
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																																																																													
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																																																																													
貸付金額	<table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥ ①と②が重複	"	250万円	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	"	350万円																																																					
① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円																																																																												
② 家財の1/3以上の損害	"	150万円																																																																												
③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円																																																																												
④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円																																																																												
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円																																																																												
⑥ ①と②が重複	"	250万円																																																																												
⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円																																																																												
⑧ ①と④が重複	"	350万円																																																																												
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間																																																																													
利率	年3% ただし、据置期間中は無利子																																																																													
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																																																																													
対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。																																																																													
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																																																																													
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																																																																													
貸付金額	<table border="1"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>"</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>"</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>"</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>"</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>"</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>"</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ※ () は、特別の事情がある場合の額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円	⑥ ①と②が重複	"	250万円	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	"	350万円																																																					
① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円																																																																												
② 家財の1/3以上の損害	"	150万円																																																																												
③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円																																																																												
④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円																																																																												
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円																																																																												
⑥ ①と②が重複	"	250万円																																																																												
⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円																																																																												
⑧ ①と④が重複	"	350万円																																																																												
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間																																																																													
利率	年1% ただし、据置期間中は無利子 (保証人がいる場合は無利子)																																																																													
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																																																																													

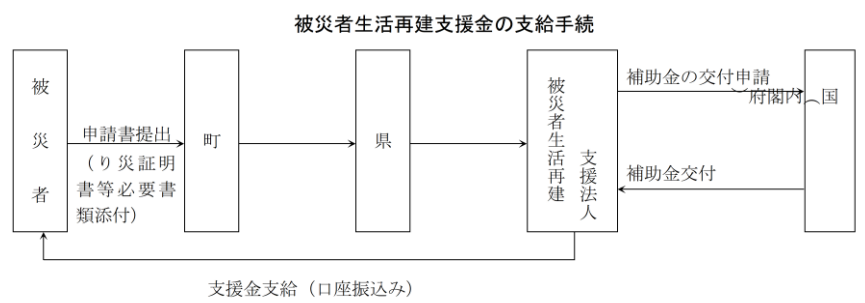
頁	修正前	修正後																																																												
	<p>2 被災中小企業への融資 (略)</p> <p>(1) 県制度融資の貸付</p> <p style="text-align: center;">【経営安定資金（災害復旧関連）】</p> <table border="1" data-bbox="210 376 1072 938"> <tr> <td>融資対象</td> <td colspan="2">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として引き続き6か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）</td> </tr> <tr> <td>融資条件</td> <td>用途</td> <td>設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付期間</td> <td>設備資金10年以内 運転資金7年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利率</td> <td>大臣指定 年1.2%以内（平成26年度） 知事指定 年1.3%以内（ 〃 ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担保</td> <td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証人</td> <td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>信用保証</td> <td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="2">元金均等月賦償還 据置期間2年以内</td> </tr> <tr> <td>申込受付場所</td> <td colspan="2">中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会</td> </tr> </table> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 被災農林漁業関係者への融資等 (略)</p> <p style="text-align: center;">【天災融資法に基づく資金融資】</p> <div data-bbox="194 1165 1115 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として引き続き6か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること		融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）		融資条件	用途	設備資金及び運転資金		貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内		利率	大臣指定 年1.2%以内（平成26年度） 知事指定 年1.3%以内（ 〃 ）		担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める		保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要		信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。	償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内		申込受付場所	中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会		<p>2 被災中小企業への融資 (略)</p> <p>(1) 県制度融資の貸付</p> <p style="text-align: center;">【経営安定資金（災害復旧関連）】</p> <table border="1" data-bbox="1193 376 2056 938"> <tr> <td>融資対象</td> <td colspan="2">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）</td> </tr> <tr> <td>融資条件</td> <td>用途</td> <td>設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付期間</td> <td>設備資金10年以内 運転資金7年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利率</td> <td>大臣指定 年1.0%以内（令和2年度） 知事指定 年1.1%以内（ 〃 ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担保</td> <td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証人</td> <td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>信用保証</td> <td>埼玉県信用保証協会の信用保証を付する</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="2">元金均等月賦償還 据置期間2年以内</td> </tr> <tr> <td>申込受付場所</td> <td colspan="2">中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会</td> </tr> </table> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 被災農林漁業関係者への融資等 (略)</p> <p style="text-align: center;">【天災融資法に基づく資金融資】</p> <div data-bbox="1171 1165 2092 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として 県内で客観的に事業に着手しており 、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること		融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）		融資条件	用途	設備資金及び運転資金		貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内		利率	大臣指定 年 1.0% 以内（令和2年度） 知事指定 年 1.1% 以内（ 〃 ）		担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める		保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要		信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内		申込受付場所	中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として引き続き6か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること																																																													
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）																																																													
融資条件	用途	設備資金及び運転資金																																																												
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内																																																												
	利率	大臣指定 年1.2%以内（平成26年度） 知事指定 年1.3%以内（ 〃 ）																																																												
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める																																																												
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																												
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。																																																												
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内																																																													
申込受付場所	中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会																																																													
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む） ① 原則として 県内で客観的に事業に着手しており 、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている者又は災害の影響を受け、町のり災証明を受けていること																																																													
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）																																																													
融資条件	用途	設備資金及び運転資金																																																												
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内																																																												
	利率	大臣指定 年 1.0% 以内（令和2年度） 知事指定 年 1.1% 以内（ 〃 ）																																																												
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める																																																												
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																												
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する																																																												
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内																																																													
申込受付場所	中小企業者は西秩父商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会																																																													

頁	修正前	修正後																						
	【①農林漁業施設資金（災害復旧）】	【①農林漁業施設資金（災害復旧）】																						
	<table border="1"> <tr> <td>貸付の相手方</td> <td>(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧—共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧—主務大臣指定施設) 農業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等</td> </tr> <tr> <td>貸付対象</td> <td>(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧—共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧—主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧</td> </tr> <tr> <td>貸付利率及び償還期限 (平成19年1月25日現在)</td> <td>(農地復旧) 年1.50～1.90% 25年(据置10年以内を含む)以内 (施設復旧—共同利用施設) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内 (施設復旧—主務大臣指定施設) 年1.50～1.90% 15年(据置3年以内を含む)以内等 (林道復旧) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内(農地復旧を除く)</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>保証人又は担保</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>農林公庫支店、農林中金、信農連に直接又は農業協同組合、森林組合経由で申し込む。</td> </tr> </table>	貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧—共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧—主務大臣指定施設) 農業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等	貸付対象	(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧—共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧—主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧	貸付利率及び償還期限 (平成19年1月25日現在)	(農地復旧) 年1.50～1.90% 25年(据置10年以内を含む)以内 (施設復旧—共同利用施設) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内 (施設復旧—主務大臣指定施設) 年1.50～1.90% 15年(据置3年以内を含む)以内等 (林道復旧) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等	貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内(農地復旧を除く)	担保	保証人又は担保	その他	農林公庫支店、農林中金、信農連に直接又は農業協同組合、森林組合経由で申し込む。	<table border="1"> <tr> <td>貸付の相手方</td> <td>①農林漁業を営む者 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用</td> </tr> <tr> <td>貸付利率及び償還期限</td> <td>①貸付利率 0.16～0.30% (令和4年2月21日現在) ②償還期限 15年(うち据置期間3年)以内 ただし、果樹は25年(うち据置期間10年)以内 共同利用施設は20年(うち据置期間3年)以内</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 (共同利用施設は負担額の80%)</td> </tr> <tr> <td>取扱融資機関</td> <td>株式会社日本政策金融公庫</td> </tr> </table>	貸付の相手方	①農林漁業を営む者 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等	資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用	貸付利率及び償還期限	①貸付利率 0.16～0.30% (令和4年2月21日現在) ②償還期限 15年(うち据置期間3年)以内 ただし、果樹は25年(うち据置期間10年)以内 共同利用施設は20年(うち据置期間3年)以内	貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 (共同利用施設は負担額の80%)	取扱融資機関	株式会社日本政策金融公庫
貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧—共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧—主務大臣指定施設) 農業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等																							
貸付対象	(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧—共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧—主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧																							
貸付利率及び償還期限 (平成19年1月25日現在)	(農地復旧) 年1.50～1.90% 25年(据置10年以内を含む)以内 (施設復旧—共同利用施設) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内 (施設復旧—主務大臣指定施設) 年1.50～1.90% 15年(据置3年以内を含む)以内等 (林道復旧) 年1.50～1.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等																							
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内(農地復旧を除く)																							
担保	保証人又は担保																							
その他	農林公庫支店、農林中金、信農連に直接又は農業協同組合、森林組合経由で申し込む。																							
貸付の相手方	①農林漁業を営む者 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等																							
資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等(主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設(主務大臣指定施設) 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用																							
貸付利率及び償還期限	①貸付利率 0.16～0.30% (令和4年2月21日現在) ②償還期限 15年(うち据置期間3年)以内 ただし、果樹は25年(うち据置期間10年)以内 共同利用施設は20年(うち据置期間3年)以内																							
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 (共同利用施設は負担額の80%)																							
取扱融資機関	株式会社日本政策金融公庫																							
	【②農林漁業セーフティネット資金】	【②農林漁業セーフティネット資金】																						
	<table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>10年(据置3年以内を含む)以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.25%～1.60%(平成20年3月19日現在)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>300万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>連帯保証人又は担保</td> </tr> </table>	期間	10年(据置3年以内を含む)以内	貸付利率	年1.25%～1.60%(平成20年3月19日現在)	貸付限度額	300万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り	担保	連帯保証人又は担保	<table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>15年(据置3年以内を含む)以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年0.20%～0.60%(令和4年9月20日現在)</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>600万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り</td> </tr> <tr> <td>取扱融資機関</td> <td>株式会社日本政策金融公庫</td> </tr> </table>	期間	15年(据置3年以内を含む)以内	貸付利率	年0.20%～0.60%(令和4年9月20日現在)	貸付限度額	600万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り	取扱融資機関	株式会社日本政策金融公庫						
期間	10年(据置3年以内を含む)以内																							
貸付利率	年1.25%～1.60%(平成20年3月19日現在)																							
貸付限度額	300万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り																							
担保	連帯保証人又は担保																							
期間	15年(据置3年以内を含む)以内																							
貸付利率	年0.20%～0.60%(令和4年9月20日現在)																							
貸付限度額	600万円以内、簿記記帳を持っているものに限り、特例を受けられる場合有り																							
取扱融資機関	株式会社日本政策金融公庫																							

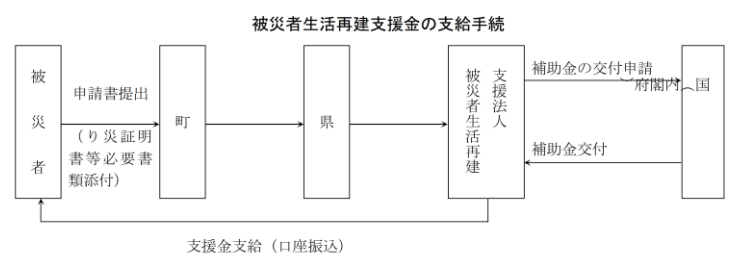
頁	修正前	修正後																																
	【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】	【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】																																
	<table border="1"> <tr> <td>貸付の相手</td> <td>被害農業者</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3.5%以内</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>償還期限</td> <td>6年以内（据置1年）</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>農業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>保証人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>町長の被害認定を受けたもの</td> </tr> </table>	貸付の相手	被害農業者	資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等	貸付利率	年3.5%以内	償還期限	6年以内（据置1年）	貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額	融資機関	農業協同組合等	担保	保証人	その他	町長の被害認定を受けたもの	<table border="1"> <tr> <td>貸付の相手</td> <td>被害農業者</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3.5%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>6年以内（据置1年）</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>農業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>町長の被害認定を受けたもの</td> </tr> </table>	貸付の相手	被害農業者	資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等	貸付利率	年3.5%以内	償還期限	6年以内（据置1年）	貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額	融資機関	農業協同組合等	担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する	その他	町長の被害認定を受けたもの
貸付の相手	被害農業者																																	
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等																																	
貸付利率	年3.5%以内																																	
償還期限	6年以内（据置1年）																																	
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額																																	
融資機関	農業協同組合等																																	
担保	保証人																																	
その他	町長の被害認定を受けたもの																																	
貸付の相手	被害農業者																																	
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等																																	
貸付利率	年3.5%以内																																	
償還期限	6年以内（据置1年）																																	
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額																																	
融資機関	農業協同組合等																																	
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する																																	
その他	町長の被害認定を受けたもの																																	
	【農業災害の補償等】	【農業災害の補償等】																																
	<table border="1"> <tr> <td>支払の相手</td> <td>当該共済加入の被災農家</td> </tr> <tr> <td>農業共済事業対象物</td> <td>農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）</td> </tr> <tr> <td>支払機関</td> <td>農業共済組合</td> </tr> </table>	支払の相手	当該共済加入の被災農家	農業共済事業対象物	農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）	支払機関	農業共済組合	<p style="color: red;">農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払の相手</td> <td>当該共済加入の被災農家</td> </tr> <tr> <td>農業共済事業対象物</td> <td>農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）</td> </tr> <tr> <td>支払機関</td> <td>農業共済組合</td> </tr> </table>	支払の相手	当該共済加入の被災農家	農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）	支払機関	農業共済組合																				
支払の相手	当該共済加入の被災農家																																	
農業共済事業対象物	農作物（水稻：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）																																	
支払機関	農業共済組合																																	
支払の相手	当該共済加入の被災農家																																	
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）																																	
支払機関	農業共済組合																																	
221	<p>第3 義援金・義援物資の受入・配分計画 （略）</p> <p>1 義援金・義援物資の受入 （1）義援金・義援物資の受付 町に委託された義援金、町長あての見舞金及び義援物資は、福祉部調査・物資班が受け付ける。 （2）義援物資の仕分 （略）</p> <p>2 義援金・義援物資の配分 町は、町に委託された義援金・義援物資、また県又は日赤から送付された義援金・義</p>	<p>第4 義援金・義援物資の受入れ・配分計画 （略）</p> <p>1 義援金・義援物資の受入れ （1）義援金・義援物資の受付 町に寄託された義援金、町長あての見舞金及び義援物資は、福祉部調査・物資班が受け付ける。 （2）義援物資の仕分 （略）</p> <p>2 義援金・義援物資の配分 町は、町に寄託された義援金、また県又は日赤から送付された義援金を配分計画に基</p>																																

頁	修正前	修正後
221	<p><u>援物資を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。</u></p> <p>3 義援物資の保管場所 (略)</p> <p><u>第4</u> 被災者生活再建支援制度 (略)</p>	<p><u>づき、速やかに被災者に支給する。また、町は、被災者への義援金の支給状況について、 県配分委員会に報告を行う。</u></p> <p><u>町は、町に寄託された義援物資、また県又は日赤から送付された義援物資を日赤奉仕 団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。</u></p> <p>3 義援物資の保管場所 (略)</p> <p><u>第5</u> 被災者生活再建支援制度 (略)</p>

頁	修正前	修正後																																																																										
	<p style="text-align: center;">被災者生活再建支援制度の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目 的</td> <td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害</td> <td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害 の 規 模</td> <td>政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 援 対 象 世 帯</td> <td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 給 金 の 額</td> <td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町</td> <td>①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>①被害状況の取りまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等へ報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被災者生活再建支援法人</td> <td>①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国（内閣府）</td> <td>被災者生活再建支援法人への補助金交付等</td> </tr> </table>	目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。	対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）	対 象 災 害 の 規 模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害	支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯	支 給 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円 	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付	県	①被害状況の取りまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等へ報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付	被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告	国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等	<p style="text-align: center;">被災者生活再建支援制度の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目 的</td> <td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害</td> <td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害 の 規 模</td> <td>政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 援 対 象 世 帯</td> <td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 給 金 の 額</td> <td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） < 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 > <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> < 中規模半壊 > <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町</td> <td>①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付</td> </tr> </table>	目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。	対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）	対 象 災 害 の 規 模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害	支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満	支 給 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） < 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 > <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> < 中規模半壊 > <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は 差額を支給 	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円	町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に 係る 窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																																																																											
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																																																																											
対 象 災 害 の 規 模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																																																																											
支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯																																																																											
支 給 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円 	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円																																																									
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																																																								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																																																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																																																									
支給額	200万円	100万円	50万円																																																																									
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付																																																																											
県	①被害状況の取りまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等へ報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付																																																																											
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告																																																																											
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																																																																											
目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																																																																											
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																																																																											
対 象 災 害 の 規 模	政令で定める自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																																																																											
支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																																																																											
支 給 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） < 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 > <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> < 中規模半壊 > <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は 差額を支給 	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円																																																	
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																																																								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																																																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																																																									
支給額	200万円	100万円	50万円																																																																									
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																																																									
支給額	100万円	50万円	25万円																																																																									
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に 係る 窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付																																																																											



県	①被害状況の取りまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等へ報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等



223 第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内市町村の相互扶助により、支援法の適用にならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

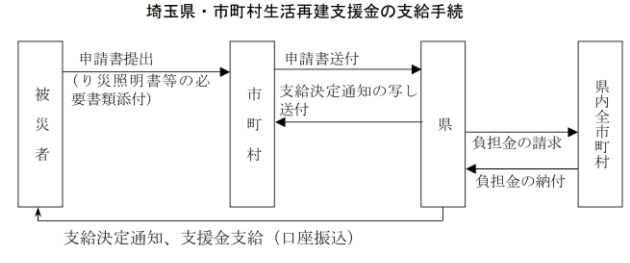
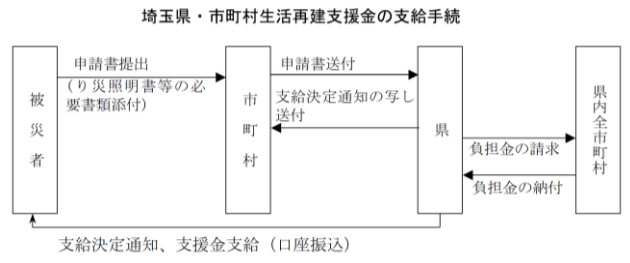
第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内市町村の相互扶助により、支援法の適用にならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

頁	修正前	修正後																																																																				
	<p style="text-align: center;">埼玉県・市町村生活再建支援金の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目 的</td> <td>被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害</td> <td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害 の 規 模</td> <td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 援 対 象 世 帯</td> <td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 援 金 の 額</td> <td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町</td> <td>①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定</td> </tr> </table>	目 的	被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。	対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。	支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円		※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付	県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定	<p style="text-align: center;">埼玉県・市町村生活再建支援金の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目 的</td> <td>被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害</td> <td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 災 害 の 規 模</td> <td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 援 対 象 世 帯</td> <td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)アへで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 援 金 の 額</td> <td>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町</td> <td>①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定</td> </tr> </table>	目 的	被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。	対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。	支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)アへで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円		※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付	県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定
目 的	被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																																																																					
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																																																					
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																																																																					
支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																																																					
支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円																																																			
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																																																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																																																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																																																			
支給額	200万円	100万円	50万円																																																																			
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																																																					
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付																																																																					
県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定																																																																					
目 的	被災者生活再建支援法の適用とならなかった地域において、県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																																																																					
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																																																					
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																																																																					
支 援 対 象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)アへで定めるもの ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																																																					
支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円																																																			
住宅の被害程度	支給額																																																																					
全壊、解体、長期避難	100万円																																																																					
大規模半壊	50万円																																																																					
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																																																			
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																																																																			
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																																																																			
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																																																					
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付																																																																					
県	①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定																																																																					



埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
町	①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

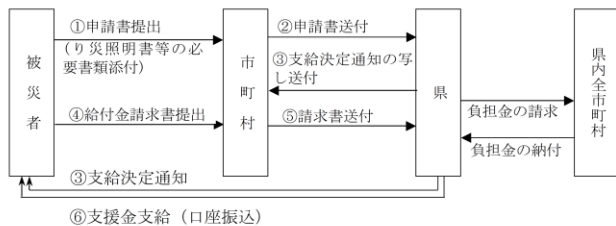
※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目 的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。

支援対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は町が提供し、又は斡旋する公営住宅等に同居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>①全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
町	<p>①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定</p>

埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続

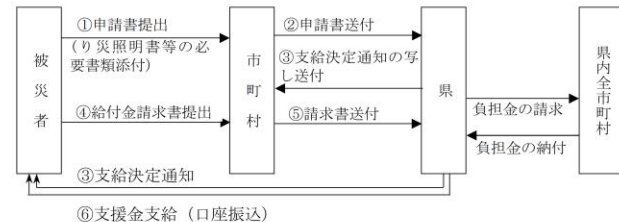


埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目 的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対 象 災 害 の 規 模	自然災害の規模は問わない。

支援対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は町が提供し、又は斡旋する公営住宅等に同居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>①全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
町	<p>①住宅の被害認定 ②り災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定</p>

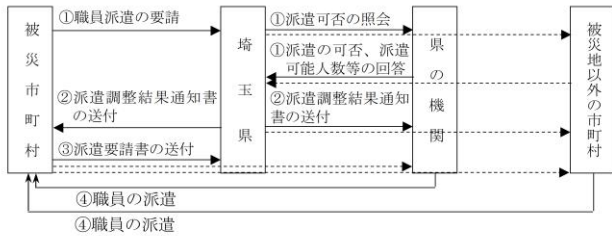
埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

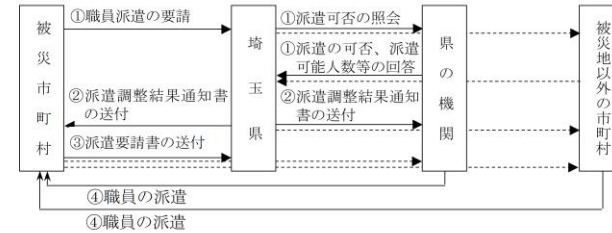
埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



227 第6 被災者台帳の作成・り災証明書の発行

- 1 取組方針
(略)
- 2 取組内容
(新設)

第7 被災者台帳の作成・り災証明書の発行

- 1 取組方針
(略)
- 2 取組内容
(1) り災証明書の発行に関する普及啓発

頁	修正前	修正後
	<p>(新設)</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p style="text-align: center;">被災者台帳の記載（記録）内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・(略)</p> </div> <p>(2) 台帳情報の利用及び提供</p> <p>町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。</p> <p>(3) り災証明書の発行</p> <p>町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとにり災証明書を発行する。</p> <p>(4) 被災者支援業務の標準化</p> <p>町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>町は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 実施体制の整備</u></p> <p><u>町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災者台帳の作成</u></p> <p style="text-align: center;">被災者台帳の記載（記録）内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・(略)</p> </div> <p><u>(4) 台帳情報の利用及び提供</u></p> <p>町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。</p> <p><u>(5) り災証明書の発行</u></p> <p>町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとにり災証明書を発行する。</p> <p><u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>(6) 被災者支援業務の標準化</u></p> <p>町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。</p> <p><u>(7) 被災者支援業務の人員の確保</u></p> <p><u>町は、災害の規模が大きく、町職員等での住家の被害認定、り災証明及び被災者台帳等に係る業務の対応が困難である場合、受援計画に基づき業務対応の人員の確保を図る。</u></p>

頁	修正前	修正後
229	第5章 複合災害対策計画	第4章 複合災害対策計画
229	第1節 基本方針 (略)	第1節 基本方針 (略)
229	第1 基本方針 町及び県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。 1 人命救助が第一 (略) 2 二次被害の防止 (略) 3 ライフラインの復旧 (略)	第1 基本方針 町及び県、防災関係機関が複合災害に対応するに <u>当たって</u> の基本的な方針を次に示す。 1 人命救助が第一 (略) 2 二次被害の防止 (略) 3 ライフラインの復旧 (略)
229	第2 対策の方向性 複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、 <u>町外からの</u> 応援を速やかに確保することが重要である。 そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国及び県、他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。	第2 対策の方向性 複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、 <u>受援計画に基づき</u> 応援を速やかに確保する。 そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国及び県、他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。
230	第2節 予防・事前対策	第2節 予防・事前対策
230	第1 複合災害に関する防災知識の普及 (略) 1 複合する可能性のある災害の種類 (略) 2 複合災害の対応困難性の分析 単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターン	第1 複合災害に関する防災知識の普及 (略) 1 複合する可能性のある災害の種類 (略) 2 複合災害の対応困難性の分析 単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターン

頁	修正前	修正後
	<p>に分けられる。埼玉県が想定する複合災害のパターンは以下のとおり。小鹿野町においては、パターン2が想定される。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>なお、いずれのパターンにしても、近隣市町や、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町及び近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">埼玉県が想定するパターンごとの具体的なシナリオ例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(略)</div>	<p>に分けられる。県が想定する複合災害のパターンは以下のとおり。町においては、パターン2が想定される。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>なお、いずれのパターンにしても、近隣市町や、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町及び近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">県が想定するパターンごとの具体的なシナリオ例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(略)</div>
231	(新設)	<p><u>第2 複合災害発生時の被害想定の実施</u></p> <p><u>町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。</u></p>
231	<p>第2 防災施設の整備等</p> <p>(略)</p>	<p>第3 防災施設の整備等</p> <p>(略)</p>
231	<p>第3 非常時情報通信の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第4 非常時情報通信の整備</p> <p>(略)</p>
231	<p>第4 避難対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第6節「避難予防対策計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、避難所の選定に当たっては、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。</p>	<p>第5 避難対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章8節「避難予防対策計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、避難所の選定に当たっては、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。</p>
231	<p>第5 災害医療体制の整備</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第8節「医療体制等の整備計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。</p>	<p>第6 災害医療体制の整備</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章11節「医療体制等の整備計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。</p>

頁	修正前	修正後
231	<p>第6 災害時の要配慮者対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第16節「要配慮者安全確保計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。</p>	<p>第7 災害時の要配慮者対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章9節「要配慮者安全確保計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。</p>
231	<p>第7 緊急輸送体制の整備</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第4節「防災活動拠点等整備計画」及び風水害・事故災害等対策編第2章第14節「道路災害予防計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、代替輸送路及び輸送手段について関係機関への要請等の検討を行う。</p>	<p>第8 緊急輸送体制の整備</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章5節「防災活動拠点等整備計画」及び第20節「道路災害予防計画」を準用する。</p> <p>なお、町は、代替輸送路及び輸送手段について検討を行う。</p>
232	<p>第3節 応急対策</p>	<p>第3節 応急対策</p>
232	<p>第1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給</p> <p>(略)</p> <p>1 飲料水の供給</p> <p>(1) 給水の実施</p> <p>ア 給水の方針</p> <p>(略)</p> <p>イ 給水方法</p> <p>給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。</p> <p>ウ 応急給水資機材の調達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 給水施設の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>2 物資拠点の開設、運営及び要員の確保</p> <p>(1) 物資拠点の開設、運営</p> <p>町は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、<u>物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。</u></p> <p>(2) 物資拠点の要員の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給</p>	<p>第1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給</p> <p>(略)</p> <p>1 飲料水の供給</p> <p>(1) 給水の実施</p> <p>ア 給水の方針</p> <p>(略)</p> <p>イ 給水方法</p> <p><u>町は、給水に当たっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。</u></p> <p>ウ 応急給水資機材の調達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 給水施設の応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>2 物資拠点の開設、運営及び要員の確保</p> <p>(1) 物資拠点の開設、運営</p> <p>町は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、<u>地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。</u></p> <p>(2) 物資拠点の要員の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(1) 物資の調達、供給</p> <p>町は、備蓄物資又は「災害時における協力支援に関する協定」を締結しているちちぶ農業協同組合をはじめ、他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 埼玉県広域受援計画の適用について</p> <p>東京 23 区で震度 6 強を観測する程度の首都直下地震が発生し、<u>国の緊急災害対策本部が設置された場合、国の「首都直下地震応急対策活動要領」が適用され「同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づき、国の応急対策活動が実施される。</u></p> <p>その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、埼玉県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。町は、県の要請に基づき協力する。</p>	<p>(1) 物資の調達、供給</p> <p>町は、備蓄物資又は「災害時における協力支援に関する協定」を締結しているちちぶ農業協同組合をはじめ、他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。</p> <p><u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、冷暖房器具、燃料等の被災地の実情を考慮した物資を調達するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 埼玉県広域受援計画の適用について</p> <p>東京 23 区で震度 6 強を観測する程度の首都直下地震が発生した場合、<u>「首都直下地震における応急対策活動に関する具体計画」（中央防災会議幹事会）に基づき、</u>国の応急対策活動が実施される。</p> <p>その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。町は、県の要請に基づき協力する。</p>
233	<p>第 2 緊急輸送</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 緊急輸送</p> <p>(略)</p>
234	<p>第 6 章 広域応援計画</p>	<p>第 5 章 広域応援計画</p>
234	<p>第 1 節 基本方針</p> <p>7つの都県と県境を接する埼玉県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。</p> <p>首都圏の同時被災に対応するためには、<u>首都圏の都県では相互応援も困難な事態となるため、全国からの応援が必須となる。</u>北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。</p>	<p>第 1 節 基本方針</p> <p>7つの都県と県境を接する埼玉県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。</p> <p>首都圏<u>同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援も困難な状況</u>となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。</p>

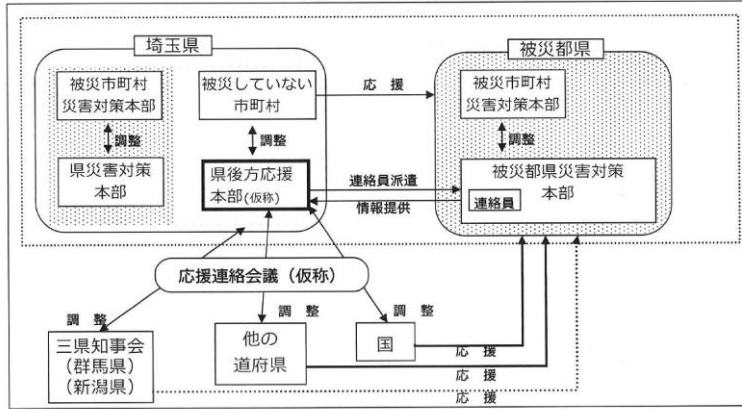
頁	修正前	修正後								
	<p>本町も同時被災することから、まず迅速に町内の被害に対応し、その後、県に協力し、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。</p> <p>また、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告書を踏まえ、地方公共団体の受援を想定した体制整備が検討され策定された、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」には、応援・受援の基本的な考え方や基礎知識をはじめ、応援・受援班（担当）の設置と組織への位置づけ等、地方公共団体が応援の<u>受け入れ</u>体制整備を推進するための参考事項が示されている。これを踏まえて、受援体制の整備に<u>も</u>努めるものとする。</p>	<p>本町も同時被災することから、<u>首都圏広域災害が発生した場合には</u>、まず迅速に町内の被害に対応し、その後、県に協力し、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。</p> <p>また、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告書を踏まえ、地方公共団体の受援を想定した体制整備が検討され策定された、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」には、応援・受援の基本的な考え方や基礎知識をはじめ、応援・受援班（担当）の設置と組織への位置づけ等、地方公共団体が応援の<u>受入</u>体制整備を推進するための参考事項が示されている。これを踏まえて、受援体制の整備に努めるものとする。</p>								
234	第2節 具体的取組	第2節 具体的取組								
234	第1 事前対策	第1 事前対策								
	<p>1 広域応援体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高めている。町は、県と連携し、広域応援に<u>あたって</u>の協力体制の整備に努める。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="212 1062 1066 1136"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>・広域応援にあたっての協力体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	町	・広域応援にあたっての協力体制の整備	<p>1 広域応援体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高めている。町は、県と連携し、広域応援に<u>当たって</u>の協力体制の整備に努める。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1220 1062 2009 1136"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>・広域応援に<u>当たって</u>の協力体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	町	・広域応援に <u>当たって</u> の協力体制の整備
機関名等	役割									
町	・広域応援にあたっての協力体制の整備									
機関名等	役割									
町	・広域応援に <u>当たって</u> の協力体制の整備									
	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア <u>広域避難者の受入体制の整備</u></p> <p><u>町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。</u></p> <p><u>また、町と県は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容受入能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民</u></p>	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p><u>ア 九都県市合同防災訓練等の実施</u></p> <p><u>町は、県とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。検証結果や町の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p>								

頁	修正前	修正後
	<p><u>間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。</u></p> <p>2 広域支援拠点の確保</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 広域支援拠点の確保</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 広域支援拠点</p> <p>県は、首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ 訓練・検証等</u></p> <p><u>町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、県及び近隣市町と連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や町の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>3 広域応援要員派遣体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p>	<p>2 広域支援拠点の確保</p> <p>((1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 広域支援拠点の確保</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 広域支援拠点</p> <p>県は、首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。</p> <p><u>広域支援拠点として、高速道路のインターチェンジ等から近い民間企業の所有地7か所を、部隊の宿营地や救援物資の集積地として活用する。また、広域物資拠点として、民間の卸売団地4か所において、在庫商品を救援物資として供給を受ける。</u></p> <p><u>(イ) 道の駅の活用</u></p> <p><u>県は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 広域応援要員派遣体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p>

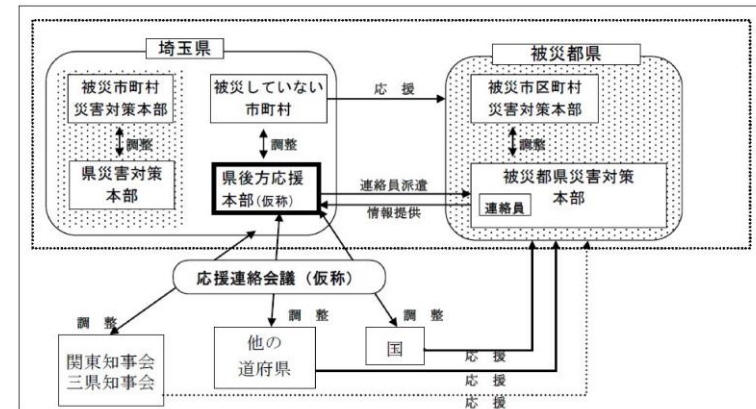
頁	修正前	修正後																
	<p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="192 280 1111 392"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成 ・広域応援要員の活動体制の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア <u>職種混成の広域応援要員チームの編成</u></p> <p>町は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。</p> <p>応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や、市町村業務を熟知する町職員により編成する。</p> <p>(新設)</p> <p>4 広域避難受入体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から埼玉県に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、町は県と連携して、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="192 1168 1111 1248"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の選定、確保 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成 ・広域応援要員の活動体制の整備 	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の選定、確保 	<p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1223 280 2007 392"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>応援職員派遣体制の整備</u> ・広域応援要員の活動体制の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア <u>応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備</u></p> <p>町は、<u>県が行う応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣体制の整備に協力する。</u></p> <p>イ <u>国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備</u></p> <p>町は、<u>上記ア以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。</u></p> <p>4 広域避難受入体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p><u>首都圏広域</u>災害発生時には、多くの人々が他都県から埼玉県に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、町は県と連携して、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。<u>また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。</u></p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1223 1168 2007 1318"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の選定、確保 ・公営住宅等の空き室状況の把握 ・応急仮設住宅の適地調査の実施 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>町は、<u>広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入</u></p>	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>応援職員派遣体制の整備</u> ・広域応援要員の活動体制の整備 	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の選定、確保 ・公営住宅等の空き室状況の把握 ・応急仮設住宅の適地調査の実施
機関名等	役割																	
町	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の編成 ・広域応援要員の活動体制の整備 																	
機関名等	役割																	
町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の選定、確保 																	
機関名等	役割																	
町	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>応援職員派遣体制の整備</u> ・広域応援要員の活動体制の整備 																	
機関名等	役割																	
町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の選定、確保 ・公営住宅等の空き室状況の把握 ・応急仮設住宅の適地調査の実施 																	

頁	修正前	修正後								
237	<p>5 県内被害の極小化による活動余力づくり</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 町民への普及・啓発 (略) イ～エ (略)</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）</p> <p>(1) 取組方針 町は、県と協調して応援活動を行う。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="192 995 1104 1070"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>・広域応援にあたって県への協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 県後方応援本部（仮称）の設置 町は、県が実施する<u>後方支援</u>について協調して対応するものとし、被災が軽微又は被災していない場合は、<u>県後方応援本部が実施する応援活動に協力する。</u></p>	機関名等	役割	町	・広域応援にあたって県への協力	<p><u>れる施設の事前確保に努める。</u></p> <p><u>町は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。</u></p> <p>5 県内被害の極小化による活動余力づくり</p> <p>(1) 取組方針 町は、減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 町民への普及啓発 (略) イ～エ (略)</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）</p> <p>(1) 取組方針 町は、<u>首都圏広域災害が発生した場合、県が設置した後方応援本部（仮称）</u>と協調して応援活動を行う。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1211 995 2002 1070"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>・広域応援に<u>当たって</u>県への協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 県後方応援本部（仮称）の設置 町は、<u>被災が軽微又は被災していない場合は、</u>県が実施する<u>被災地</u>支援について協調して対応するもの<u>とする。</u></p>	機関名等	役割	町	・広域応援に <u>当たって</u> 県への協力
機関名等	役割									
町	・広域応援にあたって県への協力									
機関名等	役割									
町	・広域応援に <u>当たって</u> 県への協力									

広域応援体制の関係図



広域応援体制の関係図



イ 後方応援本部の主な業務
(略)

2 応援に必要な広域災害情報の収集

(1) 取組方針

県は、首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施する。必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援にあたって県への協力をを行う。

(新設)

イ 後方応援本部の主な業務
(略)

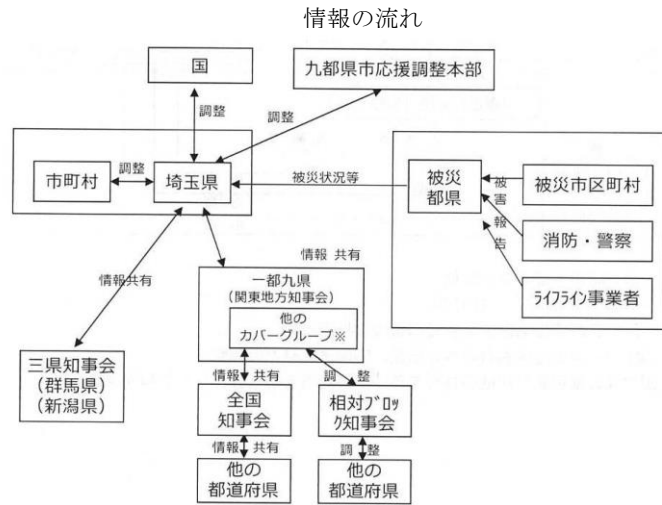
2 応援に必要な広域災害情報の収集

(1) 取組方針

県は、首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援に当たって県への協力をを行う。

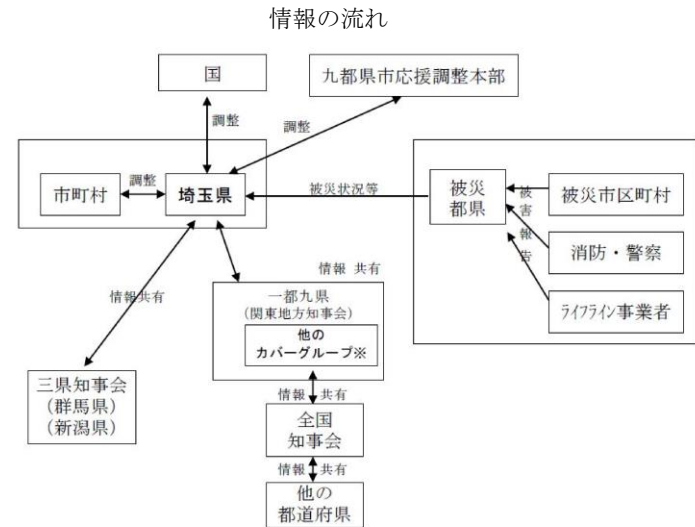
(2) 役割

機関名等	役割
町	・広域応援に当たって県への協力



※他のカバーグループ

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
(第2グループ)	(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県



※他のカバーグループ

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
(第2グループ)	(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

3 広域応援要員の派遣

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。

3 広域応援要員の派遣

(1) 取組方針

町は、県の要請に基づき、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員を派遣する。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

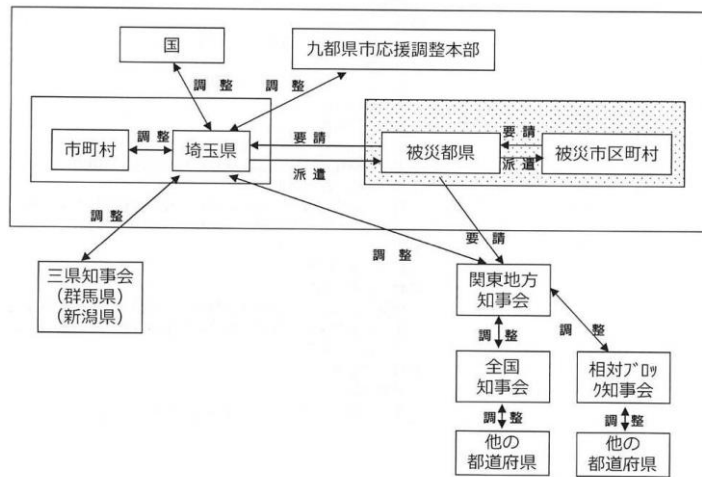
なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

町は、必要な要員の確保が困難な場合、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。

(2) 役割

機関名等	役割
町	・応援要員（職種混成の応援要員のチーム）派遣

広域応援要員派遣の流れ



(3) 具体的な取組内容

ア 応援要員の派遣調整

県は、被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）を派遣する。町は、県の要請に基づき協力する。

<参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

(略)

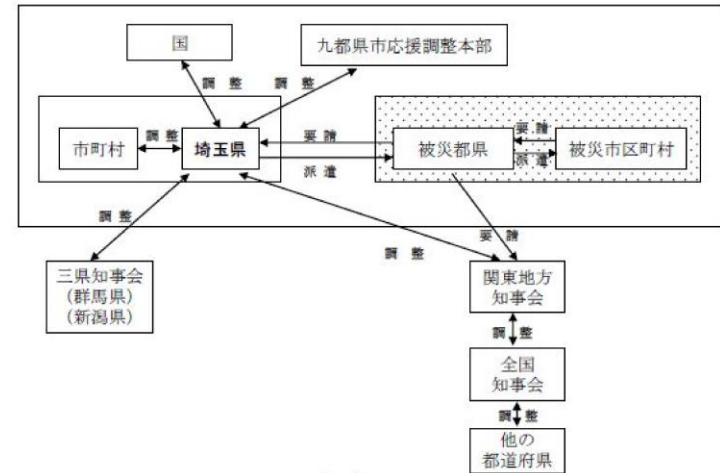
4 広域避難の支援

(1) 取組方針

(2) 役割

機関名等	役割
町	・応援要員の派遣

相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ



(3) 具体的な取組内容

(削除)

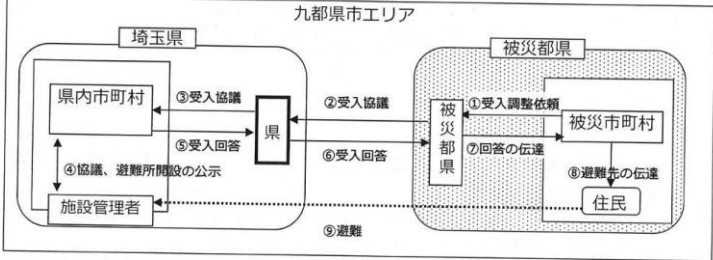
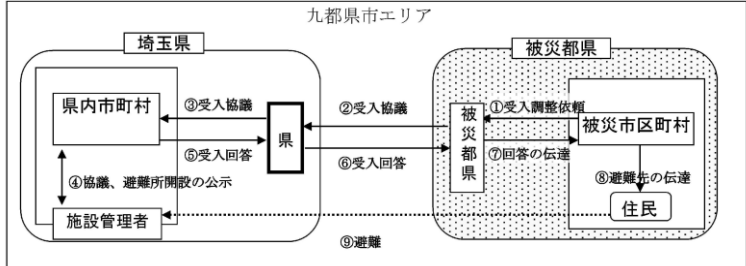
県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。町は、県の要請に基づき協力する。

<参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

(略)

4 広域避難の支援

(1) 取組方針

頁	修正前	修正後
	<p>町は、<u>大規模災害発生時に</u>、埼玉県の避難者発生状況を踏まえつつ、他都道府県からの避難者を県と連携し受け入れる。</p> <p>県から協力を求められた場合は、<u>広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県の支援を受けて広域一時滞在のための避難所を提供する。</u></p> <p>自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p style="text-align: center;">広域避難（広域一時滞在）の流れ</p>  <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 応援要請と受入の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被災市町村からの被災都道府県へ避難者受入調整の依頼 ②被災都道府県内では受入困難な場合、<u>埼玉県</u>への要請。被災都県との受入協議 ③～⑤（略） ⑥被災都道府県への受入回答 ⑦被災都道府県から被災市町村への受入回答の伝達 ⑧被災市町村から町民へ、避難先決定の伝達及び避難支援 ⑨避難者の受入（避難誘導を含む）、避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都道府県と県が行う） <p>イ 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議</p> <p>県は、<u>大規模災害</u>の発生に伴い、<u>他の都道府県知事</u>から避難者受入の要請があった場</p>	<p>町は、<u>首都圏広域災害発生時に</u>、埼玉県の避難者発生状況を踏まえつつ、他都道府県からの避難者を県と連携し受け入れる。</p> <p><u>町は、</u>県から協力を求められた場合は、<u>町の被災状況を勘案し、</u>広域一時滞在のための<u>避難所提供に向けて協議を行う。</u></p> <p>自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p style="text-align: center;">広域避難（広域一時滞在）の流れ</p>  <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 応援要請と受入<u>れ</u>の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被災市<u>区</u>町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼 ②被災都県内では受入困難な場合、県への要請。被災都県との受入協議 ③～⑤（略） ⑥被災都県への受入回答 ⑦被災都県から被災市<u>区</u>町村への受入回答の伝達 ⑧被災市<u>区</u>町村から町民へ、避難先決定の伝達及び避難支援 ⑨避難者の受入<u>れ</u>（避難誘導を含む）、避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う） <p>イ 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議</p> <p>県は、<u>首都圏広域災害</u>の発生に伴い、<u>被災都県知事</u>から避難者受入の要請があった場</p>

頁	修正前	修正後
	<p>合、本県に避難してきた者を一次的に<u>収容し</u>保護するため、町長に対して町が設置する避難所での避難者の受入を要請する。</p> <p>町は、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を<u>収容</u>できる施設を優先して選定する。</p> <p>ウ 避難者受入方針の決定</p> <p>県は、町に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。</p> <p>エ 避難所開設の公示及び避難者の<u>収容</u></p> <p>町は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び<u>収容</u>人員並びに開設期間の見込みを公示し、<u>収容すべき</u>者を誘導して保護する。</p> <p>オ 避難所の管理運営</p> <p>風水害・事故災害等対策編<u>第2章第6節</u>「避難予防対策計画」を準用する。</p> <p>カ 要配慮者への配慮</p> <p>町は、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。町は、<u>県の要請に基づき</u>、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。</p> <p>キ 自主避難者への支援 (略)</p> <p>ク 避難者登録システム等の活用</p> <p>県は、町の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。</p> <p>5 がれき処理支援</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援</p>	<p>合、本県に避難してきた者を一次的に<u>受け入れ</u>保護するため、町長に対して町が設置する避難所での避難者の受入<u>れ</u>を要請する。</p> <p>町は、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を<u>受け入れることができる</u>施設を優先して選定する。</p> <p>ウ 避難者受入方針の決定</p> <p>県は、町に対し、当該避難者の受入<u>れ</u>に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。</p> <p>エ 避難所開設の公示及び避難者の<u>受け入れ</u></p> <p>町は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び<u>受け入れ</u>人員並びに開設期間の見込みを公示し、<u>受け入れ対象者</u>を誘導して保護する。</p> <p>オ 避難所の管理運営</p> <p>風水害・事故災害等対策編<u>第1章8節</u>「避難予防対策計画」を準用する。</p> <p>カ 要配慮者への配慮</p> <p>町は、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。</p> <p>キ 自主避難者への支援 (略)</p> <p>ク 避難者登録システム等の活用</p> <p>県は、町の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供する。</p> <p>5 がれき処理支援</p> <p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援</p>

頁	修正前	修正後				
242	<p>(1) 取組方針 被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>第3 復旧・復興対策</p> <p>1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） (略)</p> <p>2 ライフライン施設の復旧活動支援 (略)</p> <p>3 遺体の埋・火葬支援</p> <p>(1) 取組方針 県は、<u>大規模災害発生時</u>、埼玉県における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。町は県の要請に基づき協力する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>4 仮設工場・作業場の斡旋 (略)</p> <p>5 生活支援 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 取組方針 <u>町は</u>、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>第3 復旧・復興対策</p> <p>1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） (略)</p> <p>2 ライフライン施設の復旧活動支援 (略)</p> <p>3 遺体の埋・火葬支援</p> <p>(1) 取組方針 県は、<u>首都圏広域災害</u>発生時、埼玉県における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。町は県の要請に基づき協力する。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>4 仮設工場・作業場の斡旋 (略)</p> <p>5 生活支援 (略)</p> <p><u>6 首都機能の維持</u></p> <p><u>(1) 取組方針</u> 県は、<u>中央官庁を含める都内</u>が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する<u>省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする</u>。町は、<u>県の要請に基づき、政府の災害対応及び業務継続の支援を行う</u>。</p> <p><u>(2) 役割</u></p> <table border="1" data-bbox="1256 1342 2051 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 1342 1480 1378">機関名等</th> <th data-bbox="1480 1342 2051 1378">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 1378 1480 1418">町</td> <td data-bbox="1480 1378 2051 1418">・政府の災害対応及び業務継続の支援</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	町	・政府の災害対応及び業務継続の支援
機関名等	役割					
町	・政府の災害対応及び業務継続の支援					

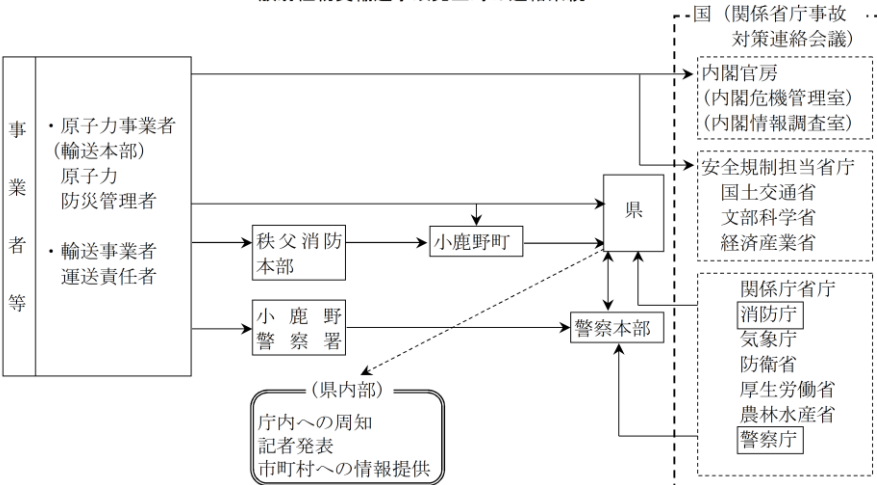
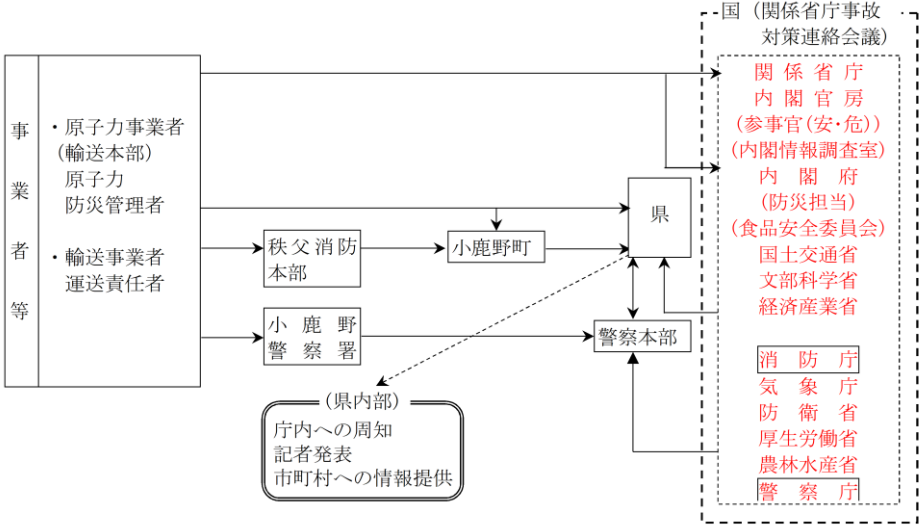
頁	修正前	修正後
245	第7章 事故災害等対策計画	第6章 事故災害等対策計画
245	第1節 火災対策計画 (略)	第1節 火災対策計画 (略)
245	第1 町の活動体制の確立 (略)	第1 町の活動体制の確立 (略)
245	第2 災害情報の収集・連絡等 (略)	第2 災害情報の収集・連絡等 (略)
245	第3 消防団による消防活動 (略) 1～3 (略) 4 避難誘導 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。 5 情報収集 (略) 6 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を秩父消防本部と協力して行う。 <div data-bbox="197 999 1104 1118" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 秩父郡小鹿野町消防団条例 (P84) ○ 秩父郡小鹿野町消防団規則 (P87) </div>	第3 消防団による消防活動 (略) 1～3 (略) 4 避難誘導 避難指示がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。 5 情報収集 (略) 6 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を秩父消防本部と協力して行う。 <div data-bbox="1178 999 2085 1118" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資料編 ○ 小鹿野町消防団条例 (P129) ○ 小鹿野町消防団規則 (P133) </div>
246	第4 応援要請 (略) 1 要請方法 (略) 2 応援消防隊の受入体制の整備 応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入を図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。	第4 応援要請 (略) 1 要請方法 (略) 2 応援消防隊の受入体制の整備 応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。

頁	修正前	修正後
	<p>(1)～(3) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 秩父地域 5 市町消防団危機対応相互応援協定書 (P78) </div>	<p>(1)～(3) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料編 ○ 秩父地域 5 市町消防団危機対応相互応援協定書 (P47) </div>
247	第6節 林野火災対策計画 (略)	第2節 林野火災対策計画 (略)
247	第1 発災直後の情報収集等 (略)	第1 発災直後の情報収集等 (略)
247	第2 活動体制の確立 1 職員の非常参集 (略) 2 災害対策本部の設置等 大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。 3 応援要請 (略)	第2 活動体制の確立 1 職員の非常参集 (略) 2 町本部の設置等 大規模な林野火災が発生した場合には、町本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。 3 応援要請 (略)
247	第3 緊急輸送活動 (略)	第3 緊急輸送活動 (略)
247	第4 避難誘導等 発災時における避難誘導については、風水害・事故災害等対策編第3章第11節「避難計画」及び震災対策編第3章第1.2「避難計画」に準ずる。 山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期に避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。	第4 避難誘導等 発災時における避難誘導については、風水害・事故災害等対策編第2章13節「避難計画」及び震災対策編第2章12節「避難計画」に準ずる。 山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期に避難を指示する。
248	第5 施設・設備の応急復旧活動 (略)	第5 施設・設備の応急復旧活動 (略)
248	第6 的確な情報伝達活動 1 被災者等への情報伝達活動	第6 的確な情報伝達活動 1 被災者等への情報伝達活動

頁	修正前	修正後
	<p>町は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。</p> <p>また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>2 町民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>3 関係者等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>	<p>町は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。</p> <p>また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>2 町民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>3 関係者等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>
249	<p>第2節 危険物等災害対策計画 (略)</p>	<p>第3節 危険物等災害対策計画 (略)</p>
249	<p>第1 危険物施設等災害応急対策</p> <p>1 活動方針 (略)</p> <p>2 応急措置</p> <p>施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。 (1)～(4) (略)</p> <div data-bbox="190 1029 1097 1120" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 危険物施設数 (P15)</p> </div>	<p>第1 危険物施設等災害応急対策</p> <p>1 活動方針 (略)</p> <p>2 応急措置</p> <p>施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。 (1)～(4) (略)</p> <div data-bbox="1169 1029 2076 1120" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 ○ 危険物施設数 (P17)</p> </div>
249	<p>第2 高圧ガス災害応急対策</p> <p>1 活動方針</p> <p>高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス<u>関係の事業所</u>に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、<u>施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、</u></p> <p>必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、町民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関に通報する。</p>	<p>第2 高圧ガス災害応急対策</p> <p>1 活動方針</p> <p>高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス<u>施設</u>に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、<u>二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。</u></p> <p><u>併せて、</u>必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、町民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関に通報する。</p>

頁	修正前	修正後
250	<p>通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>2 応急措置</p> <p>(1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月1日施行）」に基づき応急措置を実施する。</p> <p>(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 火薬類災害応急対策</p> <p>1 活動方針</p> <p>火薬類取締法により、<u>火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合</u>においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、<u>当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に</u>災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>2 応急措置</p> <p>施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者<u>の</u>近づくことを禁止する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>2 応急措置</p> <p>(1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、<u>警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して</u>応急措置を実施する。</p> <p>(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器<u>を</u>安全な場所に移す。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 火薬類災害応急対策</p> <p>1 活動方針</p> <p>火薬類取締法により<u>規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合</u>においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、<u>施設管理者は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに連携して</u>災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>2 応急措置</p> <p>施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者<u>が</u>近づくことを禁止する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
250	<p>第4 サリン等による人身被害対策</p> <p>町の地域にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、<u>本地域防災計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備すると同時に、</u>県、防災関係機関に応援を要請し、迅速かつ強力で事故災害</p>	<p>第4 サリン等による人身被害対策</p> <p>町の地域にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、<u>町</u>防災計画に定める<u>町</u>本部等の組織に必要な職員を動員配備すると同時に、</p>

頁	修正前	修正後
	<p>応急対策を推進する。</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織</p> <p>第3章第1節「活動体制計画」に定める町本部体制とする。</p> <p>(2) 配備体制</p> <p>配備基準等は、第3章第2節「動員配備計画」に定める非常体制により対処する。</p> <p>2 応急措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 救出、救助</p> <p>消防機関を主体とした救出、救助活動にあたるものとするが、具体的な対策については第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。</p> <p>(5) 医療救護</p> <p>町は、町内に人身被害が発生した場合、第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県その他の関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。</p> <p>(6) 救急搬送</p> <p>第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に準じる。町は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県に対して県防災ヘリコプターの出場要請、又は自衛隊の災害派遣要請を要求する。</p> <p>(7) 避難誘導</p> <p>町長、警察官等は、第3章第11節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の町民に対して避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(8) 応援要請</p> <p>(略)</p>	<p>推進する。</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織</p> <p>本編第2章第1節「活動体制計画」に定める町本部体制とする。</p> <p>(2) 配備体制</p> <p>配備基準等は、本編第2章第1節「活動体制計画」に定める非常体制により対処する。</p> <p>2 応急措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 救出、救助</p> <p>消防機関を主体とした救出、救助活動に当たるものとするが、具体的な対策については本編第2章15節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。</p> <p>(5) 医療救護</p> <p>町は、町内に人身被害が発生した場合、本編第2章15節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県その他の関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。</p> <p>(6) 救急搬送</p> <p>本編第2章15節「救急救助・医療救護計画」に準じる。町は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県に対して県防災ヘリコプターの出場要請、又は自衛隊の災害派遣要請を要求する。</p> <p>(7) 避難誘導</p> <p>町長、警察官等は、本編第2章13節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の町民に対して避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(8) 応援要請</p> <p>(略)</p>
252	第3節 原子力事故災害対策計画 (略)	第4節 原子力事故災害対策計画 (略)
252	第1 環境放射線等モニタリング	第1 環境放射線等モニタリング

頁	修正前	修正後
252	<p>(略)</p> <p>第2 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 検出された放射線量、放射性物質の状況</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">放射性物質輸送事故発生時の連絡系統</p> 	<p>(略)</p> <p>第2 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">放射性物質輸送事故発生時の連絡系統</p> 
253	<p>第3 活動体制の確立</p> <p>事故によりその影響が周辺に及んだ場合又は及ぶおそれがある場合には、本編第3章第1節「活動体制計画」及び第2節「動員配備計画」により、応急活動体制をとり、必要な要員を確保する。</p> <p>なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発表して、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。この場合、町は災害対策本部を設置するとともに、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。</p>	<p>第3 活動体制の確立</p> <p>事故によりその影響が周辺に及んだ場合又は及ぶおそれがある場合には、本編第2章第1節「活動体制計画」により、応急活動体制をとり、必要な要員を確保する。</p> <p>なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発表して、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。この場合、町は町本部を設置するとともに、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。</p>

頁	修正前	修正後
253	第4 情報収集・連絡、緊急連絡体制等の確保 (略)	第4 情報収集・連絡、緊急連絡体制等の確保 (略)
253	第5 消火活動 (略)	第5 消火活動 (略)
253	第6 緊急輸送活動 (略)	第6 緊急輸送活動 (略)
253	<p>第7 退避・避難収容活動等</p> <p>1 退避・避難等の基本方針</p> <p>町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避、<u>コンクリート屋内退避</u>又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。</p> <p><u>町民等の屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の基準については、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された計画的避難区域の設定を目安とし、幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安に準拠し、適切に対応する。</u></p> <p>(1) <u>町長は、防災機関等からの情報により、屋内退避等が必要と認められた場合、町民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示を行う。</u></p> <p>(2) <u>町は、町民等の避難誘導に当たっては県と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</u></p> <p>(3) <u>関係市町村の住民がその地域を越えてコンクリート屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、県から収容施設の供与その他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合は、これに協力する。</u></p>	<p>第7 退避・避難<u>受入</u>活動等</p> <p>1 退避・避難等の基本方針</p> <p>町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避、又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。</p>

頁	修正前	修正後																																																					
	(単位：mSv (ミリシーベルト))	O I L と防護措置について																																																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(単位：mSv (ミリシーベルト))</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">防護対策の内容 (注)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>外部全身線量</td> <td>甲状腺等の各臓器の組織線量</td> <td rowspan="3">町民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。</td> </tr> <tr> <td>10～50</td> <td>100～500</td> </tr> <tr> <td>50以上</td> <td>500以上</td> </tr> </table>	(単位：mSv (ミリシーベルト))		防護対策の内容 (注)	屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量)		外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	町民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。	10～50	100～500	50以上	500以上	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">緊急防護措置</td> <td>O I L 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td style="text-align: center;">500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td style="text-align: center;">β線：40,000 cpm^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm^{※4}【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">早期防護措置</td> <td>O I L 2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td style="text-align: center;">20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> <tr> <td>飲食物に係るスクリーニング基準</td> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td style="text-align: center;">0.5μSv/h^{※4} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">飲食物摂取制限^{※5}</td> <td rowspan="5">O I L 6</td> <td>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td> <td>核種^{※7}</td> <td rowspan="5">1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{※4} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物摂取制限 ^{※5}	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	飲料水	牛乳・乳製品	放射性ヨウ素	300Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
(単位：mSv (ミリシーベルト))		防護対策の内容 (注)																																																					
屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量)																																																							
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	町民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。																																																					
10～50	100～500																																																						
50以上	500以上																																																						
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																																																				
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																																																			
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。																																																			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																																																			
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{※4} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。																																																			
飲食物摂取制限 ^{※5}	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。																																																			
		飲料水	牛乳・乳製品																																																				
		放射性ヨウ素	300Bq/kg		野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																																																		
		放射性セシウム	200Bq/kg		500Bq/kg																																																		
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg		10Bq/kg																																																		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																																																					
	(注) 防護対策の内容は以下のとおりである。	2 警戒区域の設定																																																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>屋内退避</td> <td>自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート屋内退避</td> <td>屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果や気密性も高いコンクリート建屋への退避をする。</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。</td> </tr> </table>	屋内退避	自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。	コンクリート屋内退避	屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果や気密性も高いコンクリート建屋への退避をする。	避難	放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。	(1) 警戒区域の設定																																															
屋内退避	自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。																																																						
コンクリート屋内退避	屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果や気密性も高いコンクリート建屋への退避をする。																																																						
避難	放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。																																																						
	(新設)	町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定する。																																																					
		なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。																																																					
		(2) 屋内退避・避難等の実施の指示																																																					
		町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。																																																					
		(3) 関係機関への協力の要請																																																					

頁	修正前	修正後
	<p>2 退避・避難等の実施 (略)</p> <p>3 避難所の管理運営 避難所の管理運営については、風水害・事故災害等対策編第3章第11節「避難計画」を参照のこと。</p> <p>4 町民への広報活動 (略)</p>	<p><u>町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。</u></p> <p>3 退避・避難等の実施 (略)</p> <p>3 避難所の管理運営 避難所の管理運営については、風水害・事故災害等対策編第2章13節「避難計画」を参照のこと。</p> <p>4 町民への広報活動 (略)</p>
255	<p>第8 放射性物質による汚染の除去等 (略)</p>	<p>第8 放射性物質による汚染の除去等 (略)</p>
255	<p>第9 各種規制措置と解除 (略)</p>	<p>第9 各種規制措置と解除 (略)</p>
256	<p>第10 被害状況の調査等</p> <p>1 被災住民の登録 町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難所に<u>収容した</u>町民を避難者名簿により登録する。</p> <p>2 被害調査 (略)</p>	<p>第10 被害状況の調査等</p> <p>1 被災住民の登録 町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難所に<u>受け入れた</u>町民を避難者名簿により登録する。</p> <p>2 被害調査 (略)</p>
256	<p>第11 町民の健康調査等</p> <p>町は、県の協力を得て、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、町民の健康維持と民心の安定を図るものとする。</p> <p>また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携し、<u>収容等</u>を行う。この場合、二次汚染に十分配慮して行う。</p>	<p>第11 町民の健康調査等</p> <p>町は、県の協力を得て、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、町民の健康維持と民心の安定を図るものとする。</p> <p>また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携し、<u>受入れ等</u>を行う。この場合、二次汚染に十分配慮して行う。</p>
256	<p>第12 風評被害対策</p> <p>町は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報等に務め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。</p>	<p>第12 風評被害対策</p> <p>町は、<u>国及び県と連携し、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保する。</u></p> <p><u>町は、</u>原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報等に務め、農林水産業、地場産業の商品等</p>

頁	修正前	修正後
257	<p>第4節 農業災害対策計画 (略)</p>	<p>の適正な流通の促進のための広報活動を行う。 第5節 農業災害対策計画 (略)</p>
257	<p>第1 注意報及び警報の伝達 (略)</p>	<p>第1 注意報及び警報の伝達 (略)</p>
257	<p>第2 農業災害対策 (略)</p>	<p>第2 農業災害対策 (略)</p>
257	<p>第3 畜産災害対策</p> <p>1 被害状況の調査 (略)</p> <p>2 家畜伝染病対策 災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。</p> <p>3 飼料の確保対策 町は、畜産農家から飼料の斡旋を求められた場合は、県に必要な飼料の斡旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。</p>	<p>第3 畜産災害対策</p> <p>1 被害状況の調査 (略)</p> <p>2 家畜伝染病等対策 災害に伴い家畜伝染病及びその他の多発性病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。</p> <p>3 飼料の確保対策 町は、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。畜産農家から飼料の斡旋を求められた場合は、県に必要な飼料の斡旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。</p>
258	<p>第5節 道路災害対策計画 (略)</p>	<p>第6節 道路災害対策計画 (略)</p>
258	<p>第1 発災直後の情報収集等</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 (1)～(2) (略) (3) 応急対策活動情報の連絡 町は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。</p>	<p>第1 発災直後の情報収集等</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 (1)～(2) (略) (3) 応急対策活動情報の連絡 町は、県に応急対策活動の実施状況、町本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。</p>

頁	修正前	修正後
258	<p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p>	<p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p>
	<p>1 職員の非常参集 (略)</p>	<p>1 職員の非常参集 (略)</p>
	<p>2 <u>災害対策本部</u>の設置等 大規模な災害が発生した場合には、町は<u>災害対策本部</u>を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。</p>	<p>2 <u>町本部</u>の設置等 大規模な災害が発生した場合には、町は<u>町本部</u>を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。</p>
258	<p>3 応援要請</p> <p>第3 緊急輸送活動 (略)</p>	<p>3 応援要請</p> <p>第3 緊急輸送活動 (略)</p>
258	<p>第4 危険物流出時の応急対策 (略)</p>	<p>第4 危険物流出時の応急対策 (略)</p>
259	<p>第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 (略)</p>	<p>第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 (略)</p>
259	<p>第6 的確な情報伝達活動</p> <p>1 被災者等への情報伝達活動 町は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供に当たっては、<u>防災行政無線</u>、<u>有線放送</u>、掲示板、広報紙、ホームページ、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。</p> <p>2 町民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>3 関係者等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>	<p>第6 的確な情報伝達活動</p> <p>1 被災者等への情報伝達活動 町は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供に当たっては、<u>防災行政無線</u>、掲示板、広報紙、ホームページ、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。</p> <p>2 町民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>3 関係者等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>

頁	修正前	修正後
260	<p>第7節 航空機事故対策計画 (略)</p>	<p>第7節 航空機事故対策計画 (略)</p>
260	<p>第1 活動体制</p> <p>1 事業者 事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、<u>東京空港事務所に速やかに通報するものとする。</u>(航空法第76条) 警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。</p> <p>2 町 (略)</p>	<p>第1 活動体制</p> <p>1 事業者 事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、<u>国土交通大臣に報告するものとする。</u>(航空法第76条) 警察官又は消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。</p> <p>2 町 (略)</p>
260	<p>第2 応急措置</p> <p>1 情報収集</p> <p>(1) 町 町は、町内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責任は、本編第3章第7節「災害情報通信計画」に準ずる。</p> <p>(2) 警察 本編第3章第7節「災害情報通信計画」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。 警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムより、県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) 乗客等の避難 (略)</p> <p>(2) 災害現場周辺の町民の避難 航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は本編第3章第11節「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。</p>	<p>第2 応急措置</p> <p>1 情報収集</p> <p>(1) 町 町は、町内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責任は、本編第2章第7節「災害情報通信計画」に準ずる。</p> <p>(2) 警察 本編第2章第7節「災害情報通信計画」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。 警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムより、県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) 乗客等の避難 (略)</p> <p>(2) 災害現場周辺の町民の避難 航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は本編第2章第13節「避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。</p>

頁	修正前	修正後
262	<p>3 救出、救助 本編第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。 (1)～(2) (略)</p> <p>4 消火活動 航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、<u>消防機関を主体とする市町村</u>は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。</p> <p>5 応援要請 航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は本編第3章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は<u>同第5節「応援協力要請計画」</u>に準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 救出、救助 本編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。 (1)～(2) (略)</p> <p>4 消火活動 航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。</p> <p>5 応援要請 航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は<u>本編第2章第3節「応援協力要請計画」</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>第8節 雪害対策計画</u> <u>大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、降雪による災害に対応するための必要な事項を定める。</u></p>
262	<p>第4 応急対策</p> <p>1 応急活動体制の施行 (1) 取組方針 町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 (略)</p> <p>2 情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第1 応急対策</p> <p>1 応急活動体制の施行 (1) 取組方針 町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。 <u>災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。</u></p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 (略)</p> <p>2 情報の収集・伝達・広報</p>

頁	修正前	修正後																
	<p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 風水害・事故災害等対策編第3章第6節「注意報及び警報伝達計画」を準用する。 イ～オ (略)</p> <p>3 道路機能の確保</p> <p>(1) 取組方針 町は、県及び関係機関等と連携し、異常な積雪時において、拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、<u>住民生活</u>に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="197 818 1090 1002"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者</td> <td>・効率的な除雪</td> </tr> <tr> <td>町、防災関係機関</td> <td>・除雪の応援</td> </tr> <tr> <td>建設業者等</td> <td>・各道路管理者が行う除雪の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 効率的な除雪 (略) イ 除雪の応援 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。 防災関係機関は、町又は県から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。 除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保につ</p>	機関名等	役割	道路管理者	・効率的な除雪	町、防災関係機関	・除雪の応援	建設業者等	・各道路管理者が行う除雪の支援	<p>(1) 取組方針 (略)</p> <p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 風水害・事故災害等対策編第2章第6節「注意報及び警報伝達計画」を準用する。 イ～オ (略)</p> <p>3 道路機能の確保</p> <p>(1) 取組方針 町は、県及び関係機関等と連携し、異常な積雪時において、拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、<u>町民生活</u>に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1216 815 2004 1002"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者</td> <td>・効率的な除雪 ・必要に応じた交通規制</td> </tr> <tr> <td>町、防災関係機関</td> <td>・除雪の応援</td> </tr> <tr> <td>建設業者等</td> <td>・各道路管理者が行う除雪の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容 ア 効率的な除雪 (略) イ 除雪の応援 町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。 防災関係機関は、町又は県から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。 除雪応援の受入<u>れ</u>に当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保につ</p>	機関名等	役割	道路管理者	・効率的な除雪 ・必要に応じた交通規制	町、防災関係機関	・除雪の応援	建設業者等	・各道路管理者が行う除雪の支援
機関名等	役割																	
道路管理者	・効率的な除雪																	
町、防災関係機関	・除雪の応援																	
建設業者等	・各道路管理者が行う除雪の支援																	
機関名等	役割																	
道路管理者	・効率的な除雪 ・必要に応じた交通規制																	
町、防災関係機関	・除雪の応援																	
建設業者等	・各道路管理者が行う除雪の支援																	

頁	修正前	修正後														
	<p>て配慮する。</p> <p>4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="190 435 1104 619"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・孤立地区の応急対策 </td> </tr> <tr> <td>道路管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア なだれ事故に対する応急対策</p> <p>町及び道路等施設管理者は、なだれによる人命等の損失を極力回避するため、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見したときは、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。</p> <p>なだれにより施設が被災した場合には、直ちに車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。また、車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。</p> <p>イ なだれ発生に伴う避難</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・孤立地区の応急対策 	道路管理	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 	<p>いて配慮する。</p> <p>4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1261 432 2051 799"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策 </td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策 </td> </tr> <tr> <td>交通事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・孤立地区の応急対策 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア なだれ事故に対する応急対策</p> <p>町及び道路管理者は、なだれによる人命等の損失を極力回避するため、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見したときは、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。</p> <p>なだれにより施設が被災した場合には、直ちに車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。また、車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。</p> <p>イ なだれ発生に伴う避難</p> <p>(略)</p> <p>ウ 雪害時の滞留車両の乗員保護</p> <p>町及び道路管理者は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係</p>	機関名等	役割	町	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策 	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策 	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・孤立地区の応急対策
機関名等	役割															
町	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・孤立地区の応急対策 															
道路管理	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 															
機関名等	役割															
町	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策 															
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策 															
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・孤立地区の応急対策 															

頁	修正前	修正後
	<p>ウ 孤立地区の応急対策</p> <p>町及び防災関係機関は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の町民の人命及び財産を保護するため、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。その他、風水害・事故災害等対策編第3章第5節「応援協力要請計画」、第19節「緊急輸送計画」を準用する。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>5 避難所の開設・運営</p> <p>町は、なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民や、交通途絶により孤立した地域の町民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。また、気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第3章第11節「避難計画」を準用する。</p> <p>6 医療救護</p> <p>町は、積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第3章第12節「救急救助・医療救護計画」を準用する。</p> <p>7 ライフラインの確保</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 応急対策の実施</p> <p>ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、</p>	<p><u>機関と連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。</u></p> <p>エ 孤立地区の応急対策</p> <p>町及び防災関係機関は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の町民の人命及び財産を保護するため、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。その他、風水害・事故災害等対策編第2章3節「応援協力要請計画」、第21節「緊急輸送計画」を準用する。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>5 避難所の開設・運営</p> <p>町は、なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民や、交通途絶により孤立した地域の町民を<u>受け入れる</u>ため、避難所を開設・運営する。また、気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第2章13節「避難計画」を準用する。</p> <p>6 医療救護</p> <p>町は、積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。</p> <p>その他、風水害・事故災害等対策編第2章15節「救急救助・医療救護計画」を準用する。</p> <p>7 ライフラインの確保</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 応急対策の実施</p> <p><u>町及び</u>ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当</p>

頁	修正前	修正後
266	<p>災害対応の円滑化や<u>住民</u>生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。</p> <p><u>町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。</u></p> <p>8 地域における除雪協力</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>第5 復旧対策</p> <p>1 長期化する雪害への対応</p> <p>(略)</p> <p>2 農業復旧支援</p> <p>農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。</p> <p>風水害・事故災害等対策編第4章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。</p> <p>3 その他復旧対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第4章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。</p> <p>4 生活再建等の支援</p> <p>風水害・事故災害等対策編第4章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。</p>	<p>たり、災害対応の円滑化や<u>町民</u>生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。</p> <p>8 地域における除雪協力</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 復旧対策</p> <p>1 長期化する雪害への対応</p> <p>(略)</p> <p>2 農業復旧支援</p> <p>農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。<u>町は、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。</u></p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。</p> <p>3 その他復旧対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。</p> <p>4 生活再建等の支援</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。</p>
268	<p>第9節 火山噴火降灰対策計画</p>	<p>第9節 火山噴火降灰対策計画</p> <p><u>火山噴火の降灰による被害の軽減、実施すべき措置、農業者への支援及び応援協力等、大規模な降灰に対応するための必要な事項を定めるものである。</u></p>
268	<p>第4 応急対策</p> <p>1 応急活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p>	<p>第1 応急対策</p> <p>1 応急活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 降灰に関する情報の発信</p> <p>気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民等へ周知する。</p> <p>発信手段は、風水害・事故災害等対策編第3章第7節「災害情報通信計画」及び風水害・事故災害等対策編第3章第8節「災害広報計画」を準用する。</p> <p>【災害オペレーション支援システムで取得する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報・予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・噴火に関する火山観測報 ・火山に関するお知らせ <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 降灰に関する被害情報の伝達 (略)</p> <p>ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 (略) (例)</p> <p>○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。</p> <p>○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。</p> <p>○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。</p>	<p>(2) 役割 (略)</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 降灰に関する情報の発信</p> <p>気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民等へ周知する。</p> <p>発信手段は、風水害・事故災害等対策編第2章第7節「災害情報通信計画」及び第8節「災害広報計画」を準用する。</p> <p>【災害オペレーション支援システムで取得する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報・予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・噴火に関する火山観測報 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火速報 ・降灰予報 <p>イ 降灰に関する被害情報の伝達 (略)</p> <p>ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 (略) (例)</p> <p>○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。</p> <p>○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。</p> <p>○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。</p> <p>※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前</p>

頁	修正前	修正後
	<p>3 避難所の開設・運営</p> <p>町は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、避難所を開設・運営する。</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第11節「避難計画」を準用する。</p> <p>ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。</p> <p>また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、秩父広域市町村圏組合水道局と連携し、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。</p> <p>4 医療救護</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第12節「救急救助・医療救護計画」を準用する。</p> <p>現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。</p> <p>5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第10節「交通対策計画」を準用する。</p> <p>他県の例では、下記の事例が報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。 ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。 ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。 <p>町は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。</p> <p>6 農業者への支援 (略)</p> <p>7 降灰の処理</p>	<p style="text-align: center;"><u>に火山灰を払落し、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。</u></p> <p>3 避難所の開設・運営</p> <p>町は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を受け入れるため、避難所を開設・運営する。</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章13節「避難計画」を準用する。</p> <p>ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。</p> <p>また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、秩父広域市町村圏組合水道局と連携し、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。</p> <p>4 医療救護</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章15節「救急救助・医療救護計画」を準用する。</p> <p>現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。</p> <p>5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章11節「交通対策計画」を準用する。</p> <p>他県の例では、下記の事例が報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。 ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。 ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。 <p>町は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。</p> <p>6 農業者への支援 (略)</p> <p>7 降灰の処理</p>

頁	修正前	修正後
271	<p>(略)</p> <p>8 広域一時滞在 町は、県の要請に基づき、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の<u>町民</u>を受け入れる。 その他、風水害・事故災害等対策編第5章第3節「応急対策」を準用する。</p> <p>9 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p>第5 復旧対策</p> <p>1 継続災害への備え</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>2 その他復旧対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第4章第1節「迅速な災害復旧計画」を準用する。</p>	<p>(略)</p> <p>8 広域一時滞在 町は、県の要請に基づき、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の<u>住民</u>を受け入れる。 その他、風水害・事故災害等対策編第4章第3節「応急対策」を準用する。</p> <p>9 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p>第2 復旧対策</p> <p>1 継続災害への備え</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 役割</p> <p>(略)</p> <p>2 その他復旧対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第1節「迅速な災害復旧計画」を準用する。</p>
272	<p>第10節 文化財災害対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 文化財災害対策計画</p> <p>(略)</p>
272	<p>第1 文化財の現況</p> <p>国・県・町指定建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、相応の防護策とし計画的な修理の促進が必要である。</p> <div data-bbox="190 1125 1099 1204" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 指定文化財一覧 (P <u>131</u>)</p> </div>	<p>第1 文化財の現況</p> <p>国・県・町指定建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、相応の防護策とし計画的な修理の促進が必要である。</p> <div data-bbox="1167 1125 2076 1204" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 指定文化財一覧 (P <u>183</u>)</p> </div>
272	<p>第2 文化財の応急措置</p> <p>1 建造物が被災した場合には、町教育委員会やボランティアによる災害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害</u>の大小にかかわらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図るよう県に要請</p>	<p>第2 文化財の応急措置</p> <p>1 建造物が被災した場合には、町教育委員会やボランティアによる災害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>被害</u>の大小にかかわらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図るよう県に要請</p>

頁	修正前	修正後
272	<p>する。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3 県等への報告 （略）</p>	<p>する。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3 県等への報告 （略）</p>
273	<p>第1 1 節 大規模停電対策計画</p>	<p>第1 1 節 大規模停電対策計画</p>
273	<p>第2 応急対策</p> <p>1 実施事項</p> <p>(1) 町</p> <p>町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況をとりまとめて、<u>県</u>知事に報告するものとする。</p> <p>(2) 東京電力パワーグリッド株式会社 （略）</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、風水害・事故災害等対策編第3章第8節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>3 応急活動体制 （略）</p> <p>4 応急給水活動 （略）</p> <p>5 医療機関の機能確保 （略）</p> <p>6 火災予防対策</p>	<p>第1 応急対策</p> <p><u>町は、大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、県及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備を進める。</u></p> <p>1 実施事項</p> <p>(1) 町</p> <p>町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況をとりまとめて、知事に報告するものとする。</p> <p>(2) 東京電力パワーグリッド株式会社 （略）</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、風水害・事故災害等対策編第2章第8節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>3 応急活動体制 （略）</p> <p>4 応急給水活動 （略）</p> <p>5 医療機関の機能確保 （略）</p> <p>6 火災予防対策</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>7 広域応援</p> <p>町、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害・事故災害等対策編第6章「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>7 広域応援</p> <p>町、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、風水害・事故災害等対策編第5章「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。</p>
274	(新設)	<p><u>第12節 ライフライン災害対策計画</u></p> <p><u>震災対策編第2章第25節「ライフライン災害対策計画」を準用し、交通規制については次のとおり対応する。</u></p>
274	(新設)	<p><u>第1 交通規制</u></p> <p><u>道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u></p>
	震災対策編	震災対策編
	<u>第1章 総則</u>	(削除)
277	第2章 震災予防計画	第1章 震災予防計画
277	(新設)	<p><u>第1節 防災組織整備計画</u></p> <p><u>風水害・事故災害等対策編第1章第1節「防災組織整備計画」を準用する。</u></p>
277	<p>第2節 防災まちづくり計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第15節「防災まちづくり計画」を準用する。</p> <p>なお、大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。</p>	<p>第2節 防災まちづくり計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章第2節「防災まちづくり計画」を準用する。</p> <p>なお、大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。<u>また、町は、不正な盛土を監視する体制の整備を図る。</u></p>

頁	修正前	修正後						
277	<p>第5.3節 震災に強い地域（社会）づくり計画</p> <p>全ての町民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。</p> <p>また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、町民や事業所が、町、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。</p>	<p>第3節 震災に強い地域（社会）づくり計画</p> <p>全ての町民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。</p> <p><u>町は、町民に食料・飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守る行動をとるように周知を図る。</u></p> <p>また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、町民や事業所が、町、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。</p> <p><u>町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。</u></p>						
277	<p>第1 町民の役割</p> <p>町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="277 703 1025 1182"> <tr> <td data-bbox="277 703 376 1015">平常時</td> <td data-bbox="376 703 1025 1015"> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 1日分の飲料水及び食料の備蓄 ⑤ 生活必需品の備蓄 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認 ⑨ 町が実施する防災訓練への参加 ⑩ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑪ 住宅の耐震化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1015 376 1182">発災時</td> <td data-bbox="376 1015 1025 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止、初期消火 ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 ③ 自主防災活動への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 町、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない。 </td> </tr> </table>	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 1日分の飲料水及び食料の備蓄 ⑤ 生活必需品の備蓄 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認 ⑨ 町が実施する防災訓練への参加 ⑩ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑪ 住宅の耐震化 	発災時	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止、初期消火 ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 ③ 自主防災活動への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 町、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない。 	<p>第1 町民の役割</p> <p>町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1234 699 2040 1182"> <tr> <td data-bbox="1234 699 1332 1182">平常時</td> <td data-bbox="1332 699 2040 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）設備の設置 ④ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ⑤ 3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄 ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル17171など） ⑩ 町が実施する防災訓練への参加 ⑪ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑫ 住宅の耐震化 ⑬ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ⑭ 家庭や地域での防災総点検の実施 ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 </td> </tr> </table>	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）設備の設置 ④ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ⑤ 3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄 ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル17171など） ⑩ 町が実施する防災訓練への参加 ⑪ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑫ 住宅の耐震化 ⑬ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ⑭ 家庭や地域での防災総点検の実施 ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 1日分の飲料水及び食料の備蓄 ⑤ 生活必需品の備蓄 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認 ⑨ 町が実施する防災訓練への参加 ⑩ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑪ 住宅の耐震化 							
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止、初期消火 ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 ③ 自主防災活動への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 町、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない。 							
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）設備の設置 ④ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ⑤ 3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄 ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル17171など） ⑩ 町が実施する防災訓練への参加 ⑪ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 ⑫ 住宅の耐震化 ⑬ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ⑭ 家庭や地域での防災総点検の実施 ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 							
278	<p>第2 自主防災組織等の充実強化</p> <p>大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。</p> <p>このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自治会を単位と</p>	<p>第2 自主防災組織等の充実強化</p> <p>大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。</p> <p>このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自治会を単位と</p>						

頁	修正前	修正後										
278	<p>する自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。</p> <p>1 自主防災組織の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="230 400 1055 619"> <tr> <td>平 常 時</td> <td> ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり） </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状) </td> </tr> <tr> <td>発 災 時</td> <td> ① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、要配慮者の安全確保に留意する。) ⑤ 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認) </td> </tr> </table> <p>2 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第3 民間防火組織 (略)</p> <p>279 第4 事業所等の防災体制の充実</p> <p>大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。</p> <p>このため、防災関係機関と連携して、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るものとする。</p>	平 常 時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり）		救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状)	発 災 時	① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、要配慮者の安全確保に留意する。) ⑤ 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)	<p>する自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。<u>併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</u></p> <p>1 自主防災組織の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1211 384 2016 837"> <tr> <td>平 常 時</td> <td> ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状) </td> </tr> <tr> <td>発 災 時</td> <td> ① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保に留意する。） ⑤ 避難所の自主運営活動の実施（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認） </td> </tr> </table> <p>2 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第3 民間防火組織 (略)</p> <p>第4 事業所等の防災体制の充実</p> <p>大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。</p> <p>このため、防災関係機関と連携して、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る<u>とともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。</u></p>	平 常 時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状)	発 災 時	① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保に留意する。） ⑤ 避難所の自主運営活動の実施（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
平 常 時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり）											
	救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状)											
発 災 時	① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、要配慮者の安全確保に留意する。) ⑤ 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)											
平 常 時	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、パール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者の現状)											
発 災 時	① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保に留意する。） ⑤ 避難所の自主運営活動の実施（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）											

頁	修正前	修正後
	<p>1 一般事業所</p> <p>(新設)</p> <p>町は、県の支援・指導等を得て、また秩父消防本部と連携して事業所における自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各事業所が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し各企業において災害時に重要事務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 一般事業所</p> <p><u>(1) 防災活動の推進</u></p> <p>町は、県の支援・指導等を得て、また秩父消防本部と連携して事業所における自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各事業所が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要事務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町や県及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 業務継続計画（BCP）の策定支援</u></p> <p>町は、<u>西秩父商工会と連携して、町内企業における業務継続計画（BCP）の策定について必要な情報提供や支援の実施を図る。</u></p> <p><u>(3) 事業継続力強化支援計画の策定</u></p> <p>町は、<u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>2 <u>危険物施設</u></p> <p>秩父消防本部は、<u>危険物施設</u>の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。</p> <p>また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、消防機関の活動も自ずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。</p> <p>3 集客施設 (略)</p>	<p><u>を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>危険物等関連施設</u></p> <p>秩父消防本部は、<u>危険物等関連施設</u>の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。</p> <p>また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、消防機関の活動も自ずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。</p> <p>3 集客施設 (略)</p>
281	<p>第<u>1</u>節 建築物耐震性向上等計画</p> <p>地震による建築物被害を最小限に<u>止める</u>ため、耐震改修の推進体制を整備し、応急対策活動の拠点となる建築物など防災上重要な公共建築物の耐震性の向上を図るとともに、一般建築物の耐震化の推進に努めるものとする。</p>	<p>第<u>4</u>節 建築物耐震性向上等計画</p> <p>地震による建築物被害を最小限に<u>とどめる</u>ため、耐震改修の推進体制を整備し、応急対策活動の拠点となる建築物など防災上重要な公共建築物の耐震性の向上を図るとともに、一般建築物の耐震化の推進に努めるものとする。<u>また、「小鹿野町公共施設等個別施設計画」に基づき、施設の統廃合や耐震化を進め、適切な維持管理を実施する。</u></p>
281	<p>第1 公共建築物等 (略)</p> <p>1 町有建築物の耐震改修等の推進</p> <p>(1) 耐震改修等の実施順位 (略)</p> <p>(2) 町の防災上重要な公共建築物 (略)</p> <p>ア <u>災害対策本部</u>が設置される施設（町庁舎）</p> <p>イ 医療救護活動施設（保健福祉センター、病院）</p> <p>ウ 避難<u>収容</u>施設（各小・中学校等）</p> <p>エ 社会福祉施設等（保育所、児童館等）</p> <p>(3) 耐震診断の実施推進</p>	<p>第1 公共建築物等 (略)</p> <p>1 町有建築物の耐震改修等の推進</p> <p>(1) 耐震改修等の実施順位 (略)</p> <p>(2) 町の防災上重要な公共建築物 (略)</p> <p>ア <u>町</u>本部が設置される施設（町庁舎）</p> <p>イ 医療救護活動施設（保健福祉センター、病院）</p> <p>ウ 避難<u>受入</u>施設（各小・中学校等）</p> <p>エ 社会福祉施設等（保育所、児童館等）</p> <p>(3) 耐震診断の実施推進</p>

頁	修正前	修正後
281	<p><u>庁舎は、小鹿野町と両神村の合併に伴い、2町村の庁舎を分庁とし、行政機関を部門ごとに各分庁に振り分けている。耐震性が不足している小鹿野庁舎は、災害時には町の災害対策の中核として機能する施設であるため、改築を含めた適切な整備を実施する。</u></p> <p>また、避難所に指定されている施設については、計画的に耐震診断を実施し、診断結果に基づき、必要な耐震補強等を実施していくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 耐震性貯水槽等の整備 (略)</p> <p>第2 一般建築物</p> <p>1 耐震化対策 (略)</p> <p>(1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定</p> <p><u>避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における下記(2)以降の耐震化対策を積極的に行っていく。</u></p> <p>(2) 耐震化に関する相談窓口の設置 (略)</p> <p>(3) 耐震性に関する知識の普及・啓発</p> <p>耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>2 窓ガラス等の落下物防止対策</p> <p>町は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため、必要により県の協力を得て次の対策を実施するよう依頼する。</p>	<p>避難所に指定されている施設については、計画的に耐震診断を実施し、診断結果に基づき、必要な耐震補強等を実施していくものとする。</p> <p>2 水道施設の整備</p> <p><u>町は、秩父広域市町村圏組合水道局と協力し、災害発生時においても、安定給水を継続するため、給水に関する重要な基幹施設及び基幹管路の耐震化を推進する。</u></p> <p>3 耐震性貯水槽等の整備 (略)</p> <p>第2 一般建築物</p> <p>1 耐震化対策 (略)</p> <p>(1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域や施設の指定</p> <p><u>避難又は復旧活動上必要な区域、不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について、重点的に耐震診断を誘導すべき区域や施設を設定し、当該区域や施設における下記(2)以降の耐震化対策を積極的に行っていく。</u></p> <p>(2) 耐震化に関する相談窓口の設置 (略)</p> <p>(3) 耐震性に関する知識の普及啓発</p> <p>耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及啓発に努める。</p> <p>(4) 木造住宅耐震化の推進</p> <p><u>町は、木造住宅の耐震化に要する経費の一部について助成し、地震に強い住宅整備や災害に強いまちづくりを推進する。</u></p> <p>2 窓ガラス等の落下・脱落防止対策</p> <p>町は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、必要により県の協力を得て次の対策を実施す</p>

頁	修正前	修正後
283	<p>(1) 落下物防止対策の実施 <u>駅前周辺等の道路沿い</u>にある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。</p> <p>(2) 落下物防止に関する普及・啓発 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。</p> <p>(3) 改修等の指導 調査結果の報告に基づき<u>落下物発生</u>のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。</p> <p>3 ブロック塀の倒壊防止対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) ブロック塀の実態調査 (略)</p> <p>(2) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発 (略)</p> <p>(3) ブロック塀の点検・改修等に関する指導 ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(1)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。</p> <p>(新設)</p>	<p>るよう依頼する。</p> <p>(1) 落下物防止対策の実施 道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。</p> <p>(2) 落下物防止に関する普及啓発 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策、<u>天井材等の非構造部材の脱落防止対策</u>の重要性について啓発を行う。</p> <p>(3) 改修等の指導 調査結果の報告に基づき、<u>窓ガラス等の落下・脱落</u>のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。</p> <p>3 ブロック塀の倒壊防止対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) ブロック塀の実態調査 (略)</p> <p>(2) ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発 (略)</p> <p>(3) ブロック塀の点検・改修等に関する指導 ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(1)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては、<u>撤去</u>・改修及び生け垣化等を奨励する。</p> <p><u>第3 空き家対策</u></p> <p><u>1 空き家の実態把握及び措置</u></p> <p><u>町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときや、老朽危険空き家の所有者又は管理者に対して、必要に応じ県と連携して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。</u></p> <p><u>2 空き家の利用促進</u></p> <p><u>秩父地域1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が連携して取り組んでいる「ちちぶ空き家バンク」について広く町民に周知し、利用可能な空き家の積極的な活用を推進する。</u></p> <p><u>町は、空き家など中古住宅の積極的な活用を促進する。</u></p>

頁	修正前	修正後									
283	<p>第3 家具等転倒防止対策</p> <p>(新設)</p> <p>町は、地震発生時にタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、町ホームページへの掲載、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全確保対策等の普及・啓発を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 家具等転倒防止対策</p> <p>1 安全確保対策の普及啓発</p> <p>町は、地震発生時にタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、町ホームページへの掲載、パンフレット等の配布を通じて、町民に対し家具類の安全確保対策等の普及啓発を図る。</p> <p>2 支援制度の普及啓発</p> <p>町は、家具固定の取組を促進するため、県と建設業関係団体が連携して実施している「家具固定サポーター登録制度」について広く町民に周知し、制度の活用を推進する</p>									
284	<p>第6節 防災教育計画</p> <p>防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、町の地域特性等を踏まえ体系的に行う。また、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、町民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。</p> <p>第1 町職員に対する防災教育</p> <p>地震発生時に応急対策の実行主体となる町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を定期的に行う。</p> <p>1 防災ハンドブックによる周知</p> <p>発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。</p> <p>危機管理・防災ハンドブックの作成にあたっては、以下の内容に留意する。</p> <table border="1" data-bbox="203 1129 1111 1294"> <tr> <td>①初動参集・動員基準</td> <td>②参集途上の情報収集</td> <td>③救助、応急手当</td> </tr> <tr> <td>④初期消火</td> <td>⑤避難誘導</td> <td>⑥避難所の開設・運営</td> </tr> <tr> <td>⑦災害情報の取りまとめ</td> <td>⑧広報活動</td> <td>⑨その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>2 図上訓練等の実施</p> <p>各部等において、図上訓練やシミュレーション訓練等を実施し、職員に災害時におけるとるべき行動、任務等の周知徹底を図る。</p>	①初動参集・動員基準	②参集途上の情報収集	③救助、応急手当	④初期消火	⑤避難誘導	⑥避難所の開設・運営	⑦災害情報の取りまとめ	⑧広報活動	⑨その他必要な事項	<p>第5節 防災教育計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章3節「防災教育計画」を準用する。</p> <p>なお、町民に対する防災教育のうち、普及啓発の内容及び家庭での防災力の向上については次のとおり対応する。</p> <p>(削除)</p>
①初動参集・動員基準	②参集途上の情報収集	③救助、応急手当									
④初期消火	⑤避難誘導	⑥避難所の開設・運営									
⑦災害情報の取りまとめ	⑧広報活動	⑨その他必要な事項									

頁	修正前	修正後
	<p>3 研修会及び講演会等の実施 <u>学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。</u></p> <p>4 防災機器操作の習熟 <u>救出資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。</u></p> <p>第2 町民に対する防災教育 <u>町民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、各地区における地域防災体制の確立を図るものとする。</u></p> <p>1 普及・啓発の内容 (1)～(8) (略)</p> <p>2 普及・啓発の方法 (1) 防災関係資料の作成配布 <u>災害発生時に町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、防災マップ等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発を図る。</u> <u>「広報おがの」や町ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及・啓発を図る。</u></p> <p>(2) 講演会・研修会の実施 <u>災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。</u></p> <p>(3) 防災教育用教材の貸出し <u>防災教育に役立つ映画、ビデオ、スライド等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。</u></p> <p>(4) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実 <u>町は、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。また、学生等の若年層の世代が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。</u></p> <p>第3 学校教育における防災教育 <u>学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、</u></p>	<p>1 普及啓発の内容 (1)～(8) (略)</p> <p><u>2 家庭での防災力の向上</u> <u>町は、家庭内での備蓄の普及啓発のほか、家具の固定や配置の見直しについても啓発する。</u></p> <p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。</u></p> <p><u>1 学校行事としての防災教育</u></p> <p><u>防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験学習を実施する。</u></p> <p><u>2 教科目による防災教育</u></p> <p><u>社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。</u></p> <p><u>また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。</u></p> <p><u>3 教職員に対する防災研修</u></p> <p><u>災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。</u></p> <p><u>第4 事業所等における防災教育</u></p> <p><u>事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。</u></p> <p><u>町は、秩父消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。</u></p>	<p>(削除)</p>
284	<p><u>第7節 防災訓練計画</u></p> <p><u>風水害・事故災害等対策編第2章第3節「防災訓練計画」を準用する。</u></p>	<p>第6節 防災訓練計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章4節「防災訓練計画」を準用する。</p>
284	<p><u>第8節 防災活動拠点等整備計画</u></p> <p><u>風水害・事故災害等対策編第2章第4節「防災活動拠点等整備計画」を準用する。</u></p>	<p>第7節 防災活動拠点等整備計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章5節「防災活動拠点等整備計画」を準用する。</p> <p><u>なお、防災活動拠点の耐震化と緊急輸送道路等の整備については次のとおり対応する。</u></p>

頁	修正前	修正後
284	(新設)	<p><u>第1 防災活動拠点の耐震化</u></p> <p><u>災害時に町本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎、また避難所が開設される学校等の公共施設については、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。</u></p>
284	(新設)	<p><u>第2 緊急輸送道路等の整備</u></p> <p><u>町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。</u></p>
284	(新設)	<p><u>第8節 応急活動及び応援協力体制の整備計画</u></p> <p><u>風水害・事故災害等対策編第1章6節「応急活動及び応援協力体制の整備計画」を準用する。</u></p>
285	第9節 災害情報体制の整備計画 風水害・事故災害等対策編第2章第5節「災害情報体制の整備計画」を準用する。	<p>第9節 災害情報体制の整備計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章7節「災害情報体制の整備計画」を準用する。</p> <p><u>なお、緊急速報メール・エリアメールの活用については次のとおり対応する。</u></p>
285	(新設)	<p><u>第1 情報通信設備の安全対策</u></p> <p><u>1 地震動に対する備え</u></p> <p><u>防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。</u></p> <p><u>また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。</u></p>
285	(新設)	<p><u>第2 緊急速報メール・エリアメールの活用</u></p> <p><u>携帯電話会社は、気象庁が配信する緊急地震速報を受信することができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者限定して配信している。</u></p> <p><u>サービス内容としては、気象庁から配信された一般向け緊急地震速報を利用して最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域(全国を約200の地域に区分)の携帯電話に一斉配信している。平成19年12月21日からサービスを拡充し、これまで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公共団体による災害情報や避難情報などの緊急情報をも配信している。</u></p>

頁	修正前	修正後
285	<p>第10節 避難予防対策計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第6節「避難予防対策計画」を準用する。</p>	<p>第10節 避難予防対策計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章8節「避難予防対策計画」を準用する。</p> <p><u>なお、避難路沿いの安全確保については次のとおり対応する。</u></p>
285	<p>(新設)</p>	<p><u>第1 避難路沿いの安全確保</u></p> <p><u>昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの人が死傷し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。</u></p> <p><u>このため、町は、既存木造住宅の耐震化を促進するほか、次の対策を実施し、避難路沿いの安全確保を推進するものとする。</u></p> <p><u>1 広報紙等を通じて、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の重要性について町民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。</u></p> <p><u>2 避難路沿いのブロック塀等の実態調査を実施し、調査結果に基づき、危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。</u></p>
285	<p>第14節 要配慮者安全確保計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第16節「要配慮者安全確保計画」を準用する。</p>	<p>第11節 要配慮者安全確保計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章9節「要配慮者安全確保計画」を準用する。</p> <p><u>なお、社会福祉施設等の耐震性の確保については次のとおり対応する。</u></p>
285	<p>(新設)</p>	<p><u>第1 社会福祉施設等の耐震性の確保</u></p> <p><u>施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。</u></p>
286	<p>第11節 物資及び資機材等の備蓄計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第7節「物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。</p>	<p>第12節 物資及び資機材等の備蓄計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章10節「物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。</p>
286	<p>第12節 医療体制等の整備計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第8節「医療体制等の整備計画」を準用する。</p>	<p>第13節 医療体制等の整備計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第1章11節「医療体制等の整備計画」を準用する。</p>
287	<p>第15節 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p>	<p>第14節 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
287	第1 帰宅困難者の定義 (略)	第1 帰宅困難者の定義 (略)
287	第2 帰宅困難者数の把握 <u>帰宅困難者数の算定方法は、次のとおりである。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>① <u>平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能</u></p> <p>② <u>平常時の交通手段が鉄道、バス、自転車、二輪車の場合、従来の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。</u></p> <p>③ <u>東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソナトリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用</u></p> <p><u>帰宅困難率% = (0.0218 × 外出距離 km) × 100</u></p> </div> <p><u>地震被害想定調査結果によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が夏12時に発生した場合に、帰宅困難者が最も多く約800人にのぼるものと推計されている。また、「東京湾北部地震」が夏12時に発生した場合に、本町では帰宅困難者が約240人と算定されている。</u></p>	第2 帰宅困難者数の把握 (削除) <p><u>埼玉県地震被害想定調査において、本町の帰宅困難者が最も多くなるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」で休日12時の帰宅困難者が最も多く、約1,300人と推計されている。また、「東京湾北部地震」では、休日12時の帰宅困難者が最も多く、約745人と算出されている。</u></p>
287	第3 帰宅困難者発生に伴う影響 (略)	第3 帰宅困難者発生に伴う影響 (略)
288	第4 帰宅困難者等への普及・啓発等 帰宅困難になった場合の対処方法等について、 <u>平素から町民に対して広報紙等により普及・啓発を図る。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 町民への普及・啓発 「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう普及・啓発を図る。 (1)～(2) (略) 2 災害用伝言ダイヤル171等の利用周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモが電話がかかりにくい場合 	第4 帰宅困難者等への普及・啓発等 帰宅困難になった場合の対処方法等について、平素平時から町民に対して広報紙等により普及・啓発を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1 町民への普及啓発 「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう普及啓発を図る。 (1)～(2) (略) 2 災害用伝言ダイヤル171等の利用周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモが電話がかかりにくい場合

頁	修正前	修正後
	<p>でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を開設するので、<u>平素</u>から活用方法を広報紙や町ホームページ等で周知を図る。</p> <p>3 企業等への要請</p> <p>職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。</p> <p><u>(1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保</u></p> <p><u>(2) 災害時の水、食料や情報の提供、仮宿泊場所等の確保</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 徒歩帰宅訓練の実施等 (略)</p>	<p>でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を開設するので、<u>平時</u>から活用方法を広報紙や町ホームページ等で周知を図る。</p> <p>3 企業等への要請</p> <p>職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>要 請 事 項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設の安全化</u> ・ <u>従業員等との安否確認手段の確保</u> ・ <u>災害時のマニュアルの作成</u> ・ <u>災害時の水、食料や情報の提供</u> ・ <u>飲料水、食料の確保</u> ・ <u>仮宿泊場所等の確保</u> ・ <u>情報の入手手段の確保</u> </div> <p>4 徒歩帰宅訓練の実施等 (略)</p>
289	<p>第16節 調査研究</p> <p>地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、県及び防災関係機関が行う自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究の資料を収集、活用し、実践的な震災対策を推進する。</p>	<p>第15節 調査研究</p> <p>地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、<u>男女別データの収集と分析</u>、県及び防災関係機関が行う自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究の資料を収集、活用し、実践的な震災対策を推進する。</p>
289	<p>第1 基礎的調査研究 (略)</p>	<p>第1 基礎的調査研究 (略)</p>
289	<p>第2 震災対策に関する調査研究 (略)</p> <p>1 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究 (略)</p>	<p>第2 震災対策に関する調査研究 (略)</p> <p>1 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>2 大震火災対策に関する調査研究 (略)</p> <p>3 避難住民の安全確保に関する調査研究 (略)</p> <p>4 効果的な緊急輸送に関する調査研究 地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。</p> <p>5 災害情報の伝達等に関する調査研究 (略)</p> <p>6 社会的混乱の防止に関する調査研究 (略)</p> <p>7 震災時の生活確保に関する調査研究 (略)</p> <p>8 震災復興に関する調査研究 (略)</p>	<p>2 大震火災対策に関する調査研究 (略)</p> <p>3 避難住民の安全確保に関する調査研究 (略)</p> <p>4 効果的な緊急輸送に関する調査研究 地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。</p> <p>5 災害情報の伝達等に関する調査研究 (略)</p> <p>6 社会的混乱の防止に関する調査研究 (略)</p> <p>7 震災時の生活確保に関する調査研究 (略)</p> <p>8 震災復興に関する調査研究 (略)</p>
291	<p>第3節 地盤災害予防計画 風水害・事故災害等対策編第2章第10節「土砂災害予防計画」を準用する。</p>	<p>第16節 地盤災害予防計画 風水害・事故災害等対策編第1章13節「土砂災害予防計画」を準用する。 <u>なお、大規模盛土造成マップの作成・公表については次のとおり対応する。</u></p>
291	<p>(新設)</p>	<p>第1 大規模盛土造成地マップの作成・公表 <u>町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>
291	<p>第4節 地震火災等の予防計画 (略)</p>	<p>第17節 地震火災等の予防計画 (略)</p>
291	<p>第1 地震に伴う住宅からの出火防止 1 一般火気器具からの出火防止 (略)</p>	<p>第1 地震に伴う住宅からの出火防止 1 一般火気器具からの出火防止 (略)</p>

頁	修正前	修正後
292	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及・啓発を図る。</p> <p>(4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及・啓発に努める。</p> <p>2 化学薬品からの出火防止</p> <p>学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。</p> <p>このため、<u>平素</u>から秩父消防本部は、査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図っておくよう、指導する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第2 初期消火体制の充実強化</p> <p>1 初期消火</p> <p>(1) 地域住民の初期消火の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事業所の初期消火力の強化</p> <p>震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、<u>平素</u>から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。</p> <p>(3) 地域住民と事業所の連携</p> <p><u>平素</u>から消火器等の常備や風呂水のくみ置き等を行うよう啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自治会及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。</p> <p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 消防団の強化</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、<u>感震ブレーカーの設置や</u>、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。</p> <p>(4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。</p> <p>2 化学薬品からの出火防止</p> <p>学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。</p> <p>このため、<u>平時</u>から秩父消防本部は、査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図っておくよう、指導する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第2 初期消火体制の充実強化</p> <p>1 初期消火</p> <p>(1) 地域住民の初期消火の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事業所の初期消火力の強化</p> <p>震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、<u>平時</u>から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。</p> <p>(3) 地域住民と事業所の連携</p> <p><u>平時</u>から消火器等の常備や風呂水のくみ置き等を行うよう啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自治会及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。</p> <p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 消防団の強化</p>

頁	修正前	修正後
292	<p>小鹿野町消防団は、秩父消防本部と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。災害時に定員 <u>620</u> 名の消防団員が効果的に防災活動を行うよう、<u>平常時</u>から技能向上を図るべく教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 消防水利の整備 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>小鹿野町消防団は、秩父消防本部と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。災害時に定員 <u>545</u> 名の消防団員が効果的に防災活動を行うよう、<u>平時</u>から技能向上を図るべく教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 消防水利の整備 (略)</p> <p><u>第3 建築物の不燃化・耐震化</u></p> <p><u>1 老朽度の著しい、又は構造上危険と判定される公共建築物については、年次計画により鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物へ改築を図る。</u></p> <p><u>2 公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。</u></p>
292	<p><u>第3 危険物取扱施設等の予防対策</u></p> <p>秩父消防本部は、地震による<u>危険物取扱施設等の災害を未然に防止するため、危険物取扱施設、高圧ガス保管施設等に対して、消防法等に基づく立入検査を実施し、保安施設等の整備改善や訓練の実施を指導し、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性能の向上を図る</u>など、<u>地震による火災及び大量放出の未然防止、発生時の防除を図る。</u></p>	<p><u>第4 危険物等関連施設</u>の予防対策</p> <p>秩父消防本部は、地震による<u>危険物等関連施設</u>の災害を未然に防止するため、危険物取扱施設、高圧ガス保管施設等に対して、消防法等に基づく立入検査<u>の実施</u>、保安施設等の整備改善や訓練<u>実施の指導</u>、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性能の向上など、<u>各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。</u></p>
293	<p><u>第13節 危険物等災害予防計画</u></p> <p>風水害・事故災害等対策編<u>第2章第12節</u>「危険物等災害予防計画」を準用する。</p>	<p><u>第18節 危険物等災害予防計画</u></p> <p>風水害・事故災害等対策編<u>第1章17節</u>「危険物等災害予防計画」を準用する。</p>
293	<p>(新設)</p>	<p><u>第19節 ライフライン災害予防計画</u></p>
293	<p>(新設)</p>	<p><u>第1 電気施設の震災予防対策</u></p> <p><u>1 電気施設の予防措置</u></p> <p><u>電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。東京電力パワーグリッド株式会社は、地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来経験を生かして万全の予防措置を講ずる。</u></p>

頁	修正前	修正後																
293	(新設)	<table border="1" data-bbox="1196 236 2069 750"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 236 1352 272">実施主体</th> <th data-bbox="1352 236 1541 272">施設</th> <th data-bbox="1541 236 2069 272">耐震設計基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 272 1352 384" rowspan="2">東京電力パワーグリッド(株)</td> <td data-bbox="1352 272 1541 384">変電設備</td> <td data-bbox="1541 272 2069 384">機器の耐震は、変電所設備の重要度、町で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 384 1541 624" rowspan="2">送電設備</td> <td data-bbox="1541 384 1675 448">架空線</td> <td data-bbox="1675 384 2069 448">電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 448 2069 624">地中線</td> <td data-bbox="1675 448 2069 624">終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 624 1352 750" rowspan="2">配電設備</td> <td data-bbox="1352 624 1541 687">架空線</td> <td data-bbox="1541 624 2069 687">電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 687 1541 750">地中線</td> <td data-bbox="1541 687 2069 750">地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1155 805 1420 833"><u>2 電気供給の応援協力</u></p> <p data-bbox="1176 847 2114 962"><u>町は、長期にわたる電力供給の途絶が発生しないように、東京電力パワーグリッド株式会社との停電復旧の連携等に関する協定に基づき、連絡体制及び復旧体制を確立し、電源供給車の配置箇所等を検討する。</u></p> <p data-bbox="1155 976 1491 1003"><u>第2 ガス施設の震災予防対策</u></p> <p data-bbox="1176 1018 2114 1133"><u>県は、ガス施設について、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。町は、県と協力して予防対策を講じる。</u></p>	実施主体	施設	耐震設計基準	東京電力パワーグリッド(株)	変電設備	機器の耐震は、変電所設備の重要度、町で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。	送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。	地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。	配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。	地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
実施主体	施設	耐震設計基準																
東京電力パワーグリッド(株)	変電設備	機器の耐震は、変電所設備の重要度、町で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。																
	送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。															
地中線		終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。																
配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。																
	地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。																

頁	修正前	修正後																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1296 209 1426 236">施設名</th> <th colspan="2" data-bbox="1426 209 2018 236">震災対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1296 236 1426 730">高圧ガス施設</td> <td data-bbox="1426 236 1503 331">長期計画</td> <td data-bbox="1503 236 2018 331">昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 331 1426 730">高圧ガス施設</td> <td data-bbox="1426 331 1503 730">現況</td> <td data-bbox="1503 331 2018 730"> ①貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ②配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。 ③防火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。 ④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 730 1426 746">高圧ガス施設</td> <td data-bbox="1426 730 1503 746">現況</td> <td data-bbox="1503 730 2018 746">④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 746 1426 762">高圧ガス施設</td> <td data-bbox="1426 746 1503 762">短期計画</td> <td data-bbox="1503 746 2018 762">上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことによって「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 762 1426 1342">一般消費施設（LPガス）</td> <td data-bbox="1426 762 1503 922">長期計画</td> <td data-bbox="1503 762 2018 922"> 液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導すること。 ①特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性を定める告示」に適合すること。 ②地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。 ③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 922 1426 1342">一般消費施設（LPガス）</td> <td data-bbox="1426 922 1503 1342">現況</td> <td data-bbox="1503 922 2018 1342"> 震災等対策として次のとおり指導している。 ①充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。 ②ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。 ③ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。 ④ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。 ⑤洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 1342 1426 1422">一般消費施設（LPガス）</td> <td data-bbox="1426 1342 1503 1422">短期計画</td> <td data-bbox="1503 1342 2018 1422"> 液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導すること。 ①特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性を定める告示」に適合すること。 ②震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1296 1422 1426 1437"></td> <td data-bbox="1426 1422 1503 1437"></td> <td data-bbox="1503 1422 2018 1437">③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	震災対策		高圧ガス施設	長期計画	昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。	高圧ガス施設	現況	①貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ②配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。 ③防火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。 ④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。	高圧ガス施設	現況	④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。	高圧ガス施設	短期計画	上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことによって「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。	一般消費施設（LPガス）	長期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導すること。 ①特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性を定める告示」に適合すること。 ②地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。 ③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。	一般消費施設（LPガス）	現況	震災等対策として次のとおり指導している。 ①充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。 ②ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。 ③ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。 ④ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。 ⑤洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。	一般消費施設（LPガス）	短期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導すること。 ①特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性を定める告示」に適合すること。 ②震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。			③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。
施設名	震災対策																												
高圧ガス施設	長期計画	昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。																											
高圧ガス施設	現況	①貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ②配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。 ③防火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。 ④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。																											
高圧ガス施設	現況	④防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。																											
高圧ガス施設	短期計画	上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことによって「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。																											
一般消費施設（LPガス）	長期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導すること。 ①特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性を定める告示」に適合すること。 ②地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。 ③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。																											
一般消費施設（LPガス）	現況	震災等対策として次のとおり指導している。 ①充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。 ②ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。 ③ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。 ④ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。 ⑤洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。																											
一般消費施設（LPガス）	短期計画	液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導すること。 ①特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性を定める告示」に適合すること。 ②震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。																											
		③洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。																											

頁	修正前	修正後												
295	(新設)	<p><u>第3 上水道施設の震災予防対策</u></p> <p><u>秩父広域市町村圏組合水道局は、町内の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。</u></p>												
295	(新設)	<p><u>第4 通信施設の震災予防対策</u></p> <p><u>1 通信設備の安全対策</u></p> <p><u>電気通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう、平時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合においては、東日本電信電話(株)の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1279 695 2007 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 695 1406 724">施設名</th> <th data-bbox="1406 695 2007 724">震災対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 724 1406 810">建物</td> <td data-bbox="1406 724 2007 810"> ①新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ②二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 810 1406 896">建物内設備</td> <td data-bbox="1406 810 2007 896"> ①建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ②災害により商用電源が停電した場合でも自家発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 896 1406 1230">建物外設備</td> <td data-bbox="1406 896 2007 1230"> ①地下ケーブル ア 耐震性の高い道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びびと道内のケーブルの固定化を実施している。 ②橋りょう添架ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 ③架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 ④N T Tビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進める。 ⑤公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦町指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1230 1406 1316">移動用無線</td> <td data-bbox="1406 1230 2007 1316"> ①通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 ②その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。 ③衛星携帯電話等の町役場等への貸出しによる通信確保の準備。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1316 1406 1385">非常用電源</td> <td data-bbox="1406 1316 2007 1385"> 重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。 今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	震災対策	建物	①新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ②二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。	建物内設備	①建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ②災害により商用電源が停電した場合でも自家発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。	建物外設備	①地下ケーブル ア 耐震性の高い道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びびと道内のケーブルの固定化を実施している。 ②橋りょう添架ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 ③架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 ④N T Tビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進める。 ⑤公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦町指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。	移動用無線	①通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 ②その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。 ③衛星携帯電話等の町役場等への貸出しによる通信確保の準備。	非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。 今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。
施設名	震災対策													
建物	①新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ②二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。													
建物内設備	①建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ②災害により商用電源が停電した場合でも自家発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。													
建物外設備	①地下ケーブル ア 耐震性の高い道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びびと道内のケーブルの固定化を実施している。 ②橋りょう添架ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 ③架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 ④N T Tビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進める。 ⑤公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦町指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。													
移動用無線	①通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 ②その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。 ③衛星携帯電話等の町役場等への貸出しによる通信確保の準備。													
非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。 今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。													

頁	修正前	修正後
		<p><u>2 事業計画</u></p> <p><u>電気通信事業者は、防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進める。また、平時から災害復旧用資材を確保しておき、町民等に災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)及び災害用伝言板の周知に努める。</u></p> <p><u>災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平時から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、町及び県、関係機関等と連携した防災訓練を計画、実施していく。主な防災訓練はつぎのとおり。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 発災時初動立ち上げ訓練 (4) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練</p> <p>(2) 気象に関する情報伝達訓練 (5) 消防及び水防の訓練</p> <p>(3) 災害時における通信疎通訓練 (6) 避難及び救助訓練</p> </div>
296	(新設)	<p><u>第5 ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定</u></p> <p><u>ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。</u></p>
297	第3章 震災応急対策計画	第2章 震災応急対策計画
297	第1節 活動体制計画 (略)	第1節 活動体制計画 (略)
297	第1 町の活動体制 (略)	第1 町の活動体制 (略)
	1 初動体制及び緊急体制(災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒にあたる体制)	1 初動体制及び緊急体制(災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に <u>当てる</u> 体制)

頁	修正前	修正後																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>体 制</th> <th>配 備 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動体制</td> <td>・原則として震度5弱の揺れが発生した場合</td> <td>主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> <td>必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長その他指示を受けた職員）</td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合</td> <td>被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制</td> <td>当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 非常体制（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>体 制</th> <th>配 備 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制</td> <td>・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合</td> <td>全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する体制</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>297 (新設)</p> <p>3 町本部の設置</p> <p>(1) 設置基準 (略)</p> <p>(2) 設置場所 町本部は、「<u>小鹿野庁舎</u>」とする。被災状況によっては、場所を変更して設置する。</p> <p>(3) 本部室の開設 (略)</p> <p>(4) 組織及び分掌事務 町本部の組織及び分掌事務は、風水害・事故災害等対策編第3章第1節「活動体制計画」の別表に定めるところによる。</p> <p>(5) 町本部の活動分担任務 ア～イ (略)</p>	配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員	初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長その他指示を受けた職員）	緊急体制	・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）	配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員	非常体制	・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する体制	全職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>体 制</th> <th>配 備 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動体制</td> <td>・原則として震度5弱の揺れが発生した場合</td> <td>主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> <td>必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、まちづくり観光課長、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員）</td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td>・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合</td> <td>被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制</td> <td>当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 非常体制（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>活動開始基準</th> <th>体 制</th> <th>配 備 要 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制</td> <td>・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合</td> <td>全職員を動員して町の組織及び機能の全てを挙げて活動する体制</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 町本部の設置及び運営</p> <p>1 町本部の設置</p> <p>(1) <u>町本部</u>の設置基準 (略)</p> <p>(2) <u>町本部</u>の設置場所 町本部は、「<u>小鹿野町役場</u>」とする。被災状況によっては、場所を変更して設置する。</p> <p>(3) 本部室の開設 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 町本部の活動分担任務 ア～イ (略)</p>	配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員	初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、 まちづくり観光課長 、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員）	緊急体制	・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）	配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員	非常体制	・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを 挙げて 活動する体制	全職員
配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員																																							
初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、産業振興課長、建設課長、おもてなし課長その他指示を受けた職員）																																							
緊急体制	・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）																																							
配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員																																							
非常体制	・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てをあげて活動する体制	全職員																																							
配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員																																							
初動体制	・原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	必要最小限の人員を動員（町長、副町長、教育長、病院長、総務課長、総合政策課長、技監、住民生活課長、福祉課長、保健課長、 まちづくり観光課長 、産業振興課長、建設課長、その他指示を受けた職員）																																							
緊急体制	・原則として震度5強の揺れが発生した場合 ・甚大な災害が発生するおそれのある場合	被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制	当該災害に関係ある職員のみ動員（初動体制で動員する職員のほか、課長、事務局長、副課長、主幹、副主幹、主査、その他職員）																																							
配備区分	活動開始基準	体 制	配 備 要 員																																							
非常体制	・原則として震度6弱以上の地震が発生したとき ・激甚な災害が発生した場合	全職員を動員して町の組織及び機能の全てを 挙げて 活動する体制	全職員																																							

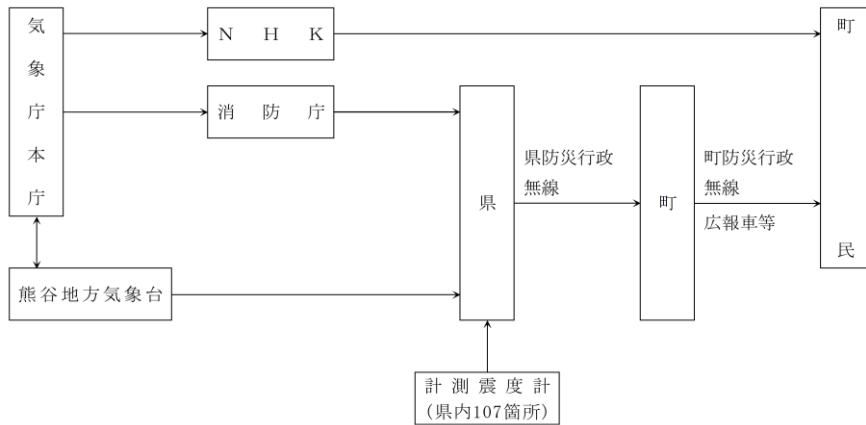
頁	修正前	修正後																																
	<p>ウ 本部長</p> <p>災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、<u>総務、総合政策、技監、税務、住民生活、福祉、保健、産業振興、建設、おもてなし課長、会計、病院（事務長含む）の各課長及び議会事務局長、教育委員会の各課長、消防団長</u>をもって充てる。</p> <p>災害対策本部長、災害対策副本部長、本部長の構成及び事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="282 427 1055 887"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当者名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副本部長</td> <td>副町長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>病院長</td> <td>教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>総務課長・総合政策課長・技監・税務課長・住民生活課長・福祉課長・保健課長・産業振興課長・建設課長・おもてなし課長・会計課長・病院課長（事務長含む）・議会事務局長・教育委員会の各課長・消防団長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～オ（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 町本部設置及び閉鎖の通知</p> <p>町本部の設置及び配備体制の決定又は町本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。</p> <p>ア <u>埼玉県知事</u></p> <p>イ～ウ（略）</p>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	本部長	総務課長・総合政策課長・技監・税務課長・住民生活課長・福祉課長・保健課長・産業振興課長・建設課長・おもてなし課長・会計課長・病院課長（事務長含む）・議会事務局長・教育委員会の各課長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。	<p>ウ 本部長</p> <p>災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、<u>全課長、技監、病院事務長</u>、消防団長をもって充てる。</p> <p>災害対策本部長、災害対策副本部長、本部長の構成及び事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1218 427 2040 655"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当者名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副本部長</td> <td>副町長</td> <td>本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>病院長</td> <td>教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td><u>全課長・技監・病院事務長</u>・消防団長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～オ（略）</p> <p>(5) 組織及び分掌事務</p> <p><u>町本部の組織及び分掌事務は、風水害・事故災害等対策編第2章第1節「活動体制計画」の別表に定めるところによる。</u></p> <p>(6) 町本部の閉鎖時期</p> <p><u>町の地域に災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したときに、町長が町本部を閉鎖する。</u></p> <p>(7) 町本部設置及び閉鎖の通知</p> <p>町本部の設置及び配備体制の決定又は町本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われたときには、直ちに総務課長はこの旨の放送を行い、次の機関に対し通知する。</p> <p>ア 知事</p> <p>イ～ウ（略）</p>	職名	担当者名	事務分掌	本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。	副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。	本部長	<u>全課長・技監・病院事務長</u> ・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
職名	担当者名	事務分掌																																
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																																
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																
	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
本部長	総務課長・総合政策課長・技監・税務課長・住民生活課長・福祉課長・保健課長・産業振興課長・建設課長・おもてなし課長・会計課長・病院課長（事務長含む）・議会事務局長・教育委員会の各課長・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。																																
職名	担当者名	事務分掌																																
本部長	町長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。																																
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。																																
	教育長	副町長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
	病院長	教育長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代行する。																																
本部長	<u>全課長・技監・病院事務長</u> ・消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。																																

頁	修正前	修正後
	<p>(新設)</p>	<p><u>(8) 行政機能の確保状況の報告</u> <u>町は、震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに県（統括部）に報告する。第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。報告事項は下記のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① トップマネジメントは機能しているか</u> <u>② 人的体制は充足しているか</u> <u>③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか</u></p> </div>
299	<p><u>4</u> 本部会議の開催 (略)</p>	<p><u>2</u> 本部会議の開催 (略)</p>
300	<p>(新設)</p>	<p><u>3 現地対策本部</u> <u>町本部に、災害地にあつて町本部の事務の一部を行う組織として、災対法第23条の2第5項の規定に基づき、現地対策本部を設置することができる。</u></p>
300	<p>(新設)</p>	<p><u>4 災害対応業務を行う人員の確保</u> <u>町は、災害の規模が大きく、町職員等での災害対応の円滑な実施や総合的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）が困難である場合、受援計画に基づき、災害対応業務に必要な人員の確保を図る。</u></p>
300	<p>第<u>2</u> 職員の動員体制 (略)</p>	<p>第<u>3</u> 職員の動員体制 (略)</p>
300	<p>(新設)</p>	<p><u>第4 災害初動期における防災体制の確立と対応</u> <u>町職員は、災害が発生した場合、災害発生初動期において実効性のある活動を実施できるように、職員初動マニュアルに基づき初動活動を行うものとする。</u></p>
	<p>第<u>3</u> 町民等の活動体制 (略)</p>	<p><u>第5 災害時の行政サービス業務について</u> <u>町は、災害が発生した場合、災害応急対応の業務や行政サービス等の通常業務を中断しない、又は早急に復旧させるため、業務継続計画に基づき業務遂行を図る。</u></p> <p>第<u>6</u> 町民等の活動体制 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>1 町民の行動 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ラジオ、テレビや町の同報系無線等による正確な情報の把握</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 自治組織の活動 (略)</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達 (略)</p> <p>(2) 出火防止及び初期消火 ア (略) イ 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出動し、消火活動にあたる。 ウ～エ (略) オ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動にあたる。</p> <p>(3) 避難誘導 (略)</p> <p>(4) 救出救護 ア 救出活動 (ア)～(イ) (略) (ウ) 救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。 イ 救護活動 (略)</p> <p>(5) 避難所開設時の避難生活の管理運営協力 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 事業所の活動 (略)</p>	<p>1 町民の行動 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ラジオ、テレビや町の防災行政無線等による正確な情報の把握</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 自治組織の活動 (略)</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達 (略)</p> <p>(2) 出火防止及び初期消火 ア (略) イ 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出動し、消火活動に当たる。 ウ～エ (略) オ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動に当たる。</p> <p>(3) 避難誘導 (略)</p> <p>(4) 救出救護 ア 救出活動 (ア)～(イ) (略) (ウ) 救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動に当たる。 イ 救護活動 (略)</p> <p>(5) 避難所開設時の避難生活の管理運営協力 (略)</p> <p>(6) 自主防犯組織の活動 <u>自主防犯組織は、町・警察等の関係機関と協力し地域の安全確保に努める。</u></p> <p>3 事業所の活動 (略)</p>

頁	修正前	修正後
302	(新設)	<u>第2節 事前措置及び応急措置等計画</u>
		<u>風水害・事故災害等対策編第2章第2節「事前措置及び応急措置等計画」を準用する。</u>
302	第6節 応援協力要請計画	第3節 応援協力要請計画
	風水害・事故災害等対策編第3章第5節「応援協力要請計画」を準用する。	風水害・事故災害等対策編第2章3節「応援協力要請計画」を準用する。
302	第4節 自衛隊災害派遣要請計画	第4節 自衛隊災害派遣要請計画
	風水害・事故災害等対策編第3章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。	風水害・事故災害等対策編第2章4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。
302	第5節 県防災ヘリコプター出場要請計画	第5節 県防災ヘリコプター出場要請計画
	風水害・事故災害等対策編第3章第23節「県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。	風水害・事故災害等対策編第2章5節「県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。
302	第2節 災害情報通信計画	第6節 災害情報通信計画
	地震災害が発生した場合、効果的に応急対策を行う上で、被害状況等の情報の収集は不可欠である。	地震災害が発生した場合、効果的に応急対策を行う上で、被害状況等の情報の収集は不可欠である。
	地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関と相互に密接に連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達するものとする。	地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関と相互に密接に連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を <u>収集・分析・加工・共有・伝達を行う。</u>
302	第1 地震情報の収集伝達	第1 地震情報の収集伝達
	(新設)	<u>(1) 地震情報の収集・伝達</u>
	<u>町は、気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により町民等に伝達する。</u>	<u>県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により町に伝達する。</u>
	地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。	<u>町は、県からの通知や気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により収集し、町防災行政無線等により直ちに町民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。</u> 地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。

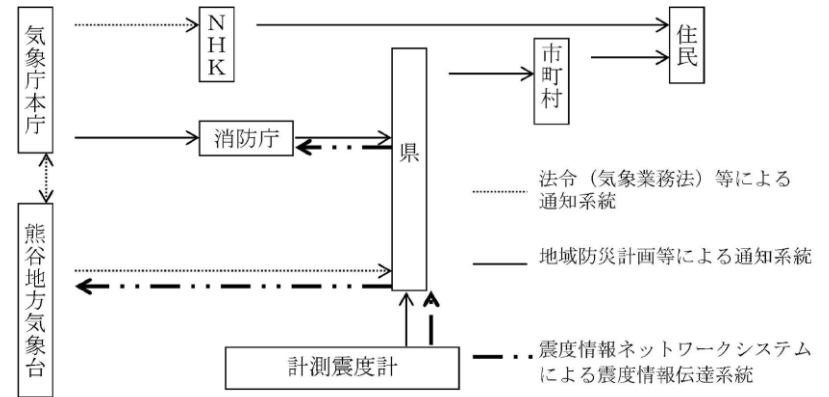
地震情報収集伝達系統図



(新設)

- 303 第2 情報収集体制の整備等
(略)
- 303 第3 情報の収集
(略)
- 1 情報の収集
(略)
- 2 消防団による情報収集
(略)

修正後



(2) 緊急地震速報の伝達

町は、気象庁が発表する緊急地震速報を町民に伝達するに当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

- 第2 情報収集体制の整備等
(略)
- 第3 情報の収集
(略)
- 1 情報の収集
(略)
- 2 消防団による情報収集
(略)

頁	修正前	修正後
304	<p style="text-align: center;">調査上の留意事項</p> <p>①～③（略） （新設） ④ 状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。</p> <p>3 被害の判定基準 被害の判定基準は、風水害・事故災害等対策編第3章第7節「災害情報計画」の別表に定めるところによる。</p> <p>第4 情報の整理・分析 （略）</p> <p>第5 情報の報告 （略）</p> <p>1 報告すべき災害 (1)～(5)（略） (6) 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの (7)（略）</p> <p>2 報告すべき事項 （略）</p> <p>3 報告の種別 (1) 被害速報 （略） (2) 確定報告</p>	<p style="text-align: center;">調査上の留意事項</p> <p>①～③（略） ④ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町区域内で行方不明となった者については、小鹿野警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。 ⑤ 状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。</p> <p>3 被害の判定基準 被害の判定基準は、風水害・事故災害等対策編第2章第7節「災害情報通信計画」の別表に定めるところによる。</p> <p>第4 情報の整理・分析 （略）</p> <p>第5 情報の報告共有・伝達 （略）</p> <p>1 報告すべき災害 (1)～(5)（略） (6) 地震が発生し、町内で震度4以上を観測したもの (7)（略）</p> <p>2 報告すべき事項 （略）</p> <p>3 報告の種別 (1) 被害速報 （略） (2) 確定報告</p>

頁	修正前	修正後
	<p>様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。</p> <div data-bbox="188 312 1095 389" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 県報告関係様式 (P92)</p> </div> <p>4 報告先</p> <p>(1) 被害速報及び確定報告</p> <p>被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。</p> <p>なお、勤務時間外においては、<u>危機管理防災センターシステム管理室</u>に報告する。</p> <p><u>電話 048-830-8111 (直通) 防災行政無線 6-8111</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 消防庁への報告先</p> <p>(略)</p>	<p>様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に<u>文書</u>で報告する。</p> <div data-bbox="1171 312 2078 389" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○ 県報告関係様式 (P139)</p> </div> <p>4 報告先</p> <p>(1) 被害速報及び確定報告</p> <p>被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。</p> <p>なお、勤務時間外においては、<u>危機管理防災部当直</u>に報告する。</p> <p><u>ア 電話 048-830-8111 (直通)</u></p> <p><u>イ 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111</u></p> <p>(2) 消防庁への報告先</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p style="text-align: center;">災害情報の連絡系統図</p>	<p style="text-align: center;">災害情報の連絡系統図</p>
307	第3節 広報広聴計画 (略)	第7節 広報広聴計画 (略)
307	第1 災害広報資料の収集等 1 災害広報資料の収集 (略)	第1 災害広報資料の収集等 1 災害広報資料の収集 (略)

頁	修正前	修正後
307	<p>(1) <u>被害調査班、避難所対応班</u>によって収集した情報</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 災害資料の取りまとめ</p> <p>(略)</p> <p>第2 町民への広報活動</p> <p>町は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。</p> <p>1 広報内容</p> <p><u>町民等への広報内容の主なものは、次のとおりである。</u></p> <p><u>なお、広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、町民の安全確保や精神的安定が図れる事項、町民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難に関する情報</p> <p>ア <u>避難の勧告</u>等に関すること。</p> <p>イ <u>避難所開設</u>に関すること。</p> <p>(4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報</p>	<p>(1) <u>総務部広報班、福祉部救護班、調査・物資班、保健部医療班、土木部施設班、産業・交通班、教育部学校施設班</u>によって収集した情報</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 市町村長等が実施した避難に関する情報</u></p> <p><u>(7) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報</u></p> <p><u>(8) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）</u></p> <p><u>(9) 被災者生活再建支援に関する情報</u></p> <p><u>(10) 犯罪、流言飛語の防止に関する情報</u></p> <p>2 災害資料の取りまとめ</p> <p>(略)</p> <p>第2 町民への広報活動</p> <p>町は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。</p> <p><u>広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。</u></p> <p><u>被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う。</u></p> <p>1 広報内容</p> <p><u>町民等への</u>広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定め、町民の安全確保や精神的安定が図れる事項、町民生活に密接に関係ある事項等を中心に、また時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して適切かつ迅速な広報を行う。</p> <p><u>広報内容の主なものは、次のとおりである。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難に関する情報</p> <p>ア <u>避難指示</u>等に関すること。</p> <p>イ <u>避難施設</u>に関すること。</p> <p>(4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報</p>

頁	修正前	修正後
309	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）</u></p> <p>ア 給水及び給食に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ</u> 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 防疫に関すること。</p> <p><u>エ</u> 臨時災害相談所の開設に関すること等</p> <p><u>(6) 電話、自動車使用の自粛協力要請</u></p> <p><u>(7) 流言飛語の防止に関する情報</u></p> <p><u>(8) その他必要と認められる情報</u></p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 要配慮者への広報</p> <p>在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや自治会等の協力を得て、手話通訳者等の派遣<u>など</u>適切に行うものとする。</p> <p>4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急速報「エリアメール」等の活用方法の周知</p> <p>(略)</p> <p>第3 報道機関への放送要請</p> <p>本部長は、人命の安全確保、精神的安定を図るためなど、災害対策活動において緊急に町民、関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、<u>県消防防災課</u>を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。</p> <p>なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に</p>	<p>(略)</p> <p><u>(5) 被災者生活再建支援に関する情報</u></p> <p><u>(6) 町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）</u></p> <p>ア 給水及び給食に関すること。</p> <p><u>イ</u> スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること</p> <p><u>ウ</u> 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。</p> <p><u>エ</u> 防疫に関すること。</p> <p><u>オ</u> 臨時災害相談所の開設に関すること等</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(7) その他必要と認められる情報</u></p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 町公式SNS</u></p> <p>3 要配慮者への広報</p> <p>在宅高齢者、障がい者や外国人などの要配慮者に対する広報は、民生委員、ボランティアや自治会等の協力を得て、手話通訳者等の派遣、<u>多言語による広報、紙媒体や文字放送による広報など</u>、適切に行うものとする。</p> <p>4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急速報「エリアメール」等の活用方法の周知</p> <p>(略)</p> <p>第3 報道機関への放送要請</p> <p>本部長は、人命の安全確保、精神的安定を図るためなど、災害対策活動において緊急に町民、関係機関に通知等をする必要があり、放送局による広報が適当と判断した場合には、<u>知事</u>を通じNHKさいたま放送局、テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに対して放送要請を行う。</p> <p>なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に</p>

頁	修正前	修正後
309	報告する。	報告する。
309	第4 報道機関への発表	第4 報道機関への発表
	(略)	(略)
309	第5 広聴活動	第5 広聴活動
	(略)	(略)
	1 臨時相談窓口の設置	1 臨時相談窓口の設置
	町は、状況に応じて町役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、	町は、状況に応じて町役場等に臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、
	要望、問い合わせ等に対応するものとする。	要望、問い合わせ等に対応するものとする。 <u>被災者等の権利利益を不当に侵害すること</u>
	また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。	<u>のないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い</u>
		<u>応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応す</u>
		<u>る。</u>
		<u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける</u>
		<u>おそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当</u>
		<u>該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。</u>
	また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。	また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。
	2 広報の実施	2 広報の実施
	(略)	(略)
	3 震災相談連絡会議の設置	3 震災相談連絡会議の設置
	(略)	(略)
309	第9節 土砂災害防止計画	第8節 土砂災害防止計画
	風水害・事故災害等対策編第3章第9節「土砂災害防止計画」を準用する。	風水害・事故災害等対策編第2章第9節「土砂災害防止計画」を準用する。
310	第10節 消防活動計画	第9節 消防活動計画
	(略)	(略)
310	第1 地震火災の特徴及びその対処	第1 地震火災の特徴及びその対処
	(略)	(略)
310	第2 町の活動体制の確立	第2 町の活動体制の確立
	1 町職員の非常招集	1 町職員の非常招集

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>2 消防団員の招集</p> <p>大規模地震発生と同時に、消防団員は、自主的に消防団詰所に参集し、火災発生に備える。消防団長及び副団長は、災害情報等を共有するため直ちに町庁舎に参集し、町本部と協働し、災害対策に<u>あたる</u>体制を整える。</p>	<p>(略)</p> <p>2 消防団員の招集</p> <p>大規模地震発生と同時に、消防団員は、自主的に消防団詰所に参集し、火災発生に備える。消防団長及び副団長は、災害情報等を共有するため直ちに町庁舎に参集し、町本部と協働し、災害対策に<u>当たる</u>体制を整える。</p>
310	<p>第3 災害情報の収集・連絡等</p> <p>(略)</p>	<p>第3 災害情報の収集・連絡等</p> <p>(略)</p>
311	<p>第4 消防団による消防活動</p> <p>(略)</p> <p>1 出火防止</p> <p>(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>3 救急救助</p> <p>(略)</p> <p>4 避難誘導</p> <p>避難指示(緊急)・避難勧告が発せられた場合は、町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難誘導する。</p> <p>5 情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>6 応援隊の受入準備</p> <p>(略)</p>	<p>第4 消防団による消防活動</p> <p>(略)</p> <p>1 出火防止</p> <p>(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>3 救急救助</p> <p>(略)</p> <p>4 避難誘導</p> <p>避難指示が発せられた場合は、町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難誘導する。</p> <p>5 情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>6 応援隊の受入準備</p> <p>(略)</p>
311	<p>第5 町民の活動</p> <p>(略)</p>	<p>第5 町民の活動</p> <p>(略)</p>
311	<p>第6 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>1 要請方法</p> <p>(略)</p>	<p>第6 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>1 要請方法</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
312 313 313 313	<p style="text-align: center;">応援要請時の明示事項</p> <p>①～⑥（略）</p>	<p style="text-align: center;">応援要請時の明示事項</p> <p>①～⑥（略）</p>
	<p style="text-align: center;">消防機関等の応援要請</p> <p>① （略）</p> <p>② 埼玉県特別機動援助隊要請は埼玉県知事 （高度な専門性を必要とする救助、救命活動を必要とする場合）</p> <p>③ 緊急消防援助隊要請は埼玉県知事等 （地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を必要とする場合）</p>	<p style="text-align: center;">消防機関等の応援要請</p> <p>① （略）</p> <p>② 埼玉県特別機動援助隊要請は知事 （高度な専門性を必要とする救助、救命活動を必要とする場合）</p> <p>③ 緊急消防援助隊要請は知事等 （地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を必要とする場合）</p>
	<p>2 応援消防隊の受入体制の整備 （略）</p>	<p>2 応援消防隊の受入体制の整備 （略）</p>
	<p>第8節 災害救助法適用計画 風水害・事故災害等対策編第3章第4節「災害救助法適用計画」を準用する。</p>	<p>第10節 災害救助法適用計画 風水害・事故災害等対策編第2章12節「災害救助法適用計画」を準用する。</p>
	<p>第13節 交通対策計画 震災時における交通規制、緊急通行車両の確認等については、風水害・事故災害等対策編第3章第10節「交通対策計画」に定めるところによるものとするが、本節では、地震発生時における運転者がとるべき措置等について定めるものとする。</p>	<p>第11節 交通対策計画 震災時における交通規制、緊急通行車両の確認等については、風水害・事故災害等対策編第2章11節「交通対策計画」に定めるところによるものとするが、本節では、地震発生時における運転者がとるべき措置等について定めるものとする。</p>
	<p>第1 被害状況の把握等 （略）</p>	<p>第1 被害状況の把握等 （略）</p>
	<p>第2 運転者のとるべき措置 （略）</p> <p>1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。 （1）～（2）（略） （3）車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、</p>	<p>第2 運転者のとるべき措置 （略）</p> <p>1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。 （1）～（2）（略） （3）車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、</p>

頁	修正前	修正後
	<p>エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
314	<p>第12節 避難計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第11節「避難計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難誘導について、次のとおり定めるものとする。</p>	<p>第12節 避難計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章13節「避難計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難誘導について、次のとおり定めるものとする。</p>
314	<p>第1 避難方法等</p> <p>1 町民の自主避難</p> <p>地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても建物倒壊等の危険状況が異なるため、町の<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。</p> <p>このため、町民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難の方法を確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。</p> <p>2 町の役割</p> <p>平常時から避難のあり方を検証し、町民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、<u>避難勧告又は指示</u>の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における町民の安全が守られるよう各防災関係機関、自治組織等との連携により、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の徹底や、避難誘導に努める。</p>	<p>第1 避難方法等</p> <p>1 町民の自主避難</p> <p>地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても建物倒壊等の危険状況が異なるため、町の<u>避難指示</u>を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。</p> <p>このため、町民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難の方法を確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。</p> <p>2 町の役割</p> <p><u>平時</u>から避難のあり方を検証し、町民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、<u>避難指示</u>の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における町民の安全が守られるよう各防災関係機関、自治組織等との連携により、<u>避難指示</u>の徹底や、避難誘導に努める。</p>
314	<p>第2 避難誘導</p> <p>(略)</p>	<p>第2 避難誘導</p> <p>(略)</p>
314	<p>第23節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第14節「要配慮者の安全確保対策計画」を準用する。</p>	<p>第13節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章第14節「要配慮者の安全確保対策計画」を準用する。</p>

頁	修正前	修正後
315	<p>第1.1節 救急救助・医療救護計画</p> <p>大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。</p> <p>これらの人々については一刻も早い救急救助活動が必要であるため、町は、町民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。</p> <p>なお、この計画に定めのない事項は、風水害・事故災害等対策編第3章第12節「救急救助・医療救護計画」の定めるところによる。</p>	<p>第1.4節 救急救助・医療救護計画</p> <p>大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。</p> <p>これらの人々については一刻も早い救急救助活動が必要であるため、町は、町民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。</p> <p>なお、この計画に定めのない事項は、風水害・事故災害等対策編第2章15節「救急救助・医療救護計画」の定めるところによる。</p>
315	<p>第1 地域住民の初期活動</p> <p>1 救出活動</p> <p>災害発生時には消防機関が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。</p> <p>このため、町民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に<u>あたる</u>ものとする。</p> <p>2 救急活動 (略)</p> <p>3 要配慮者への救護 (略)</p>	<p>第1 地域住民の初期活動</p> <p>1 救出活動</p> <p>災害発生時には消防機関が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。</p> <p>このため、町民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に<u>当たる</u>ものとする。</p> <p>2 救急活動 (略)</p> <p>3 要配慮者への救護 (略)</p>
315	<p>第2 町の救急活動等</p> <p>町は、秩父消防本部等関係機関と連携して、<u>また</u>町内関係業者等の協力を得て救急救助活動を実施するものとするが、災害が広範囲にわたる等のため、迅速な救急救助活動は困難と判断した場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。</p>	<p>第2 町の救急活動等</p> <p>町は、秩父消防本部等関係機関と連携し、<u>及び</u>町内関係業者等の協力を得て救急救助活動を実施するものとするが、災害が広範囲にわたる等のため、迅速な救急救助活動は困難と判断した場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。</p> <p><u>また、地震による延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。</u></p>

頁	修正前	修正後
316	<p>第17節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第13節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。</p>	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章16節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」を準用する。</p>
316	<p>第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第15節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。</p>	<p>第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章17節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。</p>
316	<p>第19節 応急住宅対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第16節「応急住宅対策計画」を準用する。</p>	<p>第17節 応急住宅対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章18節「応急住宅対策計画」を準用する。</p>
317	<p>第22節 文教対策計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第3章第17節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。</p>	<p>第18節 文教対策計画</p> <p>風水害・事故災害等対策編第2章19節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。</p>
317	<p>第1 学校の震災対策</p> <p>1 発災時の対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急避難等の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被害状況の把握</p> <p>地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。</p> <p>施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 応急教育の準備</p> <p>(略)</p>	<p>第1 学校の震災対策</p> <p>1 発災時の対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急避難等の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被害状況の把握</p> <p>地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。</p> <p>施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 応急教育の準備</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
318	第2 社会教育施設等の震災対策 (略)	第2 社会教育施設等の震災対策 (略)
320	第2.0節 障害物除去計画 風水害・事故災害等対策編第3章第18節「障害物除去計画」を準用する。	第1.9節 障害物除去計画 風水害・事故災害等対策編第2章20節「障害物除去計画」を準用する。
320	第1.4節 緊急輸送計画 風水害・事故災害等対策編第3章第19節「緊急輸送計画」を準用する。	第2.0節 緊急輸送計画 風水害・事故災害等対策編第2章21節「緊急輸送計画」を準用する。
320	第7節 要員確保計画 風水害・事故災害等対策編第3章第20節「要員確保計画」を準用する。	第2.1節 要員確保計画 風水害・事故災害等対策編第2章22節「要員確保計画」を準用する。
320	第1.8.2.2節 環境衛生計画 風水害・事故災害等対策編第3章第22節「環境衛生計画」を準用する。	第2.2節 環境衛生計画 風水害・事故災害等対策編第2章23節「環境衛生計画」を準用する。
321	第2.1節 公共施設等の応急対策 (略)	第2.3節 公共施設等の応急対策 (略)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">災害復旧に向けた応急措置項目</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。</p> <p>⑥ (略)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">災害復旧に向けた応急措置項目</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 受入施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。</p> <p>⑥ (略)</p> </div>
321	第1 公共建築物 (略)	第1 公共建築物 (略)
	第2 ライフライン施設	(削除)
	1 電気施設応急対策 (東京電力パワーグリッド(株)) 地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果た	

頁	修正前	修正後
	<p><u>すとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。</u></p> <p><u>(1) 応急対策</u></p> <p><u>ア 応急対策人員</u></p> <p><u>応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう、下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。</u></p> <p><u>(ア) 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u></p> <p><u>(イ) 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>イ 災害時における広報宣伝</u></p> <p><u>(ア) 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、次の事項を十分PRする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><u>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド（株）事業所に通報すること。</u></p> <p><u>③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</u></p> <p><u>④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。</u></p> <p><u>⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>⑥ 警戒宣言が発せられた場合は、不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u></p> <p><u>⑦ 地震発生時において使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</u></p> <p><u>⑧ その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> </div> <p><u>(イ) 震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 上記の(ア)及び(イ)については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。</u></p>	<p>(削除)</p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>なお、この伝達経路は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 感電事故防止周知</u> <u>各現業機関 P R 車 直接一般公衆に周知する。</u></p> <p><u>b 復旧周知</u> <u>非常災害対策支社本部 県本部 町本部</u></p> <p><u>ウ 災害時における危険予防措置</u> <u>電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 復旧</u></p> <p><u>ア 被害状況の早期把握</u> <u>全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p><u>イ 災害時における復旧資材の確保</u> <u>(ア) 調達</u> <u>非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</u></p> <p><u>a 請負工事会社保管在庫の相互流用</u></p> <p><u>b 本（支）部相互の流用</u></p> <p><u>c 本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）</u></p> <p><u>(イ) 輸送</u> <u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調達し、適宜配車を行い輸送力の確保を図る。</u> <u>なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 復旧資材置場の確保</u></p>	

頁	修正前	修正後
	<p><u>災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によつてはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、置場の迅速な確保を図る。</u></p> <p><u>ウ 復旧順位</u></p> <p><u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び町民の精神的安定に寄与する重要施設等を原則的に優先するなど、各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。</u></p> <p><u>2 ガス施設応急対策</u></p> <p><u>ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。</u></p> <p><u>(1) 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）</u></p> <p><u>地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる対策を講ずる。</u></p> <p><u>ア 高圧ガスの漏洩又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。なお、毒性ガスの場合は、防毒マスク等を使用する。</u></p> <p><u>イ 災害発生時には、その状況に応じ、付近住民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。</u></p> <p><u>ウ 漏洩ガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。</u></p> <p><u>(2) 高圧ガス災害対策（地震発生後）</u></p> <p><u>高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月1日施行）」に基づき、消防、警察、その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) LPガス及び燃焼器具等の供給対策</u></p>	

頁	修正前	修正後
	<p><u>町から供給要請があった場合は、避難所等における被災者の生活を援助するため、L Pガス及び燃焼器具等を供給する。</u></p> <p>3 <u>上水道施設応急対策（秩父広域市町村圏組合水道局）</u></p> <p><u>震災による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と町民生活に重大な影響を与える。</u></p> <p><u>このため、秩父市町村圏組合水道局及び町は速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。</u></p> <p>4 <u>電気通信設備応急対策（東日本電信電話(株)）</u></p> <p><u>災害が発生した場合には電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう通信手段を確保する。また被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧するとともに、災害復旧及び被災地における情報流通について国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。</u></p> <p><u>(1) 災害時の活動体制</u></p> <p><u>ア 災害対策本部の設置</u></p> <p><u>災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により埼玉支店に災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>イ 情報連絡</u></p> <p><u>災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、町災害対策本部、その他各関係機関と密接な連絡を取るとともに、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</u></p> <p><u>(2) 応急措置</u></p> <p><u>電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。</u></p> <p><u>ア 重要通信の確保</u></p> <p><u>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の処置を講ずる。</u></p> <p><u>イ 特設公衆電話の設置</u></p> <p><u>災害救助法が適用された場合等には、避難所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p>	

頁	修正前	修正後
	<p><u>ウ 通信の利用制限</u> 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。</p> <p><u>エ 災害伝言ダイヤルの提供</u> 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p> <p>(3) 応急復旧対策</p> <p><u>ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</u></p> <p><u>イ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</u></p> <p>(4) 災害時の広報</p> <p><u>ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p> <p><u>イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</u></p> <p><u>ウ 災害伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳（回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。</u></p>	
321	<p><u>第3</u> その他公共施設等 (略)</p>	<p><u>第2</u> その他公共施設等 (略)</p>
323	<p><u>第1.6節</u> 帰宅困難者支援対策</p> <p><u>地震被害想定調査結果によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が夏12時に発生した場合、帰宅困難者が最も多く約800人にのぼると推計されている。</u></p> <p>地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、</p>	<p><u>第2.4節</u> 帰宅困難者支援対策</p> <p><u>埼玉県地震被害想定調査において、本町の帰宅困難者が最も多くなるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」が休日12時に発生した場合で約1,300人にのぼると推計されている。</u></p> <p>地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生</p>

頁	修正前	修正後																																										
323	<p>家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在などの対策が求められる。</p> <p>帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。</p> <p>第1 帰宅困難者への情報提供</p> <p>1 帰宅困難者への情報提供 (略)</p> <p><帰宅困難者に伝える情報例></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等） 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見直し、代替交通機関の情報等） 帰宅に当たって注意すべき情報（交通不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等） 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等） <table border="1" data-bbox="219 869 1079 1257"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供、広報</td> <td>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>誘導</td> <td>・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・緊急速報エリアメールによる情報提供</td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>情報の提供、広報</td> <td>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td>・災害用伝言ダイヤル（171） ・特設公衆電話の設置等</td> </tr> <tr> <td>各携帯事業者</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td>・災害用伝言板</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等放送・報道機関</td> <td>情報の提供</td> <td>・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置</p> <p>県、町、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会（仮称）を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。</p>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起	町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・緊急速報エリアメールによる情報提供	鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等	東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171） ・特設公衆電話の設置等	各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板	ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)	<p>じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在などの対策が求められる。</p> <p>帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。</p> <p>第1 帰宅困難者への情報提供</p> <p>1 帰宅困難者への情報提供 (略)</p> <p><帰宅困難者に伝える情報例></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等） 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見直し、代替交通機関の情報等） 帰宅に当たって注意すべき情報（交通不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等） 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等） <table border="1" data-bbox="1214 869 2074 1278"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供、広報</td> <td>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>誘導</td> <td>・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる情報提供</td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>情報の提供、広報</td> <td>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td>・災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web 171）のサービス提供</td> </tr> <tr> <td>各携帯事業者</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td>・災害用伝言板</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等放送・報道機関</td> <td>情報の提供</td> <td>・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置</p> <p>県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から各構成団体の役割分担や地域の行動ルール</p>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起	町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる情報提供	鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等	東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web 171）のサービス提供	各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板	ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)
実施機関	項目	対策内容																																										
県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起																																										
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・緊急速報エリアメールによる情報提供																																										
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等																																										
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171） ・特設公衆電話の設置等																																										
各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板																																										
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)																																										
実施機関	項目	対策内容																																										
県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起																																										
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる情報提供																																										
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等																																										
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web 171）のサービス提供																																										
各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板																																										
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)																																										

頁	修正前	修正後
324	<p>第2 一時滞在施設の確保</p> <p>1 一時滞在施設の確保</p> <p>帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（以下「一時滞在施設」という。）を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。</p> <p>また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。</p> <p>なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入を優先することとする。</p> <p>2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供 (略)</p> <p>3 災害救助法の適用の検討 (略)</p>	<p><u>の策定、訓練によるルールの検証等を実施している。</u></p> <p><u>令和3年1月現在、7つの協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、所沢駅周辺）が設置されている。</u></p> <p>第2 一時滞在施設の確保</p> <p>1 一時滞在施設の確保</p> <p>帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（以下「一時滞在施設」という。）を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保し、<u>公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。</p> <p>なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入<u>れ</u>を優先することとする。</p> <p>2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供 (略)</p> <p>3 災害救助法の適用の検討 (略)</p>
324	<p>第3 企業・学校等における帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>第3 企業・学校等における帰宅困難者対策 (略)</p>
324	<p>第4 帰宅支援</p> <p>1 帰宅活動への支援 (略)</p> <p>2 帰宅途上における一時滞在施設の確保 (略)</p>	<p>第4 帰宅支援</p> <p>1 帰宅活動への支援 (略)</p> <p>2 帰宅途上における一時滞在施設の確保 (略)</p>
325	<p>第5 外国人旅行者等、観光客対策 (略)</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 町における観光客対策 (略)</p> <p>(2) 住民、自主防災組織及び観光事業者における観光客対策</p>	<p>第5 外国人旅行者等、観光客対策 (略)</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 町における観光客対策 (略)</p> <p>(2) 住民、自主防災組織及び観光事業者における観光客対策</p>

頁	修正前	修正後
	<p>自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保 (略)</p>	<p>自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、<u>福祉部</u>救護班に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保 (略)</p>
326	(新設)	<u>第2 5 節 ライフライン災害対策計画</u>
326	(新設)	<p><u>第1 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)）</u></p> <p><u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。</u></p> <p><u>1 応急対策</u></p> <p><u>(1) 応急対策人員</u></p> <p><u>応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう、下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。</u></p> <p><u>ア 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u></p> <p><u>イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) 災害時における広報宣伝</u></p> <p><u>ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、次の事項を十分PRする。</u></p>

頁	修正前	修正後
	(新設)	<p>① <u>無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p>② <u>電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)事業所に通報すること。</u></p> <p>③ <u>断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</u></p> <p>④ <u>浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。</u></p> <p>⑤ <u>屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p>⑥ <u>警戒宣言が発せられた場合は、不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u></p> <p>⑦ <u>地震発生時において使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</u></p> <p>⑧ <u>その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p><u>イ 震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。</u></p> <p><u>ウ 上記のア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p><u>なお、この伝達経路は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 感電事故防止周知</u></p> <p><u>各現業機関 広報車 直接一般公衆に周知する</u></p> <p><u>(イ) 復旧周知</u></p> <p><u>非常災害対策支社本部 県本部 町本部</u></p> <p><u>(3) 災害時における危険予防措置</u></p> <p><u>電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>2 復旧</u></p> <p><u>(1) 被害状況の早期把握</u></p> <p><u>全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。</u></p>

頁	修正前	修正後
327	(新設)	<p><u>(2) 災害時における復旧資材の確保</u></p> <p><u>ア 調達</u></p> <p><u>非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</u></p> <p><u>(ア) 請負工事会社保管在庫の相互流用</u></p> <p><u>(イ) 本（支）部相互の流用</u></p> <p><u>(ウ) 本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）</u></p> <p><u>イ 輸送</u></p> <p><u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調達し、適宜配車を行い輸送力の確保を図る。</u></p> <p><u>なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。</u></p> <p><u>ウ 復旧資材置場の確保</u></p> <p><u>災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によつてはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、置場の迅速な確保を図る。</u></p> <p><u>(3) 復旧順位</u></p> <p><u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び町民の精神的安定に寄与する重要施設等を原則的に優先するなど、各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。</u></p> <p><u>第2 ガス施設応急対策</u></p> <p><u>ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。</u></p> <p><u>1 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）</u></p> <p><u>地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる対策を講ずる。</u></p> <p><u>(1) 高圧ガスの漏洩又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停</u></p>

頁	修正前	修正後
328	(新設)	<p><u>止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。なお、毒性ガスの場合は、防毒マスク等を使用する。</u></p> <p><u>(2) 災害発生時には、その状況に応じ、付近住民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあつては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。</u></p> <p><u>(3) 漏洩ガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。</u></p> <p><u>2 高圧ガス災害対策（地震発生後）</u></p> <p><u>高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月1日施行）」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>3 LPガス及び燃焼器具等の供給対策</u></p> <p><u>町から供給要請があつた場合は、避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。</u></p> <p><u>第3 上水道施設応急対策（秩父広域市町村圏組合水道局）</u></p> <p><u>震災による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と町民生活に重大な影響を与える。</u></p> <p><u>このため、秩父市町村圏組合水道局及び町は速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。</u></p>
328	(新設)	<p><u>第4 電気通信設備応急対策（東日本電信電話(株)）</u></p> <p><u>災害が発生した場合には電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう通信手段を確保する。また被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧するとともに、災害復旧及び被災地における情報流通について国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。</u></p> <p><u>1 災害時の活動体制</u></p> <p><u>(1) 災害対策本部の設置</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により埼玉事業部に災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 情報連絡</u></p> <p><u>災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、町本部、その他各関係機関と密接な連絡を取るとともに、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</u></p> <p><u>2 応急措置</u></p> <p><u>電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。</u></p> <p><u>(1) 重要通信の確保</u></p> <p><u>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の処置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 通信の利用制限</u></p> <p><u>通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。</u></p> <p><u>(3) 災害伝言ダイヤルの提供</u></p> <p><u>地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</u></p> <p><u>3 応急復旧対策</u></p> <p><u>(1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</u></p> <p><u>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</u></p> <p><u>(3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</u></p> <p><u>4 災害時の広報</u></p> <p><u>(1) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>(3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</u></p> <p><u>(4) 災害伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳（回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象）トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。</u></p> <p><u>5 現地作業調整会議の開催</u></p> <p><u>町は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。</u></p>
330	第4章 震災復旧復興対策計画	第3章 震災復旧復興対策計画
330	第1節 迅速な災害復旧計画 風水害・事故災害等対策編第4章第1節「迅速な災害復旧計画」を準用する。	第1節 迅速な災害復旧計画 風水害・事故災害等対策編第3章第1節「迅速な災害復旧計画」を準用する。
330	第2節 計画的な災害復興計画 風水害・事故災害等対策編第4章第2節「計画的な災害復興計画」を準用する。	第2節 計画的な災害復興計画 風水害・事故災害等対策編第3章第2節「計画的な災害復興計画」を準用する。
330	第3節 生活再建等の支援計画 風水害・事故災害等対策編第4章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。	第3節 生活再建等の支援計画 風水害・事故災害等対策編第3章第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。
330	第5章 複合災害対策計画	第4章 複合災害対策計画
330	第1節 基本方針 風水害・事故災害等対策編第5章第1節「基本方針」を準用する。	第1節 基本方針 風水害・事故災害等対策編第4章第1節「基本方針」を準用する。
330	第2節 予防・事前対策 風水害・事故災害等対策編第5章第2節「予防・事前対策」を準用する。	第2節 予防・事前対策 風水害・事故災害等対策編第4章第2節「予防・事前対策」を準用する。

頁	修正前	修正後
330	<p>第3節 応急対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第5章第3節「応急対策」を準用する。</p>	<p>第3節 応急対策</p> <p>風水害・事故災害等対策編第4章第3節「応急対策」を準用する。</p>
330	<p>第6章 広域応援計画</p>	<p>第5章 広域応援計画</p>
330	<p>第1節 基本方針</p> <p>風水害・事故災害等対策編第6章第1節「基本方針」を準用する。</p>	<p>第1節 基本方針</p> <p>風水害・事故災害等対策編第5章第1節「基本方針」を準用する。</p>
330	<p>第2節 具体的取組</p> <p>風水害・事故災害等対策編第6章第2節「具体的取組」を準用する。</p>	<p>第2節 具体的取組</p> <p>風水害・事故災害等対策編第5章第2節「具体的取組」を準用する</p>
331	<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</u></p>
331	<p>(新設)</p>	<p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定され、同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。</u></p> <p><u>本県域は、推進地域には指定されていないが、令和元年6月に内閣府が発表した「南海トラフ巨大地震の被害想定について(施設等の被害)」では、発生しうる最大クラスの地震において、震度4から震度5強程度が推計されている。</u></p> <p><u>南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することとなり、臨時情報発表に伴う社会的混乱が懸念される。</u></p> <p><u>このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。</u></p>
331	<p>(新設)</p>	<p><u>第2節 具体的取組</u></p>
331	<p>(新設)</p>	<p><u>第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p>県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに町及び防災関係機関に伝達する。</p> <p>町は、庁内、機関内及び防災関係機関に県からの情報を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ</p> <pre> graph TD A[観測した異常な現象] --> B[南海トラフの想定震源域又はその周辺でM6.8以上の地震が発生] A --> C[南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性] B --> D[気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表] C --> D D --> E[有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し起こった現象を評価] E --> F1[プレート境界のM8以上の地震（半割れ）] E --> F2[M7以上の地震（一部割れ）] E --> F3[ゆっくりすべり] E --> F4[左の条件を満たさない場合] F1 --> G1[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）] F2 --> G2[南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）] F3 --> G2 F4 --> G3[南海トラフ地震臨時情報（調査終了）] </pre> <p>2 町民、企業等へのよびかけ</p> <p>町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p>

頁	修正前	修正後												
		<table border="1" data-bbox="1196 236 2049 525"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 236 1352 277">ケース</th> <th data-bbox="1352 236 1610 277">気象庁発表情報</th> <th data-bbox="1610 236 2049 277">警戒、注意をする期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 277 1352 363">半割れ（プレート境界のM8以上の地震）</td> <td data-bbox="1352 277 1610 363">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td data-bbox="1610 277 2049 363">2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 363 1352 450">一部割れ（M7以上の地震）</td> <td data-bbox="1352 363 1610 450">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td data-bbox="1610 363 2049 450">1週間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 450 1352 525">ゆっくりすべり</td> <td data-bbox="1352 450 1610 525">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td data-bbox="1610 450 2049 525">すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 592 1397 619"><u>(1) 住民の防災対応</u></p> <p data-bbox="1182 635 2110 703"><u>日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動や、できるだけ安全な行動をとるように呼びかける。</u></p> <p data-bbox="1211 719 1529 746"><u>(例)・家具の固定状況の確認</u></p> <ul data-bbox="1211 762 1682 1050" style="list-style-type: none"> <u>・非常用持ち出し袋の確認</u> <u>・避難場所や避難経路の確認</u> <u>・家族との安否確認方法の確認</u> <u>・高いところに物を置かない</u> <u>・屋内のできるだけ安全な場所で生活する</u> <u>・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）</u> <u>・危険なところにできるだけ近づかない 等</u> <p data-bbox="1182 1066 1420 1093"><u>(2) 企業等の防災対応</u></p> <p data-bbox="1182 1109 2110 1177"><u>日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続するよう呼びかける。</u></p> <p data-bbox="1211 1193 1507 1220"><u>(例)・安否確認手段の確認</u></p> <ul data-bbox="1211 1236 1659 1433" style="list-style-type: none"> <u>・什器の固定</u> <u>・落下防止対策の確認</u> <u>・食料や燃料等の備蓄の確認</u> <u>・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認</u> <u>・発災時の職員の役割分担の確認 等</u> 	ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間	半割れ（プレート境界のM8以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）	一部割れ（M7以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間	ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間
ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間												
半割れ（プレート境界のM8以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）												
一部割れ（M7以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間												
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間												

頁	修正前	修正後
332	(新設)	<u>第2 地震発生後の対応</u> <u>町は、異常な現象が発生した後、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本編に基づき災害対応を行う。</u>
333	第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応	第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応
333	第1節 シビアコンディションを設定する目的 (略)	第1節 シビアコンディションを設定する目的 (略)
333	第2節 シビアコンディションへの対応 震災対策編第1章から第7章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。 一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。 そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用、教育、啓発、訓練が重要になる。	第2節 シビアコンディションへの対応 震災対策編第1章から第6章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。 一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。 そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用、教育、啓発、訓練が重要になる。
333	第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施 (略)	第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施 (略)
334	第1 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～ 1 シビアな状況 阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、	第1 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～ 1 シビアな状況 阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、

頁	修正前	修正後
	<p>家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立つことがない。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。</p> <p>被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測となっており、また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みとなっている。緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい膨大な人数である。</p> <p><u>町民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。</u></p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性 <u><予防期></u> (略)</p>	<p>家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立つことがない。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。</p> <p>被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測となっており、また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みとなっている。緊急医療の<u>受入</u>能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい膨大な人数である。</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性 (削除) (略)</p>
334	<p>第2 支援者の犠牲はあつてはならない (略)</p>	<p>第2 支援者の犠牲はあつてはならない (略)</p>
335	<p>第3 火災から命を守る</p> <p>1 シビアな状況</p> <p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く状況の上、昼食時の発災でかまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百箇所「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われている。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的</p>	<p>第3 火災から命を守る</p> <p>1 シビアな状況</p> <p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く状況の上、昼食時の発災でかまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百箇所「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言われている。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的</p>

頁	修正前	修正後
	<p>に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、町民への被害が多くなる。</p> <p>【参考：東京都被害想定】 区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。</p> <p>【参考：国被害想定】 地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害や危険地域の正確な把握と、町民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、町民への被害が多くなる。</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害や危険地域の正確な把握と、町民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、<u>スマートフォン</u>、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。</p> <p>(4) (略)</p>
336	<p>第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇</p> <p>1 シビアな状況</p> <p>東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都</p>	<p>第4 首都圏長期大停電と燃料枯渇</p> <p>1 シビアな状況</p> <p>東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都</p>

頁	修正前	修正後
	<p>圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。</p> <p>大災害が発生し、<u>各種石油燃料が枯渇すると電気の供給がストップする。</u></p> <p>製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) 町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。<u>例えば町災害対策本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 県内外からの避難者の受入について、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。</p> <p>大災害が発生し、電気の供給がストップすると<u>各種石油燃料も枯渇する。</u></p> <p>製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) 町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 県内外からの避難者の受入<u>れ</u>について、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。</p> <p>(6) (略)</p>
336	<p>第5 そのとき、道路は通れない</p> <p>1 シビアな状況</p> <p>国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。<u>加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。</u></p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃し、一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われている。各所で車両事故が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生し、また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。</p> <p>これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一のときに冷静に対</p>	<p>第5 そのとき、道路は通れない</p> <p>1 シビアな状況</p> <p>国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。<u>しかし、</u>沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃し、一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われている。各所で車両事故が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生し、また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。</p> <p>これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一のときに冷静に対</p>

頁	修正前	修正後						
337	<p>処するためにも、その最悪の事態を想像することが重要である。</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及・啓発を進める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>処するためにも、その最悪の事態を想像することが重要である。</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第6 首都機能の麻痺</u></p> <p><u>1 シビアな状況</u></p> <p><u>東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。</u></p> <p><u>官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もある。</u></p> <p><u>最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。</u></p> <p><u>(1) 国が被害想定の中で示している被害シナリオ</u></p> <table border="1" data-bbox="1200 1046 2045 1220"> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。</td> </tr> <tr> <td>1日後～</td> <td>都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。</td> </tr> <tr> <td>更に厳しい被害様相</td> <td>想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 →応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。</u></p> <p><u>なお、首都直下地震応急対策要領では、官邸が被災した場合は、緊急災害対策本部の設置順位が定めてられており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→</u></p>	発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。	1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。	更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 →応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。
発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。							
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。							
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 →応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。							

頁	修正前	修正後
		<p><u>立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点が移ることが決められている。</u></p> <p><u>しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることとなる。</u></p> <p><u>多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えなければならない。</u></p> <p><u>2 課題</u></p> <p><u>(1) 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。</u></p> <p><u>(2) 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。</u></p> <p><u>(3) 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。</u></p> <p><u>3 対策の方向性</u></p> <p><u>(1) さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。</u></p> <p><u>(2) さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。</u></p> <p><u>ア 埼玉県の支援機能の分析</u></p> <p><u>(ア) 内閣府がまとめた「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書」(2013.3)では、さいたま市は候補都市の一つになっている。</u></p> <p><u>(イ) 警察庁、経済産業省は、災害時の代替拠点をさいたま新都心合同庁舎にしている。</u></p> <p><u>(ウ) さいたま新都心は大宮台地に位置し地盤が固いことから想定震度は5強にとどまる。</u></p> <p><u>(エ) さいたま新都心は都心から約20キロメートルの位置にあり、短期間で政府中枢機能の移転が完了する。</u></p> <p><u>(オ) 国の省庁機関が17ほど集積しており、すぐに代替機能を発揮することが可能である。</u></p> <p><u>(カ) 出先機関を持たない省庁も、周辺に存在する既存のビルやホテル、貸し会議室群を活用することが可能である。</u></p> <p><u>(キ) 省庁の代替拠点が首都近傍に置かれることで、復旧・復興の取組が迅速に進む。</u></p> <p><u>(ク) 埼玉県内に居住する国の職員も多く、すぐに代替拠点での活動が可能である。</u></p> <p><u>(ケ) 代替拠点で活動する要員の住宅など、生活環境の確保が対応可能である。</u></p> <p><u>(コ) 東北道、関越道、圏央道などの高速道路網を活用し、北日本、西日本からの物</u></p>

頁	修正前	修正後																																				
		<p><u>資などを首都に送り込むことが可能である。</u></p> <p><u>(サ) 近隣には広大な大宮駐屯地と陸上自衛隊第32普通科連隊があるため、連携が容易である。</u></p> <p><u>4 参考資料</u></p> <p>(1) <u>さいたま新都心周辺における利用可能な資源の状況</u></p> <table border="1" data-bbox="1220 424 2029 600"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>利用可能数(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>執務</td> <td>民間賃貸オフィスビル空き面積(想定)</td> <td>111,872人分</td> <td>11,187人分</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>宿泊施設(ホテル)数</td> <td>1,240室</td> <td>74室</td> </tr> <tr> <td>居住</td> <td>貸家・共同住宅の空き住宅数(想定)</td> <td>16,376戸</td> <td>3,275戸</td> </tr> <tr> <td>食事確保</td> <td>徒歩可能圏内のコンビニエンスストア数</td> <td>約60店</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：内閣府調べ</p> <p>(2) <u>霞ヶ関から代替拠点への移動シミュレーション結果(首都直下地震発生時)</u></p> <table border="1" data-bbox="1220 671 2029 759"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>札幌</th> <th>仙台</th> <th>さいたま</th> <th>名古屋</th> <th>大阪</th> <th>広島</th> <th>福岡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動時間(分)</td> <td>953 +乗換時間</td> <td>850</td> <td>193</td> <td>696</td> <td>800</td> <td>875 +乗換時間</td> <td>923 +乗換時間</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：内閣府調べ</p>	機能	項目	数量	利用可能数(推計)	執務	民間賃貸オフィスビル空き面積(想定)	111,872人分	11,187人分	宿泊	宿泊施設(ホテル)数	1,240室	74室	居住	貸家・共同住宅の空き住宅数(想定)	16,376戸	3,275戸	食事確保	徒歩可能圏内のコンビニエンスストア数	約60店	-	都市名	札幌	仙台	さいたま	名古屋	大阪	広島	福岡	移動時間(分)	953 +乗換時間	850	193	696	800	875 +乗換時間	923 +乗換時間
機能	項目	数量	利用可能数(推計)																																			
執務	民間賃貸オフィスビル空き面積(想定)	111,872人分	11,187人分																																			
宿泊	宿泊施設(ホテル)数	1,240室	74室																																			
居住	貸家・共同住宅の空き住宅数(想定)	16,376戸	3,275戸																																			
食事確保	徒歩可能圏内のコンビニエンスストア数	約60店	-																																			
都市名	札幌	仙台	さいたま	名古屋	大阪	広島	福岡																															
移動時間(分)	953 +乗換時間	850	193	696	800	875 +乗換時間	923 +乗換時間																															
339	<p><u>第6</u> デマやチェーンメールは新たな災害</p> <p>1 シビアな状況 (略)</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。</u></p>	<p><u>第7</u> デマやチェーンメールは新たな災害</p> <p>1 1 シビアな状況 (略)</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>町</u>は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。</p>																																				
339	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応</u></p> <p><u>1 シビアな状況</u></p> <p><u>阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者</u></p>																																				

頁	修正前	修正後
		<p><u>に対する超急性期医療が求められた。</u></p> <p><u>一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。</u></p> <p><u>首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられる。国の被害想定では、首都圏で最大約 12 万 3 千人の負傷者が発生し、そのうち約 2 万 4 千人が重傷者の見込みである。</u></p> <p><u>医療活動の主体は、超急性期（48 時間以内）から急性期（1 週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心となる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。</u></p> <p><u>また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。</u></p> <p><u>さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。</u></p> <p><u>2 課題</u></p> <p><u>(1) 首都圏約 12 万 3 千人の重傷者に対し、DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。</u></p> <p><u>(2) 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。</u></p> <p><u>(3) 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。</u></p> <p><u>3 対策の方向性</u></p> <p><u>(1) 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。</u></p> <p><u>(2) 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。</u></p> <p><u>(3) 都内等から県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。</u></p> <p><u>(4) 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。</u></p> <p><u>(5) 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検</u></p>

頁	修正前	修正後
340	(新設)	<p><u>討する。</u></p> <p><u>(6) 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。</u></p> <p><u>第9 都心からの一斉帰宅は危険</u></p> <p><u>1 シビアな状況</u></p> <p><u>県では、平成 24 年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。</u></p> <p><u>まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は 136 万人であると推計され、そのうち 88 万人は東京 23 区内で被災すると推計された。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題となる。</u></p> <p><u>次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションを行った。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民 252 万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では 72 万人、川口市では 45 万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道 17 号戸田橋の通過人数は 1 時間当たり最大 12 万人という大混雑が予測される。</u></p> <p><u>その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。</u></p> <p><u>発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因となる。</u></p> <p><u>2 課題</u></p> <p><u>(1) 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。</u></p> <p><u>(2) 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。</u></p> <p><u>(3) 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。</u></p> <p><u>3 対策の方向性</u></p> <p><u>(1) 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。</u></p>

頁	修正前	修正後
341	<p>第7 危険・不便な首都圏からの避難</p> <p>1 シビアな状況 (略)</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) 都内からの避難者の輸送や受入について、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。</p> <p>(2) 計画的な受入について、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><u>(2) 慌てて帰宅を開始しないで済むよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。</u></p> <p><u>(3) 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。</u></p> <p><u>(4) 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。</u></p> <p><u>(5) 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じ企業内備蓄を推進する。</u></p> <p>第10 危険・不便な首都圏からの避難</p> <p>1 シビアな状況 (略)</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。</p> <p>(2) 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
342	<p>第8 助かった命は守り通す</p> <p>1 シビアな状況 (略)</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) 被災地外で、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、<u>平常時</u>から情報を持ち合う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第11 助かった命は守り通す</p> <p>1 シビアな状況 (略)</p> <p>2 課題 (略)</p> <p>3 対策の方向性</p> <p>(1) 被災地外で、受入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、<u>平時</u>から情報を持ち合う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

頁	修正前	修正後
342	(新設)	<p><u>第 12 食料が届かない</u></p> <p><u>1 シビアな状況</u></p> <p><u>東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。</u></p> <p><u>もちろん輸送には、道路の確保が重要となる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道 4 号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効であったが、確保されたのは発災 4 日後となった。国道 45 号の道路啓開がおおむね終了したのは発災 7 日後であった。</u></p> <p><u>そのような中、避難所には十分な食事が行きわたらなかつた。</u></p> <p><u>例えば、宮城県内最大避難者数約 32 万人に対し、発災後 3 日間に県下の市町村が確保できた食料は 62 万食だけであった。また国の物資調達も、発災 1 週間後に約 39 万人が避難所に滞在していたのに対し、6 日後までの到着済み食料は約 290 万食、水が約 213 万本だけであった。概算で、一人一日約 1 食になる。</u></p> <p><u>道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。</u></p> <p><u>また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。</u></p> <p><u>シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。</u></p> <p><u>2 課題</u></p> <p><u>(1) 広域物資供給体制の整備</u></p> <p><u>(2) 広域緊急輸送体制の整備</u></p> <p><u>3 対策の方向性</u></p> <p><u>(1) 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。</u></p> <p><u>(2) 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受け入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を</u></p>

頁	修正前	修正後
343	(新設)	<p><u>施する。</u></p> <p><u>(3) 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p><u>(4) 複合災害も視野に入れ、市町村、県と合わせた備蓄を十分に行う。</u></p> <p><u>第13 災害の連鎖の防止</u></p> <p><u>1 シビアな状況</u></p> <p><u>災害の連鎖を防止することが重要である。</u></p> <p><u>一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオが考えられる。</u></p> <p><u>(1) 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。</u></p> <p><u>(2) 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。</u></p> <p><u>(3) 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。</u></p> <p><u>(4) 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。</u></p> <p><u>すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。</u></p> <p><u>しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。</u></p> <p><u>2 課題</u></p> <p><u>(1) 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。</u></p> <p><u>3 対策の方向性</u></p> <p><u>(1) 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ</u></p> <p><u>(2) 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し</u></p>